Japan Institution for Higher Education Evaluation

JIHEE

since 2004

平成 30 年度　大学機関別認証評価

評価結果報告書

平成 31 年 3 月 5 日

公益財団法人　日本高等教育評価機構

巻　頭　言

日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という。）は、日本私立大学協会を母体として、平成 16(2004)年 11 月 25 日に「財団法人」として創設されました。平成 24(2012)年 4 月には「公益財団法人」の認定を受け、新たな出発をしております。

私どもの評価機構が行う評価の目的は、大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することであります。また、評価機構と各大学とのコミュニケーションを重視しながら、創設以来ピア・レビューの精神を礎に、各大学の特性に配慮するとともに個性等を重視し、建学の精神を生かした改革・改善に資する認証評価に取組んで参りました。

平成 17(2005)年度から平成 29(2017)年度までの 13 年間で、延べ 618 大学、16 短期大学の機関別認証評価を、また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価を 2 度実施し、特色ある取組みや他大学等の参考となる優れた取組み等を公表して参りました。

平成 30(2018)年度から始まった認証評価制度の第 3 期は、大学等の質的転換や内部質保証の確立の状況を重視した評価制度に変更することが求められ、評価機構では、平成 28(2016)年 3 月に文部科学省から公布された「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令を改正する省令」を踏まえて、評価システムの大幅な見直しを行い、新システムを構築しました。

第 3 期初年度となる平成 30(2018)年度の評価では、15 大学の認証評価及び 3 大学の再評価の申請をそれぞれ受理し、提出された自己点検評価書及び関連資料に基づき、書面調査及び実地調査を実施いたしました。その後、評価結果案について大学からの意見申立てを受付け、大学評価判定委員会において最終的な判定を行った上で「評価結果報告書」をまとめ、平成 31(2019)年 3 月 5 日の理事会の承認を得て、公表することとなりました。

今後、大学機関別認証評価に加え、短期大学及び専門職大学院の認証評価の実施を通して、真に高等教育の発展に寄与できる評価を目指し、更に研さんを積んでゆく所存ですので、ご支援とご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、各大学の関係者、評価員、また、日本私立大学協会及び同附置私学高等教育研究所など、ご協力いただきました多くの方々に衷心より御礼申し上げます。

平成 31(2019)年 3 月

公益財団法人　日本高等教育評価機構

理事長　相良　憲昭

目　　次

Ⅰ　平成 30 年度　大学機関別認証評価等について
1　評価機構の概要……7
2　目的……7
3　評価実施大学……7
4　評価体制……8
5　経過……8
6　評価結果の概要……10
資料
公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則……12
組織図……14
大学評価判定委員会委員名簿……14
評価員名簿……15

Ⅱ　平成 30 年度　大学機関別認証評価　評価結果
1 秋田看護福祉大学……21
2 大阪行岡医療大学……48
3 沖縄科学技術大学院大学……72
4 沖縄国際大学……95
5 亀田医療大学……120
6 岐阜医療科学大学……144
7 九州保健福祉大学……165
8 京都美術工芸大学……195
9 群馬パース大学……217
10 神戸情報大学院大学……240
11 札幌保健医療大学……262
12 聖マリア学院大学……284
13 東京聖栄大学……309
14 ビジネス・ブレークスルー大学……340
15 山口学芸大学……368

Ⅲ　平成 30 年度　再評価　評価結果
1 愛国学園大学……393
2 松蔭大学……397
3 筑紫女学園大学……402

Ⅰ　平成 30 年度　大学機関別認証評価等について

1　評価機構の概要

評価機構は、日本の私立大学の約 7 割が加盟する日本私立大学協会を母体として設立された機関です。日本私立大学協会は、平成 12(2000)年 4 月に附置機関である私学高等教育研究所を設立し、主として私立大学の立場から大学評価システムの具体的なあり方に関する研究を行ってきました。その結果、私立大学の規模と多様性に対応できる柔軟かつ弾力的な評価システムが必要との基本的認識を得て、個々の大学の特性に配慮した評価を実施する認証評価機関の設立を決議し、平成 16(2004)年に、文部科学大臣から財団法人として設立の許可を得ました。その後、認証評価機関として必要な条件を整え、翌平成 17(2005)年には文部科学大臣から大学の評価を行う認証評価機関として認証を受けました。また、平成 21(2009)年に短期大学の認証評価機関として、平成 22(2010)年にはファッション・ビジネス分野の専門職大学院の認証評価機関として認証を受けました。さらに、平成 24(2012)年 4 月 1 日には公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受けました。

評価機構は平成 31(2019)年 3 月 1 日現在、全国 354 大学と 20 短期大学が会員となっています。

2　目的

評価機構が大学からの要請に基づいて行う認証評価は、我が国の大学の発展に寄与するために、以下のことを目的とします。

(1) 各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な内部質保証の充実を支援すること。
(2) 各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。
(3) 各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるように支援すること。

3　評価実施大学

平成 30(2018)年度は、15 大学の認証評価及び 3 大学の再評価を実施しました。大学名は以下のとおりです。

(1) 認証評価（15 大学）（五十音順）

1. 秋田看護福祉大学	2. 大阪行岡医療大学	3. 沖縄科学技術大学院大学
4. 沖縄国際大学	5. 亀田医療大学	6. 岐阜医療科学大学
7. 九州保健福祉大学	8. 京都美術工芸大学	9. 群馬パース大学
10. 神戸情報大学院大学	11. 札幌保健医療大学	12. 聖マリア学院大学

13. 東京聖栄大学　　14. ビジネス・ブレークスルー大学　　15. 山口学芸大学

(2) 再評価（3 大学）

1. 愛国学園大学　　2. 松蔭大学　　3. 筑紫女学園大学

4　評価体制

認証評価を実施するに当たって、国公私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者で構成する「大学評価判定委員会」（以下、「判定委員会」という。）の下に、評価員で構成する評価チームを編制しました。評価員は、会員大学等から推薦された 500 余人の評価員候補者の中から、申請大学の教育研究分野や地域性、規模などを勘案して選出しました。平成 30(2018)年度認証評価と再評価は、17 人の判定委員会委員と 78 人の評価員の体制で実施しました（組織図、判定委員会委員名簿、評価員名簿は 14 ページ以降を参照）。

5　経過

(1) 書面調査の開始

評価員は、評価機構の定める六つの「基準」等に基づき、大学から提出された自己点検評価書の検討・分析などを行い、所見や質問、確認事項、コメントを作成し、評価機構へ提出しました。

(2) 第 1 回評価員会議の開催

取りまとめたコメントをもとに、評価チームごとに第 1 回評価員会議を開催し、評価員の役割分担を決定しました。その後、評価員は担当基準の書面調査の結果をまとめました。

(3) 実地調査と第 2、3、4 回評価員会議の開催

書面調査の結果をもとに実地調査を実施しました。書面調査の過程で生じた疑問点などを確認することを主な目的として大学関係者と面談を行い、自己点検評価書では確認ができなかった事項（施設設備や実地でしか閲覧できない資料など）について、適宜調査を行いました。併せて、学生などとの面談も実施しました。

実地調査期間中に、第 2、3、4 回評価員会議を開催し、評価員間で情報の共有や意見交換を行いました。

(4) 「評価チーム評価報告書案」の作成と第 5 回評価員会議の開催

書面調査と実地調査の結果を踏まえ、評価チームは「評価チーム評価報告書案」を作成し、第 5 回評価員会議において取りまとめました。

(5) 「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立ての受付け

評価チームが作成した「評価チーム評価報告書案」を大学に送付し、意見申立てを受付けました。

その結果、15 大学中 11 大学から意見申立てがありました。

(6) 判定委員会における認証評価の判定と「評価報告書案」の作成

評価チームより提出された「評価チーム評価報告書案」と、大学から提出された意見申立ての内容を踏まえて判定を行い、「評価報告書案」を作成しました。

(7) 「評価報告書案」等に対する意見申立ての実施

判定委員会が作成した「評価報告書案」を大学へ送付し、同報告書案に対する意見申立てを受付けました。

その結果、18 大学（再評価 3 大学を含む）中 4 大学から意見申立てがありました。

(8) 意見申立て審査会における意見申立て内容の審議

判定委員会の求めにより、意見申立て審査会において、「評価報告書案」に対する意見申立ての内容について審議を行いました。

(9) 判定委員会における評価結果の確定

大学からの意見申立てと意見申立て審査会での審議結果を踏まえ、評価結果を確定しました。

(10) 理事会における承認

平成 31(2019)年 3 月 5 日の理事会において、判定委員会から提出された「評価結果報告書案」が承認され、評価結果が決定しました。

(11) 通知・公表

評価結果を大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告し、刊行物及びホームページ等を通じて社会に公表します。

認証評価の経過一覧

年月日	実施項目
平成 29(2017)年 7 月末	平成 30 年度 大学機関別認証評価　申請書を受理
9 月 20 日	平成 30 年度 大学機関別認証評価　責任者及び自己評価担当者説明会を開催
12 月 8 日	大学へ実地調査日程の通知
平成 30(2018)年 5 月 23 日	第 1 回大学評価判定委員会開催（認証評価・再評価を担当する評価員の承認等）
5 月 23 日	大学へ評価員の通知
～6 月末	自己点検評価書を受理

	即日、評価チームに送付し、書面調査を開始
7 月 6 日	平成 30 年度 機関別認証評価　評価員セミナーの開催
8 月	第 1 回評価員会議開催※
8 月中旬～9 月上旬	「書面質問と依頼事項」を大学へ送付※
8 月下旬～9 月下旬	大学から「書面質問と依頼事項」に対する回答を受理※
10 月	実地調査の実施※　　第 2･3･4 回評価員会議開催
10 月下旬～11 月中旬	第 5 回評価員会議開催※
11 月 27 日	第 2 回大学評価判定委員会開催（改善報告書等の審査結果の承認等）
12 月 6 日	「評価チーム評価報告書案」の取りまとめ
12 月 7 日	大学へ「評価チーム評価報告書案」を送付
～12 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
平成 31(2019)年 1 月 23 日	第 3 回大学評価判定委員会開催（評価の判定、「評価報告書案」の取りまとめ）
1 月 29 日	大学へ「評価報告書案」を送付
～2 月 8 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
2 月 15 日	意見申立て審査会開催
2 月 20 日	第 4 回大学評価判定委員会開催（評価結果の確定）
3 月 5 日	理事会開催（評価結果の承認）
3 月 5 日	大学へ評価結果などを送付
3 月 6 日	文部科学大臣へ報告
3 月 20 日	社会へ公表

※の月日は大学別の「評価の経過一覧」を参照

6　評価結果の概要

認証評価を実施した 15 大学のうち、14 大学は、評価機構が定める大学評価基準を満たしており、「適合」と判定しました。この 14 大学のうち、11 大学に対しては平成 31(2019)年 4 月 1 日から起算して 3 年以内に改善報告書等を当該大学のホームページに公表するとともに、大学評価判定委員長宛への提出を求めました。

また、大学評価基準を満たしていないとした 1 大学については、1 年以内にその基準を満たすことが可能であると大学評価判定委員会が判断したため、判定を「保留」としました。

再評価 3 大学のうち、2 大学に対しては「適合」と判定し、1 大学に対しては「不適合」と判定しました。

「適合」とした大学　（☆は「改善報告書」の提出を求めた大学）

☆秋田看護福祉大学／沖縄科学技術大学院大学／☆沖縄国際大学／亀田医療大学／☆岐阜医療科学大学／☆九州保健福祉大学／☆京都美術工芸大学／☆群馬パース大学／☆神戸情

報大学院大学／☆札幌保健医療大学／聖マリア学院大学／☆東京聖栄大学／☆ビジネス・ブレークスルー大学／☆山口学芸大学

「保留」とした大学
大阪行岡医療大学

再評価で「適合」とした大学　※（　）内は認証評価受審年度
愛国学園大学（平成 28(2016)年度）／筑紫女学園大学（平成 28(2016)年度）

再評価で「不適合」とした大学
松蔭大学（平成 28(2016)年度）

資料

公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の大学機関別認証評価に関する規程（以下「評価規程」という。）第１０条第４項の定めにより、評価報告書案の構成及び判定等に関し必要な事項を定める。

（適合）

第２条　本機構が定める大学評価基準（以下「評価基準」という。）を満たしていると大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）が判断した大学に対し、大学機関別認証評価結果（以下「評価結果」という。）を「適合」とする。

（不適合）

第３条　本機構が定める評価基準のうち、満たしていない基準があると判定委員会が判断した大学に対し、評価結果を「不適合」とする。

２　評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていると判定委員会が判断した大学に対し、評価結果を「不適合」とすることができる。

（保留）

第４条　前条第１項の大学のうち、評価結果が決定した翌年度４月１日から原則１年以内にその基準を満たすことが可能であると判定委員会が判断した大学に対し、大学評価結果を「保留」とする。

２　評価結果が「保留」とされた大学の保留期間は、原則１年間とする。

３　前項のほか、判定委員会の判断により、保留期間を変更することができる。

４　評価結果が「保留」とされた大学から保留期間内に再評価の申請がなかった場合は、「不適合」とする。

（基準ごとの評価）

第５条　判定委員会は、基準項目ごとの評価を踏まえ、基準ごとに「基準を満たしている」、「基準を概ね満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかで評価を行う。

２　全ての基準項目を満たしている場合は、「基準を満たしている」と評価する。

３　概ね満たしている基準項目がある場合は、「基準を概ね満たしている」と評価する。

４　満たしていない基準項目がある場合は、「基準を満たしていない」と評価する。

（独自基準の評価）

第６条　独自基準ごとの「基準を満たしている」、「基準を概ね満たしている」又は「基

準を満たしていない」の評価は行わないこととし、基準項目の内容を踏まえ、基準ごとにコメントとして「概評」を記述する。

（基準項目ごとの評価）

第７条　判定委員会は、「評価の視点」の内容を踏まえ、基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」、「基準項目を概ね満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかで評価を行い、その「理由」を記述する。

２　大学の分野の特性、規模や地域性を考慮し、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。

３　「優れた点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項であり、質の保証及び向上に寄与する取組み、個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み、先進的で一定の成果を挙げている取組み、十分に成果を挙げている取組み、十分に整備され機能している取組み、又は他大学の模範となるような取組みなどがある場合に記述する。

４　「改善を要する点」がある場合は、「基準項目を概ね満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかで評価する。

５　「改善を要する点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「早急に改善の取組みが必要」と判断した事項であり、整備が不十分でほとんど機能していない場合、本機構の評価基準を明らかに満たしていない場合、又は大学設置基準などに抵触する恐れがあるなど、現状のままでは大学運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項（財務状況、定員充足率、専任教員数など）などがある場合に記述する。

６　「参考意見」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「更なる取組みが望ましい」と判断した事項であり、整備はされているがあまり機能していない場合、又は整備・充実が望ましいがその対応については大学に判断を委ねる場合に記述する。

（評価報告書案の構成）

第８条　評価報告書案は、「評価結果」、「総評」、「基準ごとの評価」、「大学の挙げた特記事項」で構成する。

２　前項の「評価結果」は、「判定」、「基準ごとの評価」は、基準ごとの「評価」及び基準項目ごとの「評価」、「理由」、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」で構成する。

（改廃）

第９条　この細則の改廃は、判定委員会の議を経て理事長が決定する。

附　則

１　この細則は、平成３０年５月２３日から施行する。

２　公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価の判定に関する細則は、廃止する。

組織図

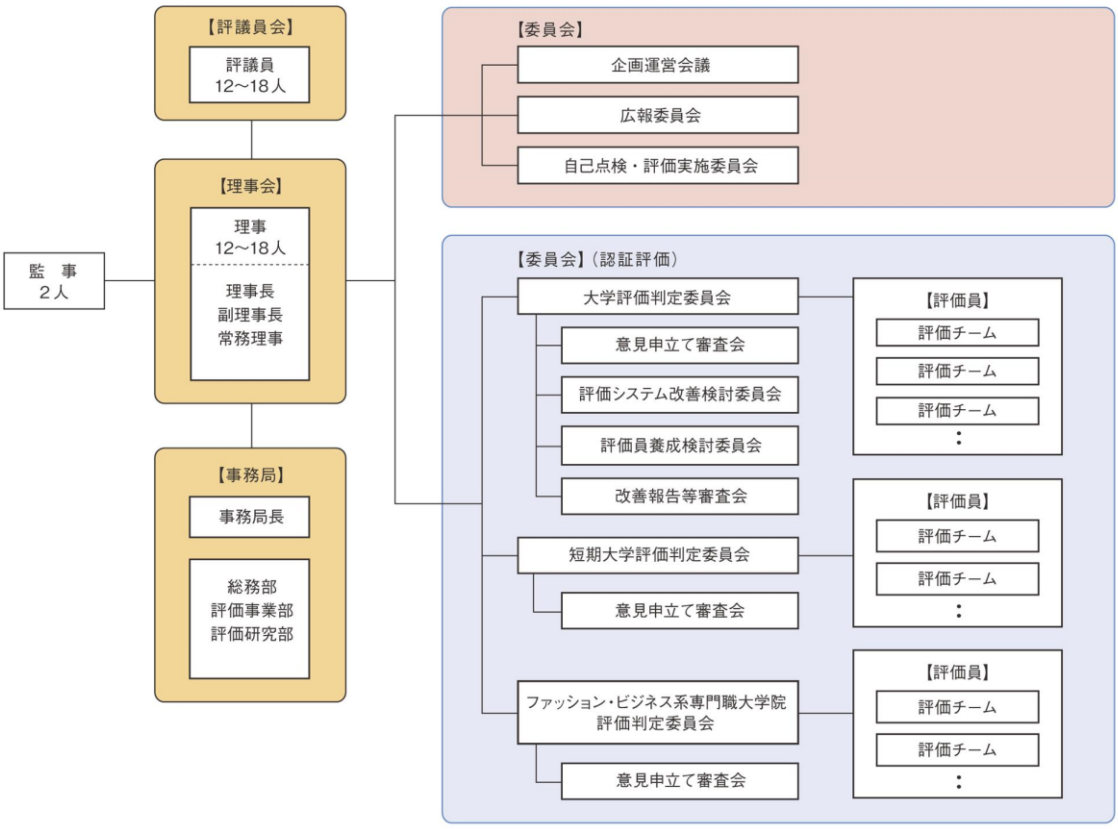

大学評価判定委員会委員名簿

（平成 31(2019)年 1 月現在　委員長・副委員長以外は五十音順）

役　名	名　前	所属機関・役職
委員長	佐藤　東洋士	学校法人桜美林学園理事長
		桜美林大学総長
副委員長	安井　利一	学校法人明海大学理事
		明海大学学長
委員	浅田　尚紀	公立大学法人兵庫県立大学理事
		兵庫県立大学副学長
〃	内田　伸子	十文字学園女子大学特任教授
		お茶の水女子大学名誉教授
〃	荻上　紘一	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構名誉教授
〃	冲永　佳史	学校法人帝京大学理事長
		帝京大学学長
〃	合田　隆史	尚絅学院大学学長

役　名	名　前	所属機関・役職
委員	児玉　隆夫	大阪市立大学名誉教授、元学校法人帝塚山学院学院長
〃	小林　浩	リクルート進学総研所長、 リクルート「カレッジマネジメント」編集長
〃	佐藤　弘章	永和監査法人社員、公認会計士
〃	清水　一彦	公立大学法人山梨県立大学理事長 山梨県立大学学長
〃	妹尾　喜三郎	元株式会社ビックカメラ取締役副会長
〃	高橋　あゆち	学校法人井之頭学園理事長
〃	羽田　積男	元日本大学文理学部教授
〃	福井　直敬	学校法人武蔵野音楽学園理事長 武蔵野音楽大学学長
〃	藤井　耐	学校法人高千穂学園理事長
〃	朴澤　泰治	学校法人朴沢学園理事長

評価員名簿　　**（平成 31(2019)年 1 月現在　五十音順）**

名　前	所属機関・役職
阿部　広伸	学校法人聖マリア学院（聖マリア学院大学）法人本部総務・財務統轄
安藤　明美	学校法人安城学園理事、愛知学泉大学家政学部長、教授
石倉　隆	大阪保健医療大学副学長、大学院保健医療学研究科教授、保健医療学部教授
糸魚川　政孝	東海学園大学スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科教授
稲垣　正義	愛知文教大学 IR 推進室長
岩田　治泰	朝日大学総務第二部長
岩田　喜弘	学校法人北陸学院（北陸学院大学）理事、事務局長
上野　隆幸	松本大学総合経営学部教授
岡戸　巧	学校法人佐野学園（神田外語大学）副理事、法人本部理事長室長、内部監査室長
冲永　佳史	学校法人帝京大学理事長、帝京大学学長
小田桐　忍	聖徳大学児童学部児童学科教授
勝田　真也	日本体育大学企画部企画部長
蒲　和重	岡山商科大学経営学部商学科教授
神谷　眞弓子	東海学院大学学長
川村　大介	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）理事長
木村　勝彦	長崎国際大学副学長、国際交流・留学生支援センター長、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター長
九里　秀一郎	浦和大学総合福祉学部教授
黒澤　和生	国際医療福祉大学小田原保健医療学部長、理学療法学科長、教授
黒澤　勝昭	学校法人日本医療大学常務理事
小出　龍郎	愛知学院大学前高等教育研究所長、短期大学部顧問、学長補佐、教授

名　前	所属機関・役職
鴻巣　努	千葉工業大学社会システム科学部プロジェクトマネジメント学科教授
小崎　充	国士舘大学理工学部理工学科健康医工学系教授
小宮　敬子	日本赤十字看護大学図書館長、看護学部看護学科、大学院看護学研究科教授
小室　晴陽	北翔大学教育文化学部芸術学科教授、北方圏学術情報センター長、大学院生涯学習学研究科長
酒井　正文	平成国際大学法学部教授
坂本　孝徳	学校法人鶴学園（広島工業大学）常務理事、副総長、法人局長
篠崎　惠美子	人間環境大学看護学部看護学科長、教授
篠田　道夫	桜美林大学教授
清水　道明	横浜創英大学総務企画部企画課長
神力　潔司	学校法人九州国際大学法人事務局局次長
杉本　孝作	学校法人四国学院理事、四国学院大学副学長、教授
高藤　清美	筑波学院大学経営情報学部長、教授
竹内　治彦	岐阜経済大学経営学部教授
田中　義郎	学校法人桜美林大学常務理事、桜美林大学総合研究機構長、大学院教授
谷岡　辰郎	学校法人谷岡学園（大阪商業大学）法人本部長補佐、秘書室長
辻　幸代	関西医療大学保健看護学部長兼保健看護学科長
常岡　裕之	学校法人谷岡学園（大阪商業大学）理事、法人本部長
德永　千尋	日本医療科学大学保健医療学部教授、教務部長
中　徹	群馬パース大学保健科学部理学療法学科長
永井　誠	学校法人昭和大学財務部長
永井　量基	学校法人清光学園（岡崎女子大学）副理事長
長江　仁一	学校法人足利工業大学（足利大学）法人事務局長
中川　博文	豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科教授、教学部長
中瀬　昌之	南九州大学健康栄養学部食品開発科学科長、教授
西川　直亮	学校法人谷岡学園（大阪商業大学）監査室長
西山　智春	群馬医療福祉大学看護学部教授
長谷川　千代松	学校法人名古屋電気学園（愛知工業大学）総務人事部次長
服部　友一	名城大学理工学部材料機能工学科教授
林　一也	東京家政学院大学人間栄養学部人間栄養学科教授
平林　誠	帝京平成大学会計課長兼施設課長
藤田　武夫	大手前大学執行役員、法人本部財務部長兼総合企画部長
細井　謙一	広島経済大学経済学部経営学科教授
前田　克彦	帝京科学大学参与
松浦　稔	学校法人暁学園（四日市看護医療大学）法人本部総務部長、財務部長、評議員

名　前	所属機関・役職
松田　藤夫	学校法人作陽学園（くらしき作陽大学）副理事長
松原　健司	淑徳大学教育学部こども教育学科長、教授
丸木　清之	学校法人埼玉医科大学理事長
宮川　博光	学校法人千葉工業大学常務理事
宮野　貴行	東京医療学院大学事務局長代理
向　雅彦	学校法人西南女学院理事長
桃井　克己	産業能率大学経理部部長
森田　恵子	日本医療科学大学保健医療学部看護学科長、教授
焼廣　益秀	広島国際大学学長
八代　克彦	ものつくり大学技能工芸学部長、建設学科教授
安井　利一	学校法人明海大学理事、明海大学学長
安田　実	学校法人森ノ宮医療学園理事、森ノ宮医療大学保健医療学部教授
薮田　早苗	学校法人鎌倉女子大学理事、総務部長
山内　京子	広島文化学園大学看護学部長
山田　千秋	東亜大学学長代行
山田　ゆかり	名古屋文理大学副学長、健康生活学部長、教授
山本　惠一	帝京科学大学事務局長兼学長補佐
山谷　敬三郎	学校法人浅井学園理事、北翔大学学長、北翔大学短期大学部学長
余語　弘	名城大学財政部財政参事役
吉岡　眞知子	学校法人村上学園理事、東大阪大学学長代行、副学長、こども学部教授
吉田　修	愛知産業大学経営学部教授、学長室長
吉野　正美	学校法人常翔学園（大阪工業大学）理事
吉村　弥須子	森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科長、教授
渡辺　浩一	比治山大学事務局次長、学長室長

Ⅱ　平成 30 年度　大学機関別認証評価　評価結果

1 秋田看護福祉大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的は、教育関連法令にのっとり学則に定めて、建学の精神「真理・調和・実学」のもとに、人材を育成することを具体的に簡潔な文章で明文化している。教育理念・目標には、「少人数教育・実践型カリキュラム・学修支援とキャリアサポート・地域社会への貢献」を掲げて個性・特色を明示している。教育目的は、保健・医療・福祉に携わる人材育成を定め、社会の要請に応じて適宜見直している。使命・目的の策定は、理事会にて承認後、役員や教職員へ理事長、学長等から教育の理念や方針が説明され理解と支持を得ている。使命・目的はホームページ等にも記載され学内外へ周知を行っている。中期計画は、毎年の自己点検・評価により課題の抽出を行い、平成 30(2018)年度からの新たな 5 か年計画である「学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画（平成 30 年度～平成 34 年度)」を立て、使命･目的を踏まえた教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。それを実現する教育研究組織は適切な構成で連携しており、実践的な運営をしている。

〇地域の保健･医療･福祉に携わる方々の協力を得て、地域と密着した多彩な講義や演習、実習を行っている点は評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを明確に定めて進学相談会等で適切に周知している。入学選抜方式を多様化させ、大学全体では収容定員が充足している。教育目的の達成に向けて、面談内容を記録した「学生指導記録」を作成して、教職協働による情報共有と運営で教育の質的向上を図っている。TA(Teaching Assistant)制度はないが職員が実習等の学修支援を教員と連携して行っている。学生サービスは、クラス担任やゼミナール担当教員、「学務課学生係」、保健室等、全教職員が連携を図り支援できる体制を整えている。学修環境である校地･校舎･施設設備等は法令に基づき適切に整備され、バリアフリーに配慮している。大館キャンパスと秋田キャンパスは遠隔講義システムにより、双方向授業が可能な環境を構築している。学生の意見要望は、在学生･卒業生のアンケート結果によりくみ上げられ、FD(Faculty Development)活動や施設の計画的な改善につなげている。

〇中途退学や留年防止に対する諸施策が功を奏し、退学率が低減していることは評価できる。

〇学生の就職の希望や動向をいち早く把握し、教職員によるきめ細かな対応の結果、就職率が開学以来看護学科及び福祉学科ともに就職希望者に対して 100%を維持していることは高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目標に基づき、学部・学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、入学試験要項、学生便覧、ホームページ等により周知している。ディプロマ・ポリシーに沿った能力の修得については、「卒業認定・学位授与方針」に沿い、単位認定、進級基準、卒業認定基準を厳格に定めた卒業試験により評価をしている。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと一貫性を確保して定め、ホームページなどで周知している。教養科目、総合科目、専門基礎科目、専門科目を配置し体系的な教育課程を構成している。学部長・学科長・教務委員長がシラバスを点検し、カリキュラム・ポリシーとの整合性を確認するなど改善のための組織体制を整備している。学修成果の点検・評価は、各委員会による各種資格取得状況の分析、GPA(Grade Point Average)の把握、「卒業時大学生活満足度調査」をもとに、三つのポリシーを踏まえて行っている。教育内容・方法及び学修指導では、「授業改善計画」を教員へフィードバックして改善を図っている。

〇近年、各種の国家試験合格率は全て全国平均を上回る結果を維持していることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長のリーダーシップは、規則に基づいて学長を補佐する体制が確立している。また、使命・目的の達成のため、教授会等では教育研究活動の課題を情報共有し、改善に向けての運営管理が機能している。学則等で、校務に関する最終的な決定権が理事長にあることとされ、学長の権限が担保されているとはいえないが、実態としては、概ね法令に即した運営がなされている。各種委員会は教員と事務職員が適切に配置され、教職協働による役割が明確である。教員は教育課程に即して適切に確保・配置され、採用・昇任等は規則に基づき運用されている。教員の能力向上では、「FD 推進委員会」が中心となり、授業評価の結果を教員へフィードバックし、授業の工夫や授業満足度を上げるなど組織的に活動している。SD(Staff Development)は、規則に基づき研修を実施し、併せて毎年業務マニュアルを担当者が確認・修正することで能力向上を図っている。研究支援については、総合研究所を設置し、運営管理を行い、保健、医療、福祉等の研究環境を整備している。倫理上の諸問題は、規則に基づき専任教員と学外学識経験者により厳正に運用している。研究活動の資金配分は、規則により学術研究助成金を交付する環境を整備している。

〇「秋田県北秋田地域振興局・大館保健所」「秋田県健康福祉部健康推進課」から事業委託として、教員・学生による「思春期ピアカウンセリング活動」を実施し、その研究成果を社会に報告している取組みは高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人が定めたコンプライアンスに関する規則により、組織倫理の徹底を図り、規律と誠実性のある経営に努め、理事会を中心とした意思決定と執行体制を構築し、社会的責務を果たす継続的な努力をしている。危機管理に関する規則を整備し、環境保全、人権、安全など改善を図っている。理事会は、寄附行為に基づき、最高意思決定機関として事業計画や予算、役員の選任等の重要事項を決定し適切に機能している。理事長を補佐する副理事長が学長のため、法人と大学の組織間の意思疎通が保たれ、円滑な管理運営の体制を整備している。監事は、寄附行為にのっとり選任され、公認会計士との情報交換を踏まえ、監査報告を行っており、法人と大学相互のチェック機能が適切に保たれている。中期計画に沿った財務運営を行い、継続的に収支差額は収入超過であり、安定した財務基盤を確立している。会計処理は適正に行われ、監事は監査計画に基づき厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

使命・目的の実現に向け、「自己点検及び自己評価委員会」が中心となり、毎年度自己点検・評価を行う恒常的な組織体制が整備されている。各委員会や部署で挙がった課題は、次年度の事業計画に反映して改善や改革を進めており、内部質保証に向けた組織体制を構築し責任を明確にしている。教育活動の内部質保証を目的に、使命や教育方針に即して自律的に自己点検・評価を実施し、結果は全教職員で情報共有を図るとともに、ホームページで公表している。自己点検するための基礎データは、各委員会や事務部門が調査したデータをエビデンスとしており、定期的に収集・分析する体制を整備している。

内部質保証に向けた調査結果は、三つのポリシーの見直しを含め教育の質向上、学生支援の強化、入学者の確保の視点で、進捗状況を毎年度検証している。目標達成に向けた取組みを実施する PDCA サイクルの仕組みは構築しているが、学長に校務の決定権がないため、ガバナンスを含めた権限委譲を明確にして、内部質保証がより機能するよう改善に期待したい。

総じて、建学の精神に基づき、教育・研究体制、経営管理体制が有機的な連携を図り、関係法令に準拠して運営を行っている。また、平成 30(2018)年度からの新たな 5 か年計画を策定し、「学生と教職員が共に参加する地域社会への貢献」を特色とする教育研究活動と人材育成を目指し、教育の質的向上に向けて教育支援体制や環境の改善を継続的に行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会の発展に資する社会貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 少人数教育で培う、“ひと”を大切にし、“こころ”を育てる教育
2. 行政と連携し、地域の医療と福祉を現場から学ぶ地域密着型の授業を開講
3. 法人内大学間の連携と遠隔講義システム

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 17(2005)年に開学し、学部の使命・目的は、教育関連法令にのっとり「秋田看護福祉大学学則」に定めて、建学の精神である「真理・調和・実学」のもとに、真理を学び、地域ひいては世界の発展に貢献できる人材を育成することを簡潔な文章で明示している。

学部・学科の教育目標や人材養成の目的に「①学生一人ひとりを大切にする少人数教育②資格取得を視野に入れた実践型カリキュラム③充実した学修支援とキャリアサポート④学生と教職員が共に参加する地域社会への貢献」としており、教育研究活動における個性・特色を反映し明示している。

創立以来の建学の精神である「真理・調和・実学」への取組みを強化しつつ、法令等の適合や教育･人材育成の基本姿勢を明確化するため、平成 21(2009)年に改組、平成 24(2012)年には三つのポリシーに保健・医療・福祉に携わる人材育成を定め、社会の要請に応じて教育目標を見直している。

〈優れた点〉

○地域の保健･医療･福祉に携わる方々の協力を得て、地域と密着した多彩な講義や演習、実習を行っている点は評価できる。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的に関する学則等の改定は、理事会の承認を得ている。役員や教職員へは、理事長、学長等より教育の理念や方針、教育目標を示し、理解と支持を得ている。また、建学の精神やその理念に基づいた教育目標は、ホームページ・学生便覧等にも記載され学内外へ周知している。

「学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画（平成 25 年度～平成 29 年度)」は、教育目的の実現に向け、使命・目的を踏まえて策定し評価と課題の抽出を行い、平成 30(2018)年度からの新たな 5 か年計画を立て教育の質向上に反映している。三つのポリシーは、建学の精神、基本理念のもとに、看護福祉学部の看護学科・福祉学科の使命・目的及び教育目標へ反映され、教育改革・改善に向けた起点となっている。

教育研究組織は、看護福祉学部の看護学科・福祉学科の人材育成を達成するため、「秋田看護福祉大学総合研究所」と教育組織が相互連携して運営され、整合性の取れた構成となっている。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部と学科ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内をはじめ、入学試験要項やホームページ上で公表しているほか、オープンキャンパスや進学説明会にて高校生や保護者、教諭への周知を図っている。

入学試験については、学務課入試係が担当し、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜方法を設けている。

大学全体では、収容定員は満たしている。福祉学科では秋田キャンパスに新たなコースを開設し、地域のニーズに対応している。具体的な取組みとして、高校訪問時に高校生に示す訴求ポイントの作成、入学者募集対策チームを設けるなど、大学全体として学生の確保に努めている。

〈参考意見〉

○看護福祉学部福祉学科の収容定員充足率が低いため、入学生確保のための一層の努力が

望まれる。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関しては、教員及び事務職員で構成される「教務委員会」「学生委員会」が、学務課と連携しながら組織的な活動を行っている。看護学科、福祉学科の全学年にクラス担任制をとり、「クラス担任指導マニュアル」をもとに、面談内容を記録した「学生指導記録」を作成して教職員で情報を共有している。TA 制度はないが、「情報処理演習」「基礎演習」では教員の補助として職員が学生の指導にあたり、実習では実習補助者が教員と共に学修を支援している。

原則として週に 1 回以上のオフィスアワーを設定し、学生掲示板やホームページにて周知をしている。中途退学者や留年を防止するために、必要に応じてクラス担任や教務委員が面談を行い、学科ミーティングで報告している。障がいのある学生を積極的に受入れ、障がいに応じた学修支援を行っている。

〈優れた点〉

○中途退学や留年防止に対する諸施策が功を奏し、退学率が低減していることは評価できる。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援教育は、入学前から在学中の就職ガイダンスや実習等の経験を通して、学生個々が就業を中心とした自分の生き方を熟考できるように、「就職委員会」「学務課就職係」が連携を図り、学生の個性を考慮した支援を行う体制を構築して実施している。

就職支援として各種就職ガイダンス､企業説明会など各種講演会を企画･開催している。就職・進路の個別指導や相談なども、クラス担任やゼミナール担当教員も加わり 4 者連携での支援体制も整備され、組織的な運用をしている。

学生が自ら病院等へ申込んで参加するインターンシップ制度があり、社会的・職業的自立に関する学修を行っている。

〈優れた点〉

○学生の就職の希望や動向をいち早く把握し、教職員によるきめ細かな対応の結果、就職率が開学以来看護学科及び福祉学科ともに就職希望者に対して 100%を維持していることは高く評価できる。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス及び厚生補導のための組織として、「学生委員会」「教育指導室」「学務課学生係」、保健室が設置され、福利厚生、経済的支援や学生生活の諸活動における問題などを学生と一緒に考え対応する支援体制が適切に機能している。大学独自の奨学金の他、法人・県・市町村・病院等の奨学金制度があり、学生への経済的支援を組織的に実施している。

学生の組織する「学生会」が、クラブ・サークル活動等の課外活動を企画・実行しており、「学生委員会」と「学務課学生係」が連携して支援している。

〈参考意見〉

○心的相談の際に心理資格を持つ専従職員を配置するなど組織的な体制の整備が望まれる。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のために必要な校地･校舎･施設設備等は法令に基づき適切に整備され、かつ有効に活用されている。廊下の段差をなくし、校舎 1 階に障がい者用トイレを設置するなど、施設設備のバリアフリーに配慮している。大館キャンパスと秋田キャンパスは遠隔講義システムにより、双方向授業が可能な環境を構築している。

実習は、地域の医療機関、福祉施設と連携し、実習指導計画委員会が適正かつ円滑に運営している。図書館は、大館・秋田キャンパスの双方に設置され、学術情報資料が確保されている。IT 教育環境は、OA 教室、就職資料室、図書館にパソコンが配置されている。クラスサイズは、厚生労働省の資格取得に関する指定規則を遵守し、教育効果を十分に上

げられるように配慮している。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、全科目に対して授業に関する学生アンケートを年 2 回行い、「FD 推進委員会」が教員側にもアンケートを実施して改善につなげている。

学生生活に関しては「卒業時大学生活満足度調査」などの各種アンケートの実施、クラス担任、ゼミナール担当教員、「学務課学生係」、保健室等による学生相談、教職員によるサークル代表者とのヒアリング等により幅広く学生の意見や要望をくみ上げている。「学生委員会」「教務委員会」等では、それらを取上げて審議し、学生サービスの改善につなげる仕組みができている。

各種アンケートや直接聴取した学修環境に関する学生の意見・要望について、各種委員会や事務部門が現行の運用や対応状況を確認し、必要な備品購入や改修等にかかる費用を予算要求に反映するなど、計画的な改善につなげている。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び使命・目的に基づいた教育目標を策定し、学部・学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、学内外に周知している。このディプロマ・ポリシーに沿い、単位認定、

進級基準、卒業認定基準を適用しており、入学案内、入学試験要項、学生便覧、ホームページ等により一般に周知している。ディプロマ・ポリシーに沿った能力の修得については、認定基準を厳格に定めた卒業試験により評価をしている。

学業成績は、小テスト、定期試験、技術試験、自己評価などの結果に基づいて授業担当教員が多面的かつ総合的に判断している。成績評価に基づいた GPA を用い、学生や保護者との面談、奨学金・表彰・就職推薦等の選考などに活用している。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び使命・目的に基づき「秋田看護福祉大学学則」が定められ、学部・学科ごとに、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性を確保し、これに即して教養科目、総合科目、専門基礎科目、専門科目を配置している。カリキュラム・ポリシーは、大学案内、ホームページなどで公表している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、体系的に構成している。教養教育の実施に関して、保健・医療・福祉職に必要な教養科目を「合同教務委員会」で検討し、配置している。

シラバスは、授業の到達目標・授業計画・主体的な学修を促すための授業準備などが示され整備されている。その内容は、学部長、学科長、教務委員長が点検し、カリキュラム・ポリシーとの整合性を確認している。アクティブ・ラーニングなどを含めた教授方法の工夫・開発と効果的な実施に努めている。

〈参考意見〉

○履修登録単位数の上限を高く設定しているため、単位制度の実質化を保つための工夫が望まれる。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

国家試験対策チームによる各種資格取得状況の分析、「教務委員会」による GPA の把握、「卒業時大学生活満足度調査」が行われ、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている。FD 授業評価アンケート、学生との面談による学生の声、各種アンケートの自由記載内容なども合わせて教育の評価を行っている。

「FD 推進委員会」が授業評価アンケートを実施し、その結果を図書館などで公開している。また、その結果は教育内容・方法及び学修指導の改善を目的に「授業改善計画」として示すよう教員へフィードバックするなど学修指導の改善に取組んでいる。

〈優れた点〉

○近年、各種の国家試験合格率は全て全国平均を上回る結果を維持していることは評価できる。

基準４．教員・職員

【評価】

基準 4 を概ね満たしている。

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

学長を支える職制として置かれた学部長・図書館長・学科長・総合研究所長・大学事務部長は、組織規則に基づいて、学長のリーダーシップのもと、それぞれの役割を果たしている。諮問機関である教授会及び各種委員会で教育研究活動、管理運営上の課題について意見交換、情報共有を行うなど、管理運営が組織的に行われている。

学則等において、校務に関する最終的な決定権が理事長にあることとされており、学長の権限が担保されているとはいえないが、実態としては、概ね法令に即した運営がなされている。

各種委員会は教員と事務職員が構成メンバーとなっており、それぞれの立場で意見を出し合いながら、教職協働による運営が行われている。各学科では毎月開催している学科ミーティングにより、学生の情報や問題を共有し、学部長を経て学長に速やかに報告し、その都度対応している。

〈改善を要する点〉

○学則及び教授会運営規程において校務に関する最終的な決定権が理事長にあると規定していることから、学校教育法の趣旨に鑑み、学長を中心とした教学マネジメントの機能性を担保するため、実態に即して校務に関する決定権者が学長であることを明確にするよう改善が必要である。

〈参考意見〉

○学長が学内の複数の役職を兼ねており、権限の分散と責任の明確化の観点から兼務の軽減を図り、学長のリーダーシップを支える体制を整備することが望まれる。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的や教育課程に即した教員が確保・配置され、教員数及び教授数は大学設置基準を満たしている。教員の採用・昇任等については法人が定める「学校法人ノースアジア大学が設置する大学及び短期大学の教員選考規程」「学校法人ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準」に基づき運用されている。専任教員に対しては任期制と教員評価制度を導入し教育研究活動の活性化を図っている。

「FD 推進委員会」が中心となり、授業評価アンケートの結果を担当教員へフィードバックし、各授業の工夫や授業満足度を上げる改善に取組んでいる。FD ワークショップや FD 公開授業などを開催して、教職員が共通の認識をもち教育内容や方法の改善と教員の能力向上に向けて組織的に活動している。その結果、アクティブ・ラーニングを志向した授業が行われている。公開授業に対する教員の意識や意欲があり、参加率が高い。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の職務遂行に必要な知識・技能等を修得させ、大学職員としての資質及び職務遂行能力の向上を図ることを目的とした「学校法人ノースアジア大学職員研修要綱」に基づき、

自主研修、学内研修、学外研修を実施している。

事務職員の資質・能力を適切に把握するために、所属長による評価を毎年定期的に実施し、その評価内容をもとに職員を励まし、指導し、資質・能力向上の動機付けを行っている。また、業務日誌を毎日記載させ各所属長が確認することで部署の運営や事務分掌、評価に役立てている。その他、毎年事務職員の業務マニュアルの更新を行っている。このマニュアルを個々の担当者が自ら確認し、修正することで業務遂行の確実性が増し、職員の資質・能力向上の機会となっている。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を概ね満たしている。

〈理由〉

総合研究所を設置し、地域社会における保健、医療、福祉領域に関する学術調査研究を総合的に行っている。また、当研究所は、教員の研究活動を奨励しており、研究相談・支援を行っている。最終的には、その成果を「秋田看護福祉大学研究所報」で発表している。

倫理上の諸問題については、「秋田看護福祉大学倫理委員会規程」に基づき委員会を設置し対応している。委員会は、専任教員と学外学識経験者により構成され、申請書類をもとに厳正に審査している。

研究活動の資金配分については、「秋田看護福祉大学学術研究助成規程」「秋田看護福祉大学学術研究助成取扱要綱」により交付を行う環境を整備している。

公的研究費の取扱いに対する管理体制には一部課題はあるが、科学研究費助成事業の採択率増加を図るために学内説明会の開催や事業委託等を受入れ外部資金の獲得に取組んでいる。

〈優れた点〉

○「秋田県北秋田地域振興局・大館保健所」「秋田県健康福祉部健康推進課」から事業委託として、教員・学生による「思春期ピアカウンセリング活動」を実施し、その研究成果を社会に報告している取組みは高く評価できる。

〈改善を要する点〉

○平成 19(2007)年 2 月に文部科学省から通知された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、公的研究費に関する諸規則を整備の上、管理体制を構築するよう改善が必要である。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人が定める教育職員・事務職員の行動規範、コンプライアンスの推進に関する基本方針及び公益通報に関する規則により、組織倫理の徹底を図り、理事会の決定に基づいて規律ある経営に努めている。理事長総室、法人事務部、大学事務部が連携を密にし、理事会を中心とした意思決定とその迅速な執行のための体制を構築し、建学の精神、使命・目的の達成や社会的責務を果たすため継続的な努力がなされている。

危機管理体制などの規則を整備し、安全で快適なキャンパスを目指し、積極的に取組み環境改善に努めている。「学校法人ノースアジア大学防災管理規程」「秋田看護福祉大学防災規程」「秋田看護福祉大学消防計画」に基づき、常日頃から災害に備え、施設設備の点検を定期的に行い、予防管理を行っている。

学生及び教職員の人権については、ハラスメント防止などの規則を整備し、ハラスメント防止研修会を企画するなど、人権擁護に努めている。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関として法人の運営に関する事業計画や予算、役員の選任等の重要事項を決定し、適切に機能している。

理事の選任は寄附行為に基づき適切に行われている。理事長を補佐し、法人の業務を監督するために副理事長が選任され、学長は副理事長として、法人の意思決定、事業計画の着実な執行に参画している。

大学が置かれている変化の激しい環境の中で、理事会として迅速に法人の意思決定を行い、機動的に対応しうる体制を整えている。

理事会の出席率は高い水準を維持しており、委任状出席を認めていないことから、一人ひとりの理事は、理事会に出席し審議に適切に参加している。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長を補佐する副理事長が学長のため、法人事務と大学事務の組織間で円滑な意思疎通が保たれている。法人の各機関の所属長で構成する所属長会議を開催し、理事長のもと、法人全体の連携・調整・意見交換を行うことで管理運営の連携体制が整備されている。理事長のリーダーシップを発揮するために理事長総室を設け、理事長の政策・施策を実行するため所属職員を指揮監督している。所属長会議や大学事務部の朝会、理事長・学長が参加する法人内の行事・会合などの実施により、教職員の意見のくみ上げなど意思疎通に効果を上げている。

監事は、寄附行為にのっとり選任され、公認会計士との情報交換を踏まえ、理事会・評議員会に出席して監査報告を行っている。評議員の選出は適切に行われ、評議員会はチェック機能を保ち適切に運営されている。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 25(2013)年度に「学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画（平成 25 年度～平成 29 年度)」を策定し、その計画に沿いながらも方向修正を加え、収入に見合った支出を心掛けた財務運営を行っている。また、その結果を踏まえ、平成 30(2018)年度からの新たな 5 か年計画を策定し、将来に向けた適正な経営を実施している。

財務については、継続的に収支差額は収入超過となっており、収入と支出のバランスが保たれている。純資産構成比率や流動比率等の財務指標は高い比率を推移しており、借入金も無く極めて安定した財務基盤を確立している。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準等関係法令に基づき、「学校法人ノースアジア大学経理規程」「学校法人ノースアジア大学経理規程施行細則」等にのっとり適正な会計処理を行っている。

会計監査については、学校法人会計基準に従い監事及び監査法人による監査を厳正に実施している。また、公認会計士と監事は直接情報交換等を行い、連携を図りながら不正防止、コンプライアンスの遵守に努めている。

予算と実態が大きくかい離する場合は状況を見極めながら補正予算を編成している。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を概ね満たしている。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の実現に向け、「秋田看護福祉大学自己点検及び自己評価規程」を定め、「自己点検及び自己評価委員会」が中心となり、毎年度、自己点検・評価を行い、結果を各委員会等へフィードバックするなど、恒常的な組織体制が整備されている。報告書は 3 年ごとに作成し、ホームページで学内外に公表している。

学長のリーダーシップのもとで、各委員会や部署で挙がった問題点や改善点は、次年度の事業計画に反映して改善や改革を進めており、内部質保証に向けた組織体制を構築し責任を明確にしている。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

教育活動の内部質保証を目的に、使命や教育方針に即して自律的に自己点検・評価を実施している。各委員会では 1 年間の活動と課題を明確にして、次年度の活動計画を「自己

点検及び自己評価委員会」に提出し改善の確認・検討をしている。3 年ごとに、日本高等教育評価機構の評価基準で自己点検・評価を行い、結果は全教職員に情報共有され、同時にホームページで公表されるなど、自己点検・評価を定期的に実施している。

教育研究活動及び大学運営を点検するエビデンスとして基礎データの他に、各委員会や事務部門が毎年実施している新入生アンケート、「卒業時大学生活満足度調査」、FD 授業評価アンケート等の調査から得られたデータをエビデンスとして定期的に収集・分析する体制が整備されている。また、委員会で実施した調査やデータの集計と分析結果は、「自己点検及び自己評価委員会」が各種データと合わせ、大学運営の改善につなげる資料としている。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を概ね満たしている。

〈理由〉

「教育の質向上、学生支援の強化、入学者の確保」などの進捗状況を毎年度検証し、更に改善、目標達成に向けた取組みを実施する PDCA サイクルを構築している。

また、「学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」を踏まえて、三つのポリシーの見直しを含め、自己点検・評価の結果や各種調査等より得た課題を平成 30(2018)年度からの新たな 5 か年計画に反映している。

教学マネジメント体制に対して、一部課題はあるが、内部質保証の仕組みが概ね機能している。

〈改善を要する点〉

○大学の校務に関する決定権が理事長にあり、本来は校務の決定権を持つ学長と理事長とのガバナンス体制と相互のチェック機能が不明瞭なため、学長の権限等を規則上で明確にし、内部質保証がより機能するよう改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会の発展に資する社会貢献活動

Ａ－1　大学の使命・目的に即した社会貢献活動

A-1-①　地域ニーズに基づいた人的資源の提供

A-1-②　生涯学習や教育機関との連携

A-1-③　教職員・学生が一体となって行う地域交流活動の推進

【概評】

教員の専門領域等を生かし各種審議体への委員の派遣、介護職員初任者研修、講演会などへの講師派遣を積極的に行い、地域活性化やまちづくりに貢献している。

平成7(1995)年から、毎年大学公開講座を開講し、秋田県内の高等教育機関が連携・交流するために設立された「大学コンソーシアムあきた」に参画し、高大連携授業を看護福祉学部看護学科・福祉学科ともに実施している。高等学校や中学校への出張授業などを行い大学が持つ人的資源の提供とともに社会貢献活動に対し、積極的に協力している。秋田県内における次世代を担う若者たちに対する学問への興味を喚起し、キャリア支援の一助となるように努めている。

教職員と学生が一体となり実践している「思春期ピアカウンセリング活動」「機能別消防団活動」は、特色ある社会貢献活動として特筆すべき点である。平成 25(2013)年からの「機能別消防団活動」は、大学の特色を生かし、大規模災害時に市民の避難誘導や応急処置を行う消防職員などの後方支援活動として大館市に貢献し、地域ネットワークの拡大、地域の防災活動の活性化につながっている。「思春期ピアカウンセリング活動」については、長期休業期間中を利用し、学部生を対象とした思春期ピアカウンセラー養成セミナーを開催し、平成 29(2017)年度は、12 人のピアカウンセラーを育成している。このピアカウンセラーを中心に教員と連携した、小学生から高校生（主に中学生と高校生）を対象としたピアカウセリング事業を秋田県から委託され 10 年以上継続実施をしている。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

1. 少人数教育で培う、“ひと”を大切にし、“こころ”を育てる教育

本学の少人数教育の特徴は、クラス担任やゼミナール担当教員等と学生の密接な関係による人間教育を、教育課程内外を通じて提供しているところである。少人数グループによる対話形式の演習や、グループディスカッション、体験学習などを随所に取入れた授業を行い、特に演習･実習科目は少人数グループに教員を配置し、学生一人ひとりの特性を見極めながら丁寧な教育を行っており、いわば「面倒見の良い大学」が本学の真骨頂である。また、複数の資格取得を視野に入れた教育課程を編成し、地域の保健・医療・福祉に携わる方々からの協力を得て、地域と密着した多彩な講義や演習、実習を展開し、サークル活動やボランティア活動等で地域交流を積極的に行っている。「Face to Face」をキーワードに、教職員が連携し、学生一人ひとりの適性や能力を的確に把握して、きめ細かい充実した学修支援とキャリアサポートを実践している。これらの成果は、高い国家試験合格率や就職率につながっている。

2. 行政と連携し、地域の医療と福祉を現場から学ぶ地域密着型の授業を開講

平成30(2018)年度後期より地元大館市との連携授業を開講する。これまでは大館市長の講演などを本学で開催し、本地域における行政やまちづくりをスポットで学ぶ機会を設けてきた。今年度からは「医療と福祉のマネジメント」という看護・福祉両学科の共通科目の中で、大館市福祉部や総務部の複数の職員が連続10回の授業を担当し、第10回では大館市長がふるさと大館のまちづくりについて講義を行う。また本学看護学科と福祉学科の教員

による講義と合わせ､学生は身近な市町村の医療･福祉行政をリアルタイムで学ぶことができる。学生はこの授業で学んだ知識を、以後の講義や実習に応用展開していくために活用する。

3. 法人内大学間の連携と遠隔講義システム
本学福祉学科では平成28(2016)年度より福祉専門職コースと行政・企業コースの2コースを設け、平成29(2017)年度には、秋田市のノースアジア大学40周年記念館に秋田キャンパスを設置した。現在、秋田キャンパスには行政・企業コースの3年生1名、2年生5名、1年生3名が在籍している。秋田キャンパスの学生は約半数の科目を大館からの遠隔講義や秋田キャンパスでの対面授業で受講している。残りは単位互換制度と科目認定の利用により同法人内のノースアジア大学や秋田栄養短期大学の授業を受けている。
このように法人内の大学と連携することで社会福祉学を中心に経済、法律、観光、栄養など幅広い知識を習得できる。また、秋田市やその近郊の学生は自宅通学を可能とし、費用の負担軽減にも寄与している。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 17(2005)年度
所在地　　秋田県大館市清水 2-3-4
　　秋田県秋田市下北手桜守沢 46-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
看護福祉学部	看護学科　福祉学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 1 日	実地調査の実施　　10 月 2 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 3 日	10 月 3 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 31 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

平成 31(2019)年　2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書
・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人ノースアジア大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	秋田看護福祉大学 2019 Guide Book	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	秋田看護福祉大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 31(2019)年度入学試験要項、平成 31(2019)年度福祉学科編入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	秋田看護福祉大学学生便覧 2018	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人ノースアジア大学　平成 30 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人ノースアジア大学　平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人ノースアジア大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事、監事、評議員の名簿、平成 29 年度理事会及び評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	監事監査報告書（平成 25 年度～平成 29 年度） 決算等の計算書類（平成 25 年度～平成 29 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2018 年度　秋田看護福祉大学　看護福祉学部シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 23(2011)年度認証評価の条件に対する対応と結果	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	秋田看護福祉大学学則(p5001,p5002)	
【資料 1-1-2】	学生便覧 2018(p1,p2)	
【資料 1-1-3】	三つのポリシー	
【資料 1-1-4】	2019 Guide Book(p22～p26)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	秋田看護福祉大学学則(p5001,p5002)	
【資料 1-2-2】	学生便覧 2018(p1,p2)	
【資料 1-2-3】	2019 Guide Book（表紙裏）	
【資料 1-2-4】	看護学実習の手引き(p1) 平成 30 年度介護実習指導要領(p1) 平成 30 年度ソーシャルワーク実習指導要領(p1) 平成 30 年度精神保健福祉援助実習指導要領(p1)	
【資料 1-2-5】	大学ポートレート	
【資料 1-2-6】	平成 30 年キャンパスガイドブック	
【資料 1-2-7】	学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画（平成 25 年度～29 年度）	
【資料 1-2-8】	学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画の検証（平成 25 年度～29 年度）	
【資料 1-2-9】	学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画（平成 30 年度～34 年度）	
【資料 1-2-10】	三つのポリシー	
【資料 1-2-11】	学校法人ノースアジア大学組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2019 Guide Book(p40,p41)	
【資料 2-1-2】	平成 31(2019)年度入学試験要項　表紙裏	
【資料 2-1-3】	三つのポリシー	
【資料 2-1-4】	平成 31(2019)年度入学試験要項　AO シート	
【資料 2-1-5】	平成 31(2019)年度入学試験要項(p2,p8)	
【資料 2-1-6】	平成 31(2019)年度入学試験要項(p3～5,p9～11)	
【資料 2-1-7】	平成 31(2019)年度入学試験要項(p6,p13)	
【資料 2-1-8】	平成 31(2019)年度福祉学科編入学試験要項	
【資料 2-1-9】	秋田看護福祉大学入試委員会規程 学校法人ノースアジア大学組織規程	
【資料 2-1-10】	平成 29 年度入学者募集対策チーム会議議事録	
【資料 2-1-11】	秋田看護福祉大学看護福祉学部教授会運営規程	
【資料 2-1-12】	入試問題作成・校正、強化チェック項目	
【資料 2-1-13】	平成 29 年度高校訪問先一覧	
【資料 2-1-14】	平成 29 年度進学説明会参加会場一覧	
【資料 2-1-15】	平成 29 年度ノースアジアニュースレター放映一覧 テレビ CM 素材	
【資料 2-1-16】	学園広報さくら	
【資料 2-1-17】	タウン誌・受験雑誌広告	
【資料 2-1-18】	平成 29 年度オープンキャンパスプログラム	

2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	秋田看護福祉大学教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	平成 30 年度入学生用入学前プログラム	
【資料 2-2-3】	入学前プログラムアンケート調査結果	
【資料 2-2-4】	学生便覧 2018(p9～51)	
【資料 2-2-5】	平成 30 年度クラス担任一覧	
【資料 2-2-6】	学生便覧 2018(p25,26) オフィスアワー一覧表	
【資料 2-2-7】	平成 29 年度保護者懇談会資料	
【資料 2-2-8】	クラス担任指導マニュアル	
【資料 2-2-9】	各種資格取得講座資料	
【資料 2-2-10】	秋田看護福祉大学学則第 29 条第 2 項	
【資料 2-2-11】	秋田看護福祉大学履修科目の登録の上限に関する細則第 3 条	
【資料 2-2-12】	ゲスト招聘の文書	
【資料 2-2-13】	保護者に対する成績表送付文書	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	秋田看護福祉大学就職委員会規程	
【資料 2-3-2】	2019 Guide Book(p32,p33)	
【資料 2-3-3】	平成 30 年度クラス担任一覧	
【資料 2-3-4】	平成 29 年度保護者懇談会資料	
【資料 2-3-5】	就職試験報告書 進学試験報告書	
【資料 2-3-6】	平成 29 年度合同就職面談会　参加病院一覧	
【資料 2-3-7】	平成 29 年度合同就職面談会　病院担当者からのアンケート回答結果	
【資料 2-3-8】	平成 29 年度個人登録票	
【資料 2-3-9】	平成 29 年度就職ガイダンスアンケート結果	
【資料 2-3-10】	インターンシップ参加願	
【資料 2-3-11】	平成 29 年度インターンシップ参加者数 平成 29 年度インターンシップ参加状況・採用試験受験状況	
【資料 2-3-12】	平成 29 年度進路内定者一覧表	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	秋田看護福祉大学学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	学校法人ノースアジア大学組織規程第 4 条の 3	
【資料 2-4-3】	平成 29 年度保健室利用状況	
【資料 2-4-4】	平成 29 年度定期健康診断実施詳細	
【資料 2-4-5】	平成 29 年度学外の奨学金給付・貸与状況一覧表	
【資料 2-4-6】	秋田看護福祉大学経済支援奨学金貸与規程	
【資料 2-4-7】	秋田看護福祉大学看護福祉学部福祉学科入学支援奨学金貸与要綱 学校法人ノースアジア大学が設置する大学等の学納金支援制度要綱	
【資料 2-4-8】	学生便覧 2018(p83～p86)	
【資料 2-4-9】	平成 29 年度新入生歓迎会実施計画	
【資料 2-4-10】	平成 29 年度体育祭パンフレット	
【資料 2-4-11】	平成 29 年度大学祭資料	
【資料 2-4-12】	平成 29 年度「卒業を祝う会」実施要領	
【資料 2-4-13】	平成 29 年度サークル助成予算配当一覧表	
【資料 2-4-14】	クラス担任指導マニュアル	

【資料 2-4-15】	学生便覧 2018(p25,26) オフィスアワー一覧表	
【資料 2-4-16】	ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-4-17】	学生便覧 2018(p36～p37)	
【資料 2-4-18】	平成 29 年度ボランティア実施状況一覧表	
【資料 2-4-19】	学生安否確認方法(メール設定方法)	
【資料 2-4-20】	平成 29 年度秋田県総合防災訓練実施要綱 平成 29 年度秋田県総合防災訓練時の写真	
【資料 2-4-21】	大規模地震対応マニュアル・火災発生時対応マニュアル（教職員用・学生用）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	秋田看護福祉大学校舎等面積一覧	
【資料 2-5-2】	学園建物管理業務委託（大館校地）仕様書	
【資料 2-5-3】	平成 29 年度秋田県総合防災訓練実施要綱 平成 29 年度秋田県総合防災訓練時の写真	
【資料 2-5-4】	避難場所及び避難施設の指定に関する資料	
【資料 2-5-5】	平成 29 年度臨地実習　実習施設一覧	
【資料 2-5-6】	秋田看護福祉大学看護実習指導計画委員会要綱 秋田看護福祉大学介護実習等指導計画委員会要綱	
【資料 2-5-7】	秋田看護福祉大学看護実習指導担当者連絡会議要綱 秋田看護福祉大学介護実習等指導担当者連絡会議要綱	
【資料 2-5-8】	平成 30 年度図書館利用案内	
【資料 2-5-9】	図書館だより	
【資料 2-5-10】	文献検索使用マニュアル	
【資料 2-5-11】	秋田キャンパス事務室設置　図書リスト	
【資料 2-5-12】	平成 29 年度受講者人数	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	平成 29 年度授業に関する学生アンケート	
【資料 2-6-2】	平成 29 年度「授業に関する学生アンケート」結果に関する教員アンケート	
【資料 2-6-3】	平成 29 年度新入生アンケート結果	
【資料 2-6-4】	平成 29 年度卒業時大学生活満足度調査結果	
【資料 2-6-5】	平成 24 年度在学生に対する大学生活満足度調査 (秋田看護福祉大学総合研究所報第 8 号、p1～p11、2013 年 3 月)	
【資料 2-6-6】	平成 29 年度保護者懇談会資料	
【資料 2-6-7】	平成 29 年度課外活動団体への面談要旨	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	秋田看護福祉大学学則第 6 条第 2 項 秋田看護福祉大学学則第 35 条	
【資料 3-1-2】	秋田看護福祉大学履修内規	
【資料 3-1-3】	秋田看護福祉大学看護福祉学部看護学科実習科目履修要件 秋田看護福祉大学看護福祉学部福祉学科実習科目履修要件	
【資料 3-1-4】	GPA(Great Point Average)制度に関する資料	
【資料 3-1-5】	秋田看護福祉大学助産師科目の履修に関する内規 秋田看護福祉大学保健師科目の履修に関する内規 秋田看護福祉大学精神保健福祉士科目の履修に関する内規	

【資料 3-1-6】	秋田看護福祉大学看護福祉学部看護学科実習科目履修要件 秋田看護福祉大学看護福祉学部福祉学科実習科目履修要件	
【資料 3-1-7】	秋田看護福祉大学学位規程	
【資料 3-1-8】	秋田看護福祉大学教育倫理綱領	
【資料 3-1-9】	平成 29 年度卒業試験実施要領	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2019 Guide Book(p3,p13)	
【資料 3-2-2】	カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-3】	平成 30 年度キャンパスガイドブック	
【資料 3-2-4】	平成 30 年度シラバス	
【資料 3-2-5】	履修モデル	
【資料 3-2-6】	秋田看護福祉大学履修科目の登録の上限に関する細則第 3 条	
【資料 3-2-7】	秋田看護福祉大学学則(p5021～p5042)	
【資料 3-2-8】	学校法人ノースアジア大学が設置する大学・短期大学間における単位互換に関する要綱	
【資料 3-2-9】	平成 29 年度生「行政・企業コース」秋田キャンパスカリキュラム	
【資料 3-2-10】	秋田看護福祉大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程	
【資料 3-2-11】	平成 30 年度看護学科実習要項 平成 30 年度福祉学科実習要項	
【資料 3-2-12】	平成 29 年度看護学科実習報告会資料 平成 29 年度福祉学科実習報告会資料	
【資料 3-2-13】	「医療と福祉のマネジメント」シラバス	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	国家試験合格率の推移	
【資料 3-3-2】	平成 29 年度授業に関する学生アンケート	
【資料 3-3-3】	平成 29 年度卒業時大学生活満足度調査結果	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学校法人ノースアジア大学寄附行為第 11 条	
【資料 4-1-2】	学校法人ノースアジア大学組織規程	
【資料 4-1-3】	秋田看護福祉大学所属長会議要綱	
【資料 4-1-4】	学科ミーティング申し合わせ事項	
【資料 4-1-5】	秋田看護福祉大学看護福祉学部教授会運営規程 教授会審議事項	
【資料 4-1-6】	秋田看護福祉大学所属長会議要綱	
【資料 4-1-7】	学校法人ノースアジア大学所属長会議要綱	
【資料 4-1-8】	学校法人ノースアジア大学組織規程	
【資料 4-1-9】	学校法人ノースアジア大学組織規程第 9 条の 2	
【資料 4-1-10】	学校法人ノースアジア大学の稟議に関する要綱	
【資料 4-1-11】	文書取扱内規	
【資料 4-1-12】	秋田看護福祉大学所属長会議要綱	
【資料 4-1-13】	学校法人ノースアジア大学課長以上等会議要綱	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学校法人ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準 学校法人ノースアジア大学が設置する大学及び短期大学の教員選考規程	

【資料 4-2-2】	学校法人ノースアジア大学が設置する大学・短期大学の選任教員の任期に関する規程	
【資料 4-2-3】	秋田看護福祉大学ファカルティ･ディベロップメント推進委員会規程	
【資料 4-2-4】	平成 29 年度 FD ワークショップ資料	
【資料 4-2-5】	平成 29 年度 FD 講演会資料	
【資料 4-2-6】	平成 29 年度 FD 公開授業資料	
【資料 4-2-7】	平成 29 年度 FD 公開授業検討会資料	
【資料 4-2-8】	平成 29 年度 FD 公開授業に関するアンケート集計結果	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人ノースアジア大学職員研修要綱	
【資料 4-3-2】	業務日誌	
【資料 4-3-3】	業務マニュアル	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	秋田看護福祉大学総合研究所規程	
【資料 4-4-2】	秋田看護福祉大学総合研究所「研究所報」に関する内規	
【資料 4-4-3】	秋田看護福祉大学研究所報　第 13 号	
【資料 4-4-4】	平成 29 年度『研究所報』第 13 号への投稿案内文書	
【資料 4-4-5】	秋田看護福祉大学倫理委員会規程	
【資料 4-4-6】	平成 30 年度　秋田看護福祉大学倫理委員会開催日程	
【資料 4-4-7】	倫理申請から通知結果までの流れ	
【資料 4-4-8】	倫理委員会審査申請書記入様式	
【資料 4-4-9】	倫理審査申請　書類提出時確認チェックリスト	
【資料 4-4-10】	平成 29 年度　倫理委員会倫理審査申請一覧	
【資料 4-4-11】	秋田看護福祉大学学術研究助成規程	
【資料 4-4-12】	秋田看護福祉大学学術研究助成取扱要綱	
【資料 4-4-13】	平成 30 年度科研費公募要領等説明会資料	
【資料 4-4-14】	平成 30 年度科学研究費助成事業研究分担者承諾書等資料	
【資料 4-4-15】	平成 17 年度から 29 年度における自治体からの事業委託内容	
【資料 4-4-16】	思春期ピアカウンセリング活動に関する研究報告	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人ノースアジア大学寄附行為第 4 条(p51,p52) 学校法人ノースアジア大学寄附行為第 6 条(p52) 秋田看護福祉大学学則第 1 条(p5001) 秋田看護福祉大学学則第 6 条(p5002)	
【資料 5-1-2】	学校法人ノースアジア大学組織規程	
【資料 5-1-3】	コンプライアンスの推進に関する基本方針 学校法人ノースアジア大学職員（教育職員・事務職員）の行動規範 学校法人ノースアジア大学公益通報に関する規程	
【資料 5-1-4】	学校法人ノースアジア大学防災管理規程 秋田看護福祉大学防災規程 秋田看護福祉大学消防計画	
【資料 5-1-5】	平成 29 年度秋田県総合防災訓練実施要綱 平成 29 年度秋田県総合防災訓練時の写真	
【資料 5-1-6】	大規模地震対応マニュアル・火災発生時対応マニュアル（教職員用・学生用）	
【資料 5-1-7】	学内入構届	

【資料 5-1-8】	駐車場使用許可願 駐車許可証	
【資料 5-1-9】	一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度 「Will」のご説明	
【資料 5-1-10】	インシデント対応手順書	
【資料 5-1-11】	学校法人ノースアジア大学情報セキュリティ基本方針 学校法人ノースアジア大学情報セキュリティに関する要綱	
【資料 5-1-12】	フィルタリング、ウィルスソフト導入に関する資料	
【資料 5-1-13】	公式 Facebook ページについて	
【資料 5-1-14】	ソフトウェアを常に最新に保つことを示す資料	
【資料 5-1-15】	クールビズについてのメール 冷房運転についてのメール	
【資料 5-1-16】	学生便覧 2018(p11)	
【資料 5-1-17】	ハラスメントの防止等に関する規程 学校法人ノースアジア大学就業規則 個人情報の保護に関する規程 個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-18】	看護学実習の手引き(p2) 臨地実習の同意書 倫理委員会規程 倫理申請から通知結果までの流れ 倫理審査申請　書類提出時確認チェックリスト	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人ノースアジア大学寄附行為	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人ノースアジア大学所属長会議要綱	
【資料 5-3-2】	理事長杯争奪　秋の大運動会について（ご案内） 平成29年度親和会レクリエーション＜親睦旅行＞について(ご案内) 平成 29 年度親和会大忘年会のお知らせ	
【資料 5-3-3】	平成 29 年度親和会役員 第 8 回理事長杯争奪　秋の大運動会　参加者名簿	
【資料 5-3-4】	学校法人ノースアジア大学寄附行為第 6 条(p52)	
【資料 5-3-5】	学校法人ノースアジア大学寄附行為第 11 条（p54） 学校法人ノースアジア大学組織規程第 18 条（p1535）	
【資料 5-3-6】	学校法人ノースアジア大学組織規程第 4 条の 2(p1518-p1519) 学校法人ノースアジア大学組織規程第 18 条第 3 項(p1537)	
【資料 5-3-7】	学校法人ノースアジア大学評議員名簿	
【資料 5-3-8】	学校法人ノースアジア大学監事の選任等に関する規程	
【資料 5-3-9】	監事監査報告書	
【資料 5-3-10】	平成 29 年度評議員会出席状況 平成 29 年度理事会出席状況	
【資料 5-3-11】	学校法人ノースアジア大学寄附行為第 14 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の評議員推薦要項	
【資料 5-3-12】	学校法人ノースアジア大学寄附行為第 14～19 条(p55～p56) 学校法人ノースアジア大学評議員名簿	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	平成 25 年度～平成 29 年度 5 ヵ年財務計画関係資料	
【資料 5-4-2】	平成 30 年度～平成 34 年度 5 か年施設設備改善計画	
【資料 5-4-3】	平成 30 年度予算編成基本方針	
【資料 5-4-4】	平成 30 年度資金収支予算書・事業活動収支予算書	
【資料 5-4-5】	平成 29 年度資金収支補正予算書・事業活動収支補正予算書	

【資料 5-4-6】	平成 20 年度～平成 26 年度消費収支計算書の経年比較 （学校法人ノースアジア大学・秋田看護福祉大学）	
【資料 5-4-7】	平成 27 年度～平成 29 年度事業活動収支計算書の経年比較 （学校法人ノースアジア大学・秋田看護福祉大学）	
【資料 5-4-8】	学校法人ノースアジア大学（法人全体）平成 25 年度～平成 29 年度までの貸借対照表関係比率	
【資料 5-4-9】	定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分を学校法人ノースアジア大学から見た経営状態（平成 27 年度～）	
【資料 5-4-10】	学校法人ノースアジア大学　平成 25 年度～平成 29 年度までの財務指標（法人全体・秋田看護福祉大学）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人ノースアジア大学経理規程 学校法人ノースアジア大学経理規程施行細則	
【資料 5-5-2】	予算書作成に係る説明会関係資料	
【資料 5-5-3】	平成 29 年度予算執行見込提出書類関係資料 平成 30 年度予算見積書関係資料	
【資料 5-5-4】	平成 29 年度監査日程	
【資料 5-5-5】	公認会計士の監査報告書 監事監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	秋田看護福祉大学自己点検及び自己評価規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	平成 29 年度委員会等活動報告書	
【資料 6-2-2】	平成 30 年度委員会等活動案	
【資料 6-2-3】	平成 29 年度新入生アンケート結果	
【資料 6-2-4】	平成 29 年度卒業時大学生活満足度調査	
【資料 6-2-5】	平成 29 年度授業に関する学生アンケート結果	
【資料 6-2-6】	平成 29 年度大学祭アンケート結果	
【資料 6-2-7】	平成 29 年度オープンキャンパスアンケート結果	
【資料 6-2-8】	平成 29 年度就職ガイダンスアンケート結果	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	三つのポリシー	
【資料 6-3-2】	学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画の検証（平成 25 年度～29 年度）	
【資料 6-3-3】	学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画（平成 30 年度～34 年度）	
【資料 6-3-4】	秋田看護福祉大学自己点検及び自己評価規程	

基準 A. 地域社会の発展に資する社会貢献活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の使命・目的に即した社会貢献活動		
【資料 A-1-1】	秋田看護福祉大学公開講座に関する規程	
【資料 A-1-2】	第 23 回「大学公開講座」日程表 第 23 回「大学公開講座」アンケート集計結果	
【資料 A-1-3】	平成 29 年度大学コンソーシアムあきた「高大連携授業」前期授業要目（科目概要）	
【資料 A-1-4】	平成 29 年度大学コンソーシアムあきた「高大連携授業」アンケート集計結果	

【資料 A-1-5】	平成 29 年度思春期ピアカウンセリング事業報告書	
【資料 A-1-6】	大館市消防団協力事業所認定通知書	
【資料 A-1-7】	秋田県消防功労者（優良事業所）認定通知書	
【資料 A-1-8】	消防庁消防団協力事業所表示証交付決定通知書	
【資料 A-1-9】	消防庁消防団協力事業所認定に関する新聞記事	
【資料 A-1-10】	平成 29 年度秋田県総合防災訓練実施要綱 平成 29 年度秋田県総合防災訓練時の写真	
【資料 A-1-11】	大館市消防団防災リーダー養成講習に関る資料	
【資料 A-1-12】	平成 29 年度ひらめき☆ときめきサイエンス実施プログラム	
【資料 A-1-13】	平成 29 年度ひらめき☆ときめきサイエンス実施報告書 平成 29 年度ひらめき☆ときめきサイエンス開催に関する新聞記事	
【資料 A-1-14】	平成 29 年度大館圏域産業祭資料	

2 大阪行岡医療大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は「協同」という建学の精神のもとに、「幅広い専門知識、技術を修得し、且つ医療及び社会に対して豊かな適応力を有し、加えて探究心を継続できる心を持った医療人を育成すること」を使命・目的としており、多職種との「協働の意識」及び「必要な連帯感」を理解し、高い専門知識と技術を修得した理学療法士の育成を教育目的としている。大学の使命・目的及び教育目的は、理事長主導のもと大学設置準備室において検討の後、理事会において審議し策定されたものであり、学則に明示され、多様な方法で学内外に周知されている。また、使命・目的は大学の中長期計画に反映されているほか、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されており教育研究組織の構成とも整合性が保たれている。

「基準２．学生」について

大学の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ等でその周知に努め、さまざまな入試制度を設けて多様な入学者受入れのための入学者選抜を行っており、在籍学生数は適切に確保されている。クラス担任制度や初年次教育の一環としての基礎ゼミナール、学年ごとの専門科目の補講、理学療法士国家試験合格に向けての模擬試験といった学修支援体制を整えるとともに、理学療法士を目指している全学生のためにキャリア教育を実施し、それぞれの学生の希望と資質に応じた就職支援体制を整備している。学生サービスの組織としては、「学生委員会」「ハラスメント防止及び対策委員会」、学生支援に関わる全ての教職員による「庶務連絡会」等が設置されており、校地、校舎、グラウンド、実習施設、図書館等の施設設備は適切に整備、活用されている。「講義アンケート」「学生生活アンケート」等の実施にとどまらず、大学として学生の心身の健康を守るための早急な体制整備が望まれるものの、学生生活安定のための支援が工夫されている。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーでは「社会の理解とコミュニケーション能力」「高い専門知識と技術力」「学問・臨床研究への探求心及び正しい倫理観」という三つの能力を掲げ、「学生募集要項」に掲載し、ホームページ等で公表・周知され、それを踏まえた単位認定・進級・卒業・修了の基準も「履修規程」等に定められて周知されている。単位認定・進級・卒業認定は明確な基準により、教授会で審議されている。ディプロマ・ポリシーで掲げる三つ

の能力を養成するため、「教養教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の 3 群の科目区分により体系的で一貫した教育課程が編成されており、少人数教育、アクティブ・ラーニング及び課題解決型学修の導入等、教授方法も工夫されている。しかし、平成 30(2018)年度から教育課程の一部授業科目において、科目名を変更して授業が行われているが、学則変更に関して学内規則や法令に即した手続きが行われておらず、早急な改善が必要である。

「基準４．教員・職員」について

大学は、使命・目的の達成のため権限の分散と責任を明確にし、教育研究に関する最高責任者としての学長及び学長の補佐役として学部長、学科長を置き運営している。大学設置基準と理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を遵守した教員数を確保の上、配置し、教員の採用は「教員選考規程」にのっとって決定されている。研究環境の整備や研究活動の経済的支援としての予算配分も行われ、「研究倫理規程」に基づいて「倫理委員会」も設置されている。しかし、「教授会規程」第 1 条の内容と学則第 35 条及び第 36 条の内容に相違があるほか、学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについて、学長によって適切に定められていないことは、改善を要する。また、「ハラスメント防止及び対策委員会」については規則整備されてはいるものの、開催実績がなく機能していないことについても改善を要する。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学は環境保全や人権及び安全への配慮に努めながら、事業計画に基づいて経営の規律と誠実性の維持を図りつつ、使命・目的の実現のために継続的努力を行っている。意思決定のための最高議決機関としての理事会とその諮問機関としての評議員会を設置し、理事会において、大学全体の運営に関する重要な事項を審議・決定している。長年の蓄積によって財務基盤は安定しており、会計処理と監査法人による会計監査も厳正・適切に実施されている。「学校法人行岡保健衛生学園　中長期計画」に基づき、理事会において、収支バランスを精査した上で年度ごとの事業計画を策定している。天六校舎の解体に伴う年度を越す借入金についてあらかじめ評議員会に諮問していないなど、評議員会の運営について一部問題があるものの、適切な財務運営を確立している。

「基準６．内部質保証」について

大学は、内部質保証に当たっては三つのポリシーを起点として、教育力の向上に対する組織的な取組みを行うことが必要であるとの認識のもと、三つのポリシーに係る責任者から成る「FD 委員会」を組織し、調査、データ収集及びその分析に基づいた点検・評価を行っている。しかし、「FD 委員会」を内部質保証のための責任ある組織とする規則上の根拠付けがされておらず、責任体制の確立がされていない。また、「FD 委員会」が自己点検・評価の責任ある組織とされているが、「FD 委員会規程」における所掌事項として自己点検・評価が明記されておらず、法令で定められた自己点検・評価の実施や自己点検・評価報告書のホームページ上での公開がなされていない。加えて、「FD 委員会」を中心に大学の運営を行っているため、学長のガバナンスに基づく教学マネジメントや規則の整備等において、大学全体の PDCA サイクルが機能しておらず、教学の内部質保証に関する大学の

責任体制が確立されていない。

総じて、大学は医学領域を主にした学問を基盤に、理学療法士として必要な高い専門知識と技術の修得により、幅広い教養を身につけた適応力豊かな医療人を育成して、リハビリテーション医療を通した社会貢献を果たすことを教育目標に掲げており、その人材育成の方向性は大いに期待される。しかし、「教育課程」「教員・職員」「内部質保証」の三つの基準について重大な課題を抱えており、それらの着実な改善によって安定した大学運営を実現していくことが求められる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.医療人育成」「基準 B.研究活動・学界研究活動」「基準 C.大学が持っている資源による社会連携・社会貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 理学療法士養成に特化した単科大学である
2. 日本国内でも早期に重要性を認識し理学療法士養成に取り組んできた
3. 学内教育と臨床教育が密着している大学である

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は「協同」という建学の精神のもとに、「幅広い専門知識、技術を修得し、且つ医療及び社会に対して豊かな適応力を有し、加えて探究心を継続できる心を持った医療人を育成すること」を使命・目的としており、多職種との「協働の意識」及び「必要な連帯感」を理解し、高い専門知識と技術を修得した理学療法士の育成を教育目的としている。

リハビリテーション医療を通して社会貢献を果たそうとする大学の個性及び特色は、簡潔な文章によって各種媒体に明示されており、更に加速していく高齢化社会に対応しよう

とするものとなっている。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、設置に当たり理事長主導のもとに大学設置準備室において検討の後、理事会において審議し策定されたものであり、学則に明示されているほか、ホームページや「募集要項」等で学内外に周知されている。また、使命・目的は法人の中長期計画に反映されているほか、三つのポリシーに反映されて教育研究組織の構成とも整合性が保たれている。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を概ね満たしている。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえアドミッション・ポリシーを策定し、「SCHOOL GUIDE（大学パンフレット)」や「募集要項」、ホームページ等でその周知に努めている。また、アドミッション・ポリシーに基づき、AO 入試、推薦入試、一般入試、社会人／大卒者入試、特別 AO 入試等のさまざまな入試制度を設け、多様な入学者受入れのための入学者選抜を行っている。全ての入試制度において、集団面接による面接試験を行っており、大学での学修意欲や人材育成目標に掲げるコミュニケーション能力等を確認している。

その結果、在籍学生者数は適切に確保されている。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

クラス担任制度を設け、年度開始時や定期試験後等に担当教員が学生と面談をする体制を整えている。また、オフィスアワー制度は全学的に整えられており、初年次教育の一環として生物や国語などの科目に関する基礎ゼミナールの開講や、学年ごとに専門科目の補講を行うなどの学修支援を行っている。加えて、理学療法士国家試験合格へ向けて模擬試験を行うなど学修支援体制を整えている。

カリキュラム改正やクラス担任制度等を通して留年者や退学者の減少に努めている。また、学生同士で相談し合うピア・サポートに向けた取組みも始まっており、今後の制度化に期待する。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「キャリアセミナー」のほか、クラス担任との面談、授業、ボランティア活動などを通して、学生のキャリア教育を実施している。学生は全員が理学療法士を目指しており、1 年次の「キャリアセミナー」での高齢者施設や医療機関の見学、2 年次の「臨床体験実習」、3 年次の「臨床評価実習」、4 年次の「臨床総合実習」などの臨床実習を通して、理学療法士の業務内容や勤務状況等についての理解を深める教育を行っている。

また、就職担当教員とクラス担任はこれらの情報を共有し、それぞれの学生の希望と資質に適応した病院・施設への就職を支援する体制を整備している。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を概ね満たしている。

〈理由〉

学生サービスのための組織として、「学生委員会」「ハラスメント防止及び対策委員会」

のほか、学生支援に関わる全ての教職員が参画する「庶務連絡会」等を設置し、学生生活の安定のための支援を検討している。具体策として、日本学生支援機構等の奨学金制度の利用や、サークル活動及びボランティア活動を含めた課外活動等について支援を行っている。

学生相談室及び医務室の運営や人員の配置に問題はあるが、設置することによって学生の健康相談や生活相談などへの対応を行っている。

〈改善を要する点〉

○学生相談室はカウンセリング業務の資格を持った教員１人が担当し、週１回の昼休みの開室となっているため、専任の有資格者を配置し、学生相談室の開室時間を増やすよう改善が必要である。

○医務室は急病人発生等の必要に応じて開室することとなっており、看護師等の医務室専任の担当者がいないので、専任の有資格者を配置し、学生や教職員の健康相談や保健指導も行うことができるよう改善が必要である。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、耐震を含め、校地、校舎、グラウンド、実習施設、図書館、コンピュータ等の施設設備を適切に整備し、活用している。

無線 LAN を整備し、授業時にタブレットを用意して学修に活用させるなど、ICT（情報通信技術）を活用した学修環境も整備されつつある。

学部の性質上、演習・実習科目が多いが、それらの科目は複数教員での分担や、同じ内容の授業を２回行うことで、各授業での教員一人当たりの学生数を抑制するなど、有効な教育効果を得るための工夫をしいる。

バリアフリートイレの設置や通路の段差解消など、施設のバリアフリー化も進められている。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「講義アンケート」「学生生活アンケート」を実施して、学修支援や学生生活、施設設備に対する学生の声をくみ上げる体制を整えている。「講義アンケート」の結果は「FD 委員会」で内容の分析・検討が行われるとともに、各教員へフィードバックされ、教育方法や学修環境の改善が行われている。「学生生活アンケート」に寄せられた要望は教授会や学生委員会等で検討をし、その結果を掲示板に掲示している。「学生生活アンケート」における要望をもとに改善した例として、トイレの改修や空調の整備などがあり、学生の学修・生活環境の改善に努めている。

〈参考意見〉

○「講義アンケート」の回収率が非常に低い科目が多数存在しているため、学生の声を反映するためにも、対応が望まれる。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしていない。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーでは、「社会の理解とコミュニケーション能力」「高い専門知識と技術力」「学問・臨床研究への探求心及び正しい倫理観」という三つの能力を掲げ、「学生募集要項」に掲載し、ホームページ等で公表・周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了基準についても「履修規程」等に定めて学生・保護者に周知している。

単位認定・進級・卒業認定は、各期末に教授会で審議され適用している。平成 28 (2016) 年度の入学生から教育課程を見直し、成績の表示方法に一部課題があるものの進級基準には GPA(Grade Point Average)を採用して、卒業判定に卒業試験を取入れている。

〈改善を要する点〉

○成績の最上位は「優」であるが、その GP には「3」と「4」で分かれているが、成績表で明示していないので、GPA が進級基準になっていることからも、早急な改善が必要である。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしていない。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーで掲げる三つの能力を養成する体系的な教育課程として「教養教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の 3 群の科目区分を編成している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫しており、「SCHOOL GUIDE（大学パンフレット)」「学生募集要項」「キャンパスガイド」及びホームページなどに公表・周知している。具体的な授業の展開について、授業の到達目標、教育方略、評価について記載したシラバスも適切に整備している。

「教養教育科目」については、三つの大きな区分（心と身体の理解、コミュニケーションと情報の理解、科学と社会環境の理解）において、多くの科目が用意されている。1 年間の履修単位登録数の上限を設定し、単位制度の実質化に努めている。教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、少人数教育、アクティブ・ラーニング及び課題解決型学修の導入等を行い、教授方法を工夫している。

しかし、一部の科目変更に伴う学則変更については学内規則や法令に即した手続きが行われておらず、早急な改善が求められる。

〈改善を要する点〉

○一部の授業科目において、平成 30(2018)年度から科目名を変更して授業を行っているが、科目変更に伴う学則変更手続きについて、教授会での審議から理事会への上程及び文部科学省への届出が行われておらず、早急な改善が必要である。

〈参考意見〉

○教養教育は人間形成に資する教育という本来の趣旨を考慮し、教養教育全体について体系的に整備することが望まれる。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
教育内容・方法及び学修指導等の自己点検・評価と改善を目的に、「FD 委員会」が主体となって学生への「講義アンケート」を前期及び後期各 1 回実施し、その結果は教員へ情報提供し、学生に対してもフィードバックしている。また、必要に応じて、学科長と担当教科の教員との面接が行われている。
基礎から応用へと進む学修のプロセスは、カリキュラム・マップに明示されている。3、4 年次の学外での臨床実習において、教員は実習指導者やスタッフから実習状況を確認し、個別指導により学生へフィードバックを行い、学修の支援を実施している。
学修成果の点検は GPA で行われ、進級要件にも含まれている。4 年間の学修成果は、卒業試験にて評価され、卒業認定の条件となっている。

基準４．教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしていない。

4－1 教学マネジメントの機能性
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしていない。

〈理由〉
大学は、使命・目的の達成のため権限の分散と責任を明確にし、教育研究に関する最高責任者としての学長及び学長の補佐役として学部長、学科長を置き運営している。
教学マネジメント遂行に携わる事務職員は極めて少数の人員であり、役割の明確化と事務職員の増員に期待したい。
大学は、学則や「教授会規程」に基づき各種委員会を置き運営しているが、一部規則の未整備や規則間の相違、規則どおりの運営がされていないなど、教学マネジメントの遂行に問題がある。

〈改善を要する点〉

○「教授会規程」第 1 条の内容と学則第 35 条及び第 36 条の掲載内容に相違があるので改善を要する。

○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについて、学長によって適切に定められていないので、改善を要する。

○「ハラスメント防止及び対策委員会」について規則整備されているものの、開催実績がなく機能していないので、改善を要する。

〈参考意見〉

○学長がリーダーシップを発揮するための補佐役としての学部長、学科長の役割及び責任を明確にした規則の整備が望まれる。

○教学マネジメントを機能させる事務職員の大幅な増員が望まれる。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、大学設置基準と理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を遵守した教員数を確保の上、配置し、実習科目は主担当となる専任教員のほかに、補助教員として専任教員（助教）をあわせて配置している。

「FD 委員会」が中心となり教育内容・方法等の改善と効果的な FD 活動を検討しているが、大学として着手した段階であり今後に期待したい。

教員の採用・昇任は、教育目的及び教育課程に即し、各領域の教員構成、年齢バランスに配慮しながら教員の昇任と採用を適時行っている。採用については「教員選考規程」に則して「教員選考委員会」が、学歴、業績、社会貢献等を審査し教授会に答申・審議を経て、理事会で審議・決定されている。

〈参考意見〉

○教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施について、「FD 委員会」がより一層機能を果たすことが望まれる。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学が主催する、個人情報保護法に関する研修会及び虐待やいじめの人権問題に関する研修会に職員が参加している。また、文部科学省の大学入試に関する説明会及び私立大学等経常費補助金に関する説明会に参加し、必要な知識を得るとともに、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みを行っている。

教授会には事務職員が同席し、大学の運営に関しての情報の共有を行っている。それに加えて大学の各種委員会にも事務職員が参加し、大学運営の一端を担うことにより職員の資質向上への取組みとしている。

〈参考意見〉

○事務職員の資質・能力向上に対する更なる積極的な SD の取組みが望まれる。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

個人研究室や共同研究室は研究棟に配置されているため静穏な研究環境を確保し、研究日を 1 週当たり 1 日付与することで、研究時間を確保しており、適切な運営・管理を行っている。

「研究倫理規程」に基づき「倫理委員会」を設置し、随時開催している。委員会の委員は、研究不正事案の発生を予防するために学外委員が含まれており、委員会は厳正に運用されている。

研究の経済的支援として研究費を予算化し、配分している。また、「大学研究費取扱要領」を定めており、規則に従い運用している。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を概ね満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
法人は、使命・目的の実現に向けて、理事会とその諮問機関である評議員会を設置し、事業計画に基づき、使命・目的の実現に継続的に努力している。また、公共性を堅持し、教育機関として経営の規律及び誠実性を維持することに努めている。
教職員に対しては「常に健康に留意し、明朗且つ節度ある態度をもって勤務すること」「常に品位を保ち学園の名誉、信用を傷つけないように留意すること」「情報を他に漏らさないこと」を徹底し、これに基づき教職員の規律と誠実性を担保している。
大学は環境保全、人権及び安全への配慮について、適切な措置を行っている。

〈参考意見〉
○大学における危機管理体制に関するマニュアル整備が望まれる。

5－2 理事会の機能
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
使命･目的の達成に向けた意思決定ができる最高議決機関として理事会を整備している。
理事会は、2 か月に 1 回開催し、寄附行為第 7 条及び第 15 条に則し、理事には事前の開催案内、議題、出欠席の可否、欠席の際の委任状の提出を求めて運営している。
理事会では、法人全体の運営に関する重要な事項を審議・決定し、事業計画の確実な執行など、適切な運営が行われている。

5－3 管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を概ね満たしている。

〈理由〉
学長が理事会に出席し、教授会での意見を踏まえて発言しており、法人と大学の意思決

定の円滑化を図っている。また、「FD 委員会」には、学長のほか、理事長、副理事長が出席しており、教学面の問題に関する実質的な意思決定を行っている。

評議員会は、年 3 回開催しているが、寄附行為に基づく運営に一部問題がある。

監事は、理事会及び評議員会に出席しており、寄附行為に基づき法人全体の財務、運営状況及び教学面、学生募集に至るまでの広範囲な業務監査を行っている。

〈改善を要する点〉

○天六校舎の解体に伴う年度を越える借入金について、あらかじめ評議員会に意見を聴いていないので、改善を要する。

〈参考意見〉

○監事による各種業務の監査について、実施実績が分かる記録を残すことが望まれる。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人行岡保健衛生学園　中長期計画」を策定するとともにそれに基づき年度ごとの事業計画を策定し、事業計画に基づいて予算編成を行っている。大学の施設・設備については、理事会において、中長期的な収支バランスを精査した上で、整備計画を策定しており、適切な財務運営を確立している。

財務状況に関しては、長年の蓄積から財務基盤は安定している。収支内容のうち、収入に関しては、学生生徒等納付金収入が主である。支出に関しては年間の予算に基づいており、収支バランスの確保に努めている。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に基づいて適正な処理を行っている。監査法人の公認会計士による監査を受けており、会計処理に関して厳正・適切に運用している。また、会計処理を行うに際して、「経理規程」にのっとり会計処理を遂行しており、学校法人会計基準

の趣旨に基づき、財政状態及び経営の実績を表示している。

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査及び私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監事監査を、毎年滞りなく実施し、監査報告書を作成の上、理事会及び評議員会で報告している。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしていない。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

大学は、内部質保証に当たっては三つのポリシーを起点として、教育力の向上に対する組織的な取組みを行うことが重要であるとの認識のもと、授業及び進級、卒業関係は「教務委員会」、実習関係は「臨床実習委員会」が所掌している。

内部質保証のための組織の責任体制が規則上不明確ではあるが各委員会における内部質保証の取組みを一体化させるために、三つのポリシーに係る責任者から成る「FD 委員会」を設置している。

〈改善を要する点〉

○「FD 委員会」が内部質保証のための責任ある組織とされているが、そのことが規則において、明記されておらず、責任体制の確立がされていないことは改善を要する。

〈参考意見〉

○大学は、内部質保証は国家試験合格に向けての取組みに集約されるとしているが、大学教育には人間形成に資する幅広い教養の修得も含まれており、内部質保証の理解について再検討することが望まれる。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしていない。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーに係る事項について関係する各委員会において、調査・データに基づいた分析を行うとともに、三つのポリシーに係る責任者から成る「FD 委員会」を設置し、各委員会における点検・評価が有機的・一体的に共有されるようにしている。

しかし、「FD 委員会」としての所掌事項に自己点検・評価が明示されておらず、法令で定められた自己点検・評価の実施及びその結果の公開していない。

〈改善を要する点〉

○「FD 委員会」が自己点検・評価の責任ある組織とされているが、「FD 委員会規程」における所掌事項として自己点検・評価が明記されていないことは改善を要する。

○法令で定められた自己点検・評価が行われておらず、自己点検・評価報告書のホームページ上での公開もされていないことは改善を要する。

〈参考意見〉

○内部質保証のための自己点検・評価を行う際に、IR 等を活用した調査やデータ収集及びその分析を十分に活用することが望まれる。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしていない。

〈理由〉

大学全体の内部質保証については、その取組みが有機的・一体的になることを目指して「FD 委員会」を設置し、法人と連携を図りつつ、法人全体の中長期計画を策定する中で PDCA サイクルの検証を行っている。

しかし、法令で定められた自己点検・評価が実施されておらず、「FD 委員会」が内部質保証のための責任ある組織であることが規則において、明記されていない。また、教育課程の編成や学生サービスの充実、学長のガバナンスに基づく教学マネジメント等の面において、PDCA サイクルが機能していない。

各種委員会に係る規則の整備がされないまま、「FD 委員会」を中心に大学の運営を行っているほか、管理運営において、理事会や評議員会の意見を徴していない場合がある等、大学全体における内部質保証の機能性が十分であるとは言えない。

〈改善を要する点〉

○教育課程の編成や学生サービスの充実、学長のガバナンスに基づく教学マネジメント、規則の整備等において、大学全体としての PDCA サイクルが機能していないことは改善を要する。

○大学全体の運営については、「FD 委員会」を中心に行っているが、教学の内部質保証に関する大学の責任体制が確立されていないことは改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．医療人育成

A－1　理学療法士の理解と動機づけの強化

A-1-①　教育課程

A-1-②　早期臨床見学

A－2　理学療法士としての実践力の育成

A-2-①　実践的な学内演習

A-2-②　臨床実習に対する大学での事前点検と評価方法

A-2-③　臨床実習

A-2-④　臨床実習に対する大学での事後教育の実施状況

【概評】

大学は、理学療法士の業務内容を理解し、理学療法士としての学修意欲の高揚や動機付けを行い、その使命感についての認識を高めるため、早期に医療、特に理学療法について学ぶ教育課程を組込んでいる。具体的には、前期に福祉施設、後期に医療施設の見学を企画・実施し、「キャリアセミナー」において、理学療法士の業務内容と役割の理解、対象者への接し方、社会人としての心構えを学び職業理解に結びつけている。特に、関連病院である行岡病院と連携し、平成 30(2018)年度から高齢者の生活支援の体験を行う企画も進めている。学修の進行状況に応じて臨床実習科目を配置し、理解すべき知識、態度、技能の向上に努めている。

理学療法士としての実践力や態度、責任感を修得させるため、2 年次から 4 年次までの教育課程の中に、臨床実習を 4 科目計 18 単位取入れている。また、臨床実習を除く専門科目 32 科目中 18 科目の演習を実施している。3 年次の臨床評価実習の前段階には、OSCE（客観的臨床能力試験）を取入れ、態度、評価技術のチェックを行い、臨床実習につなげている。

また、実習開始前に「臨床実習指導者会議」を開催し、指導者側との意見調整を行い学生の教育目標の到達度等について意見交換を行っている。学内教育では演習科目を多く取入れ、理学療法対象者の初期面接から機能評価及び治療実施までのプロセスを修得できるように、臨床的で実践的な能力の向上を図っている。

基準Ｂ．研究活動・学界研究活動

B－1　研究活動・学界研究活動

B-1-①　研究経費

B-1-② 論文発表
B-1-③ 外部研究資金の獲得
B-1-④ 研究論理
B-1-⑤ 研究活動の公開
B-1-⑥ 学界活動

【概評】

教員に対する個人研究費については、毎年定められた研究費を予算化しており、教員が研究を行う上での経済的支援を行っている。

研究活動については、平成 28(2016)年度では、国際論文 19 件、国内論文 30 件、国内学会発表・講演 102 件の論文等の活動を活発に行っている。また、研究活動業績は、毎年発刊している「大阪行岡医療大学紀要」の「活動報告一覧」に種別ごとに掲載している。

「研究倫理委員会」においては、研究活動を行うに際しての倫理的側面からその内容を審議し、人を対象とする研究を行う場合、個人の尊厳や人権の尊重等についての適切な配慮がされていることを確認した上、審査を行っている。

教員の活動は、大学内での教育や研究の枠にとどまるものではなく、学界を広く対象として、理学療法関連の学会運営等への協力活動を行っている。

基準Ｃ．大学が持っている資源による社会連携・社会貢献

Ｃ－1 社会連携・社会貢献

C-1-① 地域との連携に関する方針の明確化
C-1-② 大学資源の社会に対しての還元
C-1-③ 大学の教育研究上における社会連携

【概評】

大学は、学部学科の特色を生かした社会貢献活動を積極的に行っており、地域の健康増進と疫病予防に貢献している。特に、茨木市民の健康福祉の向上に資することを目的として、市民公開講座を年に 2～3 回の頻度で実施している。平成 29(2017)年度に 2 回実施した講座への参加者は、それぞれ 41 人であった。

近隣中学校から 2 年生の生徒 10 人を受入れ、生徒が社会との接点を持つことで生徒の成長を促すことを狙いとして「体験学習」を行っている。また、将来の職業や社会人としての視野拡大、自覚等の育成を目的に、生徒に対する職業体験を行っている。

大学資源の社会に対する還元の一環として、大阪府教職員に対する「腰痛講座」等も実施している。また、大学の教育研究上における社会連携として、「大阪府がんのリハビリテーション研修会」を開催し、がん患者に対するリハビリテーションに精通する医療従事者の育成を行っている。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

1. 理学療法士養成に特化した単科大学である

日本での医療従事者養成の重要性を認識し、国内でも早期に理学療法士養成に取り組み、48 年間の歴史と実績を積んでいる。長年にわたる養成の経験から、専門学校での教育の限界を感じ、専門領域の知識、技術のみならず患者の心理、患者と家族、社会での人間関係の洞察を含めた幅広い知識と豊かな適応力を備えた医療人を育成するために、平成 24 年 4 月に大学としての教育をスタートさせた。

大阪行岡医療大学は開学して 7 年目を迎えている新設大学ではあるが、48 年間の理学療法士養成を経験している。三つのポリシーに示すように、理学療法士養成に特化した単科大学である。入学定員 80 人、総定員 320 人であり、現在の専任教員は 21 人(うち医師 7 人、理学療法士 11 人、解剖担当 1 人、心理担当 1 人、英語担当 1 人)と小規模である。教員は理学療法をよく理解し、一丸となり教育に取り組んでいる。学生は全員が同じ目的を持ち入学しているので、全員で国家試験に合格しようと、学年の垣根を越え学生同士で協力と援助をしながら学生生活を送る素地ができている。知識や技術の補充のため、学生は自ら課外にグループで学習を進めている。また、学生と教員との距離が近く、フレンドリーな関係が築けているので、気軽に相談や質問ができる環境である。これは、専門学校時代から続く、先輩から後輩へと受け継がれた校風である。

学生と教職員全員が理学療法に真正面から向き合っていることが本学の大きな特徴である。

2. 日本国内でも早期に重要性を認識し理学療法士養成に取り組んできた

障害を持つ患者に対して、より高度な治療を行うために、欧米にならってリハビリテーションに対する必要性が高まってきた昭和 38 年に日本リハビリテーション医学会が創立された。そして、昭和 41 年に理学療法士及び作業療法士法が施行され、日本での理学療法士養成が始まった。本学園では、この社会状況及びリハビリテーション医療の必要性に鑑み、理学療法士及び作業療法士法が施行された直後より理学療法士育成に取組み、昭和 45 年には日本医学技術学校リハビリテーション科を開設し、理学療法士養成は日本での先駆けとなった。その後、校名を変更し、行岡リハビリテーション専門学校を平成 24 年 3 月に閉校するまでに 1,527 人の卒業生を輩出した。

医療従事者養成の使命感を十分に認識し、我が国のリハビリテーションの始まりから理学療法士養成施設としての社会的役割を十分に果たしていると考える。卒業生の国家試験合格率は毎年ほぼ 100%に近い結果を残しており、その教育水準の高さを示している。

3. 学内教育と臨床教育が密着している大学である

関連施設である行岡病院は 17 の診療科と病床数 347 床を有し、スポーツ傷害、関節リウマチの治療等の分野で際立って前進しており、その臨床的研究は各医学会で高く評価されている。大学の臨床教育及び臨床研究の場として行岡病院を位置づけ、相互の協力・連携のもと理学療法分野における臨床研究及び臨床実習等を遂行し、教員及び学生への貢献ができている。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 24(2012)年度

所在地　　大阪府茨木市総持寺 1-1-41

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
医療学部	理学療法学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　7 月 9 日	自己点検評価書を受理
8 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 15 日	実地調査の実施　　10 月 16 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 17 日	10 月 17 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
平成 31(2019)年　2 月 6 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書
・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人行岡保健衛生学園　寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2018 SCHOOL GUIDE(大学パンフレット)	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	大阪行岡医療大学学則	大学院学則は該当せず
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2019 年度 学生募集要項	

【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 30 年度 キャンパスガイド	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人行岡保健衛生学園　平成 29 年度事業計画書 学校法人行岡保健衛生学園　平成 30 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人行岡保健衛生学園　平成 28 年度事業報告書 学校法人行岡保健衛生学園　平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	2018 SCHOOL GUIDE(大学パンフレット)　p.22	【資料 F-2】と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人行岡保健衛生学園　規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・監事・評議員名簿 平成 29 年度理事会開催状況 平成 29 年度評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類(平成 25 年度～平成 29 年度) 監事監査報告書(平成 25 年度～平成 29 年度)	「監査法人監査報告書」添付
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	平成 30 年度　授業計画(シラバス)	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	大阪行岡医療大学　三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	平成 27 年設置計画履行状況調査結果の対応	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	2018 SCHOOL GUIDE(大学パンフレット)　p.5	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-2】	大阪行岡医療大学　学則　p.1	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	大阪行岡医療大学ホームページ http//www.yukioka.ac.jp	
【資料 1-1-4】	2019 年度学生募集要項　p.1	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-5】	2018 SCHOOL GUIDE(大学パンフレット)　pp.1～2	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-6】	大阪行岡医療大学ホームページ http//www.yukioka.ac.jp	
【資料 1-1-7】	2018 SCHOOL GUIDE(大学パンフレット)　pp.3～10	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-8】	理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会	
【資料 1-1-9】	カリキュラム等の改善について	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	大学設置計画書　pp.1～9	
【資料 1-2-2】	2018 SCHOOL GUIDE(大学パンフレット)　pp.1～2	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-3】	平成 30 年度キャンパスガイド　pp.1～3	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-4】	大阪行岡医療大学　学則　p.1	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-5】	大阪行岡医療大学ホームページ http//www.yukioka.ac.jp	
【資料 1-2-6】	「仁の人　行岡忠雄」書籍の表紙と概要紹介ページ	

【資料 1-2-7】	中長期計画　pp.1～5	
【資料 1-2-8】	中長期計画　pp.5～10	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 1-2-9】	2018 SCHOOL GUIDE(大学パンフレット)　pp.1～2	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-10】	大阪行岡医療大学ホームページ http//www.yukioka.ac.jp	
【資料 1-2-11】	平成 30 年度キャンパスガイド　pp.1～3	【資料 F-5】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2019 年度学生募集要項　p.1	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	オープンキャンパス　説明スライド	
【資料 2-1-3】	2018 SCHOOL GUIDE(大学パンフレット)　pp.1～2	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-4】	2019 年度学生募集要項　p.1	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	入学前教育契約書	
【資料 2-1-6】	行岡病院見学実習要綱	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	保護者会説明スライド	
【資料 2-2-2】	入学前教育契約書	【資料 2-1-5】と同じ
【資料 2-2-3】	平成 30 年度キャンパスガイド「履修規程」pp.53～56	【資料 F-5】と同じ
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	「キャリアセミナー」授業資料	
【資料 2-3-2】	オリエンテーション日程表	
【資料 2-3-3】	行岡病院見学実習要綱	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 2-3-4】	平成 30 年度授業計画(シラバス)「キャリアセミナー」p.82	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-5】	就職希望調査、就職活動報告書	
【資料 2-3-6】	就職相談室の状況	【表 2-4】と同じ
【資料 2-3-7】	就職の状況	【表 2-5】と同じ
【資料 2-3-8】	卒業後の進路先	【表 2-6】と同じ
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	大阪行岡医療大学　学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	学生サークル活動一覧表	
【資料 2-4-3】	行岡祭資料	
【資料 2-4-4】	行栄会資料	
【資料 2-4-5】	学生向け研修会資料(平成 29 年度及び平成 30 年度)	
【資料 2-4-6】	大阪行岡医療大学　災害発生時対応マニュアル	
【資料 2-4-7】	平成 29 年度学生生活アンケート集計結果	
【資料 2-4-8】	保護者会説明スライド	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-4-9】	保健管理室規程	
【資料 2-4-10】	救急対応マニュアル	
【資料 2-4-11a】	ハラスメント防止のためのガイドライン	
【資料 2-4-11b】	大阪行岡医療大学　ハラスメント防止及び対策委員会規程	
【資料 2-4-12】	奨学金説明会案内	
【資料 2-4-13】	大阪行岡医療大学　休学中の学生に対する学費返還制度	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	平成 29 年度学生生活アンケート集計結果	【資料 2-4-7】と同じ
【資料 2-5-2】	設備・施設に関する工事計画の学生への提示	
【資料 2-5-3】	平成 29 年度開講授業の履修者数(クラスサイズを示す資料)	
2-6. 学生の意見・要望への対応		

【資料 2-6-1】	平成 29 年度講義アンケート	
【資料 2-6-2】	平成 29 年度学生生活アンケート	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	2019 年度学生募集要項　p.1	【資料 F-4】と同じ
【資料 3-1-2】	2018 SCHOOL GUIDE(大学パンフレット)　p.5	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-3】	大阪行岡医療大学ホームページ http//www.yukioka.ac.jp	
【資料 3-1-4】	平成 30 年度キャンパスガイド「履修規程」pp.53～56	【資料 F-5】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	平成 30 年度キャンパスガイド「教育理念とポリシー」 pp.1～3	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	カリキュラムマップ	
【資料 3-2-3】	教務委員会議事録	
【資料 3-2-4】	平成 29 年度講義アンケート	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-2-5】	平成 29 年度卒業試験結果	
【資料 3-2-6】	就職希望調査、就職活動報告書	【資料 2-3-5】と同じ
【資料 3-2-7】	平成 30 年度キャンパスガイド「履修規程」pp.53～56	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-8】	平成 30 年度授業計画(シラバス)「キャリアセミナー」p.13	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-9】	学生症例検討資料	
【資料 3-2-10】	平成 29 年度国家試験対策小テスト分担表	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	平成 30 年度キャンパスガイド「履修規程」pp.53～56	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-3-2】	カリキュラムマップ	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-3-3】	臨床体験実習特別演習	
【資料 3-3-4】	OSCE(客観的臨床能力試験)	
【資料 3-3-5】	平成 29 年度国家試験対策模試　予定	
【資料 3-3-6】	国家試験合格率	
【資料 3-3-7】	平成 29 年度講義アンケート	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-8】	平成 29 年度講義アンケート結果	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	大阪行岡医療大学　学長候補者選考規程	
【資料 4-1-2】	大阪行岡医療大学　教務委員会規程	
【資料 4-1-3】	大阪行岡医療大学　学生委員会規程	【資料 2-4-1】と同じ
【資料 4-1-4】	大阪行岡医療大学　臨床実習委員会規程	
【資料 4-1-5】	大阪行岡医療大学　図書委員会規程	
【資料 4-1-6】	大阪行岡医療大学　企画委員会規程	
【資料 4-1-7】	大阪行岡医療大学　倫理委員会規程	
【資料 4-1-8】	大阪行岡医療大学　入試委員会規程	
【資料 4-1-9】	大阪行岡医療大学　庶務連絡会規程	
【資料 4-1-10】	大阪行岡医療大学　FD 委員会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大学設置基準 別表第一及び別表第二	

【資料 4-2-2】	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則　第二条第2項第4号	
【資料 4-2-3】	大阪行岡医療大学　学則　第 43 条　p.9	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-2-4】	保護者会説明文書	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 4-2-5】	FD 講演会(教員対象)実施内容	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	「個人情報保護に関する研修会」資料(平成 29 年 9 月 22 日実地)	
【資料 4-3-2】	「人権に関する研修会」資料　(平成 30 年 1 月 15 日実施)	
【資料 4-3-3】	文部科学省大学入試選抜に関する説明会案内書	
【資料 4-3-4】	文部科学省経常費補助金に関する説明会案内書	
【資料 4-3-5】	茨木市産学交流連携サロン案内書	
【資料 4-3-6】	大学公開講座開催一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	大阪行岡医療大学　倫理委員会規程	【資料 4-1-7】と同じ
【資料 4-4-2】	大阪行岡医療大学　大学研究費取扱要領	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人行岡保健衛生学園　寄附行為　p.1	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	大阪行岡医療大学　学則　第 1 条　p.1	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-3】	2018 SCHOOL GUIDE(大学パンフレット)　pp.1～2	【資料 F-2】と同じ
【資料 5-1-4】	学生・教職員への環境保全に関する掲示物	
【資料 5-1-5】	平成 30 年度　キャンパスガイド pp.33～34	【資料 F-4】と同じ
【資料 5-1-6】	ハラスメント防止のためのガイドライン	【資料 2-4-11a】と同じ
【資料 5-1-7】	大阪行岡医療大学　ハラスメント防止及び対策委員会規程	【資料 2-4-11b】と同じ
【資料 5-1-8】	平成 30 年 1 月 15 日学生研修会資料(人権)	【資料 4-3-2】と同じ
【資料 5-1-9】	平成 29 年 9 月 22 日学生研修会資料(個人情報保護)	【資料 4-3-1】と同じ
【資料 5-1-10】	平成 29 年度消防訓練通知書	
【資料 5-1-11】	平成 29 年度消防設備点検報告書	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人行岡保健衛生学園　寄附行為　p.1	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	理事・監事・評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	決算書類	【資料 F-11】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	大阪行岡医療大学　教授会規程	
【資料 5-3-2】	大阪行岡医療大学　FD 委員会規程	【資料 4-1-10】と同じ
【資料 5-3-3】	大阪行岡医療大学　休学中の学生に対する学費返還制度	【資料 2-4-13】と同じ
【資料 5-3-4】	平成 29 年度互礼会　案内文書	
【資料 5-3-5】	学校法人行岡保健衛生学園　寄附行為　pp.4～5	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-6】	学校法人行岡保健衛生学園　寄附行為　p.3	【資料 F-1】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	平成 29 年度実習消耗品購入予算案	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人行岡保健衛生学園　経理規程	
【資料 5-5-2】	平成 29 年度予算・実績対比表　平成 29 年 12 月分	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	大阪行岡医療大学　入試委員会規程	【資料 4-1-8】と同じ
【資料 6-1-2】	大阪行岡医療大学　教務委員会規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 6-1-3】	大阪行岡医療大学　臨床実習委員会規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 6-1-4】	大阪行岡医療大学　学生委員会規程	【資料 2-4-1】と同じ
【資料 6-1-5】	大阪行岡医療大学　FD 委員会規程	【資料 4-1-10】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
	該当なし	
6-3. 内部質保証の機能性		
	該当なし	

基準 A. 医療人育成

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1.理学療法士の理解と動機づけの強化		
【資料 A-1-1】	平成 30 年度授業計画(シラバス) カリキュラム表　pp.2～5	【資料 F-12】と同じ
【資料 A-1-2】	特別養護老人ホーム庄栄エルダーセンター見学実習要綱	
【資料 A-1-3】	行岡病院見学実習要綱	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 A-1-4】	「キャリアセミナー」授業資料	【資料 2-3-1】と同じ
A-2.理学療法士としての実践力の育成		
【資料 A-2-1】	平成 30 年度授業計画(シラバス) カリキュラム表　pp.2～5	【資料 F-12】と同じ
【資料 A-2-2】	臨床体験実習特別演習	【資料 3-3-3】と同じ
【資料 A-2-3】	OSCE(客観的臨床能力試験)	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 A-2-4】	平成 30 年度授業計画(シラバス)「履修及び進級要件」　p.3	【資料 F-12】と同じ
【資料 A-2-5】	平成 29 年度　臨床実習指導者会議	
【資料 A-2-6】	大阪行岡医療大学　臨床実習委員会規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 A-2-7】	平成 29 年度　臨床実習施設	
【資料 A-2-8】	臨床実習要綱	

基準 B. 研究活動・学界研究活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1.研究活動・学界研究活動		
【資料 B-1-1】	大阪行岡医療大学　紀要　第 5 号　2018　pp.29～40	
【資料 B-1-2】	大阪行岡医療大学　倫理委員会規程	【資料 4-1-7】と同じ
【資料 B-1-3】	大阪行岡医療大学ホームページ http//www.yukioka.ac.jp	

基準 C. 大学が持っている資源による社会連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
C-1.社会連携・社会貢献		
【資料 C-1-1】	大学公開講座開催一覧	【資料 4-3-6】と同じ
【資料 C-1-2】	「茨木市立養精中学校」体験学習案内書	
【資料 C-1-3】	大阪府公立学校共済組合「腰痛予防講座巡回講師派遣事業」案内	
【資料 C-1-4】	「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」平成 29 年度開催要領	
【資料 C-1-5】	「大阪府がんのリハビリテーション研修会」開催要領	

3 沖縄科学技術大学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、沖縄科学技術大学院大学学園法（学園法）及び学則に簡潔な文書で明確に定められている。また、変化への対応では、世界の科学技術の動向を踏まえて国内外のニーズに的確に応えるべく改善・向上方策を取っている。使命・目的及び教育目的の反映において、学内外の理解及び支持を得るとともに、中長期的な計画に十分に反映されている。

学則第１条「国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行い、もって沖縄、日本ひいては世界の科学技術の発展に寄与すること」を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、大学の基本コンセプトとして、世界最高水準、国際性、柔軟性、世界的ネットワーク、産学連携を実現している。

教育目的と教育研究組織の構成との整合性は図られており、プロボスト及び首席副学長、ディーン（研究科長、教育担当学監、研究担当ディーン）による組織体制が構築され適切に運用されている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知が適切に行われている。その検証は、「優秀な学生」を明確に定義し、自立した独創性豊かな学生を求めており、期待どおりの学生を受入れている。学修支援においては、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備は適切に行われている。アカデミック・メンター等を活用して充実した学修支援を行っている。

教育課程内外で社会的・職業的自立に関する支援体制を整備し、研究者としてのキャリア開発支援や教育指導経験の機会を与えている。学生生活の安定のための経済的支援を行っており、学修目的、学会出席等に対する旅費支援も適切に行われている。バイリンガルの医師、看護師等が常勤するクリニックが設置され、健康面でのサポートが十分に行われ、臨床心理士によるメンタル・サポートもなされている。学修環境は適切に整備されている。

学生の意見・要望は、学生全体の代表である学生評議員会を通じて、適切に反映されている。

〇入学前にラボの経験や語学の集中講座を受講することが可能であり、課程における研究の準備体制が整えられている点は評価できる。

〇個々の学生に対し、1 年次にアカデミック・メンター、2 年次以降の指導教員の選任及び

3 人の論文指導委員を組織するなど、指導が体系化されている点は評価できる。
〇チャイルド・ケアを必要とする学生及び教職員のために「チャイルド・ディベロップメント・センター(CDC)」が設置されている点は評価できる。
〇授乳等ができる「ファミリー・ルーム」や「マザーズ・ルーム」が設置されているなど、研究に専念できる配慮が随所に見られる点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

単位認定基準、進級基準、修了認定基準等の厳正な適用が行われている。教育課程及び教授方法においては、基礎科学を基盤とした高度な学際的教育を行うことを重視し、学生の個々の希望と適性を考慮しながら、個々にカスタマイズされた教育課程編成を行うことが明確に示され、ウェブサイト上で周知されている。世界各国からの入学者の受入れを容易にするため 9 月入学制を採用し、多様な分野、技術、思考法への理解を広げるために「ラボ・ローテーション」を実施するなど、教育方法に工夫が施されている。

三つのポリシーを踏まえ、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての点検・評価が行われている。研究計画審査においては外部審査員と内部審査員による一貫した審査基準の維持に努めている。また、学生会による学生満足度に関するアンケートが実施され、研究科長と情報の共有が行われている。

〇学位論文審査パネルに審査員として、国外から 2 人の専門家を選任し、厳正に論文審査を実施していることは評価できる。
〇「ラボ・ローテーション」により分野を超えた研究経験を積むことができる点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮のもとで意思決定の場である「エグゼクティブ委員会会議」が開催され、情報共有及び組織的な意思決定が行われている。職位及び役割・責務は明確に示されており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築もなされている。効果的な業務遂行のため、組織的な事務体制が構築されており、職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性もなされている。

教員の配置・職能開発等においては、国際的な経験と見識を備えた教員を適切に採用している。FD(Faculty Development)及び SD(Staff Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発が効果的に実施されている。

研究支援においては、優れた共用研究施設と研究支援サービスが提供されている。研究支援セクションの「国際ピア・レビュー」が継続的に実施されている。また、各教員も 5 年ごとに国際的なレビューを受けて予算配分が決定されるなど、客観的評価に基づいた配分が行われており、研究環境の整備と適切な運営・管理がなされている。

〇59 人の教員が 17 か国から来ており、多様性を持った教員構成であることは評価できる。
〇採用や昇任、契約更新に外部評価を取入れていることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

中長期展望・計画が平成 26(2014)年 7 月に策定された「枠組み文書Ⅱ」で示され、高潔さ、誠実さ、公平性、他人への思いやり、大学のミッションへの貢献という価値観に基づいて大学が運営されている。内閣府令を踏まえた年度事業計画が策定されており、年度終了後に理事会への業績報告により評価が行われ、翌年度の 5 月末までに理事会等による評価の結果と併せて事業実績がウェブサイトで公開されるなど透明性が確保されているとともに、経営の規律と誠実性が維持されている。研究及び特定の業務に関連する安全教育・訓練、また、健康プログラムを通じて、安全衛生の推進が図られている。

理事会の機能においては、欧米型のマネジメント方式を採用しているため、理事会の責任と権限が日本の他大学と比べ強く、より戦略的な意思決定ができる管理運営体制が整備されている。大学全体の運営に関連する理事会などの議題の準備、情報共有のために、「エグゼクティブ委員会会議」を開催するなど、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化を図っている。監事監査を通じて、適切かつ効率的な業務運営及び適正な会計経理が担保される仕組みが整っており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性が保たれている。

国から交付される運営費補助金と施設整備費補助金により運営されており、国が認める補助金交付額の範囲内での予算執行により安定した財務基盤の確立と収支バランスは確保されている。財務諸表の概要については、監事による監査が行われ、理事会に監事報告書が提出された上で、理事会で審議・承認されている。会計年度終了後 3 か月以内に独立監査法人の報告書と併せ、付属明細書を含めた財務諸表が内閣総理大臣へ提出されるなど、会計監査の体制整備と厳正な実施がなされている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の組織体制では、内部質保証のための組織の整備、責任体制が確立されている。内部質保証のための自己点検・評価においては、開学 3 年目の平成 27(2015)年に、自己点検・評価であるピア・レビューを実施した。その結果の共有がなされており、IR(Institutional Research)機能を活用した十分な調査・データの収集と分析もなされている。内部質保証の機能性においては、内部質保証のための研究科と大学院全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性は適切である。基準指標が毎年度設定され、内閣府との事業報告の共有や会計検査院への会計報告に加えて、自己点検・評価を実施している。各担当部署における関連データの 1 次レビューに加え、各部署から提出された自己評価結果を学長が更にレビューするという 2 段階の評価が実施されている。

総じて、国の事業として法律に基づいて設立され、かつ国から 95%以上の運営費の支援を受けて事業を行う特別な私立大学院大学であり、我が国の大学院の未来の先駆けとして大いなるチャレンジを試み、科学技術の先端研究のみならず、創発的研究成果を希求する先駆的学際性の取組みを評価するとともに、その過程で、沖縄地域の自立的発展にも貢献するという新コンセプト大学院という実験への積極的な取組みとして評価できる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概

評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. LEED にてシルバー認証を取得
2. 他大学の事務国際化支援
3. 優秀な若手研究者の確保と国際コミュニティー支援

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、沖縄科学技術大学院大学学園法（学園法）及び学則に簡潔な文書で明確に定められている。教育目的等を踏まえた大学の基本コンセプトとして、世界最高水準、国際性、柔軟性、世界的ネットワーク、産学連携の五つにまとめている。また、個性・特色の明示では、①国家事業として法律に基づく特別な私立大学、②学際性の推進、③科学技術研究科科学技術専攻のみの設置、④博士課程のみの一貫制大学院、⑤9 月入学、⑥個々の学生に合わせた履修計画の編成―として明瞭かつ具体的に大学の個性を示している。

変化への対応では、政府の第 5 期科学技術基本計画を指針として、世界の科学技術の動向を踏まえて国内外のニーズに的確に応えるべく改善・向上方策を取っている。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、役員、教職員に良く理解され支持されている。創立間もない機関であり、役員は設立準備委員として関わり現在に至っている。学内外への周知は、小規模な機関内はもちろん、「バイリンガルウェブサイト」や「研究科ハンドブック」を活用し、努めている。また、中長期計画の基本となる「枠組み文書Ⅱ」や法令で定められている、年度ごとの事業計画にも明確に反映されている。

学則第 1 条「国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行い、もって沖縄、日本ひいては世界の科学技術の発展に寄与すること」を三つのポリシーへ反映し、大学の基本コンセプトである世界最高水準、国際性、柔軟性、世界的ネットワーク、産学連携への実現に努めている。教育目的と教育研究組織の構成との整合性を図るため、プロポスト及び首席副学長、3 人のディーン（研究科長、教育担当学監、研究担当ディーン）の教学組織体制を構築し、適切に運用されている。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2−1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーとして、「本学では国際科学コミュニティーの主要な研究機関で重要な役割を担う研究者を輩出することを目指している」と策定し、ウェブサイト等で周知を図り、国際舞台で科学研究の指導者となる可能性及び意欲を持つ優秀な学生を獲得することに絞って募集活動を行っている。また、「優秀な学生」を明確に定義し、先端研究に携わる潜在的な可能性及び知的感動に強く動機付けられている自立した独創性豊かな学生を求めている。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持は、選択ができる十分な志願者数を確保できており、結果、期待どおりの学生を受入れている。

〈優れた点〉

○入学前にラボの経験や語学の集中講座を受講することが可能であり、課程における研究の準備体制が整えられている点は評価できる。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制が整備されており、アカデミック・メンター及び指導教官の配置、学修指導コーディネーターへの相談受付やメンタル・ヘルス・ケア等適切なサポートを行い、個々の学生に合わせた指導が行われている。

また、TA 等の活用をはじめとする学修支援については、アカデミック・メンターが中心となって学修支援を行っている。アカデミック・サービス・セクションにおいて教育に必要なリソース管理が適切に行われ、学修管理システム「eFront Pro」の援用により、授業及び宿題等の管理が適切に行われており、メンタル面では、「がんじゅうサービス（カウンセリング・サービス)」によって適切な支援環境が整えられている。

〈優れた点〉

○個々の学生に対し、1 年次にアカデミック・メンター、2 年次以降の指導教員の選任及び 3 人の論文指導委員を組織するなど、指導が体系化されている点は評価できる。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援において、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備は、研究者としてのキャリア開発支援であり、教育指導経験の機会を制度として与えている。教育課程内では、「プロフェッショナル・ディベロップメントⅠ(PDⅠ)」及び「プロフェッショナル・ディベロップメントⅡ(PDⅡ)」という科目が設定され、科学者としてのキャリアパスを進む能力の養成が図られている。また、ビジネス界や科学研究分野での専門家を招へいしてワークショップやセミナーを開催することで、キャリア理解を深める指導が行われている。

アドミッション・キャリア開発セクションにおいて、進路情報が組織的に提供されると

ともに、各国の大学・研究機関等からの求人情報をワンストップ（一か所）で検索できる体制が整っている。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスにおいては、学生生活の安定のための支援として、国際的な研究大学の水準をめどに、同等の授業料（一部優秀な学生に対しては授業料免除）や生活費等（奨学金制度、賞金、リサーチ・アシスタント制度など）の経済的支援を行っており、学修目的、学会出席等に対する旅費支援も適切に行われている。また、バイリンガルの医師、看護師等が常勤するクリニックが設置され､健康面でのサポートが十分に行われているとともに、臨床心理士によるメンタル面でのサポートもなされている。

〈優れた点〉

○チャイルド・ケアを必要とする学生及び教職員のために「チャイルド・ディベロップメント・センター(CDC)」が設置されている点は評価できる。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境の整備においては、最先端技術と環境の調和、学際的な交流、産学連携ネットワークを実現すべく、校地、校舎等の学修環境が整備されている。実習施設は適切に整備されており、図書館についても電子ジャーナルを主体として有効に活用できる環境が整えられており、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性も確保されている。また、授業を行う学生数も適切に管理されている。

〈優れた点〉

○授乳等ができる「ファミリー・ルーム」や「マザーズ・ルーム」が設置されているなど、研究に専念できる配慮が随所に見られる点は高く評価できる。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、学生全体の代表である学生評議員会が、理事会・評議員会、学長、教授会等と定期的に会合を開き、教育環境、カリキュラム、財政的支援、その他の福祉問題など、学生に影響を与える事項について、直接的及び間接的にレビュー及びディスカッションを行うことにより適切な対応がなされている。また、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用も適切に行われている。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

単位認定、修了認定においては、「独創的な科学的知見に大きく寄与する研究の完了をもって博士の学位を授与する」という教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが学位授与要件として明確に定められ、ウェブサイト等で学内外に公表・周知されている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、修了認定基準等が明確に示され、周知されている。

博士論文研究開始に先立ち、「カリキュラム審査委員会(CEC)」により博士論文研究の作成準備が整っているかが審査され、学位論文は学位論文作成ガイドラインに従って執筆されることが求められるなど、単位認定基準、進級基準、修了認定基準等が定められ、適用

されている。

〈優れた点〉

○学位論文審査パネルに審査員として、国外から 2 人の専門家を選任し、厳正に論文審査を実施していることは評価できる。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

「学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自立性に富んだ人材として養成すること」を教育プログラムの目的としたカリキュラム・ポリシーがウェブサイト等で示されている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫しており、カリキュラム・ポリシーに沿って 5 年一貫の博士教育課程が体系的に編成されている。基礎科学を基盤とした高度な学際的教育を行うことを重視し、学生の個々の希望と適性を考慮しながら、個々にカスタマイズされた教育課程編成を行うことが明確に示され、ウェブサイト上で周知されている。

世界各国からの入学者の受入れを容易にするため 9 月入学制を採用し、また、多様な分野、技術、思考法への理解を広げるために「ラボ・ローテーション」を実施するなど、教育方法に工夫が施されている。履修登録の科目数に上限を設け、学生の学修や読書、「ラボ・ローテーション」での研究活動のための時間を確保させている。

〈優れた点〉

○「ラボ・ローテーション」により分野を超えた研究経験を積むことができる点は評価できる。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価においては、「カリキュラム審査委員会(CEC)」が設置され、毎月の開催により、プログラムの全段階における学修の進捗状況を監督し、三つのポリシーを踏まえ、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価が行われている。また、研究計画審査においては外部審査員と内部審査員による一貫した審査基準の維持に努めている。学修成果の点検・評価結果は、各学期末に学生が履修授業の内容を評価し、その結果は教員にフィードバックされている。学生会による学生満足度に関するアンケートが実施され、研究科長と情報の共有が行われている。

基準４．教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮のもとで意思決定の場である「エグゼクティブ委員会会議」が隔週で開催され、情報共有及び組織的な意思決定が行われている。

学長・理事長、首席副学長、COO(Chief Operating Officer)等で構成されるエグゼクティブの職位及び役割・責務は明確に示されており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築もなされている。

各ディビジョンの組織体制は明確に示され、適切な数の職員が配置されるとともに、その役割は明確に区分されており､管理職の職階と役割･責任範囲も明確に規定されている。

幹部組織の下に効果的な業務遂行のため、組織的な事務体制が構築されており、職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性も確保されている。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の配置・職能開発等においては教員の半数が外国人であることから、「アファーマティブ・アクション」を採用し、候補者の性別、年齢、国籍に捉われないだけでなく、国際的な経験と見識を備えた教員を採用している。教員審査には、研究ユニット審査、昇進審査、テニュア審査を実施し、一貫性のある評価基準に基づいた審査が行われている。教員採用、任命、昇進、評価及び退職について、明確な基準を設けており、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置がなされている。

FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施について、学生の教育及び研究指導に関わる教員の資質向上のためのガイドラインが策定され、各教員に配付されているだけではなく、教員相互の授業参観による意見交換を実施することで互いの資質向上に努めている。

〈優れた点〉

○59 人の教員が 17 か国から来ており、多様性を持った教員構成であることは評価できる。
○採用や昇任、契約更新に外部評価を取入れていることは評価できる。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員研修プログラムは男女共同参画・人事ディビジョンにより総括され、職員は各種研修プログラムを学内ポータルサイトで検索・受講できる体制になっており、SD 活動としてさまざまな研修プログラムを実施している。人事業績の一環として職員の自己改善・向上の努力も評価されており、SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みが実行されている。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究支援においては、七つの技術系セクションと二つの事務系セクションが研究支援ディビジョンにより監督され、優れた共用研究施設と研究支援サービスが提供されている。

研究支援セクションの「国際ピア・レビュー」が継続的に実施されている。また、各教員も 5 年ごとに国際的なレビューを受けて予算配分が決定されるなど、客観的評価に基づいた配分が行われており、研究環境の整備と適切な運営・管理は確保されている。

「科学者の行動規範」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」その他関連する指針等に沿って、研究倫理の確立と厳正な運用が実施されている。

併せて、外部研究資金セクションに 6 人のスタッフが配置され、科学研究費申請のサポートを強化するプログラムなど、資金獲得の支援が具体的に行われており、研究活動への資源が適切に配分されている。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性においては中長期展望・計画が示され、高潔さ、誠実さ、公平性、他人への思いやり、大学のミッションへの貢献という価値観に基づいて大学が運営されている。内閣府令を踏まえた年度事業計画が策定され、翌年度の 5 月末までに理事会等による評価の結果と併せて事業実績がウェブサイトで公開されるなど透明性が確保されており、経営の規律と誠実性の維持はなされている。

事業計画に教育研究、ガバナンス及び業務運営の透明性・効率性、財務、沖縄の自立的発展への貢献、キャンパス整備・大学コミュニティーの形成及び安全の確保、環境への配慮の各項目について目標と取組みが明示され、使命・目的の実現に向けた継続的努力はなされている。

研究及び特定の業務に関連する安全教育・訓練、また、健康プログラムを通じて、安全衛生の推進が図られており、多用性を尊重して人種などに関係なく等しく機会が与えられるよう配慮されており、環境保全、人権、安全への配慮はなされている。

5－2　理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会の機能においては、欧米型のマネジメント方式を採用しているため、理事会の責任と権限が日本の他大学と比べ強く、より戦略的な意思決定ができる管理運営体制が整備されている。理事には、ノーベル賞受賞者他科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者、沖縄の振興に関して優れた識見を有する者、大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者等が含まれ、教育・研究における学際性の推進や沖縄の自立発展に向けた貢献等、大学の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性が確保されている。

5－3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

管理運営の円滑化と相互チェックにおいては、大学全体の運営に関連する理事会などの議題の準備、情報共有のために、隔週で「エグゼクティブ委員会会議」を開催するなど、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化はなされている。

寄附行為の規則に基づいて外部より監事を選任し、監事による業務運営と会計経理の監査が実施され、監事監査を通じて、適切かつ効率的な業務運営及び適正な会計経理が担保される仕組みが整っており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性はなされている。

5－4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務基盤と収支においては、政府からの補助金額が収入全体の 95%以上を占め、予算収入の内訳は、政府から交付される運営費補助金、施設整備費補助金及び外部資金から構成

され、中長期計画における 10 年間の政府補助金は年間 200 億円規模を想定しており、付帯事業収入、借入金、資産運用の計画はない。中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立はなされている。

大学は国から交付される運営費補助金と施設整備費補助金により運営されており、国が認める補助金交付額の範囲内での予算執行により安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保はなされている。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、内閣府によって定められた会計基準に基づいて行われている。月次決算が会計検査院に報告され、また、年度の財務諸表及び独立監査人による監査報告とともに内閣府に提出される。これらはウェブサイトで公開されており、会計処理の適正な実施はなされている。

財務諸表の概要については、監事による監査が行われ、理事会に監事報告書が提出された上で、理事会で審議・承認されている。会計年度終了後 3 か月以内に独立監査法人の報告書と併せ、付属明細書を含めた財務諸表が内閣総理大臣へ提出されるなど、会計監査の体制整備と厳正な実施はなされている。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の組織体制では、内部質保証のための組織の整備、責任体制が確立されている。具体的には、「エグゼクティブ委員会」の主導により、業務実績報告書、ピア・レビュー、認証評価機関による評価の三つの評価事業が実施されている。各年度の事業計画に対する達成状況を自ら点検する自己評価である業務実績報告は、内閣府との事業報告の共有

や会計検査院への会計報告を含み、適切に行われるとともに、学長主導による外部評価委員会により、国際的に活躍する突出した専門家を構成メンバーとする外部評価が実施されている。

内閣府において「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会」が定期的に開催され、年度の事業計画予算案及び業務実績報告等について内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策担当）に対して専門的な見地からの助言も行われている。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価においては、開学 3 年目の平成 27(2015)年に、自己点検・評価であるピア・レビューを実施した。その結果の共有がなされており、IR 機能を活用した十分な調査・データの収集と分析もなされている。業務実績報告においては、基準指標が毎年度設定され、内閣府との事業報告の共有や会計検査院への会計報告を含めて、客観的な情報・データに基づいて達成度を定性的・定量的に評価し、自己点検・評価を実施している。

各担当部署における関連データの 1 次レビューに加え、各部署から提出された自己評価結果を学長が更にレビューするという 2 段階の評価が実施されている。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の機能性においては、各年度の事業構想及び事業計画策定・実施、業務報告及び改善という PDCA サイクルが確立しており、内部質保証のための研究科と大学院全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性は適切である。また、PDCA サイクルは内閣府との協議・調整のもとで進められ、その進捗状況が年 4 回の定例協議会で情報共有されるなど適切に機能している。

学園法や枠組み文書に沿って、事業計画策定と実施、業務実績報告がなされ、重要なステークホルダーである内閣府との情報共有と定例協議会により、自己点検・評価の結果が有効に活用される仕組みが確立されている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会連携

Ａ－1　沖縄の自立的発展への貢献

A-1-①　沖縄の自立発展に向けた産学連携に関する方針、組織体制、取組み及び成果

A-1-②　沖縄の自立発展に向けた地域貢献に関する方針、組織体制、取組み及び成果

【概評】

大学の使命・目的である「沖縄の自立的発展への貢献」は活動として独創的であり、かつ優れている。これを達成するため、「技術開発イノベーション・センター～沖縄の自立的発展を目指して～」（略称 TDIC）が設置され、学内の研究から生まれたアイデアの技術開発と商業化、沖縄県内及び国内外の機関との戦略的パートナーシップの構築によるイノベーション推進、イノベーション成功のために要素を理解し、社会や経済へのインパクトを測定するメカニズムの開発に取組んでいる。具体的には沖縄の環境、地域の特長を生かし、海洋科学に関する研究、波力発電に関する研究などが行われており、その成果が期待されている。

また、先端技術研究、資金調達、実践的指導及び人材開発支援の組合せにより、世界的にも特長ある概念実証(Proof of concept)研究が行われている。これらの研究成果による発明や実用新案などの知的財産に関わる案件が増加しており、これに対応するため、新入職員オリエンテーションで知財基礎講座を開催し、「OIST 知財ポリシー」を周知している。沖縄振興に向けた地域貢献として、沖縄の豊かな自然を保全するため、沖縄県や地域の市町村及び民間企業と生物科学や環境科学に関する共同研究を行っている。これに加え、沖縄県内にある小学校・中学校・高等学校からの訪問プログラムを推進し、沖縄・九州地区の高等学校における「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」の活動を支援している。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

1．LEED にてシルバー認証を取得

本学の研究棟はその画期的な設計と建築手法により、平成 25（2013）年 3 月、国際的な建物環境性能評価指標である LEED（Leadership in Energy & Environmental Design）の新築建物を対象としたグリーン・ビルディング認証（シルバー認証）を取得しました。国内での認証例はわずか 32 件で、沖縄初の新築建物であり、全国で唯一の教育施設です。敷地の開発に係る自然保護、排水再利用による節水の取組及び室内の空気浄化の取組が高く評価されました。

2．他大学の事務国際化支援

本学では、平成 27（2015 年）度より、「事務国際化研修」を通じて、国際化の推進に取り組む他大学の職員に対し、本学の国際的な組織・事務環境の中で業務に従事する機会を提供することで、当該大学の事務の国際化に貢献しています。

具体的には、他大学より 1 年程度研修職員を受け入れ、本学のバイリンガルな事務環境におけるオン・ザ・ジョブ形式による研修、定期・不定期に開催される各種国際イベントへの参加、さらに、英語クラスの受講を組み合わせ、実践と座学のバランスを取りながら英語運用能力の向上を支援しています。

これまで、東北大学より 3 名、大阪大学より 1 名、計 4 名の研修職員を受け入れ、好評を得ており、今後は他大学からも積極的に研修職員を受け入れる方針です。

3. 優秀な若手研究者の確保と国際コミュニティー支援

海外から優秀な若手研究者を採用するためには、信頼できる幼児教育や家族の生活環境の整備が欠かせません。

本学のチャイルド・ディベロップメント・センター（CDC）では、教職員、特に外国人の若手研究者や職員の子供たちを対象に日英バイリンガルで幼児教育を提供しています。（平成 25（2013）年度：47 名、平成 26（2014）年度：73 名、平成 27（2015）年度：100 名、平成 28（2016）年度：121 名、平成 29（2017）年度：105 名に増えました。

一方、国際コミュニティーのよろず相談所的なリソース・センターでは、主に外国から赴任した学生や職員とその家族の方々がより快適に生活ができるよう、自動車の購入・売却・修理・車検等の手続き、携帯電話やインターネット契約・解約手続き、役所での手続き（引っ越し手続き、住民票の取得、年金手続き）、住居関連（引っ越し、住居でのトラブル）、配偶者の就職支援など、多岐にわたる生活サポートを提供しており、毎日 50 件程度の問い合わせや相談に対応しています。

また、ランゲージ・エクスチェンジやクッキング・クラスの開催など、OIST コミュニティーメンバーの為の交流イベントも企画・実施運営しています。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 24(2012)年度

所在地　　沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
科学技術研究科	科学技術専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 22 日	第 1 回評価員会議開催

9 月 6 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 26 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 22 日	実地調査の実施　　10 月 23 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 24 日	10 月 24 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
平成 31(2019)年　2 月 1 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書
・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	OIST パンフレット	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	沖縄科学技術大学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	基本方針・ルール・手続きライブラリ（第 5 章　研究科ハンドブック　5.2.3 入学者選抜、5.10.1 入学者選抜委員会)」	
【資料 F-5】	学生便覧	
	基本方針・ルール・手続きライブラリ（第 5 章　研究科ハンドブック）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30（2018）年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28（2016）年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセス・マップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	基本方針・ルール・手続きライブラリ	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人沖縄科学技術大学院大学学園理事、監事、評議員 理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況）	

【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 24（2012）～平成 28（2016）年度 財務諸表、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	コース情報	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	OIST 研究科　三つの指針	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	平成 29（2017）年度設置計画履行状況等調査結果	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年法律第 76 号）	
【資料 1-1-2】	沖縄科学技術大学院大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-3】	沖縄科学技術大学院大学　枠組み文書Ⅱ	
【資料 1-1-4】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 1 章	【資料 F-9】に同じ
【資料 1-1-5】	ウェブサイト（基本理念・設立目的） https://www.oist.jp/ja/oist%E3%81%A8%E3%81%AF	
【資料 1-1-6】	本学設置の趣旨を記載した書類	
【資料 1-1-7】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 1-1-8】	ウェブサイト（OIST とは） https://www.oist.jp/ja/oist%E3%81%A8%E3%81%AF	
【資料 1-1-9】	沖縄科学技術大学院大学理事会に対する外部評価委員会の報告 平成 27（2015）年 7 月 27～29 日 大学にて実施された評価結果	
【資料 1-1-10】	第 5 期科学技術基本計画（第 4 章(2)知の基盤の強化 p.31） http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	募集要項例	
【資料 1-2-2】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年法律第 76 号）第 1 条	【資料 1-1-1】に同じ
【資料 1-2-3】	ウェブサイト（OIST 研究科　三つの指針） https://groups.oist.jp/ja/grad/prospective-students	【資料 F-13】に同じ
【資料 1-2-4】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章	【資料 F-9】に同じ
【資料 1-2-5】	沖縄科学技術大学院大学　枠組み文書 II	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 1-2-6】	平成 30(2018)年度事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 1-2-7】	ウェブサイト（OIST 研究科　三つの指針） https://groups.oist.jp/ja/grad/prospective-students	【資料 F-13】に同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	ウェブサイト（アドミッション・ポリシー） https://admissions.oist.jp/ja/admissions-policy	【資料 1-2-7】に同じ
【資料 2-1-2】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 2	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-1-3】	ウェブサイト(出願) https://admissions.oist.jp/ja/出願	

【資料 2-1-4】	ウェブサイト(GAP プログラム：PD3&5) https://groups.oist.jp/grad/pd3 https://groups.oist.jp/grad/pd5	
【資料 2-1-5】	沖縄科学技術大学院大学　枠組み文書Ⅱ　第 3 章 1	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-1-6】	沖縄科学技術大学院大学理事会に対する外部評価委員会の報告 平成 27（2015）年 7 月 27～29 日 大学にて実施された評価結果	【資料 1-1-9】に同じ
【資料 2-1-7】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 3 章 2.4	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-1-8】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 2.3	【資料 F-9】に同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	教職員協働の下で学修支援及び授業支援の例（2016 年 11 月の教授会議事録。学長、首席副学長、研究担当ディーン出席）	
【資料 2-2-2】	教育資源利用促進コーディネーターの職務内容	
【資料 2-2-3】	学修指導コーディネーターの職務内容	
【資料 2-2-4】	ウェブサイト（がんじゅうサービス） https://groups.oist.jp/ja/ganjuu	
【資料 2-2-5】	学生による授業評価アンケート様式 https://groups.oist.jp/grad/student-evaluation-teaching	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 1.3	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-3-2】	ウェブサイト　（インターン及び就職情報の例）	
【資料 2-3-3】	修了生就職・進路先実績リスト	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 1.2 ウェブサイト（リソース・センター） https://groups.oist.jp/ja/resource-center/services	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-4-2】	奨学金等獲得状況	【表 2-7】に同じ
【資料 2-4-3】	ウェブサイト（メディカル・センター） https://groups.oist.jp/ja/medical	
【資料 2-4-4】	ウェブサイト（チャイルド・ディベロップメント・センター） https://groups.oist.jp/ja/cdc	
【資料 2-4-5】	ウェブサイト（ビレッジ・センター）（ハウジング） https://www.oist.jp/ja/housing	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	ウェブサイト（マスタープラン） https://www.oist.jp/ja/master-plan	
【資料 2-5-2】	学際性促進のための各ラボ、各階レイアウト図	
【資料 2-5-3】	ウェブサイト（研究機器ギャラリー） https://groups.oist.jp/ars/research-equipment-gallery-behavior	
【資料 2-5-4】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 6 章	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-5-5】	消防計画（防災・耐震対策手順含む）	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2017 年 9 月・10 月、研究科長－学生評議員会定例会議、議題（学生評議員会事務局より研究科あての連絡）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 3.13	【資料 F-9】に同じ

【資料 3-1-2】	ウエブサイト（コース･スケジュール） https://groups.oist.jp/ja/grad/course-timetable	
【資料 3-1-3】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 3.9	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-4】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 3.11	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-5】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 3.11.3	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-6】	ウェブサイト（ディプロマ・ポリシー） https://groups.oist.jp/ja/grad/prospective-students	【資料 F-13】に同じ
【資料 3-1-7】	ウェブサイト（博士研究論文の準備と提出に関するガイドライン） https://groups.oist.jp/sites/default/files/imce/u137/Forms/Guidelines on thesis preparation.pdf	
【資料 3-1-8】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 3.13.4.1	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-9】	論文指導委員会議長の報告書様式	
【資料 3-1-10】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 3.15	【資料 F-9】に同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	ウェブサイト（カリキュラム・ポリシー） https://groups.oist.jp/ja/grad/prospective-students	【資料 F-13】に同じ
【資料 3-2-2】	ウェブサイト（コースリスト） https://groups.oist.jp/ja/grad/courses-term-0	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	カリキュラム審査委員会開催例（議事事項及び議事録）	
【資料 3-3-2】	4 段階（ABCF）方式と記述方式による評価に係る詳細資料	【表 3-2】に同じ
【資料 3-3-3】	OIST 同窓会登録様式	
【資料 3-3-4】	学生による授業評価アンケート様式 https://groups.oist.jp/grad/student-evaluation-teaching	【資料 2-2-5】に同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 2 章 5	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-1-2】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 1 章 4.1-4	【資料 F-9】に同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員リスト（研究分野、性別、年齢、国籍を含む）	
【資料 4-2-2】	ウェブサイト（研究ユニット紹介） https://www.oist.jp/ja/研究ユニット	
【資料 4-2-3】	基本方針・ルール・手続きライブラリ (PRP)第 3 章 2	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-2-4】	教員の資質向上のためのガイドライン	
【資料 4-2-5】	学生アンケート書式、これまでのアンケート結果活用実績	
【資料 4-2-6】	教員の相互の授業参観に関するガイドライン案	
【資料 4-2-7】	論文指導委員構成リスト（教員ランク別）	
【資料 4-2-8】	FD 促進に係る教員の研修会、専門的な外部講師を招いたセミナー、ワークショップ等の実施例	
【資料 4-2-9】	学内の人材を活用した FD に関わるワークショップやセミナー等の実績	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	教員ディベロップメント研修に係る資料	
【資料 4-3-2】	マネジメント・フォーラムに係る資料	
【資料 4-3-3】	人事業績評価様式	
4-4. 研究支援		

【資料 4-4-1】	ウェブサイト（OIST 所掌業務） https://www.oist.jp/ja/policy-library/2.5	
【資料 4-4-2】	研究環境に関する教員及び学生満足度調査の実施例	
【資料 4-4-3】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 4 章 9	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-4-4】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 9 章 2	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-4-5】	研究倫理教育のための教材及び受講記録	
【資料 4-4-6】	研究活動への資源の配分方法及び配分実績（平成 30（2018）年度）	
【資料 4-4-7】	外部資金獲得のための取組み	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	沖縄科学技術大学院大学　枠組み文書 II	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 5-1-2】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 1 章 3	【資料 F-9】に同じ
【資料 5-1-3】	平成 30（2018）年度事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 5-1-4】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-1-5】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年法律第 76 号）	【資料 1-1-1】に同じ
【資料 5-1-6】	ウェブサイト（平成 28（2016）年度事業報告書） https://groups.oist.jp/ja/acd/information-disclosure	
【資料 5-1-7】	有害廃棄物その他の廃棄物の地道なリサイクル活動や適切な取扱いと処理係る事例や資料等	
【資料 5-1-8】	省エネルギーの取組に係る事例	
【資料 5-1-9】	災害対策計画及び訓練に係る資料等	
【資料 5-1-10】	パンフレット「男女共同参画とダイバーシティー」	
【資料 5-1-11】	教員採用委員会ハンドブック	
【資料 5-1-12】	無意識バイアス・トレーニング・ツール	
【資料 5-1-13】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 22 章、第 23 章、第 39 章	【資料 F-9】に同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年法律第 76 号）	【資料 1-1-1】に同じ
【資料 5-2-2】	学校法人沖縄科学技術大学院大学学園　理事会運営規則	
【資料 5-2-3】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 2 章 2	【資料 F-9】に同じ
【資料 5-2-4】	理事会開催実績（資料：開催実績、出席状況、議事録）	
【資料 5-2-5】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為　第 6 条	【資料 F-1】に同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人沖縄科学技術大学院大学学園　理事会運営規則	【資料 5-2-2】に同じ
【資料 5-3-2】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-3-3】	評議員の評議員会への出席状況に関する資料	
【資料 5-3-4】	評議員会への諮問状況を示す資料	
【資料 5-3-5】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 3 章 3	【資料 F-9】に同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	沖縄科学技術大学院大学　枠組み文書Ⅱ　第 4 章	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 5-4-2】	平成 30（2018）年度事業計画 「予算収支計画、予定貸借対照表、予定損益計算書」	【資料 F-6】に同じ
【資料 5-4-3】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 27 章	【資料 F-9】に同じ
【資料 5-4-4】	平成 28（2016）年度予算収支決算書	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-4-5】	平成 28（2016）年度損益計算書	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-4-6】	沖縄科学技術大学院大学学園　補助金交付要綱	
5-5. 会計		

【資料 5-5-1】	会計検査院法　第 24 条 2	
【資料 5-5-2】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為　第 15 条	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-5-3】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年法律第 76 号）第 12 条	【資料 1-1-1】に同じ
【資料 5-5-4】	平成 28（2016）年度独立監査法人　監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	沖縄科学技術大学院大学理事会に対する外部評価委員会の報告 平成 27（2015）年 7 月 27～29 日 大学にて実施された評価結果	【資料 1-1-9】に同じ
【資料 6-1-2】	沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会開催要項 （平成 26 年 6 月 18 日内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）決定） http://www8.cao.go.jp/okinawa/4/oist-yushikisya.html	
【資料 6-1-3】	平成 30（2018）年度事業計画	【資料 F-6】に同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	平成 30 年（2018）度事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 6-2-2】	沖縄科学技術大学院大学理事会に対する外部評価委員会の報告平成 27（2015）年 7 月 27～29 日 大学にて実施された評価結果	【資料 1-1-9】に同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年法律第 76 号）	【資料 1-1-1】に同じ
【資料 6-3-2】	沖縄科学技術大学院大学　枠組み文書Ⅱ	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 6-3-3】	平成 30（2018）年度事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 6-3-4】	平成 28（2016）年度事業報告書	【資料 F-7】に同じ

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 沖縄の自立発展に向けた産学連携に関する方針、組織体制、取組み及び成果		
【資料 A-1-1】	発明から市場化までの技術移転のモデルプロセス	
【資料 A-1-2】	発明開示と評価プロセス	
【資料 A-1-3】	POC リサーチプログラムの概要	
【資料 A-1-4】	OIST における POC リサーチの全体図	
【資料 A-1-5】	特許出願数と特許取得数	
【資料 A-1-6】	企業との共同研究	
【資料 A-1-7】	外部資金の調達および見込み	
【資料 A-1-8】	POC（概念実証）研究プロジェクト	
【資料 A-1-9】	沖縄プロテイン・トモグラフィー株式会社ウェブサイト http://www.okinawa-pt.com/	
【資料 A-1-10】	一般的なスタートアップ・ベンチャー・アクセラレータープログラム	
【資料 A-1-11】	大学コンソーシアム沖縄定款及び概要	
【資料 A-1-12】	県内高等学校を対象とした訪問プログラム	
【資料 A-1-13】	恩納村・OIST こども科学教室プログラム	
【資料 A-1-14】	文化イベント開催実績一覧	
【資料 A-1-15】	科学イベント「SCORE」実施要項	
【資料 A-1-16】	科学イベント「SCORE」参加校および入賞校	

4 沖縄国際大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
建学の精神、理念に基づき、大学の使命及び学部・研究科のそれぞれの目的が学則１条（学部）、大学院学則 2 条（研究科）等に明文化されている。また、使命、目的を具体化したものとして、教育目標と地域連携・研究目標が定められ、それらは大学案内やウェブサイト等に掲載されている。個性・特色は、使命、目的及び教育目標、地域連携・研究目標に明示されており、「沖縄の私立大学」であることが最大の個性とされている。「第３次中長期経営計画書」に、建学の精神、教育の理念、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）が反映されている。

「基準２．学生」について
大学全体、学科・専攻ごとにアドミッション・ポリシーが策定され、大学案内や入学試験要項、ウェブサイト等を用いて、求める学生像が公表されている。全ての学部において入学定員・収容定員が確保されている。各学科・専攻会議等の教員組織を中心とした体制及び学務課等の事務部署を中心とした体制を通して、教職協働による学修支援体制が適切に整備されている。「共通教育協議会」「キャリア支援委員会」、教学課、学務課、キャリア支援課による手厚いキャリア支援体制のもと、キャリア教育科目群を開設し、学生の就業意識の醸成を図っている。学生サービスや厚生補導を目的とする「厚生補導委員会」を設置し、学生生活の安定に向けた各種支援を実施している。特に、大学独自の給付型奨学金が充実している。校地・校舎面積は設置基準を満たしている。学修支援・学生生活・学修環境に関する学生の意見等をくみ上げるシステムが整備され、現状を改善するために活用されている。

〇大学独自の給付型奨学金制度が充実しており、貸与型奨学金との併用が可能で、学生の経済的負担の軽減に資する点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について
教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが定められ、大学及び各学部・学科のディプロマ・ポリシーは大学案内、学生便覧、履修ガイド等に、大学院研究科各専攻・領域のディプロマ・ポリシーは大学院案内に掲載されており、全てのディプロマ・ポリシーはウェブサイトから閲覧可能となっている。学部は教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーが定められ、それに沿った広範かつ基本的な知識・

技術・教養を育む共通科目、専門知識を系統的に習得する専門科目、専門職業人としての能力を習得するための資格科目からなる教育課程が体系的に編成されている。大学院においても、研究科、専攻・領域ごとに、その教育目的を達成するための体系的な教育課程が編成されている。三つのポリシーを踏まえて、学修状況、資格取得状況、就職状況を指標として、それを把握するよう努め、学生の履修状況、修得単位数、成績内容等を確認できる学内システムが確立されており、各種資格取得者数も当該教授会において確認され、情報が共有されている。

「基準４．教員・職員」について

学長は「全学教授会」「大学協議会」「大学院委員会」の議長を務め、教員組織をつかさどっている。大学には副学長及び「総合企画室」が置かれ、学長がリーダーシップを発揮しやすい体制が整備され、大学の意思決定及び教学マネジメントが行われている。大学は設置基準において求められている専任教員数及び教授数を確保し、配置している。また、大学院においても設置基準が定める研究指導教員を各専攻に配置している。教員の採用・昇任については、「教員の任用及び昇任に関する規程」「共通科目担当を主とする教員等の任用に関する規程」に基づき運用している。職員の資質・能力向上を促す研修の機会を設け、SD(Staff Development)として全学の教職員を対象とした研修、職員を対象とした「初任者研修」「夏期総合研修」等を計画的に行っている。学内研究組織として「総合研究機構」を設置し、副学長が総合研究機構長を務め、全学的な研究活動推進体制を整えている。当該機構のもとには研究領域ごとに四つの研究所が設置され、毎年度策定する事業計画に基づき独自の研究活動を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学の業務執行は、寄附行為、「事務組織規程」「業務事務分掌規程」等の諸規則に基づき行われている。学長は理事長を兼務し、大学経営と教学運営を分離することなく、大学の管理運営を行っている。寄附行為に基づき、理事会を法人の最高意思決定機関とし、使命・目的の達成に向けて法人の重要な事項についての意思決定ができる体制を整備している。理事長は学長を兼務し、副学長、学部長、事務局長が理事会の構成員であることなどから、法人と大学における意思疎通と連携は有機的に行われている。寄附行為に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と規定され、理事会や「部局館長会」の議長を務める等、リーダーシップを発揮できる環境が整備されている。

中長期経営計画に基づいて策定された年度予算をもとに適切な財務運営の執行がなされている。流動資産が多く、特定資産についても計画的に積立てられており、安定した財務基盤を確立している。会計処理と決算については学校法人会計基準、「経理規程」「経理規程細則」「予算統制規程」等に基づいて、適切に処理している。

「基準６．内部質保証」について

「自己点検・評価委員会規程」には「教育水準の向上に務め、教育・研究活動の活性化を図る」「社会的責務を果たしていくため教育・研究活動全般について、不断の自己点検・評価を適切かつ円滑に実施する」と記載されている。その組織として、「自己点検・評価委

員会」及び部門ごとに「大学院等委員会」「学部等委員会」「事務等委員会」が常置され、全学的に自己点検・評価を行う体制は整備されている。「自己点検・評価委員会」による自己点検・評価が行われ、平成 28(2016)年度は、「三つのポリシーに関わる教育改革・改善」と「社会貢献・地域連携に関わる現状と課題」がテーマになった。自己点検・評価の結果は、教育の改善・向上につなげることを目的に全学的な共有を図っている。

総じて、沖縄県の私立大学として、自らが掲げる使命・目的に基づき適切に教育・研究を実施するとともに地域連携にも取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A. 図書館の教育機能と地域貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 単位互換協定に基づく国内留学制度について
2. 離島・遠隔地出身学生への対応について

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、理念に基づき、大学の使命及び学部・研究科のそれぞれの目的が学則第 1 条（学部）、大学院学則第 2 条（研究科）等に明文化されている。また、使命、目的を具体化したものとして、教育目標と地域連携・研究目標が簡潔に定められ、それらは大学案内やウェブサイト等に掲載されている。個性・特色は、使命・目的及び教育目標、地域連携･研究目標に明示されており､「沖縄の私立大学」であることが最大の個性とされている。建学の精神、大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等において多くの訴えがある。これらは教育・研究面や国際交流、社会貢献・地域連携における各種取組みと連動しており､「地域に根ざし世界に開かれた大学」を目指してきた。社会情勢等に対応して、平

成 22(2010)年度に、大学の使命及び教育目標、地域連携・研究目標を定めている。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的が規定されている規程集は、業務を執行する上で指針になるもので、全教職員に配付されている。大学の使命、目的及び教育目標、地域連携・研究目標は、ウェブサイトや、大学案内、学生便覧、事業報告書等に掲載され、学内外に周知されている。「第 3 次中長期経営計画書」に、建学の精神、教育の理念、三つのポリシーが反映され、建学の精神、理念、大学の使命及び教育目標に基づき三つのポリシーが策定されている。大学の使命・目的及び教育目標、地域連携・研究目標を達成するために、4 学部 10 学科、3 研究科を設置し、四つの研究所及び必要になる教育研究組織を整備している。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体、学科・専攻ごとにアドミッション・ポリシーが策定され、大学案内や入学試験要項、ウェブサイト等を用いて、求める学生像が公表されている。オープンキャンパス、進学ガイダンス、入試説明会、高校訪問等を通じて、生徒・保護者・進路指導担当教員に対してアドミッション・ポリシーを具体的に説明・周知している。

入学者選抜は、学長が委員長を務める「入学者選抜試験委員会」によって適切な体制の

もとで実施されている。また、「入試問題作成者連絡会」及び「小論文問題作成者連絡会」では、アドミッション・ポリシーの実質化、問題作成に当たっての注意事項、作成・点検・校正スケジュール、ミス防止の方策等を確認している。入学者選抜の客観性を高め、公正を期するために、小論文試験を課す場合は、複数採点者の点数を平均した値を合否判定に用いている。これらの取組みの結果、全ての学部において入学定員・収容定員が確保されている。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

各学科・専攻会議等の教員組織を中心にした体制及び学務課等の事務部署を中心にした体制を通して、教職協働による学修支援体制が適切に整備されている。アカデミック・アドバイザー制度やオフィス・アワー制度を設け、個々の学生の学修目的や学修状況等に応じた個別の履修指導、相談・支援を実施している。学業不振、中途退学、休学、留年等への対応策も適切に実施されている。TA・SA(Student Assistant)に関する規則が整備され、学業及び人物共に優秀な学生が推薦によって教育的補助業務に従事し、学士課程の充実に資する活動を行っている。「福祉・ボランティア支援室」「対面朗読室」、学生相談室、ハラスメント相談室等を設置して、さまざまな学生のニーズに応えている。特に、障がいのある学生を受入れる際は、学生本人の要望を把握し相談しながら、受入れ学科・専攻と福祉・ボランティア支援室、学務課等が連携し、学内支援体制の調整を行い、大学生活と学修へのスムーズな移行を支援している。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「共通教育協議会」「キャリア支援委員会」、教学課、学務課、キャリア支援課による手厚いキャリア支援体制のもと、キャリア教育科目群を開設し、学生の就業意識の醸成を図っている。学生のキャリア形成の一環としてインターンシップ制度を導入し、県内外の企業に加え、海外インターンシッププログラムも提供している。入学時から新入生キャリア・ガイダンスを開催する等、卒業後の自立に向けた意識付けを行っている。各種の資格取得対策講座では、学生による自主的なキャリア形成を支援している。就職活動を進めるため

の方法や企業研究に関するガイダンス及びセミナー、県内外の企業による学内企業説明会も実施している。就職に関する相談には、専任職員をはじめ、複数の職員を配置して手厚いサポートを行っている。また、進学希望者には、アカデミック・アドバイザーが相談対応を行っている。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導を目的とする「厚生補導委員会」を設置し、学生生活の安定に向けた各種支援を実施している。学生に対する経済的な支援としては、大学が独自に進める給付型奨学金制度を運用の柱としつつ、平成 29(2017)年度には「離島遠隔地等支援奨学金」も新設している。また、日本学生支援機構等の奨学金窓口を設置し、学生の事情に応じた経済的負担を軽減する措置が講じられている。大学公認団体の体育系サークルや文化系サークルに対しては、活動経費等の一部を学生補助金として補助し支援を行っている。ゼミ単位の課外活動に対する支援では、諸経費の一部を補助する学外ゼミ費が運用されている。学生の心身に関する健康管理及び生活支援を目的として、健康相談室、学生相談室、ハラスメント相談室が運営されている。障がいのある学生に対しては、福祉・ボランティア支援室等が修学支援のみならず、各種の生活支援も行っている。

〈優れた点〉

○大学独自の給付型奨学金制度が充実しており、貸与型奨学金との併用が可能で、学生の経済的負担の軽減に資する点は高く評価できる。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積と校舎面積は設置基準を満たしており、運動場、図書館、情報サービス施設、体育施設、付属施設等が整備されている。全ての校舎に空調設備を設置する等、快適な教育研究環境の整備に努めている。図書館は各種情報源を収集・提供し、授業終了後及び休

日も開館している。コンピュータ教室やマルチメディア実習室、ネットワーク実習室等のIT 施設を整備し、それらは情報センターにより管理されており、学生は施設内のパソコンを随時利用できる。有線・無線 LAN アクセスポイントを学内に多数設置し、インターネット接続環境の向上に努めている。バリアフリー化のために、学内各所にスロープ、手すり、点字ブロック、専用駐車場を配置している。平成 23(2011)年の耐震診断の結果に基づき、建替えを行う等、適切な措置が講じられている。履修希望者が一定数を超えた場合はクラスの増設を認めており、授業を行う学生数を適切に管理している。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援・学生生活・学修環境に関する学生の意見等を、学生相談室等を通してくみ上げるシステムが整備され、現状を改善するために活用されている。学修支援に関する意見・要望への取組みとしては、FD(Faculty Development)委員会が兼任教員を含む全教員に授業アンケートの実施を課し、その結果は担当教員、学部長、学科長、科目群責任者等に通知され、授業改善のために活用されている。各種の要望は各学科長が状況を把握・分析し、学生に回答し、ウェブサイトで公開している。学生生活に関する意見・要望については、健康相談室、ハラスメント相談室、学生相談室を設置し、対応している。奨学金等学生の経済的支援に関する業務は学生部学生課が行い、障がいのある学生の支援は福祉・ボランティア支援室が行っている。学修環境に関する意見・要望の把握は、授業アンケートの自由記述欄や学生部学生課・教務部学務課の窓口を通して行われている。ウェブサイト上に「電子目安箱」を設置し、大学の教育・学生生活等について学生の声が E メールを通じて各担当部署に届くようにしており、今後はこれまで以上の周知と活用が期待される。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが定められ、大学及び各学部・学科のディプロマ・ポリシーは大学案内、学生便覧、履修ガイド等に適宜掲載され、大学院研究科各専攻・領域のディプロマ・ポリシーは大学院案内に掲載されており、全てのディプロマ・ポリシーはウェブサイトから閲覧可能となっている。

ディプロマ・ポリシーの中で学位授与についても明記されており、その記載を踏まえて関連規則、単位認定・卒業認定の基準、修了認定基準等も適切に定められており、履修ガイド等を通じて周知されている。それらの規則及び基準は、早期卒業認定制度や成績不振学生に対する指導も含めて、適切に運用されている。

〈参考意見〉

○シラバスの記載内容については、一部の科目の授業計画や成績評価方法等について記入漏れがあり、対応が望まれる。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーが定められ、大学案内・履修ガイド等で公開され、周知されている。それに沿った広範かつ基本的な知識・技術・教養を育む共通科目、専門知識を系統的に習得する専門科目、専門職業人としての能力を習得するための資格科目からなる教育課程が体系的に編成されている。大学院においても、研究科、専攻・領域ごとに、その教育目的を達成するための体系的な教育課程が編成されており、年間履修登録単位数の上限も設定されている。また、共通教育機構によって、全学的な見地から教養教育の運営がなされ、FD 委員会等が中心となり、英語教育、実習指導、キャリア教育等の改善に資する FD プロジェクトが実施されている。加えて、各種アクティブ・ラーニングのための施設も整備・活用されている。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーの達成度を学修成果の判断基準とし、学修状況、資格取得状況、就職状況を直接評価の指標としている。学修状況については、学生の履修状況、修得単位数、成績内容等を確認できる学内システムが確立されており、各種資格取得者数も当該教授会において確認され、情報が共有されている。就職状況も各学部教授会等で報告され、共有する仕組みが整備されている。

平成 28(2016)年、平成 29(2017)年度の自己点検・評価活動を通じて、各学部・学科、研究科・領域の三つのポリシーに沿った学修成果の点検・評価がなされ、教育内容・方法及び学修指導の改善へのフィードバックが行われてきた。平成 30(2018)年度からは、IR(Institutional Research)を担当する「総合企画室」が設置され、学内データの分析も検討されているので、今後はその効果的な活用が期待される。

基準４．教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は「全学教授会」「大学協議会」「大学院委員会」の議長を務め、教員組織をつかさどっている。大学には副学長及び「総合企画室」が置かれ、学長がリーダーシップを発揮しやすい体制が整備され、大学の意思決定及び教学マネジメントが行われている。

教学マネジメントは、学長の統督のもと副学長により総括され、教務部長と事務部長により所属教職員を指導監督するという体制で整備されている。大学の意思決定の権限及び

責任や副学長の組織上の位置付けは、学則及び「事務組織規程」等に規定されている。

教授会や「全学教授会」「大学協議会」については、学則及び各規則に位置付けや役割等が規定されている。教学マネジメントの遂行を担う教務部には教学課、学務課、研究支援課が配置され、「業務事務分掌規程」によりそれぞれの役割は明確化されている。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、設置基準において求められている専任教員数及び教授数を確保し、配置している。また、大学院においても設置基準が定める研究指導教員を各専攻に配置している。教員の採用・昇任については、「教員の任用及び昇任に関する規程」及び「共通科目担当を主とする教員等の任用に関する規程」に基づき運用している。

FD 活動は、全学的組織である FD 委員会に学科長で構成される「学部専門部会」及び研究科専攻主任で構成される「大学院専門部会」が加わるとともに、教学課がサポートすることで、組織的体制のもとで実施されている。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上を促す研修の機会を設け、SD として全学の教職員を対象とした研修、職員を対象とした「初任者研修」「夏期総合研修」等を計画的に行っている。また、研修の機会として、総務課が主導する内部研修のほか私学団体等の主催する研修への参加に加え、情報交換及びネットワーク形成のため、県内外他大学との合同研修を実施している。

研修内容の見直し・改善については、年度初頭に総務課長の報告と計画素案を事務局長が確認後、各事務部長を含めた調整会議で原案を作成している。その後、課長会で審議し、理事長へ上申の上、組織としての研修計画を決定し、実施運営を行うことで職員のキャリア強化を図っている。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

学内研究組織として「総合研究機構」を設置し、副学長が総合研究機構長を務め、全学的な研究活動推進体制を整えている。当該機構のもとには研究領域ごとに四つの研究所が設置され、毎年度策定する事業計画に基づき独自の研究活動を行っている。

研究倫理に関する「沖縄国際大学における研究者等の行動規範」「沖縄国際大学における人を対象とする研究倫理規程」「研究活動の不正行為防止に関する規程」「沖縄国際大学における公的研究費の取り扱いに関する規程」等を整備するとともに、研究倫理審査委員会や研修会等の開催を通して、運用・管理に努めている。

教員の研究活動への人的支援をするために、教務部研究支援課に研究支援助手を配置するとともに専任職員と事務補佐員を配置している。また、「研究助成費交付規程」「研究成果刊行奨励費交付規程」等を整備して、研究活動に関するさまざまな支援を行っている。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を概ね満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の業務執行は、寄附行為、「事務組織規程」「業務事務分掌規程」等の諸規則に基づき行われている。学長は理事長を兼務し、大学経営と教学運営を分離することなく、大学の管理運営を行っている。

大学は建学の精神と教育理念に基づき、使命・目的を達成するために、全学を挙げて中長期経営計画や年次事業計画、年次事業報告の策定等に取組んでいる。

平成 22(2010)年度に環境マネジメントシステム「エコアクション 21」の認証を取得す

るとともに、その後毎年審査を受け、評価、見直しを行っている。また、関連規則を整備し人権にも配慮している。平成 16(2004)年に米軍ヘリコプターの学内への墜落事故等の経験もあり、関連規則や体制を整備し、全学で安全への対応にも取組んでいる。

〈参考意見〉

○学生の安全確保と防災意識の向上を図るためにも、学生を対象にした避難訓練を定期的に実施することが望まれる。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会を法人の最高意思決定機関とし、使命・目的の達成に向けて法人の重要な事項についての意思決定ができる体制を整備している。

理事の選任及び任期については、寄附行為及びその他の規則に定められている。理事会は学外理事 7 人を含む 15 人の理事で構成され、理事長は寄附行為にのっとり学長が兼務している。学長は、「学長選挙規程」に基づき当選した者が理事会で任命され、その任期は 4 年で、再任は認められている。

理事会は、基本的に毎月 1 回開催され、中長期経営計画や事業計画の執行等を目的に、関連事項の審議や情報共有が行われている。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を概ね満たしている。

〈理由〉

理事長は学長を兼務し、副学長・学部長・事務局長が理事会の構成員であること等から、法人と大学における意思疎通と連携は有機的に行われている。寄附行為に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と規定され、理事会や「部局館長会」の議長を務める等、リーダーシップを発揮できる環境は整備されている。

理事会、評議員会、「部局館長会」「大学協議会」「長期計画研究委員会」等の開催を通して、法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする機能を果たしている。

監事、評議員の選任及び評議員会の審議事項等については寄附行為に定められ、評議員会は定期的に開催されている。監事に対する理事会及び評議員会への案内方法に関しては、

2 人の監事が同時に出席できるよう改善が求められるが、出席した監事は、学校法人の業務や財産の状況等について意見を述べている。

〈改善を要する点〉

○2 人の監事に対する理事会及び評議員会への案内について、毎回 1 人の監事に理事会、もう 1 人の監事に評議員会へと限定して案内を出しているが、監事の役割を鑑み、2 人が理事会及び評議員会に同時に出席できるよう、開催の案内方法等についての見直しを行うよう改善を要する。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第 3 次中長期経営計画」に基づき策定された年度予算をもとに適切な財務運営の執行がなされている。

流動資産が多く、特定資産についても計画的に積立てられており、安定した財務基盤を確立している。

教育活動収支は一定水準を維持しており、教育活動収支差額、基本金組入前当年度収支差額は常に黒字となっており、収支バランスが確保されている。今後についても中長期経営計画において収支バランスを考慮した収支計画の見直しを行っている。

外部資金の獲得については、「学生サポート奨学金」に対する寄付金の募集や、科学研究費助成事業の採択に向けた努力を行っている。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理と決算については学校法人会計基準、「経理規程」「経理規程細則」「予算統制規程」等に基づいて、適切に処理している。

予算編成は、予算編成方針に基づき、各部局長と財務部門と調整の上、理事長、学長等の精察を経て、評議員会・理事会に諮っている。また、年度の途中に予算に変更が生じた場合は、補正予算を適切に編成している。

会計監査の体制整備と厳正な実施については、公認会計士による外部監査、監事による監査が適切に行われていること、加えて適宜公認会計士と監事の間で情報交換が行われていることで実現できている。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価委員会規程」には「教育水準の向上に務め、教育・研究活動の活性化を図る」「社会的責務を果たしていくため教育・研究活動全般について、不断の自己点検・評価を適切かつ円滑に実施する」と記載されている。その組織として、「自己点検・評価委員会」及び部門ごとに「大学院等委員会」「学部等委員会」「事務等委員会」が常置され、全学的に自己点検・評価を行う体制は整備されている。「自己点検・評価委員会」は、学長、学部長、副学長、常務理事、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長、大学院研究科長及び専門委員会委員長によって構成され、学長が委員長を務め、賛否同数の場合の最終判断を行い、関連部署に対して改善を求める権限を持っている。また、「自己点検・評価委員会規程」において、各専門委員会は「自己点検・評価委員会」による諮問を受けて点検・評価を行う事が規定されており、委員会間の連携がなされている。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価委員会」による自己点検・評価が行われ、平成 28(2016)年度は、「三つのポリシーに関わる教育改革・改善」と「社会貢献・地域連携に関わる現状と課題」がテーマになった。また、「授業についてのアンケート」の実施や「エコアクション 21」の受審の結果等を検証し、内部質保証につなげている。経常的な業務に関わる調査・データの収集や分析は、それぞれの関係部署により行われ、経常業務以外の全学的な調査や分析

については、平成 30(2018)年度より、経営広報役員室から分離した「総合企画室」が担い、教学・運営上の意思決定や各種改善に役立てている。これまで IR 等を活用することがなかったが、今後はその重要性に鑑みた活動が期待される。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度には、「三つのポリシーに関わる教育改革・改善」をテーマとした自己点検・評価を行い、翌年度には、学部の各学科、研究科の専攻ごとに、その後の取組みや進捗状況について報告した。自己点検・評価の結果は、教育の改善・向上につなげることを目的に全学的な共有が図られている。自己点検・評価以外では、全学的なプロジェクト･チームやワーキング･グループによる諸活動も内部質保証の一翼として機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．図書館の教育機能と地域貢献活動

Ａ－1　教育機能の充実―学びの「場」としての図書館

A-1-①　開館時間と開館日数
A-1-②　利用者数と貸出総数
A-1-③　蔵書数
A-1-④　ガイダンス
A-1-⑤　ラーニングコモンズ
A-1-⑥　教育用資料の充実

Ａ－2　地域貢献活動の充実―地域に開かれた図書館

A-2-①　学外利用
A-2-②　米軍ヘリ墜落事件関連資料室の動向
A-2-③　8.13 朗読ライブと図書館
A-2-④　対外関係事業

【概評】

図書館は、50 万冊を超える蔵書と各種学術情報資料の利用が可能であり、授業終了後及び休日も開館している。閲覧席、研究個室、パソコンコーナー、グループ学習室、ラーニング・コモンズや AV ホール、多目的ホールが設置され、学生が集う場所になっているが、

入館者数及び図書の貸出し冊数・人数は近年減少傾向にある。図書館の活用法及び論文・文献検索、レポート作成指導等を目的に、新入生オリエンテーション、レポートライティングサポート等が学生のレベルに応じたガイダンスとして段階的に開催されている。また、教員及び学生による選書、学生からの購入希望リクエストの受付けを通して、図書館資料の充実を図っている。

図書館は「地域に開かれた図書館」を標ぼうし、卒業生や退職者の他、県内在住の 19 歳以上の者、また一部期間では高校生に対して広く開放し、ニーズに応じて 1 日利用又は年間利用を可能にしている。平成 16(2004)年 8 月の米軍ヘリ墜落事件を風化させないために、「米軍ヘリ墜落事件関連資料室」（以下「資料室」）を設置し、関連資料の収集と展示を行っている。資料室は平和学習の場としても広く活用されており、気軽に資料室に入室できるようにするため、自由閲覧に供し、見学時の申請等を不要にしている。同事件の翌年から学内で平和集会を開催しており、平成 28(2016)年、平成 29(2017)年は図書館において在学生による朗読ライブを開催した。対外的には、高校生を対象にした県教育委員会主催の就業体験事業や、小学生を対象にした職場・就業体験にも積極的に協力している。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

1. 単位互換協定に基づく国内留学制度について

本学には、県外大学との単位互換協定に基づく半期または 1 年間の国内留学制度があり、他地域の人びととの触れ合いを通して多様な視点を身につける機会を学生に提供している。平成 5（1993）年に札幌学院大学へ交換留学生を派遣したことを皮切りに協定校を増やし、現在は札幌学院大学・桜美林大学・名城大学・京都学園大学・松山大学・熊本学園大学との間で協定を締結している。上記 6 大学との協定人数の合計は、派遣・受入ともに年間 65 人となっており、近年の派遣・受入状況は、平成 25（2013）年から 29（2017）年までの 5 年間で本学から 199 人の学生を派遣し、18 人の学生を受け入れている。協定校で履修した科目については、年間 40 単位を上限に本学の卒業単位として認定することが可能であり、本学に在籍する 4 年間に県外大学での学びを組み込むことができる制度となっている。

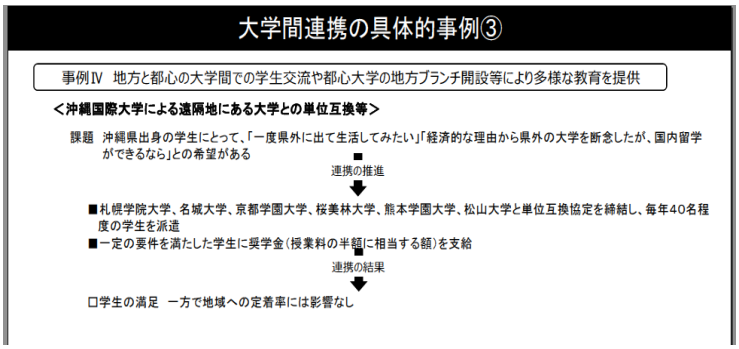

本事例は、大学間連携の具体的事例として文部科学省大学分科会（第 137 回）・将来構想部会（第 9 期・第 4 回）合同会議で紹介された。

2. 離島・遠隔地出身学生への対応について

沖縄国際大学では、沖縄県が島嶼圏である事情を考慮し、離島・遠隔地対象の奨学金制度を平成 29（2017）年度よりスタートさせている。これは、離島遠隔地出身学生に学修の機会を保証し、社会に有為な人材の育成と地域社会の発展に寄与することを目的にしたものであり、学業・人物ともに優秀で、かつ経済的理由により学費の支弁が困難な学生に対する給付型奨学金制度である。離島のうち、宮古島市、石垣市、久米島町、伊平屋村、伊是

名村、伊江村、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町、および本部町(水納島)、うるま市(津堅島)、南城市(久高島)、国頭村、東村及び大宜味村が対象である。入学時離島遠隔地出身学生支援奨学生の給付額は 50,000 円、遠隔地出身学生でかつ家計支持者が遠隔地に居住していることを条件に入学年度の１年限り支給となる。また、離島遠隔地出身学生支援奨学生は授業料半額相当または授業料４分の１相当で在学中は毎年申請できる。平成 29(2017)年度実績としては、入学時離島遠隔地出身学生支援奨学生が宮古 14 人、八重山 10 人、久米島７人、本島北部９人となっている。離島遠隔地出身学生支援奨学生の授業料半額相当が宮古８人、八重山６人、本島北部２人で、授業料４分の１相当が宮古 14 人、八重山６人、久米島３人、本島北部２人となっている。また、各地区(宮古、八重山、久米島、本島北部)において、本学学生の保護者によって構成される後援会と共に、学長以下各学部、各事務部署から相当数の教職員が直接参加して、毎年１回、保護者を対象に成績・進路相談会およびキャリア支援や就職活動向けの講演会、学部学科のカリキュラム内容や特色などの説明会を実施し、各地域から学生を送り出している保護者との交流を通じて、学生の在学４年間の勉学や就職など進路に関する各種サポートを実施している。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 47(1972)年度
所在地　　沖縄県宜野湾市宜野湾 2-6-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
法学部	法律学科　地域行政学科
経済学部	経済学科　地域環境政策学科
産業情報学部	企業システム学科　産業情報学科
総合文化学部	日本文化学科　英米言語文化学科　社会文化学科　人間福祉学科
地域文化研究科	南島文化専攻　英米言語文化専攻　人間福祉専攻
地域産業研究科	地域産業専攻
法学研究科	法律学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 21 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 12 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 26 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 22 日	実地調査の実施　　10 月 23 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 24 日	10 月 24 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 14 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 17 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
平成 31(2019)年　2 月 1 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書
・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	沖縄国際大学 2019	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	学則 沖縄国際大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 31(2019)年度沖縄国際大学入学試験要項 平成 31(2019)年度大学院入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	沖縄国際大学学生便覧 2018	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30(2018)年度学校法人沖縄国際大学事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29(2017)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	ACCESS MAP 交通アクセス CUMPUS MAP	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人沖縄国際大学規程集目次	

【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 30 年度沖縄国際大学理事会構成役員 平成 30 年度沖縄国際大学評議員会構成役員 平成 29 年度理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2018(平成 30)年度法学部履修ガイド 2018(平成 30)年度経済学部履修ガイド 2018(平成 30)年度産業情報学部履修ガイド 2018(平成 30)年度総合文化学部履修ガイド 2018(平成 30)年度講義概要（シラバス）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー一覧表	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	建学の精神、理念	
【資料 1-1-2】	学則第 1 条 大学院学則第 2 条	
【資料 1-1-3】	キャッチフレーズについて（平成 4 年度第 1 回（通算第 3 回）広報委員会議事録）	
【資料 1-1-4】	学則別表「沖縄科目群」	
【資料 1-1-5】	沖縄経済環境経済研究所と宜野湾市との地域連携プロジェクト	
【資料 1-1-6】	沖縄国際大学と宜野湾市教育委員会との連携・協力に関する協定書	
【資料 1-1-7】	沖縄国際大学と沖縄税理士会との包括的連携に関する協定書	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	第 3 次中長期経営計画書	
【資料 1-2-2】	学則第 1 条、大学院学則第 2 条	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	入学者選抜試験委員会規程	
【資料 2-1-2】	大学院学則第 19 条	
【資料 2-1-3】	入試業務におけるミス防止のためのマニュアル	
【資料 2-1-4】	2018(平成 30)年度入試関連変更・確認事項	
【資料 2-1-5】	学生募集人員逓減計画（平成 27 年度第 4 回理事会決議録）	
【資料 2-1-6】	2017(平成 29)年度第 2 回入学試験管理委員会議事録(大学入学希望者学力評価テスト対応等のための調査・検討ワーキンググループ設置)	

【資料 2-1-7】	2017(平成 29)年度第 13 回大学協議会議事録（文部科学省「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」に基づく沖縄国際大学入学者選抜方法素案）	
【資料 2-1-8】	2018(平成 30)年度第 1 回 FD 委員会議事録(2021(平成 33)年度入学者選抜の実施にむけた各種ルーブリック案の作成）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	図書館司書及び学校図書館司書教諭資格課程運用委員会	
【資料 2-2-3】	教職課程委員会規程	
【資料 2-2-4】	博物館実習実施委員会規程	
【資料 2-2-5】	社会福祉士等養成課程委員会規程	
【資料 2-2-6】	日本語教育運営委員会規程	
【資料 2-2-7】	共通教育運営委員会規程	
【資料 2-2-8】	情報センター規程	
【資料 2-2-9】	図書委員会規程	
【資料 2-2-10】	グローバル教育支援センター規程	
【資料 2-2-11】	研究助成費審査委員会規程	
【資料 2-2-12】	研究活動の不正行為防止に関する規程	
【資料 2-2-13】	福祉・ボランティア支援室運営規程	
【資料 2-2-14】	学生相談室運営委員会規程	
【資料 2-2-15】	ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 2-2-16】	学則第 48 条、学則第 48 条第 4 号による除籍の取扱要領	
【資料 2-2-17】	大学院学則 14 条 2	
【資料 2-2-18】	教育支援者（TA・SA）制度に関する規程	
【資料 2-2-19】	FD 委員会規程、沖縄国際大学 FD 支援プログラムに関する規程	
【資料 2-2-20】	2016(平成 28)および 2017(平成 29)年度 FD 支援プログラム指定プロジェクト	
【資料 2-2-21】	訓戒解除状況	
【資料 2-2-22】	2017(平成 29)年度 TA・SA アンケート結果、教育支援者（TA・SA）実績報告書	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	共通教育機構規程	
【資料 2-3-2】	共通教育協議会規程	
【資料 2-3-3】	キャリア支援委員会規程	
【資料 2-3-4】	インターンシップ運営委員会規程	
【資料 2-3-5】	学則別表「キャリア教育科目群」	
【資料 2-3-6】	2017(平成 29)年度キャリア教育科目受講者一覧	
【資料 2-3-7】	インターンシップ実施状況（2017(平成 29)年度第 4 回インターンシップ運営委員会議事録）	
【資料 2-3-8】	キャリア入門ガイドブック	
【資料 2-3-9】	出張キャリアガイダンス実施状況	
【資料 2-3-10】	キャリアサポート助成金運用状況、資格取得関連対策講座実施状況	
【資料 2-3-11】	臨床心理士試験合格者一覧	
【資料 2-3-12】	Job Hunting Book（就職手帳）	
【資料 2-3-13】	2017（平成 29）年度就職関係行事実施状況	
【資料 2-3-14】	履歴書、エントリーシートの添削、模擬面接等指導状況一覧	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	厚生補導委員会規程	

【資料 2-4-2】	学生相談室規程、 学生相談室運営委員会規程	
【資料 2-4-3】	奨学金規程	
【資料 2-4-4】	大学院学則 14 条 2	
【資料 2-4-5】	体育会会則 文化会会則	
【資料 2-4-6】	ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 2-4-7】	福祉・ボランティア支援室運営規程	
【資料 2-4-8】	第 3 次中長期経営計画書	
【資料 2-4-9】	学生会館（仮称）建設について（2017(平成 29)年度第 8 回学生会館（仮称）建設準備委員会議事録）	
【資料 2-4-10】	ティーアワー開催チラシ	
【資料 2-4-11】	沖縄国際大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る施策について（答申）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	学則別表「情報科目群」	
【資料 2-5-2】	時間割編成方針	
【資料 2-5-3】	教務委員会規程	
【資料 2-5-4】	共通教育運営委員会規程	
【資料 2-5-5】	情報セキュリティポリシー	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	FD 委員会規程	
【資料 2-6-2】	専任教員担当時間規程	
【資料 2-6-3】	ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 2-6-4】	学生相談室運営委員会規程	
【資料 2-6-5】	厚生補導委員会規程	
【資料 2-6-6】	沖縄国際大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る施策について（答申）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学則 29 条	
【資料 3-1-2】	学部履修規程第 16 条	
【資料 3-1-3】	大学院学則第 40 条 大学院学則第 41 条	
【資料 3-1-4】	学則第 6 条 学則第 7 条	
【資料 3-1-5】	大学院学則第 42 条	
【資料 3-1-6】	学部履修規程第 10 条	
【資料 3-1-7】	成績評定平均値（GPA）に関する規程、大学院成績評定平均値（GPA）に関する規程	
【資料 3-1-8】	各種奨学生選考基準	
【資料 3-1-9】	学部履修規程第 17 条	
【資料 3-1-10】	学則第 48 条、学則第 48 条第 4 号による除籍の取扱要領	
【資料 3-1-11】	学則第 6 条	
【資料 3-1-12】	学則第 22 条	
【資料 3-1-13】	学則第 6 条の 2	
【資料 3-1-14】	大学院学則第 41 条の 2	
【資料 3-1-15】	学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項	

【資料 3-1-16】	沖縄国際大学大学院における厳正な学位論文審査等にかかる行動指針	
【資料 3-1-17】	学位規程第 6 条	
【資料 3-1-18】	3 つのポリシー実質化の進捗状況報告書	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	履修ガイド（資格関係）	
【資料 3-2-2】	共通教育機構規程 共通教育運営委員会規程	
【資料 3-2-3】	FD 委員会規程	
【資料 3-2-4】	FD 支援プログラムに関する規程	
【資料 3-2-5】	FD 支援プログラム指定プロジェクト（平成 29 年度）・公募プロジェクト（平成 22 年度～平成 29 年度）	
【資料 3-2-6】	教育支援者（TA・SA）制度に関する規程	
【資料 3-2-7】	自己点検・評価委員会規程	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	平成 29 年度第 1 回(通算第 46 回)自己点検・評価委員会議事録	
【資料 3-3-2】	自己点検・評価委員会規程	
【資料 3-3-3】	FD 委員会規程	
【資料 3-3-4】	平成 28 年度第 2 回(通算第 43 回)自己点検・評価委員会議事録	
【資料 3-3-5】	3 つのポリシー実質化の進捗状況報告書	
【資料 3-3-6】	平成 29 年度第 3 回 FD 委員会議事録	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学則第 9 条	
【資料 4-1-2】	学則第 36 条～第 38 条	
【資料 4-1-3】	大学院学則第 8 条～第 12 条	
【資料 4-1-4】	学長裁定（6 号、8 号、9 号、10 号、11 号）	
【資料 4-1-5】	学則第 9 条の 2	
【資料 4-1-6】	副学長職務細則	
【資料 4-1-7】	事務組織規程	
【資料 4-1-8】	業務事務分掌規程	
【資料 4-1-9】	大学院地域文化研究科会規程第 2 条、大学院地域産業研究科会規程第 2 条、大学院法学研究科会規程第 2 条	
【資料 4-1-10】	学則第 10 条、第 12 条	
【資料 4-1-11】	教職員定数規程	
【資料 4-1-12】	博物館実習実施委員会規程	
【資料 4-1-13】	図書館司書及び学校図書館司書教諭資格課程運営委員会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員の任用及び昇任に関する規程	
【資料 4-2-2】	共通科目担当を主とする教員等の任用に関する規程	
【資料 4-2-3】	教職員定数規程	
【資料 4-2-4】	沖縄国際大学大学院開設科目担当基準に関する規程	
【資料 4-2-5】	学則第 19 条の 2	
【資料 4-2-6】	大学院学則第 33 条	
【資料 4-2-7】	平成 30(2018)年度 FD 活動計画	
【資料 4-2-8】	沖縄国際大学 FD 支援プログラムに関する規程	

【資料 4-2-9】	平成 22(2010)～平成 29 年(2017)年度 FD 支援プログラム・公募プロジェクト及び指定プロジェクト	
【資料 4-2-10】	授業評価アンケート見直しの経緯（平成 24(2012)年度第 6 回 FD 委員会議事録）	
【資料 4-2-11】	シラバス見直しの経緯（平成 25(2013)年度第 4 回 FD 委員会議事録、平成 26(2014)年度第 10 回教務委員会議事録）	
【資料 4-2-12】	2017 年度（後期）授業についてのアンケート実施率	
【資料 4-2-13】	2018 年度シラバス作成率	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	第 3 次中長期経営計画	
【資料 4-3-2】	障害のある学生の修学支援についての研修会	
【資料 4-3-3】	平成 33 年度入学者選抜方法の見直しに関する説明会	
【資料 4-3-4】	平成 30 年度事務職員初任者研修について	
【資料 4-3-5】	平成 29 年度沖縄国際大学事務職員夏期総合研修会日程	
【資料 4-3-6】	平成 29 年度公的研究費コンプライアンス研修・研究倫理教育研修	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	学外研究員規程	
【資料 4-4-2】	国内研究員リスト（昭和 49 年度～） 国外研究員リスト（昭和 50 年度～）	
【資料 4-4-3】	「2017 年度大学院教育研究の向上に関するアンケート調査」実施状況	
【資料 4-4-4】	沖縄国際大学における研究者等の行動規範	
【資料 4-4-5】	沖縄国際大学における人を対象とする研究倫理規程	
【資料 4-4-6】	沖縄国際大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-7】	研究活動の不正行為防止に関する規程	
【資料 4-4-8】	沖縄国際大学における公的研究費の取り扱いに関する規程	
【資料 4-4-9】	沖縄国際大学公的研究費使用に関する学内説明会	
【資料 4-4-10】	公的研究費学内使用ガイドブック（平成 30 年度版）	
【資料 4-4-11】	研究助成費交付規程	
【資料 4-4-12】	研究成果敢行奨励費交付規程	
【資料 4-4-13】	学会発表助成費交付規程	
【資料 4-4-14】	シンポジウム・学会等助成規程	
【資料 4-4-15】	沖縄国際大学受託研究取扱規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	寄附行為	
【資料 5-1-2】	平成 29 年度理事会、評議員会の開催状況	
【資料 5-1-3】	事務組織規程	
【資料 5-1-4】	業務事務分掌規程	
【資料 5-1-5】	経理規程	
【資料 5-1-6】	第 3 次中長期経営計画	
【資料 5-1-7】	沖縄国際大学環境方針	
【資料 5-1-8】	沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-9】	ハラスメント相談運用規程	
【資料 5-1-10】	ハラスメント調停及び苦情申立手続規程	
【資料 5-1-11】	学校法人沖縄国際大学危機管理規程	

【資料 5-1-12】	防火・防災管理規程	
【資料 5-1-13】	防犯カメラ運用規程	
【資料 5-1-14】	衛生委員会規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	寄附行為	
【資料 5-2-2】	学長選挙規程	
【資料 5-2-3】	常務理事職務細則	
【資料 5-2-4】	全学教授会規程	
【資料 5-2-5】	教育研究に関する重要な事項で全学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの（理事長・学長裁定 11 号）	
【資料 5-2-6】	副学長及び部館長選任規程	
【資料 5-2-7】	学則第 9 条	
【資料 5-2-8】	副学長職務細則	
【資料 5-2-9】	学部長選挙規程	
【資料 5-2-10】	各学部教授会規則	
【資料 5-2-11】	教育研究に関する重要な事項で学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの（理事長・学長裁定 6 号）	
【資料 5-2-12】	事務組織規程	
【資料 5-2-13】	理事会上程議案及び添付資料について（申し合わせ）	
【資料 5-2-14】	組織図	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	寄附行為	
【資料 5-3-2】	経理規程	
【資料 5-3-3】	事務組織規程	
【資料 5-3-4】	部局館長会規程	
【資料 5-3-5】	課長会規程	
【資料 5-3-6】	学則第 3 章	
【資料 5-3-7】	大学院学則第 3 章	
【資料 5-3-8】	副学長及び部館長選任規程	
【資料 5-3-9】	学則第 38 条	
【資料 5-3-10】	大学協議会規程	
【資料 5-3-11】	長期計画研究委員会規程	
【資料 5-3-12】	学校法人沖縄国際大学内部監査規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	第 3 次中長期経営計画書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	予算統制規程	
【資料 5-5-2】	経理規程第 53 条	
【資料 5-5-3】	経理規程細則	
【資料 5-5-4】	職務権限規程	
【資料 5-5-5】	調達規程	
【資料 5-5-6】	寄附行為	
【資料 5-5-7】	第 493 回理事会決議録（平成 30 年 5 月 23 日）	
【資料 5-5-8】	第 283 回評議員会決議録（平成 30 年 5 月 23 日）	
【資料 5-5-9】	平成 29 年度前期・後期内部監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	自己点検・評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	3 つのポリシー実質化の進捗状況報告書	
【資料 6-2-2】	沖縄国際大学社会貢献・地域連携通信	
【資料 6-2-3】	平成 28 年度自己点検・評価活動に係る調査依頼	
【資料 6-2-4】	大学入学希望者学力評価テスト対応等のための調査・検討 WG 構成メンバー等	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	学則第 2 条	
【資料 6-3-2】	沖縄国際大学社会貢献・地域連携通信	
【資料 6-3-3】	大学入学希望者学力評価テスト対応等のための調査・検討 WG 構成メンバー等	
【資料 6-3-4】	平成 30(2018)年度 FD 活動計画	

基準 A. 図書館の教育機能と地域貢献活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 教育機能の充実ー学びの「場」としての図書館		
【資料 A-1-1】	沖縄国際大学図書館報でいご第 52 号	

5 亀田医療大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

基本理念を「HEART」で表現し、目的達成のための、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーを明確に掲げ、使命・目的及び教育目的とともにホームページ、学生便覧等に簡潔に示し、学内外のステークホルダーに周知するよう努めている。千葉県鴨川市に所在する看護師養成大学として、医療法人鉄蕉会及び社会福祉法人太陽会とユニフィケーション協定を締結し、相互の人的・知的資源の連携・交流を図り、地域の保健・医療・福祉の発展に貢献している。中期計画には使命、基本理念を反映するための計画・戦略を掲げており、使命・目的及び教育目的は三つのポリシーに反映されている。教育研究組織として、看護学部看護学科を設置し、図書館の他に、地域連携・生涯学習センター、総合研究所を置き、臨床・看護研究支援を行っている。平成 31(2019)年度、大学院看護学研究科看護学専攻の開設を予定している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえて策定し、周知されたアドミッション・ポリシーに沿って、入学者受入れとその検証、対策を行い、入学定員を維持しているが、平成31(2019)年度一般入学試験から、受験科目数の見直し、入学試験会場の増設などの工夫により、更なる志願者数の確保に努めている。また、「教務・カリキュラム委員会」「学生支援委員会」及び「学長戦略室」に「国家試験プロジェクト」を置き、学修支援、学生生活支援及びキャリア支援の体制を整備している。校地、校舎は、設置基準充足のもと、適切な管理がなされ、実習施設、図書館も有効に活用されている。多機能トイレの「だれでもトイレ」、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性はよく、授業を行う学生数の適切な管理など、学修環境が整備されるとともに、「VOICEボックス」の設置により、学生の意見・要望への対応を行っている。いずれの支援においてもチューター制度の機能性は高い。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページで公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級及び卒業認定基準は、学生便覧等で学生に周知し、厳正に適用されている。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保され、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程が編成されている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として「9つの必須要素」を示し、「看護実践能力修得度評価表」を作成している。教育内容・方法及

び学修指導等の改善へ向けて「学生による授業評価アンケート」を実施するとともに、教員は「教員による授業評価作成要項」に沿って、学生による授業評価を分析し、次年度の授業改善を行っている。学修成果の点検・評価結果は、授業評価アンケート結果概要と併せた「看護学科教育評価」として図書館に配架し、学生にフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

学長補佐体制として、副学長、学長特命補佐、「学長戦略室」を置き、「学長特命プロジェクト」を立上げている。大学の運営、教育・研究関連事項は、委員会で審議のうえ、学長に報告される体制となっており、教学マネジメントは、大学の意思決定における学長のリーダーシップの発揮及び権限の適切な分散と責任の明確化に配慮して構築されている。教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等は、「亀田医療大学教員選考規程」「亀田医療大学教員選考基準」を適切に運用し、「亀田医療大学教員業績評価に関する規程」に基づき教員評価を実施している。「学力向上対策検討会」「臨地実習報告会」等により、教育内容・方法の改善を示唆し、「運営会議」の企画による、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動で教職員の資質・能力向上を図っている。専任教員には規則に基づく教育研究費のほか、内容によっては学長裁量経費より特別研究費が交付されるなど、情報環境や研究支援体制を整備している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法令遵守のもと、環境保全、人権、安全等に配慮した運営を行い、経営の規律と誠実性の維持及び使命・目的を実現するための継続的努力をしている。理事会機能を高めるため法人に「経営会議」を置き、法人及び大学間の情報共有や業務処理上の相互チェックを行っている。役員の選任、理事会・評議員会は、理事長のリーダーシップのもと寄附行為に基づいて適切に行われ、使命・目的の達成に向けた意思決定体制は整備され機能している。大学には「運営会議」を置き、「経営会議」、理事会、評議員会との連携を図っている。平成 28(2016)年度からの 5 か年中期計画により、平成 29(2017)年度決算の主要財務比率が改善したことを受け、更なる経費節減を含めた諸施策反映のため、平成 30(2018)年度中に、中期計画を「平成 30(2018)～34(2022)年度」に改定するなど、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を企図している。会計処理は適切で、三様監査体制が整備されている。

「基準６．内部質保証」について

大学の使命・目的達成のため、評価部門と IR(Institutional Research)部門から成る「学長戦略室」を置き、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。評価部門は、授業評価をもとに、三つのポリシーを起点とした教育プログラムや学位授与に関する検証システムにより、教育の改善・向上を目指し、IR 部門は、情報の一元管理により、PDCA サイクルが有効に働くよう、迅速な意思決定を図っている。自己点検・評価はエビデンスに基づき、学修成果の点検・評価を踏まえて行われ、外部評価員の意見を聴取している。「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査結果について（平成 27 年度）」の改善意見に対応するための実効性のある中期計画の策定など、内部質保証における恒常的な組織体制及び責任体制は概ね整備され、内部質保証の仕組みを機能させ

ている。また、自己点検・評価の結果はホームページを通じて外部に公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。

総じて、大学は、基本理念に基づく使命・目的及び教育目的により、千葉県鴨川市に所在する南房総地域の看護系大学として、地域住民の健康保持増進に貢献している。さらに、少子高齢化及びグローバル化の進行に向け、「包括的な高い実践能力」を身に付けた、国際社会の一員としての心構えと能力を持った看護師養成を目指しており、社会の負託に応える教育研究を展開すべく、改革サイクルを保証するシステムを構築しようと努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携と国際交流」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. チューター制について
2. 大学院進学に関する支援制度について
3. 電子機器の導入について

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

基本理念を Humanity・Empowerment・Autonomy・Reason・Team の頭文字からなる「HEART」で表現し、この理念に基づいて学則に掲げた目的を達成するための、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーを明確に掲げ、ホームページ、大学案内、学生便覧等に簡潔な文章で明記している。

所在する千葉県鴨川市に根差した南房総全域を含む住民の健康を守るという使命を基本にした看護師養成大学として、共有する使命、理念を掲げる亀田グループの医療法人鉄蕉会及び社会福祉法人太陽会とユニフィケーション協定を締結し、相互の人的・知的資源の

連携・交流を図り、地域の保健・医療・福祉の発展に貢献している。

社会情勢などに対応し、平成 31(2019)年度、大学院看護学研究科看護学専攻(M)定員 10 人の開設を予定しており、ますますの発展が期待される。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、大学における諸会議や理事会の審議過程において、教職員及び役員の関与・参画のもと制定・改定しており、教職員をはじめとした関係者の理解と支持を得ている。また、大学案内、ホームページ、学生便覧、学生募集要項等に明記することで、大学は、学内外のステークホルダーに周知・理解されるように努めている。

大学の中期計画には法人の使命、基本理念を明記するとともに、使命、基本理念を反映するための具体的な計画、戦略を掲げており、使命・目的及び教育目的は、学生の学修成果を上げるべく三つのポリシーに反映されている。

教養豊かな社会人、医療人を育成するための教育研究組織として、看護学部看護学科を設置している。また、図書館の他に、地域連携・生涯学習センター、総合研究所を置いて、臨床・看護研究支援を行っている。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的に基づきアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生募集要項､オープンキャンパス､進路説明会などの媒体を通じて受験生等に周知している。また、アドミッション・ポリシーに基づき、4 区分（推薦・一般・大学入試センター試験利用・社会人）の入学試験を実施し、いずれの区分においても面接を課している。

千葉県の看護系大学の急増により入学者確保は厳しい状況にあるが、現状としては適正な入学者数を維持している。志願者数の低迷を考慮して、特定地域に特化した高校訪問を行うとともに、地域の女子サッカーチーム「オルカ鴨川 FC」と協定を結び支援していることから、サッカーに関連のある高校へのアプローチを行っている。また、平成 31(2019)年度から一般入学試験において受験科目数を減らし、試験会場を増設することにより志願者数の確保に取組んでいる。加えて、入学者の学力レベルの差についても、入学前教育を実施し対策を行っている。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

委員会の構成員に事務職員が加わり、「教務・カリキュラム委員会」及び「学生支援委員会」を中心に学修支援を計画・決定・実施しているが、事務職員が少ないため教職協働体制の更なる充実が期待される。

「学長戦略室」内に IR 部門を設置し、「学生の学力調査」「学生生活満足度調査」「学生生活実態調査」などにより実態を把握し、学修支援体制の整備を行っている。

チューター制度を設け、チューターは年 2 回学生との面談による学修及び生活支援を行い、チューターの補佐役及び指示役として学年主任を置いている。

また、保護者に対しては年 1 回保護者懇談会を開催するとともに、保護者宛の成績通知に教員から学生の学修状況に対するコメントを記載している。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

看護師養成単科大学であることから、教育課程内では看護師育成カリキュラムを編成しており、同時に国家試験合格が就職に直接関係することから、教育課程外においても、「学長戦略室」に「国家試験プロジェクト」を立上げ、低学年次から国家試験対策に取組んで

いる。また、保護者懇談会で学生への国家試験対策についても説明している。「学生支援委員会」は今後の対応・課題として、看護師国家試験合格率 100%を目指す取組みを掲げ、具体的な活動を行っている。

キャリア支援、キャリア教育については教育課程内の授業科目の多くがキャリア支援の要素を含んでいるという考えのもとで科目を展開している。また、関連病院からの奨学金制度の充実と相まって、卒業後の就職先は同病院が大半を占めている。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活安定支援のため「学生支援委員会」を組織し、チューターによる支援、オフィスアワー、ハラスメント相談、学生カウンセラー、健康保持増進、危機管理への取組み、奨学金貸与、課外活動等への支援を行っている。

通学困難な学生に対して、専用住宅の確保、アパートの斡旋を行っている。

保健室、学生カウンセラー、キャンパスアドバイザーのほか、学生がチューターに対して学修や心身面での相談を適切に行えるシステムを整えている。また、サークル活動やボランティア活動など学生の課外活動への支援を実施している。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎は設置基準を充足し、屋内運動場、武道館、学生会館など、学生が自由に集えるスペースも含め、学修・教育環境は整備され、適切な運営・管理が行われている。

図書館は、授業終了後も開館されており、国内外の看護学を中心とした蔵書や閲覧スペースが整備されているほか、検索システムが導入されている。亀田グループ内の亀田医療技術専門学校、亀田総合病院の各図書室と相互利用の体制を整え、地域連携の一環として鴨川市立図書館との協働を推進している。また、学生の臨地実習に関する学修支援環境として、実習に関する患者情報収集のための電子カルテ閲覧環境を整備している。

多機能トイレ「だれでもトイレ」、視覚障がい者誘導用ブロックなどバリアフリーに対応

している。また、1 学年の定員に配慮した講義室を設置しており、教育効果を高めるためのクラスサイズ運営を行っている。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見・要望を聴取し、今後の学生生活の改善の参考に資するための「VOICE ボックス」を設置し、寄せられた意見等を教授会等で取上げている。

「学生生活満足度調査」「学生生活実態調査」を実施し、学生の意見・要望を把握・分析することで改善につなげている。また、学生の意見・要望を受け、チューターの変更希望受付や駐輪場の増設、食堂の座席増設等を行っている。

後援会総会時における保護者懇談会を通して、保護者と直接意見交換できる機会を設けており、学年主任、チューターによる複数体制で学生の学修環境をサポートしている。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや学生便覧などに公開している。また、単位認定及び進級並びに卒業判定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則や履修規則などに基準を明確に定め、学生便覧に明示している。これらはガイダンスやオリエンテーションで指導することにより、学生に周知するとともに、厳正に適用して

いる。

GPA(Grade Point Average)制度を学年表彰の選考、成績不振による補講対象者の決定など学修指導の基準の一つとして活用するとともに、チューターが行う学生との面談、指導に用いている。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーで示す目標を達成するためカリキュラム・ポリシーを作成し、ホームページで公開し、学生便覧などで周知している。ディプロマ・ポリシーの 6 項目は、カリキュラム・ポリシーの三つの特色及び教育課程の編成と関連しており、一貫性を担保している。カリキュラム・ポリシーをもとに、卒業時の成果として期待される基本的必須能力「9 つの必須要素」を示し、カリキュラムを構成している。授業科目区分は五つとし、教育課程は体系的に構成されている。1 年間に履修登録できる上限単位数を学年次ごとに適切に設定し、単位制度の実質を保っている。

教養教育は「リベラル・エデュケーション」の呼称で、5 区分し科目を配置している。また、継続的な FD 活動の実施、アクティブ・ラーニングなど授業方法の工夫がされている。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として「9 つの必須要素」を示し、その評価を行うために学生自身が評価する「看護実践能力修得度評価表」を作成し、実施している。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価として「学生に

よる授業評価アンケート」を実施するとともに、教員は「教員による授業評価作成要項」に沿って、学生による授業評価を分析し、次年度の授業改善を行っている。学修成果の点検・評価の結果は、「学生による授業評価アンケート」の結果概要と併せて「看護学科教育評価」として冊子化し、教員に配付すると同時に、図書館に配架し、学生にフィードバックしている。また、授業評価アンケートは、科目区分ごとの結果をホームページで公表している。

基準４．教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長補佐体制については、副学長、学長特命補佐、「学長戦略室」を置き、「学長特命プロジェクト」を立上げることで学長の権限を分散し、責任の明確化に配慮している。それにより、学長がリーダーシップを発揮できる教学マネジメント体制を構築している。

大学運営、教育･研究部門に関する事項は各委員会で検討され、審議された事項に係る結果は学長に報告され、学長のリーダーシップのもとに審議決定されている。

職員の配置と役割については、「学校法人鉄蕉館事務組織規程」に基づき、大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、適切な役割分担のもとで、教職協働に配慮しながら職員における業務、役割の明確化を行っている。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員組織については領域グループを①基礎･専門基礎②基礎看護学③成人看護学④高齢者看護学⑤精神看護学⑥在宅看護学⑦ウィメンズヘルス看護学⑧小児看護学⑨地域看護学―の 9 専門領域に分割した上で、各領域の教員数の定員を定め、各領域の責任者に教授を置くことで管理体制を構築し、適切に配置している。

教員採用･昇任等については､「亀田医療大学教員選考規程」「亀田医療大学教員選考基準」を適切に運用し､「亀田医療大学教員業績評価に関する規程」に基づき教員評価を実施している。

「学力向上対策検討会」「臨地実習報告会」「倫理指針改正についての講演会」など教育内容･方法の改善及び研究能力開発の工夫がなされている。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 29(2017)年度までは各種学内委員会協力のもと FD・SD 委員会が職員の資質・能力向上の取組を行っていた。平成 30(2018)年度からは大学の運営に関する重要事項の連絡、調整、協議を行う「運営会議」の責任のもと、SD 活動を実施している。

学外研修に関しても、積極的に参加の機会を与えており、職員の知識修得及び能力向上に向けた取組みを行っている。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には十分な面積を有した研究室を用意し、図書館システムなどの情報環境や研究支援体制を整備している。

「研究倫理審査委員会」「研究倫理審査検討委員会」を設置し、研究倫理審査に関する体制整備及び倫理教育を実施するとともに、研究倫理審査に関しては､「亀田医療大学研究倫理審査取扱規程」「亀田医療大学研究倫理審査委員会審査運営細則」を定め、研修会を実施している。すべての研究は研究開始前に「研究倫理審査委員会」において、研究内容の審査を行った上で、学長が承認した者に研究承認通知書を発行している。また、研究不正の

防止に関する取組みとして、「亀田医療大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」「亀田医療大学研究活動上の不正行為防止体制整備規程」を定めている。

教育研究費は規則に沿い交付されるほか、今後の発展が期待できるテーマを支援し、教育研究活動の一層の活性化を目的として、学長裁量経費より特別研究費が交付されている。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の設置、運営に関する法令の遵守について、大学は規則を整備し、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。

LED 照明、人感センサー付トイレ、空調設備の集中管理など省エネルギー対策に取組み、環境保全に努めている。

人権保護については、「学校法人鉄蕉館ハラスメント防止等に関する規程」をはじめとする諸規則に基づき、ハラスメント防止に向けた取組みを実践している。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

「経営会議」を定例開催し、評議員会諮問事項及び理事会付議事項等の重要事項について、あらかじめ審議検討している。「経営会議」は、学校法人の運営に関する業務処理についての連絡、調整、協議を行うことを目的とし、正確な情報の把握や整理を行い、理事会の円滑な意思決定に資している。

理事会は寄附行為に基づいて適切に運営され、欠員もなく、選任についても適切に行われている。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人に「経営会議」を設置することにより、あらかじめ法人及び大学間の情報共有や業務処理についての連絡・調整・協議などの相互チェックを行っている。

大学の運営に関する重要事項の連絡・調整・協議を行うため、「運営会議」を設置し、当会議における検討や教授会審議を経て、「経営会議」、理事会及び評議員会との連携を図るとともに、職務執行の適正性を担保するため、内部監査室による監査を実施している。

法人運営に関する事項は、「経営会議」での検討を踏まえ、寄附行為に基づき評議員会の諮問を経て、理事会に付議し、理事長のリーダーシップのもとに審議議決されている。

監事は、寄附行為及び「学校法人鉄蕉館監事監査規程」に基づき、監事監査計画を策定の上、法人の業務及び財産状況の監査を行い、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に出席の上報告している。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度を対象に財務計画を含む新たな中期計画を策定し、適切な財務運営に努めている。

平成 29(2017)年度決算の主要財務比率は、補助金の受入れや寄付金確保、経費節減等に努めた結果、前年度に比して改善している。さらに、中期財務計画や既往決算等を考慮して、平成 30(2018)年度中に、財務計画を含む中期計画を「平成 30(2018)～34(2022)年度」を対象とするものに改定し、経営基盤改善を視野に経費節減を含めた諸施策を反映していくこととしている。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人鉄蕉館経理規程」及び「学校法人鉄蕉館固定資産及び物品管理規程」に基づき、適切に行われている。調達、会計処理における疑問点については、必要に応じ会計監査人、監事、顧問弁護士等に相談、助言指導を得ており、また、文部科学省担当課、日本私立学校振興・共済事業団等の関係部署に照会することにより適正性の確保に努めている。

会計監査の体制を整備し、監事監査、独立監査人監査及び内部監査は適時行われている。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

管理部門としての、理事長、理事会・評議員会及び監事は寄附行為に基づいて機能しており、監事監査、会計監査人監査及び内部監査を含めた三様監査により、経営の誠実性を担保している。他方、教学部門としての、「運営会議」、教授会、学科会議、委員会は学則及び会議規則に基づき運営され、学長が最終意思決定を行っている。また、法人に「経営会議」を置き、法人と大学双方の意思疎通と連携を保っている。質保証のための FD・SD 活動は「運営会議」が担い、戦略的な大学運営を目指し、評価部門と IR 部門から成る「学長戦略室」を設置している。評価部門は、授業評価をもとに、三つのポリシーを起点とした教育プログラムや学位授与に関する検証システムにより、教育研究活動の改善・向上を目指し、IR 部門は、PDCA サイクルが有効に働くように、情報の一元管理による迅速な意思決定を図っており、大学における恒常的な組織体制及び責任体制は概ね整備されている。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的を達成するため、自ら点検及び評価を行うことを学則に定め「学校法人鉄蕉館　亀田医療大学学長戦略室規程」に基づき、自己点検・評価を実施している。学生による授業評価は、分野別科目ごとに平均点を算出しホームページに公表されている。教員による授業評価は、学生分の結果概要と併せ「看護学科教育評価」として冊子化され、図書館にも配架されている。チューター教員は、「看護実践能力修得度評価表」により、学生の学修指導を行っている。「亀田医療大学教員業績評価実施要項」に沿った、教育・研究、大学運営及び社会貢献についての自己点検・評価を行うとともに、外部評価員の導入や、IR 部門におけるデータの一元管理による分析により、教育の改善・向上に結びつけようとしており、検証システムは概ね整備されている。また、自己点検・評価の結果はホームページを通じて外部に公表されており、社会に対する説明責任を果たしている。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学生による授業評価、FD・SD活動、自己点検・評価、外部評価員の導入など、自律的なPDCAサイクルにより、三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、結果を教育の改善・向上に反映している。また、「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査結果について（平成27年度）」において、改善意見が付されたことを踏まえ再策定した中期計画により、平成29(2017)年度決算においては、基本金組入前当年度収支差額を収入超過とするとともに、主要財務比率を前年度に比して改善させ、運営改善・向上を図るなど、実効性のある中期計画の策定を可能にさせる検証結果の活用システムが構築され、内部質保証の仕組みは機能している。日本私立学校振興・共済事業団作成の「経営判断指標」に基づく学校法人の経営状態の区分も良好で、学校法人運営の質保証からも安定した経営状況を維持している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携と国際交流

A－1　地域社会への貢献及び地域の機関・組織との協働

A-1-①　大学が有する物的資源と人的資源の地域社会への提供

A-1-②　医療・福祉に寄与する人材育成

【概評】

大学が有する物的資源と人的資源の地域社会への提供として、大学が所在する鴨川市と平成 25(2013)年 7 月に「鴨川市と亀田医療大学との相互連携に係る協定書」を取交し、地域連携推進協議会の設置をはじめ、「地域連携・生涯学習センター運営委員会」を学内に設置し、地域の関連諸団体と連携協働事業を積極的に実施している。
物的資源の提供としては、南房総地域に映画館が皆無であることから、大学内で無料の映画上映「いっぺさ！鴨川シアター」を開催するほか、地域の機関や団体が主催する講義・セミナー・研修会・学会、教育委員会主催の障がい者スポーツ、地域のスポーツクラブや地域住民へ運動施設、図書館、学生食堂（亀ママキッチン）の開放など、多くの物的資源が提供されていることは、南房総全域を含む住民の健康を守ることを大学の使命としていることと合致し、特筆すべきことである。

鴨川市の健康福祉推進計画の基本理念「うるおいのある健康福祉の都市～ふれあい輝く『元気』のまち～」の実現に向け平成23(2011)年に発足した「鴨川市医療連携会議」への人材派遣と、「鴨川市医療連携会議」における「薬に関する啓発プログラム効果に関する共同研究」を実施し、医療・福祉に寄与する人材を育成している。また、地域の看護師などの要望に応えるため、千葉県健康福祉部医療整備課からの委託事業「平成29(2017)年度看護職員研修事業『実習指導者講習会(40日間コース)』」や、介護サービス従事者を対象とする研修会への講師派遣を行っている。さらに、看護学の実践リーダーを育成するための大学院を平成31(2019)年度に開設予定であり、若い世代の育成のために近隣の高校での教育支援を実施するなど、地域と共に歩む大学として貢献している。

大学が有する物的資源と人的資源の地域社会への提供や、医療・福祉に寄与する人材育成などが積極的に実施され、地域社会への貢献は優れている。今後はさらなる内容の充実が期待される。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

1. チューター制について

本学では学生が豊かな大学生活を送れるよう、1 人ひとりの学生に対し教員がきめ細かな関わりを持って支援するチューター制を設けている。具体的な役割としては、学生生活等のアドバイス、個別面談、各学生の科目履修や課外活動の状況把握及び国家試験対策支援等である。個別面談では学生の健康状態、生活習慣、交友関係、保護者との連絡状況等についての確認を行い、学生とのコミュニケーションを通じ、信頼関係を深めている。また、状況に応じて他教職員と連携をとり、大学全体で学生を支援する手厚い支援体制を整えている。

日々様々な問題に直面し､不安や悩みを抱える学生達にとり､チューターは良き理解者、心強い存在であり、教員との良好な人間関係を築いている。

2. 大学院進学に関する支援制度について

本法人の職員に対しては、自己の能力を向上させ、法人に貢献するため、自らの意志で

大学院に進学する者に対し、返済免除付奨学金月額 10 万円と返済条件付月額 10 万円、合計 20 万円の資金提供をする制度を設けており、平成 29(2017)年度からは 2 人の専任教員が利用している。

原則として修学期間終了後に継続して法人に勤務する意思があるものを支援対象者としており、また奨学金の返済期間は原則として貸与を受けた期間の 2 倍の期間内としていることからも、専門性を高めた良質な教員の確保や、その教員から後継者への十分な時間をかけた指導・育成を可能とする、教員組織や教育研究の質向上が期待できるものである。

法人の職員であれば支援対象となっており、全ての教職員への能力向上の機会を与えられる点は、本学独自のものである。

3. 電子機器の導入について

本学は、「平成 29 年度私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」により、iPad(学生用:308 台、教職員用:40 台)、電子黒板 2 台、ハイブリッドシミュレーター1 台等を購入した。これら電子機器の導入により、学生に対しては、講義、実習におけるアクティブラーニングの補助教具として、効果的な学習環境を整備した。一方、学内会議、各委員会は現在 iPad を使用したペーパーレス会議を実施しており、労働時間の短縮、費用削減等、効率的な大学運営が可能となった。

上記補助金の申請にあたっては多くの教職員が参画しており、効果的な学習・職場環境を教職協働で具現化したと言える。

今後も教育研究活動や大学運営に資するべく、これらの機器を有効利用していく。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 24(2012)年度
所在地　　千葉県鴨川市横渚 462

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
看護学部	看護学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付

9 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 9 日	実地調査の実施　　10 月 10 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 11 日	10 月 11 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 6 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
平成 31(2019)年　2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書
・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人鉄蕉館寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	亀田医療大学大学案内 2019	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	亀田医療大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2019 年度 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 30 年度 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人鉄蕉館　平成 30 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人鉄蕉館　平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人鉄蕉館規程集（目次） 亀田医療大学規程集（目次） 内規・取扱（目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 30 年度学校法人鉄蕉館役員名簿 平成 29 年度学校法人鉄蕉館 理事会・評議員会開催状況表	

【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	学校法人鉄蕉館　平成 25～29 年度　財務計算に関する書類 学校法人鉄蕉館　平成 25～29 年度　監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	平成 30 年度シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、アドミッション・ポリシー(AP)	【資料 F-2】P3 参照
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	平成 28 年度 大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	（H30 年度初受審）	該当なし

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-①-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】参照
【資料 1-1-①-2】	亀田医療大学大学案内 2019　日本語版、英語版	【資料 F-2】参照
【資料 1-1-①-3】	平成 30 年度 学生便覧(P1)	【資料 F-5】参照
【資料 1-1-②-1】	亀田医療大学ホームページ抜粋「教育理念と教育目標」 http://www.kameda.ac.jp/department/index.html	
【資料 1-1-②-2】	亀田医療大学大学案内 2019(P2,P3)	【資料 F-2】参照
【資料 1-1-②-3】	平成 30 年度　シラバス(P9)	【資料 F-12】参照
【資料 1-1-②-4】	平成 30 年度　学生便覧(P1)	【資料 F-5】参照
【資料 1-1-③-1】	亀田医療大学大学案内 2019(P2)	【資料 F-2】参照
【資料 1-1-③-2】	平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標	
【資料 1-1-③-3】	ユニフィケーション活動に関する協定書	
【資料 1-1-④-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】参照
【資料 1-2-①-1】	学校法人鉄蕉館寄附行為	【資料 F-1】参照
【資料 1-2-①-2】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】参照
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-②-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】参照
【資料 1-2-②-2】	亀田医療大学大学案内 2019　日本語版、英語版	【資料 F-2】参照
【資料 1-2-②-3】	亀田医療大学ホームページ「大学概要」 http://www.kameda.ac.jp/university/index.html	
【資料 1-2-②-4】	平成 30 年度 学生便覧(P1)	【資料 F-5】参照
【資料 1-2-②-5】	2019　学生募集要項(P1)	【資料 F-4】参照
【資料 1-2-③-1】	平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標	【資料 1-1-③-2】参照
【資料 1-2-③-2】	亀田医療大学ホームページ抜粋（中期計画・見出し）	
【資料 1-2-④-1】	亀田医療大学大学案内 2019(P3)	【資料 F-2】参照
【資料 1-2-④-2】	平成 30 年度 学生便覧(P1～P2)	【資料 F-5】参照
【資料 1-2-④-3】	亀田医療大学ホームページ抜粋「理念と方針」 http://www.kameda.ac.jp/university/3policy.html	
【資料 1-2-⑤-1】	学校法人鉄蕉館　組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-①-1】	2019　学生募集要項(P1)	【資料 F-4】参照
【資料 2-1-①-2】	亀田医療大学大学案内 2019(P3)	【資料 F-2】参照
【資料 2-1-①-3】	亀田医療大学ホームページ抜粋「理念と方針」	【資料 1-2-④-3】参照
【資料 2-1-②-1】	2019 年度　学生募集要項(P1～P7)	【資料 F-4】参照
【資料 2-1-②-2】	亀田医療大学ホームページ抜粋「入学案内」 http://www.kameda.ac.jp/entrance/exam_info.html	
【資料 2-1-③-1】	2019　学生募集要項(P1)	【資料 F-4】参照
【資料 2-1-③-2】	亀田医療大学入試結果（H24～H30 年度）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-①-1】	学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程	
【資料 2-2-①-2】	平成 29 年度　1 年生　基礎学力試験結果	
【資料 2-2-①-3】	平成 29 年度 学生生活満足度調査報告書	
【資料 2-2-①-4】	平成 28 年度　第 2 回学生生活実態調査報告書	
【資料 2-2-①-5】	チューター制について（具体的な役割）	
【資料 2-2-①-6】	平成 29・30 年度前期　後援会総会、保護者懇親会、チューター面接について	
【資料 2-2-①-7】	平成 28 年度　学年主任について	
【資料 2-2-②-1】	亀田医療大学ホームページ抜粋「教員紹介」 http://www.kameda.ac.jp/department/staff.html	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-①-1】	平成 30 年度　1・2・3 年次国家試験対策予定	
【資料 2-3-①-2】	看護師国家試験学内業者模試日程	
【資料 2-3-①-3】	卒業生派遣の依頼	
【資料 2-3-①-4】	平成 30 年度　進路支援ガイダンス資料	
【資料 2-3-①-5】	チューター制について（具体的な役割）	【資料 2-2-①-5】参照
【資料 2-3-①-6】	平成 29・30 年度前期　後援会総会、保護者懇親会、チューター面接について	【資料 2-2-①-6】参照
【資料 2-3-①-7】	進路希望調査結果	
【資料 2-3-①-8】	国家試験結果	
【資料 2-3-①-9】	就職一覧	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-①-1】	亀田医療大学学生支援委員会規則	
【資料 2-4-①-2】	チューター制について（具体的な役割）	【資料 2-2-①-5】参照
【資料 2-4-①-3】	チューター変更希望届	
【資料 2-4-①-4】	平成 30 年度(前期)教員オフィスアワー一覧表	
【資料 2-4-①-5】	ハラスメント相談体制と人権委員会委員・相談員	
【資料 2-4-①-6】	リーフレット「ハラスメント防止と対応」	
【資料 2-4-①-7】	亀田医療大学学生相談室のご案内	
【資料 2-4-①-8】	平成 29 年度　保健室運営報告	
【資料 2-4-①-9】	学校法人鉄蕉館リスクマネジメント及び危機管理基本規則	
【資料 2-4-①-10】	学校法人鉄蕉館亀田医療大学 消防計画	
【資料 2-4-①-11】	平成 29 年度　Will の利用状況	
【資料 2-4-①-12】	平成 29・30 年度　奨学金貸与一覧	
【資料 2-4-①-13】	平成 29・30 年度　学内団体一覧表	
【資料 2-4-①-14】	平成 30 年度亀田医療大学 BLS 研修	
【資料 2-4-①-15】	平成 30 年度 学生便覧（P21 既習修得単位の認定(入学前)）	【資料 F-5】参照
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-①-1】	学校施設調査票	

【資料 2-5-①-2】	亀田医療大学校舎配置図	
【資料 2-5-①-3】	土地及び建物等使用貸借契約書	
【資料 2-5-②-1】	学校法人鉄蕉館図書管理規程	
【資料 2-5-②-2】	亀田医療大学図書館管理規程	
【資料 2-5-②-3】	亀田医療大学図書館利用規程	
【資料 2-5-②-4】	亀田医療大学図書委員会規則	
【資料 2-5-④-1】	教室設備	
【資料 2-5-④-2】	平成 30 年度【前期】時間割	
【資料 2-5-④-3】	平成 30 年度　クラス分け表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-①-1】	VOICE ボックスの設置について	
【資料 2-6-②-1】	平成 29 年度　学生生活満足度調査報告書	【資料 2-2-①-3】参照
【資料 2-6-③-1】	VOICE ボックスの設置について	【資料 2-6-①-1】参照
【資料 2-6-③-2】	チューター担当学生変更希望届	
【資料 2-6-③-3】	平成 29 年度前期　後援会総会、保護者懇親会、チューター面接について	【資料 2-2-①-6】参照
【資料 2-6-③-4】	平成 28 年度　第 2 回学生生活実態調査報告書	【資料 2-2-①-4】参照

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-①-1】	平成 30 年度　シラバス(P9)	【資料 F-12】参照
【資料 3-1-①-2】	平成 30 年度　学生便覧(P1)	【資料 F-5】参照
【資料 3-1-②-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-②-2】	亀田医療大学履修規則	
【資料 3-1-②-3】	平成 30 年度学生便覧(P10～P16)	【資料 F-5】参照
【資料 3-1-②-4】	亀田医療大学 GPA 制度取扱要項	
【資料 3-1-③-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-③-2】	亀田医療大学履修規則	【資料 3-1-②-2】参照
【資料 3-1-③-3】	平成 30 年度学生便覧(P27)	【資料 F-5】参照
【資料 3-1-③-4】	平成 30 年度シラバス(P19～P138)	【資料 F-12】参照
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-①-1】	亀田医療大学ホームページ抜粋「理念と方針」	【資料 1-2-④-3】参照
【資料 3-2-②-1】	平成 30 年度　学生便覧(P1～P7)	【資料 F-5】参照
【資料 3-2-③-1】	平成 30 年度　学生便覧(P2～P7)	【資料 F-5】参照
【資料 3-2-④-1】	平成 30 年度　シラバス(P13～P14)	【資料 F-12】参照
【資料 3-2-⑤-1】	平成29年度　FD･SD研修実施報告書(7/7～3/5, 該当部は9/14)	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-①-1】	平成 30 年度　シラバス(P11～P12)	【資料 F-12】参照
【資料 3-3-①-2】	平成 30 年度　学生便覧(P3～P5)	【資料 F-5】参照
【資料 3-3-②-1】	教員による授業評価作成要項	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-①-1】	亀田医療大学副学長選考規程	
【資料 4-1-①-2】	亀田医療大学学長特命補佐選考規程	
【資料 4-1-①-3】	学校法人鉄蕉館　亀田医療大学学長戦略室規程	【資料 2-2-①-1】参照

【資料 4-1-②-1】	学校法人鉄蕉館事務組織規程	
【資料 4-1-②-2】	亀田医療大学委員会関連規程 （教務・カリキュラム委員会規則、学生支援委員会規則、総合研究所規程）	
【資料 4-1-②-3】	平成 30 年度委員会構成	
【資料 4-1-③-1】	学校法人鉄蕉館事務組織規程	【資料 4-1-②-1】参照
【資料 4-1-③-2】	平成 30 年度委員会構成	【資料 4-1-②-3】参照
【資料 4-1-③-3】	学校法人鉄蕉館　亀田医療大学学長戦略室規程	【資料 2-2-①-1】参照
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-①-1】	亀田医療大学ホームページ抜粋「教員紹介」	【資料 2-2-②-1】参照
【資料 4-2-①-2】	亀田医療大学教員選考規程	
【資料 4-2-①-3】	亀田医療大学教員選考基準	
【資料 4-2-①-4】	亀田医療大学教員選考基準に関する運用方針	
【資料 4-2-①-5】	亀田医療大学領域別教員定数	
【資料 4-2-①-6】	亀田医療大学教員業績評価に関する規程	
【資料 4-2-①-7】	亀田医療大学教員業績評価実施要項	
【資料 4-2-②-1】	亀田医療大学運営会議規程	
【資料 4-2-②-2】	平成 29 年度 FD・SD 研修実施報告書	【資料 3-2-⑤-1】参照
【資料 4-2-②-3】	平成 30 年度 SD・FD 企画案	
【資料 4-2-②-4】	学校法人鉄蕉館　大学院進学に関する支援制度取扱要項	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-①-1】	亀田医療大学運営会議規程	【資料 4-2-②-1】参照
【資料 4-3-①-2】	平成 29 年度亀田医療大学 FD・SD 活動報告	【資料 3-2-⑤-1】参照
【資料 4-3-①-3】	平成 30 年度亀田医療大学 FD・SD 活動予定表	【資料 4-2-②-3】参照
【資料 4-3-①-4】	亀田医療大学研究倫理研修会等実施概要	
【資料 4-3-①-5】	平成 29 年 9 月 27 日開催　科研費セミナー資料（一部）	
【資料 4-3-①-6】	平成 30 年 6 月 4 日開催　経常費補助金説明会資料（一部）	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-①-1】	平成 30 年度　学生便覧(P182～P183)	【資料 F-5】参照
【資料 4-4-①-2】	学校施設調査票	【資料 2-5-①-1】参照
【資料 4-4-①-3】	亀田医療大学ホームページ抜粋「図書館」 http://www.kameda.ac.jp/campus/library.html	
【資料 4-4-①-4】	亀田医療大学総合研究所規程	【資料 4-1-②-2】参照
【資料 4-4-②-1】	亀田医療大学研究倫理審査取扱規程	
【資料 4-4-②-2】	亀田医療大学研究倫理審査委員会審査運営細則	
【資料 4-4-②-3】	平成 30 年度　委員会構成	【資料 4-1-②-3】参照
【資料 4-4-②-4】	亀田医療大学研究倫理研修会等実施概要	【資料 4-3-①-4】参照
【資料 4-4-②-5】	看護研究のシラバス	
【資料 4-4-②-6】	亀田医療大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程	
【資料 4-4-②-7】	亀田医療大学研究活動上の不正行為防止体制整備規程	
【資料 4-4-②-8】	平成 29 年度　科研費学内説明会資料	
【資料 4-4-③-1】	亀田医療大学教員研究費規程	
【資料 4-4-③-2】	亀田医療大学学長裁量経費の配分方針	
【資料 4-4-③-3】	科研費学内説明会資料	【資料 4-4-②-8】参照
【資料 4-4-③-4】	亀田医療大学研究倫理審査取扱規程	【資料 4-4-②-1】参照
【資料 4-4-③-5】	平成 30 年度委員会構成	【資料 4-1-②-3】参照
【資料 4-4-③-6】	亀田医療大学総合研究所規程	【資料 4-1-②-2】参照

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-①-1】	学校法人鉄蕉館寄附行為	【資料 F-1】参照
【資料 5-1-①-2】	学校法人鉄蕉館　組織図	【資料 1-2-⑤-1】参照
【資料 5-1-①-3】	学校法人鉄蕉館監事監査規程	
【資料 5-1-①-4】	学校法人鉄蕉館事務組織規程	【資料 4-1-②-1】参照
【資料 5-1-①-5】	学校法人鉄蕉館文書取扱規程	
【資料 5-1-①-6】	学校法人鉄蕉館文書保存要項	
【資料 5-1-①-7】	学校法人鉄蕉館経理規程	
【資料 5-1-①-8】	学校法人鉄蕉館内部監査規程	
【資料 5-1-①-9】	学校法人鉄蕉館公益通報者保護規程	
【資料 5-1-②-1】	平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標	【資料 1-1-③-2】参照
【資料 5-1-②-2】	学校法人鉄蕉館平成 30 年度事業計画	【資料 F-6】参照
【資料 5-1-③-1】	平成 30 年度 保健ワーキング実施計画書	
【資料 5-1-③-2】	平成 30 年度 安全衛生管理活動計画表	
【資料 5-1-③-3】	学校法人鉄蕉館リスクマネジメント及び危機管理基本規則	【資料 2-4-①-9】参照
【資料 5-1-③-4】	亀田医療大学人権委員会規則	
【資料 5-1-③-5】	学校法人鉄蕉館ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-③-6】	亀田医療大学研究倫理審査取扱規程	【資料 4-4-②-1】参照
【資料 5-1-③-7】	亀田医療大学研究倫理審査委員会審査運営細則	【資料 4-4-②-2】参照
【資料 5-1-③-8】	学校法人鉄蕉館個人情報保護規程	
【資料 5-1-③-9】	特定個人情報についての基本方針	
【資料5-1-③-10】	学校法人鉄蕉館特定個人情報保護規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-①-1】	学校法人鉄蕉館寄附行為	【資料 F-1】参照
【資料 5-2-①-2】	学校法人鉄蕉館　組織図	【資料 1-2-⑤-1】参照
【資料 5-2-①-3】	学校法人鉄蕉館理事会議事録（平成 29 年度）	
【資料 5-2-①-4】	学校法人鉄蕉館評議員会議事録（平成 29 年度）	
【資料 5-2-①-5】	学校法人鉄蕉館経営会議要項	
【資料 5-2-①-6】	学校法人鉄蕉館経営会議議事録（平成 29 年度）	
【資料 5-2-①-7】	学校法人鉄蕉館法人規則等制定改廃権限の所在を定める規則	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-①-1】	亀田医療大学副学長選考規程	【資料 4-1-①-1】参照
【資料 5-3-①-2】	学長の命を受けて副学長がつかさどる事項	
【資料 5-3-①-3】	亀田医療大学学長特命補佐選考規程	【資料 4-1-①-2】参照
【資料 5-3-①-4】	学校法人鉄蕉館亀田医療大学運営会議規程	【資料 4-2-②-1】参照
【資料 5-3-①-5】	学校法人鉄蕉館亀田医療大学運営会議議事録（平成 29(2017)年度）	
【資料 5-3-①-6】	学校法人鉄蕉館教授会規程	
【資料 5-3-①-7】	教授会で意見を聴く事項	
【資料 5-3-①-8】	亀田医療大学教授会議事録・意見書（平成 29(2017)年度）	
【資料 5-3-①-9】	学校法人鉄蕉館組織図	【資料 1-2-⑤-1】参照
【資料 5-3-②-1】	学校法人鉄蕉館寄附行為	【資料 F-1】参照
【資料 5-3-②-2】	学校法人鉄蕉館（平成 25～29 年度）監事監査報告書	【資料 F-11】参照
【資料 5-3-②-3】	学校法人鉄蕉館内部監査規程	【資料 5-1-①-7】参照
【資料 5-3-②-4】	平成 29 年度内部監査活動報告	
【資料 5-3-②-5】	学校法人鉄蕉館組織図	【資料 1-2-⑤-1】参照

5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-①-1】	学校法人鉄蕉館　財務計算に関する書類（平成 25 年度～平成 29 年度）	【資料 F-11】参照
【資料 5-4-①-2】	大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査（平成 27 年度）（平成 28 年度）の結果について（通知）	
【資料 5-4-①-3】	平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標	【資料 1-1-③-2】参照
【資料 5-4-①-4】	経費の見積り及び資金計画を記載した書類(様式第 4 号その 1)	
【資料 5-4-①-5】	設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第 4 号その 4）	
【資料 5-4-①-6】	学校法人鉄蕉館平成 30 年度事業計画	【資料 F-6】参照
【資料 5-4-①-7】	平成 30 年度収支予算	
【資料 5-4-②-1】	中期計画(2016.9.6)に関する監事監査について	
【資料 5-4-②-2】	財務比率比較表：法人全体、大学	
【資料 5-4-②-3】	経年比較（平成 25～29 年度）：法人全体、大学、専門	
【資料 5-4-②-4】	亀田医療大学領域別教員定数	
【資料 5-4-②-5】	独立監査人の監査報告書（平成 25～29 年度）	
【資料 5-4-②-6】	平成 29 年度事業報告書	
【資料 5-4-②-7】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【資料 5-4-②-8】	亀田医療大学大学院看護学研究科開設に伴う 寄附行為変更関連主要資料（様式 4－1、4－4、10－1、10－2）	
【資料 5-4-②-9】	定量的な経営指標に基づく経営状態の区分 （平成 26(2014)～29(2017)年度）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-①-1】	学校法人鉄蕉館経理規程	【資料 5-1-①-6】参照
【資料 5-5-①-2】	学校法人鉄蕉館固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-①-3】	学校法人鉄蕉館　寄附行為	【資料 F-1】参照
【資料 5-5-②-1】	学校法人鉄蕉館 内部監査規程	【資料 5-1-①-7】参照
【資料 5-5-②-2】	学校法人鉄蕉館 監事監査規程	【資料 5-1-①-3】参照
【資料 5-5-②-3】	平成 28 年度　監事監査計画	
【資料 5-5-②-4】	独立監査人の監査報告（平成 29 年度）	【資料 5-4-②-7】参照
【資料 5-5-②-5】	中期計画(2016.9.6)に関する監事監査について	【資料 5-4-②-1】参照
【資料 5-5-②-6】	平成 29 年度独立監査人監査日程	
【資料 5-5-②-7】	平成 29 年度内部監査活動報告	【資料 5-3-②-4】参照

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-①-1】	学校法人鉄蕉館　組織図	【資料 1-2-⑤-1】参照
【資料 6-1-①-2】	学校法人鉄蕉館　寄附行為	【資料 F-1】参照
【資料 6-1-①-3】	学校法人鉄蕉館経営会議要項	【資料 5-2-①-5】参照
【資料 6-1-①-4】	亀田医療大学大学運営会議規程	【資料 4-2-②-1】参照
【資料 6-1-①-5】	亀田医療大学教授会規程	【資料 5-3-①-6】参照
【資料 6-1-①-6】	亀田医療大学学科会議規程	
【資料 6-1-①-7】	VOICE ボックスの設置について	【資料 2-6-①-1】　参照
【資料 6-1-①-8】	学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程	【資料 2-2-①-1】参照
【資料 6-1-①-9】	平成 30 年度委員会構成	【資料 4-1-②-3】参照
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		

【資料 6-2-①-1】	学生の授業評価	
【資料 6-2-①-2】	教員による授業評価作成要項	【資料 3-3-②-1】参照
【資料 6-2-①-3】	看護実践能力の学年毎評価	
【資料 6-2-①-4】	平成 29 年度研究交流会資料	
【資料 6-2-①-5】	平成 29 年度ペーパーオブザイヤー資料	
【資料 6-2-①-6】	平成 29 年度事業報告書	【資料 5-4-②-8】参照
【資料 6-2-①-7】	平成 30 年度事業計画書	【資料 F-6】参照
【資料 6-2-①-8】	自己点検評価書	
【資料 6-2-①-9】	自己点検評価に係る第三者評価	
【資料 6-2-②-1】	学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程	【資料 2-2-①-1】参照
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-①-1】	亀田医療大学　学生による授業評価アンケート実施要項	
【資料 6-3-①-2】	平成 29 年度 FD・SD 研修実施報告書	【資料 3-2-⑤-1】参照
【資料 6-3-①-3】	「大学設置等に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査（平成 27 年度）（平成 28 年度）の結果について（通知）」	【資料 5-4-①-2】参照
【資料 6-3-①-4】	平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標	【資料 1-1-③-2】参照

基準 A. 地域連携と国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会への貢献及び地域の機関・組織との協働		
【資料 A-1-①-1】	地域連携推進協議会議事録	
【資料 A-1-①-2】	津波避難訓練アンケート集計（実施日平成 29(2017.6.28))	
【資料 A-1-①-3】	鴨川市との連携事業等	
【資料 A-1-①-4】	土曜スクール報告(平成 29 年度、平成 30 年度)	
【資料 A-1-①-5】	市民公開講座報告	
【資料 A-1-①-6】	映画会報告	
【資料 A-1-①-7】	平成 30 年度外部施設貸出リスト	
【資料 A-1-①-8】	オルカ鴨川 FC との協定書(平成 27 年 2 月 1 日締結)	
【資料 A-1-②-1】	鴨川医療連携会議研修会資料「管理栄養士・栄養士とつながろう」	
【資料 A-1-②-2】	第 37 回日本看護科学学会学術集会抄録(O52-5)	
【資料 A-1-②-3】	実習指導者講習会報告	
【資料 A-1-②-4】	長狭高等学校医療・福祉コースプログラムアンケート結果	
【資料 A-1-②-5】	H29 年度 松尾高校アンケート結果	
【資料 A-1-②-6】	介護サービス従事者研修の講師依頼について	
【資料 A-1-②-7】	学校法人鉄蕉館　平成 29 年度事業報告書	【資料 F-7】参照

6 岐阜医療科学大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「優れた技術は、人に幸福をもたらし、誤れる技術は、人に災いをもたらす。技術は人が造るなり、故に技術者たる前によき人間たれ」という理念を具現化すべく、「人間の尊重を基本として、豊かな人間性の涵養と保健医療に関する科学分野の教育研究を行い、学術文化の向上に寄与するとともに、地域社会において広く活躍できる人材を育成する」という使命・目的は具体性を持って適切に明文化され学則に定められている。なお、それらは平易かつ簡潔な文章で表記され、ホームページなどの媒体を通し学内外へ周知している。

使命・目的及び教育目的を具現化すべく、具体的な三点の教育目標を掲げ、実践することを大学の個性・特色とし、学部・学科の教育目的に反映させている。

「基準２．学生」について

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを学部・学科・専攻科及び研究科ごとに明示し、学内外へ周知を図り、入学定員を適切に充足させるための努力を行っている。学修支援体制については、教職協働体制が整備され円滑に実施されている。また、学生サービスについては、「学生委員会」において教員と事務職員が現状と課題を共有し、学生に対する支援を実施するとともに、学生の心身に関する相談には保健室や学生相談室が対応している。

教育目的の達成のために必要な校地・校舎・施設設備等の学修環境は適切に整備、活用されており、法令に基づく維持・管理がなされている。また、学生の意見・要望への対応は、アンケートを通して把握し、必要に応じた改善を図っている。

○遠隔地在住のオープンキャンパス参加者に対し、臨時のバス運行など交通手段を考慮している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定・進級要件及び卒業・修了要件については学則、単位認定基準、シラバスなどに明記し、適切に運用している。教育目的に沿ったディプロマ・ポリシーを反映した明確なカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的な教育課程が編成されており、教授方法の改善に向けた努力が行われている。

また、学修成果の点検・評価に関しては、各学部・学科等の特性に基づいて行っており、

「FD・SD 委員会」と「授業評価アンケート調査」による授業評価の結果を各教員にフィードバックし、教員はそれらを踏まえ自らの授業における教育内容・方法及び指導の改善に向けた努力を行っている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定は、適切に行われており、学長のリーダーシップ発揮を支援するための補佐機能を果たす体制として副学長制度を導入し、教授会及び研究科委員会は規則に基づき教学に係る事項を審議している。また、教学マネジメントを遂行するために必要な教職員を各学部・学科等及び事務局に配置し、「FD・SD 委員会」により各種研修会が実施され、教職員の資質・能力の向上に向けた努力を行っている。

設置基準に基づく専任教員を配置しており、教員の採用・昇任は規則に基づいて行っている。また、教員の研究環境は整備されており、適切に管理・運営している。

〇法人として「神野学園 FD 委員会」を設置しており、FD に関する情報を法人全体で共有している点は評価できる。

〇大学独自の取組みとして「特別研究費」を公募及び交付し、その研究結果又は進捗状況の報告を行うことにより、研究活動を活性化している点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持について、管理運営体制や関係諸規則を整備し、適切に運営しており、関係法令等を遵守した大学の設置・運営を行っている。

理事会は、寄附行為で定められた管理・運営に関する重要事項を審議するとともに、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制が概ね整っている。管理運営の円滑化と相互チェックに関しては、管理部門と教学部門との責任体制を明確にするとともに、主要な会議体や委員会に法人、教学及び事務部門の主要メンバーが参加することにより、事務組織と教学組織との連携、意思疎通と意思決定の円滑化を図っている。

財務基盤と収支については、「長期経営計画」を策定し、収支の改善に向けた取組みを行っている。会計については、適切に会計処理を実施し、会計監査の体制も概ね整備している。

「基準６．内部質保証」について

大学は、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、学長・副学長を中心に行っており、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。また、その結果は、教授会などを通して学内での共有が図られており、大学の質保証に向けてエビデンスに基づいた自己点検・評価を行うよう努力している。

教学と管理運営を対象とした自己点検・評価の結果を内部質保証システムに活用するための PDCA サイクルの整備やそのための組織・運営は、全学的なシステムとして構築の途上にある。

総じて、大学は、建学の精神に基づき、高齢化の進展や医療技術の進歩などの社会状況

下において、社会に広く貢献することができ、医療分野に必要不可欠となる国家資格を有する人間性が豊かで、高度な知識と最先端の技術を保持する医療技術者の育成を行うために体系的な教育課程を編成し、さまざまな教育実践において結実させている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 国際交流事業の推進

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「優れた技術は、人に幸福をもたらし、誤れる技術は、人に災いをもたらす。技術は人が造るなり、故に技術者たる前によき人間たれ」という建学の精神に基づき、使命・目的は「人間の尊重を基本として、豊かな人間性の涵養を行う」と明確かつ簡潔に学則第 1 条に文章化しており、具体性を持った教育目的も明示されている。

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映させ、具体的な「人間性」「国際性」「学際性」という三つの教育目的を掲げ学内外に向け明示している。社会情勢や社会の学修へのニーズに応え、教育研究組織の改編を実施することにより、変化への対応を図っている。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的については、教授会に諮った後、理事会において決定しており、学内で役員、教職員への共通理解を促している。学内外への周知に関しては、使命・目的及び教育目的について入学式や卒業式などで学長が説明しており、また、学生や教職員への配付物に掲載するとともに、ホームページにより周知している。使命・目的及び教育目的を「長期経営計画」に概ね反映させている。

使命・目的及び教育目的を三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に位置付けている。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科・専攻科及び研究科、図書館、各種センター等を設置している。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学部・学科・専攻科及び研究科ごとに策定され、募集要項及びホームページに公表し周知を図っている。入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づいた出題科目とその範囲や配点を決定し、問題作成・校正、採点方法、採点集計方法を「入試委員会」が審議、決定し行っている。

入学者選抜の実施に際しては、入試形態ごとに工夫をし、入試問題については学内で作成し実施に至っている。入学者数は定員に対し適切な数を確保している。

〈優れた点〉

○遠隔地在住のオープンキャンパス参加者に対し、臨時のバス運行など交通手段を考慮している点は評価できる。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援を教職協働で取組み、中途退学者数が減少する等、その効果は上がっている。

障がいのある学生に対し、入学時にアンケート調査を行い、講義・実習等の場面ごとサポート体制を整えている。

在学生の学修支援を助手、実験補助員が行い、各学科・専攻の教育内容に合わせ、国家試験対策を行い、高い合格率を維持している。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内においてキャリア教育推進のため、教職協働による就職指導に関する体制として学生支援課、各学科教員及び学生支援課職員で構成する「就職委員会」を設置している。

週に 1 度、ハローワーク職員が来学するなど、医療系特有の就職・進学に対する支援対策を整備している。

教育課程外において、病院見学実習を実施し、学生の就職意識向上に努めている。

社会人としての行動と教養が身に付くよう、マナーや身だしなみ講座などを開講し、卒業生が勤める企業の担当者と 3・4 年生が交流する就職セミナーを実施している。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス及び課外活動への支援が「学生委員会」のもと適切に機能している。

奨学金制度を整備し、公的奨学金の他に「岐阜医療科学大学特待生規程」及び「岐阜医

療科学大学授業料免除特待生規程」により、該当者に経済的支援を実施している。

診療所として登録している保健室に校医１人と保健師を配置し、学生が随時利用できるよう適切に運用している。学生相談室を設け、臨床心理士の資格を有する保健科学部臨床検査学科の助教による心身に対する健康相談などの支援を行っている。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、校地、図書館、情報サービス施設が整備され、有効に活用されている。実習施設等については適切に管理・運営されており、図書館については学生からの意見をくみ上げ開館時間など一部改善している。

学生の要望に応えるため、情報に関する施設・設備については、サーバ更新を適宜行っており、コンピュータ数を揃えている。

障がいのある学生に対応するため、バリアフリー整備が進められている。

クラス編制は学生数に応じたサイズの教室配置など適切な運営を心掛け実践している。

新キャンパスに移転する看護学部は、教員が両キャンパスを行き来するため、時間割、交通手段の円滑化、定員増に伴う教育環境の整備、教育指導体制の充実に努力している。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修に関する学生の要望は、「学生生活アンケート」を通じ、学生部長から「教育執行部会」へ提案されている。また、学修環境に関しては「学科会議」で情報共有され、学生支援課を通じ学生部長へ集約し、「教育執行部会」で検討される流れをシステム化している。検討後優先順位ごとに改善の手順を踏み整備している。

心身に関する健康相談及び経済的支援では、学内掲示板やポータルサイト、保健室など

の利用状況により学生の要望を把握し適切な支援を図っている。研究科においては特別研究の主指導員が中心となり精神的・身体的ストレスや経済的問題に対処している。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを明確に定め、建学の精神と併せてホームページ等で公表している。また、平成 30(2018)年度には、保健科学部看護学科から看護学部看護学科への改組に伴うディプロマ・ポリシーの見直しを図っている。

学部ごとにディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準が策定され、これらに基づき運営・実施されている。現在、平成 31(2019)年度導入予定である GPA(Grade Point Average)の検討及びそれに関連する学則等の改正、運営方法について検討している。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学のディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを明確に定め、カリキュラム・ポリシーを反映した教育課程を編成している。教育課程の特徴としては、深く教養を備え、人として、医療人として豊かな人間性を身に付ける目的で学部共通の教

養科目を設置し、「チーム医療論」では、医療従事者としてのチーム医療を実践する取組みを行っている。また、各学部等の特性を生かした教育課程が編成され、教育支援センターが中心となり各種資格取得を含めた学修支援を積極的に行っている。

教授方法の工夫・開発のため、「教育支援センター」の支援のもと、時間外に補講及びオフィスアワーの設定や周知に加え、学生の質問や要望に応えるべく、適宜個人指導を行うなど、効果的に実施している。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科の特性を生かした学修成果の点検・評価を実施している。また、国家試験については、高い合格率を保持している。

新キャンパスに移転する看護学部は、定員増に伴う教育環境の整備、教育指導体制の充実に努力をしている。

実習では、「臨地実習連絡会議」「臨床実習連絡会議」「助産学実習連絡会議」を開催し、学修成果の達成状況を点検・評価している。

教員の授業評価については、「FD・SD 委員会」が授業参観し点検・評価を行う取組みと、授業評価アンケート結果を教員にフィードバックし、授業向上・改善を促す取組みを実施している。

基準４．教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントについては、学長が副学長等の補佐体制を活用し最高責任者としてリーダーシップを適切に発揮している。

教授会及び研究科委員会は、学長に意見を述べる機関として「岐阜医療科学大学教授会規程」「岐阜医療科学大学大学院研究科委員会規程」に定め、教学の重要事項を審議している。また、常設の各種委員会は、各学部・学科の教員と事務職員で組織されており、委員会規則に基づき機能を果たしている。

職員の配置については、「岐阜医療科学大学組織運営規程」に基づき所掌業務に適切な人員配置を行うとともに、業務執行のための明確な管理体制を構築し、教学マネジメントを機能させている。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即した教育を実施するため、設置基準に基づく教員を各学部に配置している。

教育課程に則した専任・兼任のバランスを考慮した人事に努め、教員の採用・昇任については、「岐阜医療科学大学教員選考基準」に基づき審査を行っている。

FD に関しては、「岐阜医療科学大学 FD・SD 委員会規程」に基づき設置した「FD・SD 委員会」が教員の資質・能力向上に向けた取組みを行っている。また、法人全体の FD 機能を向上させるため「神野学園 FD 委員会」が法人全体の FD に関する情報共有を図っている。

〈優れた点〉

○法人として「神野学園 FD 委員会」を設置し、FD に関する情報を法人全体で共有することで他の設置校における教員の質向上にも努めている点は評価できる。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための取組みとして、大学が行う「FD・SD 研修会」及び法人が行う「神野学園 SD 研修会」を組織的に開催しており、教員を含めた多数の教職員が参加している。

また、日本私立大学協会などの外部機関が実施している各種研修会に、業務を担当する事務職員が定期的に出席することで職員の能力向上を図っている。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

職位ごとの個人研究費助成や年間 50 日を上限に「研修日」を設けるなど、適切に研究環境を整備し、運営・管理がなされ、有効に活用している。

研究倫理に関する規則として、「岐阜医療科学大学研究者の行動規範」「岐阜医療科学大学研究活動不正行為防止規程」を定め、公的研究費及び科学研究費助成事業を厳正に管理するため、「岐阜医療科学大学公的研究費に関する不正防止規程」「岐阜医療科学大学科研費取扱規程」を定め周知している。全教員を対象に「研究倫理 e ラーニングコース」や「コンプライアンス研修会」の開催を通し、研究活動における不正防止にも取組んでいる。

〈優れた点〉

○大学独自の取組みとして「特別研究費」の公募を行い審査の後、交付されているなど、資源の分配が考慮されている点は評価できる。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を概ね満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の管理運営は、「学校法人神野学園寄附行為」において明確に定め、経営の規律と誠実性を維持している。併せて、組織倫理に関する「学校法人神野学園利益相反マネジメントポリシー」「学校法人神野学園利益相反マネジメント規程」「学校法人神野学園内部通報に関する規程」等を定め、コンプライアンスの維持と公正・誠実な業務の遂行に努め、ガバナンスの強化を行っている。

使命・目的の実現のため教育目的を学科・専攻科及び研究科ごとに定め、「岐阜医療科学大学組織運営規程」で明文化し周知している。

環境保全、人権、安全については、「学校法人神野学園ハラスメントの防止に関する規程」「学校法人神野学園個人情報保護規程」「岐阜医療科学大学危機管理規程」等を制定し、組織を編制して保護・保全に努めており、適切に管理を行っている。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、「学校法人神野学園寄附行為」に基づき使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。理事会は、原則として年 6 回開催し、学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。定期開催のほか、必要に応じて臨時に開催し、審議に付さねばならない重要事項の意思決定を行っている。

理事の選任は、「学校法人神野学園寄附行為」に基づき適切に行っており、理事会は事業計画を確実に執行するため適切に運営している。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を概ね満たしている。

〈理由〉

法人と大学の各管理運営機関のコミュニケーションは、意思決定の円滑化が図られており、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備している。

学長、副学長、各学部長及び各学科長は、教授会、研究科委員会等の重要な教学に関する会議に出席し、意見を述べるとともに教職員の意見を聴取してくみ上げる仕組みを構築している。

監事は、会計監査に立会うとともに理事会に毎回出席し、管理運営機関の相互チェック

によるガバナンス機能として、2 人の監事が法人及び大学業務の監査を行っている。
評議員の選任及び評議員会の運営は概ね適切に行われている。

〈改善を要する点〉
○平成 29(2017)年度 9 月開催の第 3 回理事会で承認された「長期経営計画」は「学校法人神野学園寄附行為」に基づく「あらかじめ評議員会に意見を聞かなければならない」事項であるが、諮問していなかったため改善を要する。

5－4　財務基盤と収支
5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
新学部設置に係るキャンパス整備の投資を行うため「長期経営計画」を策定し、その進捗状況に応じて必要な見直しを実施している。新学部への投資により、資金残高は減少するが、完成予定年度には現在の資金残高程度には回復する長期的な計画に基づいた財務運営を行っている。
学部学生の収容定員を堅調に充足していることから収入と支出のバランスは保たれ、大学の教育活動収支差額は安定的に計上されている。外部資金の獲得については、新キャンパス整備に係る地元自治体からの補助金獲得など、努力している。

〈参考意見〉
○適切な財務運営の確立のため、新たな「長期経営計画」に沿った着実な履行が望まれる。

5－5　会計
5-5-①　会計処理の適正な実施
5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人神野学園経理規程」などの学内諸規則に基づき、適切に行っている。処理上の疑義等については、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に問合わせている。
会計監査は、公認会計士により専門的見地から実施されている。監事は、監事監査を行うとともに会計監査にも立会い、公認会計士より監査意見等を聴取している。また、「学校

法人神野学園内部監査規程」に基づいた内部監査を行い、その監査記録を理事会や公認会計士に報告しており、会計監査の体制を整備している。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を概ね満たしている。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

実効性のある自己点検・評価の実施と改善のための組織整備と教職協働体制及び関連規則の整備は構築の途上にあるが、内部質保証のための組織として、「自己点検・評価委員会」及び「教育執行部会」を学長のもとに設置している。「自己点検・評価委員会」において実施された自己点検・評価の結果を「教育執行部会」で検証し、その結果が学長に報告され、学長は必要に応じ教授会の意見を踏まえ改善を行っている。

〈改善を要する点〉

○内部質保証における改善を全学的な組織で実行するため、学内における組織体制を明確化させるとともに、改善を実行する組織の構築及び関連規則の整備を行うよう改善を要する。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を目指す自主的・自律的な自己点検・評価を適宜実施しており、その結果を教職員間で共有するための努力を行いっている。また、ホームページなどを活用し、必要に応じて社会へ公表している。

また、IR などを活用したデータの収集は、主に事務局の各課が、分析は事務局の各課と関連委員会が担っており、内部質保証を担保するために必要な基本的なデータの調査などは実施されている。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を概ね満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価及び認証評価の結果は、「自己点検・評価委員会」や「教育執行部会」において審議されており、評価結果を共有する努力はなされている。

しかしながら、PDCA サイクルの全ての過程に大学の各組織と教職員全体が協働体制を構築し、積極的に参画させるための制度の導入、自己点検・評価などの結果を改善につなげることを目的とした組織の編制とその運営及び内部質保証を担保するための「長期経営計画」への PDCA サイクル活用のための仕組みの確立などについては構築の途上にある。

〈改善を要する点〉

○内部質保証に向けた努力を大学全体で行うためには、教職協働で PDCA サイクルを機能的、組織的に運用することが不可欠となるので、自己点検・評価などの結果を「長期経営計画」に反映させるとともに、大学の教育・研究、管理・運営、社会貢献などにおいて、改善に結びつける過程（C から A）を確実に実施するよう改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携・社会貢献

A－1　地域社会への貢献

A-1-①　地域社会との関係と、大学の物的・人的資源の提供

A-1-②　地域連携・社会貢献を進めるための組織・体制

【概評】

大学は、大学が有する物的・人的資源を社会に提供し、大学を設置している岐阜県関市をはじめ、近隣の地方公共団体（愛知県、岐阜県、岐阜県美濃加茂市、岐阜県可児市等）と連携に関する協定を締結して地域連携に取組み、地域社会の発展に貢献している。平成31(2019)年度に新キャンパスを移転する可児市とは既に連携協定を結び、近隣市町（岐阜市、関市、大垣市、北方町、坂祝町等）における災害・教育・健康・保健・福祉・環境衛生に関する各種行政委員会活動に参加するなど、専門職の立場から意見を提供している。

大学組織としては地域連携センターを設置し、自治体が開催するイベントや研修会等に教員及び学生が積極的に参加するなど、自治体との調整的役割を遂行するとともに、リーダーシップを発揮し、地域社会の発展と人材育成等に貢献している。また、地域連携推進委員会が効率的・効果的に活動できるように評価・検討を行い、次年度計画・実施に生か

すなど、地域連携における PDCA サイクルの確立ができている。

各学科・専攻科の特徴を生かした出前講座（健康教育・福祉・介護等のテーマ）や地域住民の生活習慣病の予防・健康意識の向上を目的とした教員と学生による「健康チェック」を定期的に実施するなど、地方自治体とのコラボレーションが実現できている。今後については、社会や地域のニーズの現状を踏まえ、地域連携の強化及び活動地域拡大を視野に、大学としての役割を果たすべく、その意欲を示している。

以上のことから、大学は積極的に地域連携・社会貢献に関する組織体制を構築し、活動を推進している。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

1．国際交流事業の推進

学校法人神野学園は、「医療」「自動車」「航空」各分野の人材育成に特化した教育機関として、「技術者たる前に良き人間たれ」の建学の精神に基づき、各分野に有為な人材を輩出し社会に貢献してきた。また、現代社会の急速なグルーバル化へ対応するため、幅広い視野と多様な価値観を共有できる人材を育成すべく国際交流事業に積極的に取り組んでいる。

【主な海外交流事業】

①海外提携校の拡大と積極的な人材交流

法人本部の国際交流課が中心となり、各併設校に在籍する学生の国際性を涵養するため、積極的に海外提携校の拡大及び学生・教職員の人材交流を実施している。

語学力の向上のみならず専門分野の知見を深めるため、短期・長期間の留学制度並びに留学生と日本人学生との様々な交流会の開催等を毎年定期的に実施している。

②中国上海市に学園事務所開設

平成 11(1999)年、中国のモータリゼーションの進展に伴い、高度な日本の自動車整備技術を修得したいと希望する者への留学相談窓口として、現地に学園事務所を開設した。主な業務は日本への留学・生活情報の提供と相談、帰国後の就職支援及び提携大学との交流促進等を図ることを目的としている。

③ベトナム日本語学校の設立

中日本自動車短期大学の別科(日本語教育)で長年培った教育ノウハウを活かし、平成 26(2014)年にハノイ市の教育ライセンスを取得、現地で日本への留学希望者に対する日本語教育を教授する学校を設立した。ベトナムの語学教育は第 2 外国語が日本語でありその習得意欲は非常に高い環境にある。受講生は留学希望者のみならず、日本の労働人口不足を反映して高まる技能実習生に対する日本語教育や日系企業への出前授業等そのニーズは拡大している。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 17(2005)年度
所在地　　岐阜県関市市平賀字長峰 795-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健科学部	臨床検査学科　放射線技術学科　看護学科※
看護学部	看護学科
保健医療学研究科	保健医療学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 6 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 9 日	実地調査の実施　　10 月 10 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 11 日	10 月 11 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 31 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
平成 31(2019)年　2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書
・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人神野学園　寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	岐阜医療科学大学　大学案内　平成 30 年度版	

【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	岐阜医療科学大学　学則、岐阜医療科学大学　大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	募集要項　平成 29 年度版	
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 30 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	大学案内　平成 30 年度版（アクセスマップ　56 ページ、キャンパスマップ　51 ページ）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など)	
	学校法人神野学園規程集目次、岐阜医療科学大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事会の開催状況、評議員会の開催状況、理事、監事、評議員名簿	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去 5 年間）、監事監査報告書(過去 5 年間)	
	平成 29、28、27、26、25 年度計算書類、独立監査人の監査報告書（各計算書類の 2 ページ目）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ)	
	平成 30 年度シラバス（授業計画）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	岐阜医療科学大学ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	認証評価で指摘された事項への対応状況一覧	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	岐阜医療科学大学　学則	
【資料 1-1-2】	岐阜医療科学大学　大学院学則	
【資料 1-1-3】	岐阜医療科学大学　組織運営規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	教授会議事録	
【資料 1-2-2】	理事会決定事項	
【資料 1-2-3】	学校案内	
【資料 1-2-4】	広報用資料	
【資料 1-2-5】	平成 30 年度新入生オリエンテーション資料	
【資料 1-2-6】	学生便覧、裏表紙	
【資料 1-2-7】	シラバス、裏表紙	
【資料 1-2-8】	保護者懇談会配布資料	
【資料 1-2-9】	学校法人神野学園　長期経営計画(抜粋)	
【資料 1-2-10】	保健科学部三つのポリシーとカリキュラムマップ	

【資料 1-2-11】	看護学部三つのポリシーとカリキュラムマップ	
【資料 1-2-12】	助産学専攻科・保健医療学研究科三つのポリシー相関図	
【資料 1-2-13】	学校法人神野学園　寄付行為	
【資料 1-2-14】	組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	岐阜医療科学大学アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-2】	学生募集要項	
【資料 2-1-3】	平成 29(2017)年度オープンキャンパス実施結果	
【資料 2-1-4】	岐阜医療科学大学　入学者選抜規程	
【資料 2-1-5】	岐阜医療科学大学　大学院入学者選抜規程	
【資料 2-1-6】	教授会議事録	
【資料 2-1-7】	アドミッションポリシーと入学者受入れ方法との関連表	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	岐阜医療科学大学　教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	岐阜医療科学大学　学生委員会規程	
【資料 2-2-3】	岐阜医療科学大学　教育支援センター規程	
【資料 2-2-4】	岐阜医療科学大学　部科長会規程	
【資料 2-2-5】	平成 30 年度入学後教育実施計画	
【資料 2-2-6】	平成 30 年度生入学前教育テキスト表紙	
【資料 2-2-7】	平成 30 年度新入生オリエンテーション実施要領	
【資料 2-2-8】	新入生ガイダンス資料	
【資料 2-2-9】	1 年生研修会のしおり	
【資料 2-2-10】	平成 30 年度前期オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-11】	平成 30 年度担任一覧	
【資料 2-2-12】	座席表見本	
【資料 2-2-13】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【資料 2-2-14】	ポータルサイトについて(学生配布用資料)	
【資料 2-2-15】	学内無線 LAN 接続方法（学生配布用資料）	
【資料 2-2-16】	コンピューター自習室の利用(学生便覧抜粋)	
【資料 2-2-17】	平成 30 年度助手別配置授業科目一覧	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	就職・進学希望調査結果	
【資料 2-3-2】	就職セミナー報告書	
【資料 2-3-3】	就職支援年間スケジュール	
【資料 2-3-4】	平成 29 年度卒業生就職先一覧	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	岐阜医療科学大学　学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	奨学金給付・貸付状況資料	
【資料 2-4-3】	岐阜医療科学大学　特待生規程	
【資料 2-4-4】	岐阜医療科学大学　授業料免除特待生規程	
【資料 2-4-5】	学校法人神野学園　職員学費支給規程	
【資料 2-4-6】	岐阜医療科学大学　授業料等の徴収猶予規程	
【資料 2-4-7】	課外活動支援状況資料	
【資料 2-4-8】	平成 29 年度保健室利用状況表	
2-5. 学修環境の整備		

【資料 2-5-1】	校地、校舎等の面積・・・データ編【共通基礎様式 1】	
【資料 2-5-2】	教員研究室配置図	
【資料 2-5-3】	講義室、演習室、学生自習室等の概要・・・データ編【共通基礎様式 1】	
【資料 2-5-4】	図書、資料の所蔵数・・・データ編【共通基礎様式 1】	
【資料 2-5-5】	平成 30(2018)年度前期時間割	
【資料 2-5-6】	臨地(臨床)実習配置表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート結果(例)	
【資料 2-6-2】	学生生活アンケート結果一覧	
【資料 2-6-3】	看護学部コメントカード	
【資料 2-6-4】	大学院授業評価アンケート結果	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	岐阜医療科学大学　ディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-2】	岐阜医療科学大学　学則	
【資料 3-1-3】	岐阜医療科学大学　大学院学則	
【資料 3-1-4】	学生便覧（抜粋）	
【資料 3-1-5】	シラバス（抜粋）	
【資料 3-1-6】	岐阜医療科学大学　教務規程	
【資料 3-1-7】	学位論文・公聴会審査表	
【資料 3-1-8】	大学院学位(修士)申請の手引き	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	岐阜医療科学大学　カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-2】	保健科学部三つのポリシーとカリキュラムマップ	
【資料 3-2-3】	看護学部三つのポリシーとカリキュラムマップ	
【資料 3-2-4】	助産学専攻科・保健医療学研究科三つのポリシー相関図	
【資料 3-2-5】	岐阜医療科学大学　教務規程	
【資料 3-2-6】	岐阜医療科学大学　大学院履修規程	
【資料 3-2-7】	中間発表会ご案内	
【資料 3-2-8】	中間発表会プログラム	
【資料 3-2-9】	平成 30 年度大学院学位取得までのスケジュール	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	臨地実習意見交換会　議事録	
【資料 3-3-2】	放射線技術学科会議　議事録	
【資料 3-3-3】	大学生活調査(アンケート様式)	
【資料 3-3-4】	臨床実習病院評価表(抜粋)	
【資料 3-3-5】	コメントカード(様式)	
【資料 3-3-6】	看護学科実習連絡会議議事録	
【資料 3-3-7】	助産学専攻科会議　議事録	
【資料 3-3-8】	研究科　授業評価アンケート結果	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	岐阜医療科学大学　副学長選考規程	

【資料 4-1-2】	岐阜医療科学大学　組織運営規程	
【資料 4-1-3】	岐阜医療科学大学　学長裁定	
【資料 4-1-4】	岐阜医療科学大学　委員会一覧	
【資料 4-1-5】	岐阜医療科学大学　部科長会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	岐阜医療科学大学　教員選考基準	
【資料 4-2-2】	岐阜医療科学大学　教員選考委員会規程	
【資料 4-2-3】	岐阜医療科学大学　FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-4】	平成 29 年度 FD・SD 委員会　議事録	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人神野学園 SD 研修会案内(メール)	
【資料 4-3-2】	平成 29 年度事務職員外部研修参加状況一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	岐阜医療科学大学　学内研究費使用細則	
【資料 4-4-2】	岐阜医療科学大学　研修日についての細則	
【資料 4-4-3】	岐阜医療科学大学　研究者の行動規範	
【資料 4-4-4】	岐阜医療科学大学　研究活動不正行為防止規程	
【資料 4-4-5】	岐阜医療科学大学　公的研究費に関する不正防止規程	
【資料 4-4-6】	岐阜医療科学大学　科研費取扱規程	
【資料 4-4-7】	コンプライアンス研修会開催案内	
【資料 4-4-8】	岐阜医療科学大学　人を対象とする医学系研究に関する倫理規程	
【資料 4-4-9】	人を対象とする医学系研究に関する倫理研修会開催案内	
【資料 4-4-10】	岐阜医療科学大学　ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施倫理規程	
【資料 4-4-11】	ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施講習会案内	
【資料 4-4-12】	岐阜医療科学大学　動物実験規程	
【資料 4-4-13】	動物実験取扱い安全講習会案内	
【資料 4-4-14】	学内学術セミナープログラム	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人神野学園　利益相反マネジメントポリシー	
【資料 5-1-2】	学校法人神野学園　利益相反マネジメント規程	
【資料 5-1-3】	学校法人神野学園　内部通報に関する規程	
【資料 5-1-4】	学校法人神野学園　個人情報保護規程	
【資料 5-1-5】	学校法人神野学園　特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-6】	学校法人神野学園　個人情報保護委員会規程	
【資料 5-1-7】	岐阜医療科学大学　個人情報保護委員会規程	
【資料 5-1-8】	学校法人神野学園　経理規程	
【資料 5-1-9】	学校法人神野学園　内部監査規程	
【資料 5-1-10】	学校法人神野学園　資産運用規程	
【資料 5-1-11】	学校法人神野学園　ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 5-1-12】	学校法人神野学園　ハラスメント防止対策委員会規則	
【資料 5-1-13】	岐阜医療科学大学　ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 5-1-14】	岐阜医療科学大学　組織運営規程	
【資料 5-1-15】	岐阜医療科学大学　危機管理規程	
【資料 5-1-16】	岐阜医療科学大学　安全衛生管理規程	

【資料 5-1-17】	岐阜医療科学大学　保健衛生委員会規程	
【資料 5-1-18】	岐阜医療科学大学　防災基本規程	
【資料 5-1-19】	岐阜医療科学大学　防火管理規程	
【資料 5-1-20】	防災対策ガイドブック	
【資料 5-1-21】	岐阜医療科学大学　警報等発令の場合の休講措置に関する規程	
【資料 5-1-22】	岐阜医療科学大学　自動車通学に関する規程	
【資料 5-1-23】	岐阜医療科学大学　二輪車通学に関する規程	
【資料 5-1-24】	岐阜医療科学大学　実験実習規程	
【資料 5-1-25】	岐阜医療科学大学　放射線障害予防規程	
【資料 5-1-26】	岐阜医療科学大学　放射線安全委員会規程	
【資料 5-1-27】	岐阜医療科学大学　薬品安全管理・廃棄物処理要領	
【資料 5-1-28】	岐阜医療科学大学　薬品安全管理・廃棄物処理委員会規程	
【資料 5-1-29】	岐阜医療科学大学　学内教育研究ネットワーク利用規程	
【資料 5-1-30】	学生便覧(抜粋)	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人神野学園　寄附行為	
【資料 5-2-2】	平成 29 年度理事会開催状況	
【資料 5-2-3】	平成 29 年度理事会出席状況	
【資料 5-2-4】	平成 29 年度評議員会開催状況	
【資料 5-2-5】	平成 29 年度評議員会出席状況	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	平成 29 年度理事会出席状況	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人神野学園　資産運用規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人神野学園　経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人神野学園　経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人神野学園　内部監査規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	該当なし	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	学校法人神野学園　自己評価委員会規則	
【資料 6-2-2】	岐阜医療科学大学　自己点検・評価委員会規程	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用状況一覧	

基準 A. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会への貢献		
【資料 A-1-1】	なるほど！健康講演会チラシ	
【資料 A-1-2】	平成 29(2017)年度出前講座依頼文	

7 九州保健福祉大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」という建学の理念は、学部・学科・専攻・研究科の設置の際に、それぞれの専門領域における人材養成に関する目的に落とし込まれ、学則に明確に記述されている。それら目的に基づいて、学長の最高諮問機関である「教育開発・研究推進中核センター」（以下、中核センター）が、中期的な教育研究目標とともに三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、それらは代議員教授会にて審議された後、学部教授会や研究科教授会において全教員に周知されている。
全教職員が出席する年度始めの「キックオフミーティング」や年 2 回開催される親睦会においては、理事長及び学長が法人や大学の使命・目的について講話を行い、教職員が大学の使命・目的を意識しながらそれぞれの業務を遂行する習慣が根付いている。

〇建学の理念に基づいた具体的な行動規範や法人の使命を学園訓「道」として分かりやすく示し、職員の定例会議の開催時に全員で唱和している点は、開学以来一貫した学園の使命・目的の実現に向けた取組みとして評価できる。

「基準２．学生」について
アドミッション・ポリシーは、ホームページをはじめとした各媒体を通して周知され、多様な学生の受入れを具現化すべく、さまざまな入試形態を用意しているが、一部の学科における学生確保には一層の努力が求められる。
「スチューデントサポートセンター」をはじめとした各部署が、初年次教育のほか優秀な学生を補助員として参加させたり、アクティブ・ラーニングの促進を通じて自己学修やグループ学修の支援を行う一方、それらに関する学生の意見や要望を取入れ、学修環境の向上に取組んでいる。また、卒業生を招へいした講演会やキャリア教育、「スチューデントコンサルタント」などを活用した就職支援に努めるなど、適切な学生サービスが行われている。
校地・校舎は適切に整備されバリアフリーも進められており、実習施設の有効活用とともに、授業における学生数の管理を含め、十分な学修環境整備が行われている。

〇大学独自の奨学金として、創立者加計勉奨学金や十次記念奨学金などの多様な制度を設けている点は評価できる。

○留学希望者の英語力向上を目的に、ラーニングサポートセンターでのｅラーニングの提供や「英語村」でのネイティブスピーカーとの英会話学習の場の活用など、語学力を上達させる環境を整えていることは評価できる。
○学修支援ウェブシステムは、保護者が閲覧できる仕組みがあることから、学生へのきめ細かい対応を保証するシステムとして評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、学部・学科及び研究科の教育目的に基づき明確に定められ、単位認定基準などが策定されている一方、それらに整合性を持ったカリキュラム・ポリシーが定められ、カリキュラムマップやナンバリングを通じて体系的な教育課程が編成されている。これらのポリシーは学則のほか学生便覧に明記され、ガイダンスなどを通して学生に周知されている。また、主体的な学びを促す教授方法やリメディアル教育などにｅラーニングシステムを導入することで、教養教育や専門教育が効果的に行われるよう工夫がなされている。

学修成果の点検においては、第三者を交えたシラバスチェックのほか、中核センター内の教育開発部門が中心となって、授業アンケートや講義参観制度を導入し、教育内容や方法及び学習指導の改善に取組んでいる。

「基準４．教員・職員」について

教学に関わる重要事項については中核センターが、学長の諮問に対する答申を協議決定し、代議員教授会で学長が意見を聴いたのち最終決定を行っており、決定事項はイントラネットなどで通知され、学長のリーダーシップが発揮されるようになっている。教授会をはじめとする各種会議体の組織上の位置付けは諸規則に定められ、権限の分散と責任の所在は明確である。教員は設置基準と教育目的に基づき適切に配置され、その採用・昇任については選考基準などの規則にのっとり、学長が最終決定を行っている。

中核センターの下部組織である各委員会や「自己点検・自己評価委員会」は、各種アンケートなどのデータをもとに点検・評価・検証を行い、その結果を FD(Faculty Development)研修、学術交流コンファレンス及び「自己点検・自己評価委員会総会」において全学的な改善活動に生かしている。また、研究活動の活性を図るべく、QOL 研究機構を通じて横断的研究を促進し、外部資金の獲得とともに、企業との共同研究や受託研究の獲得拡大につなげる努力を行っている。

○学長室をオープンにするとともに、学長への意見箱「もの申す」を教員メールボックス内に設置するなど、学長が教員一人ひとりの意見を聴き、大学の教育・研究環境の改善に取組んでいる点は評価できる。
○学校法人順正学園設置校を対象とした「順正学園学術交流コンファレンス」は、教育部門と研究部門における取組みの成果を発表するなど、教員の教育力と研究力を高めていく実践報告の場として評価できる。
○全教職員を対象として開催される年度当初の「キックオフミーティング」は、各事務部門・部署の目標達成に向けて、個々のなすべきことを認識させている点で評価できる。

○横断的研究機関である QOL 研究機構をもち、大学の持つリソースを有効活用し、科学研究費助成事業の獲得や共同研究、受託研究などの実績を挙げている事は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人順正学園寄附行為」に基づき、理事会は経営や大学の運営に関わる重要事項を定期的に審議決定し、評議員会は諮問機関として適切に機能している。また、常勤監事が法人本部に勤務し、業務監査や会計監査を厳格に行っている。

法人には学園協議会、大学には大学協議会が置かれ、それぞれ法人レベル、大学レベルにおいて、建学の理念の実現に向けた大綱的な将来計画や事業計画に関する諮問及び調整を行い、理事会と大学の意思疎通を図り、使命・目的を具現化するための継続的な努力が払われている。

法人や大学の基本方針に基づき、中期目標・中期計画を策定し、年度ごとに事業計画を検証し予算編成を行っている。省エネルギー対策や南海トラフ地震を想定した安全確保を踏まえながら、財政基盤の安定に努めているものの、学生の確保に課題があるため、大学の継続性を担保するための更なる取組みを期待したい。

○年度当初のオリエンテーションや防災訓練の際に、南海トラフ地震を想定した地震や津波に対する防災教育を行っており、有事の際に活用できる「大地震マニュアル」を全学生に配付し、携帯するよう指導を行っている点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

中核センターに「教育開発部門」「研究推進部門」「社会貢献部門」を設置し、大学及び大学院の教育・研究の推進と教職員の能力開発のための活動や、地域貢献活動、国際貢献に関する事項について､学部･学科及び研究科と調整を図りながら企画立案を行っている。また、その下部組織として「自己点検・自己評価委員会」を設置し、年度ごとの事業計画の実施状況の検証や次年度の事業計画の立案を行い、内部質保証のための体制を整えている。

中核センターの下部組織として「IR(Institutional Research)推進委員会」を設置し、各種アンケートや教育研究環境などの調査データを蓄積、分析し、学生生活や学修環境の改善に努めている。今後は、「学校法人順正学園 IR 推進室」との協働によりそれらを更に有機的に活用し、大学の目的に基づいたアセスメントを軸に学生にとってより魅力のある大学づくりを目指している。

○中核センターが中心となり、教育及び研究そして大学の特徴である地域社会に貢献するための部会を構成し、FD・SD 活動とともに、その傘下に「自己点検・自己評価委員会」を設け､中期目標･中期計画をもとにした事業計画に対するアセスメントを設定し､PDCA サイクルを回す仕組みが整えられている点は評価できる。

○「自己点検・自己評価委員会総会」に自治体関係者などの外部委員も参加していることは自主的・自律的な自己点検・評価の取組みとして評価できる。

総じて、宮崎県延岡市との公私協力方式によって設置された大学として、法人が持つ建学の理念を基盤としつつ、地域に必要な教育研究課程を明確な目的をもって確立し、地域社会のニーズやその変化に対応することで、教育研究の質の維持向上のための努力を続けている。今後は PDCA サイクルをより一層積極的に機能させることにより、市民をプロデュースできる人材の輩出とともに、大学の魅力の向上、安定した学生募集の具体化を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.公私協力体制による地域活性化への取り組み」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 社会人教育
2. 国際交流
3. 宮崎県北地域の研究拠点

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」を建学の理念とし、それに基づき大学全体、学部・学科、専攻及び研究科ごとに人材の養成に関する目的を定め、学則上に明確かつ適切に記載している。それらの目的は、大学の特徴である地域の医療や福祉に貢献する人材の育成を軸としており、それぞれの専門分野で求められるスペシャリストの養成に向けた明確な指針といえる。また、四項目を行動規範である学園訓「道」として定め、目的の具現化に向けた構えを教職員及び学生に醸成すべく啓蒙を行っている。

大学全体の使命・目的は、建学の理念とともに堅持され、また、学部・学科などの目的は設置された際に定められたものが維持され、社会情勢の変化には改組を行うことで対応

している。

〈優れた点〉

○建学の理念に基づいた具体的な行動規範や法人の使命を学園訓「道」として分かりやすく示し、職員の定例会議の開催時に全員で唱和している点は、開学以来一貫した学園の使命・目的の実現に向けた取組みとして評価できる。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、教育研究活動の基本的指針として理事会で決定されている。また、学部・学科及び研究科の使命・目的などは、学部・学科が設置される際に恒久的なものとして定義され、教育研究組織の構成に反映されている。

学長の最高諮問機関である中核センターは、学部・学科及び研究科と調整を図りながら三つのポリシーや中期目標・中期計画の策定・協議を行い、結果は全学教授会から選任された代議員教授会にて審議されたのち、学部・学科教授会や研究科教授会において全教員に通知されている。また、事務職員においては、朝礼や全教職員が出席する年度始めの「キックオフミーティング」、そして理事長及び学長による講話などにおいて、使命・目的が共有されている。学生や学外に対しては、理事長が講師を務める講義、学生便覧、ホームページ等を通じて周知している。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を概ね満たしている。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

学部・学科及び研究科において、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーのもとアドミッション・ポリシーが策定され、併せてホームページ、学生募集要項、大学院要覧、学習のしおり等に明示され周知されている。学科のアドミッション・ポリシーに基づき、AO 入試、指定校推薦、公募制推薦、一般入試、センター利用入試などの入学者選考試験を実施し、多様な学生の受入れに努めている。大学院入試では、基礎学力試験や書類審査、面接を用いて学生を受入れ、通信制大学院では、書類審査と面接を用いて審査を行い、入学者の選抜については「九州保健福祉大学入学者選考規程」に定め、学内で作成された問題による試験結果をもとに教授会で合否を審議したのち、学長が決定している。また、アドミッション・ポリシーや入学者の選抜方法については、毎年見直しを行っている。

〈改善を要する点〉

○社会福祉学部臨床福祉学科、保健科学部作業療法学科、保健科学部言語聴覚療法学科、保健科学部臨床工学科、薬学部動物生命薬科学科は、収容定員充足率が 0.7 倍未満となっており改善を要する。

〈参考意見〉

○通信教育部社会福祉学部臨床福祉学科は、収容定員充足率が 0.5 倍未満となっており、定員充足に向けた計画が望まれる。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

スチューデントサポートセンター、実習センターなどを設置し、入学前教育から初年次教育及び学修支援を実施しており、教職員協働の学生支援は有効に機能している。ラーニングサポートセンターではネイティブスピーカーによる英語教室を随時開催するほか、図書館にはラーニング・コモンズを設置してアクティブ・ラーニングを促進させるなど、授業以外でも自己学習やグループ学修の支援を行っている。

障がいのある学生に対しては、学修支援機器の活用や教室配置などについて配慮がなされている。全教員がオフィスアワーを設けており、シラバスへの明記や研究室前への掲示等で周知することにより相談支援体制を整えるほか、チューター制や教育的補助員(TA)、教育研究補助員(SA：Student Assistant)及び研究補助者(RA：Research Assistant)も積極的に活用し、学修支援を行っている。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

社会福祉学部では全学科の基礎科目に「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」「インターンシップⅢ」が設定され、多様な職種に就いている卒業生を招へいした「卒業生講演会」を実施するなど、キャリア支援を目的とした教育課程を有している。キャリアサポートセンターでは、情報提供以外にエントリーシートの書き方や面接指導を行うほか、採用担当者と職員の懇談会を開催することに加え、採用担当者と学生とが直接面談できる機会を適宜設けるなど、スムーズに就職に結びつくよう工夫されている。また、スチューデントコンサルタント、ジョブカード作成アドバイザーの有資格者を配置し、個別面談で就職・進学に対する相談・助言を行い、ジョブサポーター制度を利用したハローワーク出張窓口も設けて学生の情報を共有し、就職支援体制を整えている。これらの取組みにより把握した学生の活動状況はキャリアサポート委員会を通じて全学に共有され、教職協働で就職支援がなされている。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

スチューデントサポートセンターに置かれた学生部は、教員が学生部長を兼ねて所属職員と学生サービスに当たるなど、学生サービスや厚生補導のための組織が設置され、適切に機能している。健康管理センター内に保健室と学生相談室があり、保健室では、看護師資格を持った職員が健康診断や病気やけがに対する救急措置を行い、学生相談室ではカウンセラーや臨床心理士等が心身の健康相談に応じるなど、各種支援が専門職員によりサポートされている。

南海トラフ地震も想定した「大地震マニュアル」の全学生への配付及び携行指導がなされ、年度初頭のオリエンテーションや防災訓練時に防災教育が行われている。部活動などの課外活動を支援するだけでなく､地域貢献活動としてのボランティアセンターを設置し、多岐にわたるボランティア要請を受入れ、その活動を支援している。

〈優れた点〉

○大学独自の奨学金として、創立者加計勉奨学金や十次記念奨学金などの多様な制度を設けている点は評価できる。

○留学希望者の英語力向上を目的に、ラーニングサポートセンターでのｅラーニングの提供や「英語村」でのネイティブスピーカーとの英会話学習の場の活用など、語学力を上達させる環境を整えていることは評価できる。
○学修支援ウェブシステムは、保護者が閲覧できる仕組みがあることから、学生へのきめ細かい対応を保証するシステムとして評価できる。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学部･学科及び研究科の教育目的の達成のため､設置基準を満たす校地及び校舎を有し、図書館、研究所など付属施設も適切に整備され、円滑に運用されている。国家資格を取得する課程に必要な実習施設を完備し、快適な学修環境を整備している。図書館は電子ジャーナルを含む雑誌や蔵書、貸出ダブレットなどを確保し、アクティブ・ラーニングのために設けたラーニング・コモンズは入館者数増加に貢献している。情報処理室の開放、最新のソフトや安全な無線 LAN など IT 環境を整備している。

スロープ、多目的トイレ、エレベータ、スライドドア、点字ブロック、手すりや障がい者用駐車スペースなど、バリアフリー環境に配慮されている。授業とクラスサイズの関連は適正であり教室スペースも確保されている。耐震など施設・設備の安全性は、専門家の助言により修理や営繕を行い確保している。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に対する学生の意見は、中核センターが実施する授業アンケートによりくみ上げられ、担当部署が結果を分析し、中核センターを経て学長が改善を指示している。学生生活に対する学生の意見は、IR 推進委員会が実施し分析する学生生活アンケート、事務部

門アンケートによりくみ上げられ、中核センターが改善方策を検討し、関連部門に指示している。心身に関する健康相談に対する意見は、学生相談室で臨床心理士や看護師により把握され、中核センターにおいて健康管理センター長が改善方策を協議し指示している。経済的支援が必要な学生の意見や要望は、学生課職員が把握し、問題解決の提案を行っている。学修環境に関する学生の意見は、中核センターや IR 推進委員会が実施する授業アンケート、学生生活アンケート、事務部門アンケートにより把握され、エントランスホールへの学修支援コーナーの設置などの成果に反映されている。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科及び研究科のディプロマ・ポリシーは、学則に定められた教育目的を踏まえて明確に定められ、ホームページや学生便覧等により学内外に周知されている。

また、学部・学科の特色に沿って定めたディプロマ・ポリシーをもとに、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を策定し、学則や学生便覧、シラバスに掲載するとともに入学時に実施する全学及び学科ごとのガイダンスにより周知徹底を図り、それぞれの基準に従って厳正に適用している。

成積評価には GPA(Grade Point Average)制度を導入し、進級基準において学科ごとに各年次に修得すべき最低単位数や在籍年度の GPA 値を定めて周知し、適正に評価するよう努めている。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の理念を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成するためにカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧等を通じて明確に示し周知している。

リメディアル教育の一環としてｅラーニングシステムを活用し国語力の向上に取組むと同時に、1・2 年次を中心に大学共通基礎科目と学部共通基礎科目を配置し、各学科で修得単位数を卒業要件として定め、教養教育を実施している。また、各学科で取得できる国家資格等に関する必修科目とその専門性を養成するための選択科目等を配置し、カリキュラムマップとナンバリングによりカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保しつつ、教育課程の体系的編成を図っている。

履修登録単位数の上限を設定し単位制度の実質を保つ工夫や、主体的な学びの力を身に付けるためアクティブ・ラーニングの導入を推進している。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科の三つのポリシーを踏まえ、シラバスの目標設定や第三者によるシラバスチェックなどを行い、資格取得試験の合格率 100%を目標に掲げて外部の模擬試験等も積極的に活用し、学修成果や到達度の点検・評価を行っている。

中核センターの教育開発部門が中心となり授業アンケートや講義参観制度を導入し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に取組んでいる。授業アンケート結果は、全教員が参加して開催される「自己点検・自己評価委員会総会」において外部委員を含めた評価委員により評価され、学修成果や到達度の点検・評価が適切に行われている。それらの結果は、ホームページで公開するなど教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックされている。

基準４．教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
教学に関する重要な事項は中核センターにおいて協議され、代議員教授会で審議されている。副学長が中核センターの教育開発部門長及び研究開発部門長としてそれぞれの部門を統括し、学長の意思を伝達するとともに、必要に応じ各部門からの意見を学長へ具申するなど、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。
中核センターのもとに各委員会が置かれ、専門業務に長けた職員を配置して各領域における役割を明確にし、教員とともに適切に業務を遂行している。学長の決定事項は、学部連絡会や学内イントラネットシステムを通じて適切に全教職員に伝達され実行されている。教授会の組織上の位置付けや役割は教授会規程に定められ、権限の分散と責任の明確化が行われ、適切な教学マネジメント体制を構築している。

〈優れた点〉
○学長室をオープンにするとともに、学長への意見箱「もの申す」を教員メールボックス内に設置するなど、学長が教員一人ひとりの意見を聴き、大学の教育・研究環境の改善に取組んでいる点は評価できる。

4－2 教員の配置・職能開発等
4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
学部・学科及び研究科の教育研究上の目的を達成するため、設置基準や各種資格に係る指定規則で定められた大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。
また、教員の採用・昇任については、九州保健福祉大学教員選考基準等にのっとり審査が行われ、代議員教授会での審議を経て学長が決定するなど、適切に実施されている。中核センターを中心として各種委員会や自己点検・自己評価委員会が各部門において、授業アンケート､学生生活アンケート､事務部門アンケートや意見箱などの集計結果をもとに、教育改革の取組みのため点検・評価・検証を行っている。この結果を学内の FD 研修や、

法人設置校間の学術交流コンファレンスや「自己点検・自己評価委員会総会」において報告するなど、FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを適切に行っている。

〈優れた点〉

○学校法人順正学園設置校を対象とした「順正学園学術交流コンファレンス」は、教育部門と研究部門における取組みの成果を発表するなど、教員の教育力と研究力を高めていく実践報告の場として評価できる。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

年度始めに行われる「キックオフミーティング」は理事長出席のもと教職員全員が参加し、大学の各事務部門・部署が業務状況の昨年の結果と今年度の目標を発表することで、全学に目標の周知徹底を図り、行うべき業務内容を明確にしている。

「キックオフミーティング」を機に、PDCA サイクルを活用した職員の資質・能力向上に向けた SD 研修や教職員協働の効率化を目的とした FD・SD 合同研修会などを実施している。また、職員実績評価制度を導入し、成績優秀者を表彰するなど、大学運営に関わる職員の資質・能力の向上に取組んでいる。

〈優れた点〉

○全教職員を対象として開催される年度当初の「キックオフミーティング」は、各事務部門・部署の目標達成に向けて、個々のなすべきことを認識させている点で評価できる。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

学部及び研究科の研究領域に合致する横断的研究領域を有する QOL 研究機構に社会福祉学研究所・保健科学研究所・薬学研究所を設置している。また、がんや再生医療の研究を行うがん細胞研究所を設置するなど、特徴ある研究環境を整えている。

リサーチ・アシスタント制度を設け、大学院研究科博士課程に在籍している学生を研究補助員として活用し、研究プロジェクトの推進と若手研究者の育成を図っている。

研究を適正に行うため、関連諸規則を整え、公的研究費コンプライアンス教育等の研修会の受講を義務付け、誓約書を徴収するなど、厳格に運用している。

専任教員には各教員の研究助成として個人研究費を配分し、加えて、科学研究費助成事業の獲得に向けて申請し不採択となったものの、審査結果の通知に表記されている評価の高い研究課題に対し「研究経費助成」を実施している。

〈優れた点〉

○横断的研究機関である QOL 研究機構をもち、大学の持つリソースを有効活用し、科学研究費助成事業の獲得や共同研究、受託研究などの実績を挙げている事は評価できる。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人順正学園寄附行為」に基づき、定期的に理事会、評議員会を開催し、経営の重要事項を審議するなど､教育基本法及び学校教育法を遵守して適切な運営を行っている。法人を管理するため法人本部に総務部、学園総合企画部、IR 推進室等を置いて目的の達成のための運営体制を整え、大学には学園総長や学長に意見を述べることのできる調整機関として大学協議会を設け、建学の理念の実現に向けた将来計画や事業計画を立案して業務を遂行するなど、使命・目的を実現するための継続的な努力が行われている。

省エネルギー対策、節水対策や人権教育・指導を実施し、規則を定めてハラスメント防止・排除に努めるなど、環境や人権について適切に配慮している。年度初めのオリエンテーションや防災訓練での防災教育の実施、交通安全教育や消費生活トラブル対応等の指導など、学内外に対する危機管理の体制を整備し、適切に機能している。

〈優れた点〉

○年度当初のオリエンテーションや防災訓練の際に、南海トラフ地震を想定した地震や津波に対する防災教育を行っており、有事の際に活用できる「大地震マニュアル」を全学

生に配付し、携帯するよう指導を行っている点は評価できる。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人順正学園寄附行為」に基づき、定期的に理事会を開催し、事業計画、予算、事業報告、決算等の経営の重要事項を審議・決定するなど、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

理事会は、定例会のほか、必要に応じて臨時に開催されており、事業計画、予算、事業報告、決算、財産管理、寄附行為や重要規則の改廃、設置校の企画・運営に関する重要事項等について審議、決定するなど、その運営は適切に行われている。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会において、学長が理事として法人の意思決定に大学の状況を報告し、意見を述べている。理事会の意思決定の円滑化のための学園協議会及び理事会との意見調整のための大学協議会を設置して経営部門と教学部門の意見調整を行うなど、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携が適切に行われている。また、理事長のリーダーシップを発揮できる内部統制環境も整えられている。

理事会、評議員会、学園協議会、大学協議会等により、重要事項の審議・決定のために意見調整や連携を行うなど、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、十分に機能している。法人本部に置かれた常勤監事による監査や会計監査などの内部監査結果は適宜理事長に報告されており、監査機能は健全である。また、監事の選任、評議員の選任及び評議員会の運営は寄附行為に従い適切に行われている。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人の運営方針と各設置校の教学基本方針に基づいて、中期目標・中期計画を策定し、目標達成に向けて設置校の教育研究力等の充実と外部資金の獲得等、教育環境の活性化に努め、毎年度、事業計画を検証し、その状況に応じて予算編成を行っている。

定員未充足の状態が続いているが､現状では大学運営に必要な財務基盤を確立している。

学生確保の積極的推進と外部資金の獲得、経費節減や固定費の削減などに取組み、収支のバランスを保っている。

〈参考意見〉

○大学における事業活動収支差額は、過去 5 年間プラスであるが徐々に縮小しており、経営基盤の安定確保に向けて継続的な取組みが望まれる。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準を遵守し、法人の経理規程に従って適正に会計処理がなされている。公認会計士や税理士の助言や指導を適宜取入れ、判断が難しい事項についても適正な処理ができるよう努めている。

会計監査については、常勤監事及び監査法人がそれぞれの立場から適時に監査を行う体制が整備されている。監査法人による監査においては、期中監査・実査・期末監査が実施され、その期間中に監事との意見交換や理事長とのヒアリングが実施され、法人の現状や今後の計画等の確認が行われる等、厳正に実施されている。

また､理事会･評議員会における決算報告時には､監事による監査報告が行われている。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の最高諮問機関である中核センターの下部組織として、12 部会で構成される「自己点検・自己評価委員会」が設置され、学長の指示のもと、自己点検・評価を行い、年度ごとの事業計画の実施状況の検証や見直すべき点を抽出し、次年度の事業計画の立案を行っている。

事業計画は、学部長、学科長、研究科長に通知され、当該責任者の指示のもと、各学科等において事業計画に基づいた年度目標が設定され、理事長及び教職員全員が参加する年度当初の「キックオフミーティング」において、前年度の自己点検・評価結果と当年度の目標が学長から全教職員に通達される。このように、学長のリーダーシップのもと、年度ごとの目標設定や自己点検・評価を行う内部質保証の体制が確立されている。

〈優れた点〉

○中核センターが中心となり、教育及び研究そして大学の特徴である地域社会に貢献するための部会を構成し、FD・SD 活動とともに、その傘下に「自己点検・自己評価委員会」を設け、中期目標・中期計画をもとにした事業計画に対するアセスメントを設定し、PDCA サイクルを回す仕組みが整えられている点は評価できる。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・自己評価委員会」が企画立案し主催する「自己点検・自己評価委員会総会」において、学部・学科が取組む三つのポリシーを踏まえた中期計画に基づく各年度の取組みに関して、外部の方も交えて自己点検・自己評価の総括を行い、その結果が教職員全員に周知されている。

「IR 推進委員会」は中核センターの下部組織として、学生生活アンケートや大学施設設備、大学事務関連についての定期的な調査・分析を行い、結果は各学部学科会議で報告されるとともに、ホームページに掲載し、学生生活や学修環境の改善に努める一方、法人全体の IR 活動として IR 推進室を設置し、将来に向けて大学運営に関する戦略的なデータの収集、分析とその活用を模索している。

〈優れた点〉

○「自己点検・自己評価委員会総会」に自治体関係者などの外部委員も参加していることは自主的・自律的な自己点検・評価の取組みとして評価できる。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・自己評価委員会」が組織する 12 部会により、大学全体、学部・学科及び研究科において策定した中期計画・中期目標の取組み状況について、自己点検・評価を実施している。その結果は「自己点検・自己評価委員会総会」において発表され、学外評価者を含む評価委員が評価した上で事業計画報告書にまとめられ、教職員に配付される。これをもとに、三つのポリシーやカリキュラムの編成、あるいは学修方法の見直しが行われており、教育の改善・向上のための PDCA サイクルが確立している。

平成 24(2012)年に公益財団法人大学基準協会、平成 26(2014)年の一般社団法人薬学教育評価機構、平成 30(2018)年の全国動物保健看護系大学協会自己検証委員会及び一般社団法人リハビリテーション教育評価機構など、複数の外部機関による評価を受けて、客観的な内部質保証のための自主的・自律的な取組みを積極的に行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．公私協力体制による地域活性化への取り組み

A－1　大学が持つ人的・物的資源の活用による地域貢献

A-1-①　大学が持つ人的・物的・知的資源の地域への提供

A－2　大学が持つ教育力による地域貢献

A-2-①　地域社会のニーズに応じた教育機会の提供

【概評】

宮崎県延岡市と学校法人順正学園の公私協力方式により創設され、地域密着型の大学として積極的に延岡市と協力協定を締結し、地域活性化に取組んでいる。学長の最高諮問機関である中核センターに社会貢献部門を置き、大学が持つ人的・物的・知的資源を有効に活用することにより「定住自立圏フィールド調査」「薬草等産地確立事業」「まつりのべおか」や専門家の派遣など共同事業を行っている。特に、中山間地域を多く持つ宮崎県や延岡市での各学部・学科の専門分野を生かした経済及び健康支援事業による社会貢献は、今後の更なる成果が期待される。

「東九州メディカルバレー構想」「延岡市メディカルタウン構想」等の産学官連携の共同事業にも参加し、その貢献は高く評価されている。特に、「東九州メディカルバレー構想」は、国の総合特区に指定されており、大分県から宮崎県にまたがる東九州地域におい

て血液や血管に関する医療を中心に産学官が連携して、地域活性化と医療分野での国際貢献を推進し、成果を挙げつつある。

地域社会のニーズに応じた教育機会の提供として、「順正ジョイフルキッズクラブ事業」「のべおか子どもセンター事業」などを立上げ、子育て世代の親子に対して教育機会の提供を行うなど家庭や地域の教育力向上に努めている。また、「のべおか市民大学院」、公開講座など、各学部の特徴を生かした数多くの講座が実施され、地域密着型の大学として地域や地元の教育機関等との連携も有効に機能し、成果を挙げている。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

１．社会人教育

本学では、社会人が現在の職場で必要な能力や知識、またキャリアアップ等の要望に応えるために、通信教育（学部・大学院）や別科等、多様な教育機会の提供に努めている。

特に、視機能療法学別科では、眼科勤務ではあるが、専門職種である視能訓練士（国家資格）の資格を取得しキャリアアップを目指す人や、他職種から専門職資格を目指す人等が、e-Learning システムを活用し必要な専門科目を修め、対面授業（臨地実習含む）と融合させることで、就業と学業の両立を可能としている。本別科は平成 27(2015)年 7 月 31 日に施行された「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」(BP)に、制度創設初年度に認定されており、平成 29(2017)年度末現在、宮崎県下では本学のみの認定状況となっている。今後も通信教育や別科教育など、社会人教育の充実に貢献できるよう、取り組む考えである。【資料特-1-1】

2. 国際交流

本学は、27 の国と地域、78 の教育機関並びに 2 施設と教育交流協定を締結し、「世界に通用する視野の広い人材を育てる」という方針のもと、世界各国の教育機関や美術館等と提携して交流ネットワークを構築し、さまざまな研修プログラムを実施している。長期休暇を利用して、協定校を訪問する海外研修プログラムをはじめ、「フィンドリー大学奨学留学プログラム」、「ハワイ大学ヒロ校留学プログラム」等を提供している。

また、薬学部動物生命薬科学科の学生を対象として「フィリピン国立大学ロスバニョス校（UPLB）留学プログラム」があり、本学を卒業後に UPLB 獣医学部へ編入学し、獣医師国家試験受験資格取得を目指すことが可能となっている。この制度を利用して現在までに 2 人が日本の獣医師免許を取得している。

さらに、訪日文化研修団として米国フィンドリー大学をはじめ海外協定校から研修団を受入れ、授業見学や日本の伝統文化体験を通して学生との交流を積極的におこなっている。【資料特-2-1】

3. 宮崎県北地域の研究拠点

本学は平成 11(1999)年の開学以来、中核センターに研究推進部門を置き、現在は副学長が部門長となり、研究推進に積極的に取り組んでおり、県北地域の重要な研究拠点としての役割を果たしている。平成 16(2004)年には、「社会福祉学研究所」「保健科学研究所」「薬学研究所」の 3 つを統括し、有機的に機能させるため 3 つの研究所を QOL 研究機構に設置した。さらに、平成 27(2015)年には、「がん細胞研究所」を設置した。これらの研究所に

おいて宮崎県の企業を中心に共同研究や受託研究を積極的に受入れている。平成 29(2017)年度は、「がん細胞研究所」による戦略的創造研究推進事業（CREST）をはじめ、共同研究 1 件、受託研究・事業 14 件、研究特別寄付 15 件を獲得している。【資料特-3-1】

【エビデンス集】

【資料特-1-1】九州保健福祉大学　大学案内 2018　p. 76　別科　【資料 F-2】と同じ

【資料特-2-1】2018（平成 30 年度）学生便覧　九州保健福祉大学
p. 146-150 国際交流　【資料 F-5】と同じ

【資料特-3-1】平成 29 年度共同研究・受託研究等一覧

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　平成 11(1999)年度
所在地　宮崎県延岡市吉野町 1714-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
社会福祉学部	臨床福祉学科　スポーツ健康福祉学科　子ども保育福祉学科※
保健科学部	作業療法学科　言語聴覚療法学科　視機能療法学科※　臨床工学科
薬学部	薬学科　動物生命薬科学科
生命医科学部	生命医科学科
通信教育部社会福祉学部	臨床福祉学科（通信教育課程）
医療薬学研究科	医療薬学専攻
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻（通信教育課程）
連合社会福祉学研究科	社会福祉学専攻（通信教育課程）
保健科学研究科	保健科学専攻（通信教育課程）

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理

8 月 23 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 7 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 21 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 22 日	実地調査の実施　　10 月 23 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 24 日	10 月 24 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 13 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 18 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
平成 31(2019)年　2 月 6 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書
・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人順正学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	九州保健福祉大学　大学案内 2018 九州保健福祉大学　大学院 Graduate School 九州保健福祉大学通信教育部　2018 学部案内 九州保健福祉大学　臨床工学別科のご案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	九州保健福祉大学学則 九州保健福祉大学大学院学則 九州保健福祉大学大学院学則（通信制）規程 九州保健福祉大学通信教育部規程	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	九州保健福祉大学学生募集要項平成 30 年度 2018　平成 30 年度編入学募集要項―社会福祉学部― 2018　平成 30 年度編入学募集要項―薬学部― 2018 年度九州保健福祉大学大学院学生募集要項 2018 年度九州保健福祉大学大学院（通信制）学生募集要項 2018 年度九州保健福祉大学　学生募集要項　通信教育部 平成 30 年度九州保健福祉大学学生募集要項　別科	

【資料 F-5】	学生便覧	
	2018（平成 30 年度）学生便覧　九州保健福祉大学 2018（平成 30 年度）大学院要覧　九州保健福祉大学大学院 学習のしおり 2018(平成 30 年度)九州保健福祉大学大学院(通信制) 学習のポイント 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学大学院（通信制）連合社会福祉学研究科博士課程(後期)課程 学習のポイント 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学大学院（通信制）社会福祉学研究科修士課程 学習のポイント 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学大学院（通信制）保健科学研究科博士（前期）課程・修士課程 学習のポイント 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学大学院（通信制）保健科学研究科博士（後期）課程 学習のしおり 2018（平成 30 年度） 九州保健福祉大学通信教育部（通信制） 学習の手引き 2018（平成 30 年度） 九州保健福祉大学通信教育部（通信制）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	九州保健福祉大学アクセスマップ 九州保健福祉大学・キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人順正学園規程集（目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 30 年度学校法人順正学園 役員（理事、監事、評議員）名簿 平成 29 年度学校法人順正学園 理事会並びに評議委員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	学校法人順正学園　計算書類及び監査報告書 (平成 25 年度～平成 29 年度) 監査報告書　(平成 25 年度～平成 29 年度)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	学生便覧 シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成の方針（CP）、入学者選抜の方針（AP）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	［平成 27 年度設置］九州保健福祉大学　生命医科学部　生命医科学科【届出】設置に係る設置計画履行状況報告書（平成 30 年 5 月 1 日現在）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	「改善報告書」の提出について　（平成 27 年 7 月 27 日付）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	2018（平成 30 年度）学生便覧　九州保健福祉大学　本扉	【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-2】	2018(平成 30 年度)大学院要覧　九州保健福祉大学大学院　本扉	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	学習のしおり 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学通信教育部（通信制）　表紙裏	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	学習のしおり 2018(平成 30 年度)九州保健福祉大学大学院(通信制)　本扉	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-5】	学園訓「道」	
【資料 1-1-6】	九州保健福祉大学　大学案内 2018　表紙裏	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-7】	大学ホームページ　大学概要　建学の理念 https://www.phoenix.ac.jp/outline/junsei-idea	
【資料 1-1-8】	平成 29 年度国家試験結果	
【資料 1-1-9】	東九州メディカルバレー構想リーフレット p.2	
【資料 1-1-10】	延岡市メディカルタウン構想	
【資料 1-1-11】	九州保健福祉大学 PDCA	
【資料 1-1-12】	九州保健福祉大学　学則変更履歴	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	規程集　九州保健福祉大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-2】	規程集　九州保健福祉大学教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-3】	2018（平成 30 年度）学生便覧　九州保健福祉大学　本扉	【資料 F-5】と同じ 【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-4】	2018(平成 30 年度)大学院要覧　九州保健福祉大学大学院　本扉	【資料 F-5】と同じ 【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-5】	学習のしおり 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学通信教育部（通信制）　表紙裏	【資料 F-5】と同じ 【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-6】	学習のしおり 2018(平成 30 年度)九州保健福祉大学大学院(通信制)　本扉	【資料 F-5】と同じ 【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-7】	九州保健福祉大学　大学案内 2018　表紙裏	【資料 F-2】と同じ 【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-8】	大学ホームページ　大学概要　建学の理念 https://www.phoenix.ac.jp/outline/junsei-idea	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-2-9】	保護者のための順正学園 BOOK2017　p.26-27　教育目標	
【資料 1-2-10】	九州保健福祉大学　中期目標・中期計画報告書	
【資料 1-2-11】	平成 29 年度　自己点検・自己評価委員会総会	
【資料 1-2-12】	2018（平成 30 年度）学生便覧　九州保健福祉大学 p.1-21 卒業認定・学位授与の方針・教育課程編成の方針	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-13】	大学ホームページ　大学概要　情報公開 https://www.phoenix.ac.jp/pdf/disc-gakubu/2-3-1.pdf	
【資料 1-2-14】	九州保健福祉大学学生募集要項平成 30 年度 p.2-5	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-15】	2018（平成 30 年度）大学院要覧　九州保健福祉大学大学院 p.12-13　教育課程の概要	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-16】	2018(平成 30 年度)学生便覧　九州保健福祉大学 p.69-100　カリキュラム	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-17】	2018（平成 30 年度）学生便覧　九州保健福祉大学 p.24　九州保健福祉大学組織図	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-18】	規程集　九州保健福祉大学クオリティ　オブ　ライフ研究機構規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-19】	規程集　九州保健福祉大学クオリティ　オブ　ライフ研究機構における研究員の受け入れについての申し合わせ	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-20】	規程集　九州保健福祉大学がん細胞研究所規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-21】	平成 29 年度 SD・FD 研修	
【資料 1-2-22】	平成 29 年度自己点検・自己評価委員会総会	【資料 1-2-11】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学ホームページ　学科の 3 つのポリシー https://www.phoenix.ac.jp/section/welfare/sports https://www.phoenix.ac.jp/section/welfare/clinical/clinical-welfare https://www.phoenix.ac.jp/section/welfare/clinical/clinical-acupuncture https://www.phoenix.ac.jp/section/health-science/occupational-therapy https://www.phoenix.ac.jp/section/health-science/language-hearing https://www.phoenix.ac.jp/section/health-science/visual-performance https://www.phoenix.ac.jp/section/health-science/clinical-engineering https://www.phoenix.ac.jp/section/medicine/pharmacy https://www.phoenix.ac.jp/section/medicine/animal https://www.phoenix.ac.jp/section/life-medical https://www.phoenix.ac.jp/section/graduate/social-welfare https://www.phoenix.ac.jp/section/graduate/union-social-welfare https://www.phoenix.ac.jp/section/graduate/health-doctor https://www.phoenix.ac.jp/section/graduate/health-master https://www.phoenix.ac.jp/section/medical-pharmacy	
【資料 2-1-2】	大学ホームページ　入試情報　求める学生像 https://www.phoenix.ac.jp/entrance	
【資料 2-1-3】	九州保健福祉大学学生募集要項平成 30 年度 p.2-5 アドミッション・ポリシー	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	2018（平成 30 年度）大学院要覧　九州保健福祉大学大学院 p.12-13 教育課程の概要	【資料 F-5】と同じ 【資料 1-2-15】と同じ
【資料 2-1-5】	学習のしおり 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学大学院（通信制）p.35-38 教育方針	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-6】	大学通信教育部ホームページ　通信教育部について http://www.tsushin.phoenix.ac.jp/about/	
【資料 2-1-7】	学習のしおり 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学通信教育部（通信制）p.7-9 臨床福祉学科の概要	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-8】	規程集　九州保健福祉大学入学者選考規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-1-9】	九州保健福祉大学学生募集要項平成 30 年度 p.6-37	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	2018　平成 30 年度編入学募集要項―薬学部―p.1-4	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-11】	2018　平成 30 年度編入学募集要項―社会福祉学部―p.1-4	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-12】	2018 年度九州保健福祉大学大学院学生募集要項 p.1-2	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-13】	2018 年度九州保健福祉大学大学院（通信制）学生募集要項 P1-2,5-6,9-10,14-15	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-14】	平成 30 年度九州保健福祉大学学生募集要項　別科 p.1-6,7-13	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-15】	平成 29 年度　第 1 回　入試教授会議事録	
【資料 2-1-16】	2018 年度九州保健福祉大学　学生募集要項　通信教育部 p.4-14	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-17】	学生数	

【資料 2-1-18】	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式２	【データ編　様式 2】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	在席表示システム	
【資料 2-2-2】	オフィスアワー	
【資料 2-2-3】	規程集　九州保健福祉大学ラーニングサポートセンター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-4】	規程集　九州保健福祉大学ラーニングサポートセンター利用規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-5】	規程集　各学部・各学科進級規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-6】	規程集　九州保健福祉大学チューター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-7】	3 回連続欠席者一覧表の例	
【資料 2-2-8】	ユニバーサルパスポート説明文	
【資料 2-2-9】	規程集　九州保健福祉大学教育的補助員（ティーチング・アシスタント）採用基準	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-10】	規程集　九州保健福祉大学研究補助者（リサーチ・アシスタント）採用基準	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-11】	規程集　九州保健福祉大学教育研究補助員の採用基準	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-12】	TA の採用について・RA の採用について（稟議書）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2018（平成 30 年度）学生便覧 p.25 九州保健福祉大学学則第 1 章第 1 条第 3 項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-2】	シラバス p.111-113 インターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ（社会福祉学部の例）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-3】	2018（平成 30 年度）学生便覧　九州保健福祉大学　p.1-21 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-4】	社会福祉学部「卒業生の講演会」について	
【資料 2-3-5】	平成 29 年度順正学園就職懇談会開催について	
【資料 2-3-6】	平成 29 年度就職面談会　福岡・宮崎・本学会場開催について	
【資料 2-3-7】	平成 29 年度「薬剤師の仕事説明会」開催について	
【資料 2-3-8】	平成 29 年度九州保健福祉大学におけるハローワーク出張相談実施要項	
【資料 2-3-9】	ジョブ・カード作成アドバイザー証及びスチューデントコンサルタント認定証明書	
【資料 2-3-10】	九州保健福祉大学ガバナンス体制（組織図・構成員）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生相談のしおり	
【資料 2-4-2】	規程集　九州保健福祉大学キャンパス・ハラスメント防止対策規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-3】	ハラスメント防止ポスター	
【資料 2-4-4】	2018　学生生活の手引き（在学生用）	
【資料 2-4-5】	2018　学生生活の手引き（新入生用）	
【資料 2-4-6】	九州保健福祉大学大地震マニュアル	
【資料 2-4-7】	駐車許可証の申請、交付について	
【資料 2-4-8】	帰省先住所登録が宮崎県内の学生≒県内出身者	
【資料 2-4-9】	規程集　九州保健福祉大学奨学金規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-10】	規程集　災害等の被災者に対する特別援助内容の基準についての内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-11】	規程集　十次記念奨学生規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-12】	順正学園教育後援会奨学生規則	
【資料 2-4-13】	延岡市大学入学奨励金交付要綱	
【資料 2-4-14】	平成 30 年度部活動団体数	

【資料 2-4-15】	科目「ボランティア活動」履修登録者数	
【資料 2-4-16】	ボランティア要請一覧表	
【資料 2-4-17】	日本国際教育支援協会の学研災及び付帯賠責保険の任意加入から全員加入の変更について（稟議書）	
【資料 2-4-18】	朝食メニュー	
【資料 2-4-19】	英語村-ENGLISH VILLAGE-　（パンフレット）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	施設の建築年月日	
【資料 2-5-2】	大学校舎・敷地配置図	
【資料 2-5-3】	講義室・研究室等配置図	
【資料 2-5-4】	情報処理室	
【資料 2-5-5】	各種保守・点検業務の委託業者一覧	
【資料 2-5-6】	実習施設一覧	
【資料 2-5-7】	図書館利用状況	
【資料 2-5-8】	各施設の写真	
【資料 2-5-9】	平成 30 年度科目別受講者数（抜粋）	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生生活アンケート	
【資料 2-6-2】	事務部門アンケート	
【資料 2-6-3】	学生授業アンケート	
【資料 2-6-4】	ご意見箱（写真）	
【資料 2-6-5】	学長主催の学生との意見交換会（ランチミーティング）の開催（稟議書）	
【資料 2-6-6】	九州保健福祉大学ガバナンス体制（組織図・構成員）	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 2-6-7】	規程集　九州保健福祉大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 1-2-1】と同じ
【資料 2-6-8】	規程集　九州保健福祉大学委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-6-9】	学生相談のしおり	【資料 2-4-1】と同じ
【資料 2-6-10】	大学ホームページ　大学概要　IR 推進委員会 https://www.phoenix.ac.jp/outline/ir	
【資料 2-6-11】	学費・奨学金	
【資料 2-6-12】	学修環境の整備	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大学ホームページ 学科、研究科のポリシー(サンプル) http://www.phoenix.ac.jp/section/welfare/sports http://www.phoenix.ac.jp/section/medical-pharmacy http://www.tsushin.phoenix.ac.jp/about/	
【資料 3-1-2】	2018（平成 30 年度）学生便覧　九州保健福祉大学 p.1-21 卒業認定・学位授与の方針・教育課程編成の方針	【資料 F-5】と同じ 【資料 1-2-12】と同じ
【資料 3-1-3】	2018（平成 30 年度）大学院要覧　九州保健福祉大学大学院 p.12-13　教育課程の概要	【資料 F-5】と同じ 【資料 1-2-15】と同じ
【資料 3-1-4】	学習のしおり 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学通信教育部（通信制）p.7-9　社会福祉学部臨床福祉学科の概要	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-5】	学習のしおり 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学大学院（通信制）p.35-38　教育方針	【資料 F-5】と同じ 【資料 2-1-5】と同じ
【資料 3-1-6】	2018（平成 30 年度）学生便覧　九州保健福祉大学 p.25-56　大学学則、p.167-169　履修規程、p.176-186　進級に関する規程	【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-7】	2018（平成 30 年度）大学院要覧　九州保健福祉大学大学院 p.14-26　カリキュラム表	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-8】	学習のしおり 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学通信教育部（通信制）p.17-39　単位修得・卒業要件	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-9】	学習のしおり 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学大学院（通信制）p.39-65　単位修得・修了要件	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-10】	保護者のための順正学園 BOOK2017 p.28-31　履修・成績・卒業	
【資料 3-1-11】	保護者に対する Web 学修支援システム ID・PW の周知・利用案内	
【資料 3-1-12】	規程集　九州保健福祉大学教授会規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 1-2-2】と同じ
【資料 3-1-13】	議決の例）保健科学部教授会議事録及び資料	
【資料 3-1-14】	議決の例）通信制保健科学研究科教授会議事録及び資料	
【資料 3-1-15】	シラバス作成マニュアル等	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	九州保健福祉大学中期目標・中期計画	
【資料 3-2-2】	FD 研修会開催案内及び資料	
【資料 3-2-3】	3 つのポリシー公表冊子 2017.1	
【資料 3-2-4】	履修モデル	
【資料 3-2-5】	教育開発部門議事録及び資料	
【資料 3-2-6】	履修系統図、ナンバリング等資料	
【資料 3-2-7】	平成 30 年度大学院要覧 p.12-15 教育課程の概要	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-8】	学習のしおり 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学通信教育部（通信制）p.7-29　社会福祉学研究科概要，p.35-40　教育方針	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-9】	2018（平成 30 年度）学生便覧　九州保健福祉大学 p.107-139 資格一覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-10】	学習のしおり 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学通信教育部（通信制）p.46-79　取得できる資格	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-11】	履修系統図、ナンバリング等資料	【資料 3-2-6】と同じ
【資料 3-2-12】	2018（平成 30 年度）大学院要覧　九州保健福祉大学大学院 p.12-15 教育課程の概要	【資料 F-5】と同じ 【資料 3-2-7】と同じ
【資料 3-2-13】	学習のしおり 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学大学院（通信制）p.7-29　社会福祉学研究科概要，p.35-40 教育方針	【資料 F-5】と同じ 【資料 3-2-8】と同じ
【資料 3-2-14】	学生向け　すらら学習手順書（簡易版）	
【資料 3-2-15】	全学国語統一試験の検証資料	
【資料 3-2-16】	シラバス勉強会（ポリシーに基づいたシラバスの作成資料）	
【資料 3-2-17】	教員相互の授業参観実施の案内	
【資料 3-2-18】	授業アンケート集計結果（サンプル）	
【資料 3-2-19】	大学ホームページ　大学概要　授業アンケート集計結果報告書（検証と公表） https://www.phoenix.ac.jp/outline/enquete	
【資料 3-2-20】	履修の手引き(新入生用)	
【資料 3-2-21】	2018（平成 30 年度）学生便覧　九州保健福祉大学 p.167-169 履修規程	【F-5】と同じ
【資料 3-2-22】	GPA 値に基づく超過履修申請書	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	大学ホームページ 学科、研究科のポリシー(サンプル) http://www.phoenix.ac.jp/section/welfare/sports http://www.phoenix.ac.jp/section/medical-pharmacy http://www.tsushin.phoenix.ac.jp/about/	【資料 3-1-1】と同じ
【資料 3-3-2】	3 つのポリシー公表冊子 2017.1	【資料 3-2-3】と同じ

【資料 3-3-3】	臨床実習指導者会議資料例	
【資料 3-3-4】	外部模試利用例(国家試験対策)	
【資料 3-3-5】	実績評価制度マニュアル（教育職員用）	
【資料 3-3-6】	平成 29 年度自己点検・自己評価委員会総会	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 3-3-7】	FD 研修会概要及び活用しているルーブリック評価の例	
【資料 3-3-8】	学習のしおり 2018（平成 30 年度）九州保健福祉大学大学院（通信制） p.43　スクーリング	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-3-9】	2018（平成 30 年度）大学院要覧　九州保健福祉大学大学院 p.20　4 年間の流れ	【資料 F-5】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	規程集　九州保健福祉大学委員会規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 2-6-8】と同じ
【資料 4-1-2】	規程集　九州保健福祉大学教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-3】	意見箱「もの申す」	
【資料 4-1-4】	規程集　九州保健福祉大学学部連絡会申し合わせ	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-5】	2018（平成 30 年度）学生便覧　九州保健福祉大学 p.24　九州保健福祉大学組織図	【資料 F-5】と同じ 【資料 1-2-17】と同じ
【資料 4-1-6】	規程集　九州保健福祉大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-7】	九州保健福祉大学ガバナンス体制（組織図・構成員）	【資料 2-3-10】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	認証評価共通基礎データ様式(大学用)教員組織	【データ編　様式 1】と同じ
【資料 4-2-2】	規程集　九州保健福祉大学教員選考基準	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-3】	規程集　九州保健福祉大学教員選考基準施行細則	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-4】	規程集　九州保健福祉大学教員格付け審査基準と審査手続きに関する申し合わせ	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-5】	FD 研修会	
【資料 4-2-6】	学部 FD 研修会　開催のお知らせ	
【資料 4-2-7】	授業アンケート結果　報告書	
【資料 4-2-8】	通信教育部授業アンケート	
【資料 4-2-9】	学長主催の学生との意見交換会（ランチミーティング）の開催（稟議書）	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 4-2-10】	ご意見箱（写真）	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 4-2-11】	九州保健福祉大学 PDCA	【資料 1-1-11】と同じ
【資料 4-2-12】	平成 29 年度自己点検・自己評価委員会総会	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 4-2-13】	第 14 回順正学園学術交流コンファレンス	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	キックオフミーティング式次第	
【資料 4-3-2】	実績評価目標設定シート及び資料	
【資料 4-3-3】	第 19 回日本私立大学協会九州支部中堅職員研修会開催要領	
【資料 4-3-4】	平成 29 年度 SD 研修	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	規程集　九州保健福祉大学クオリテイ オブ ライフ研究機構規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 1-2-18】と同じ
【資料 4-4-2】	規程集　九州保健福祉大学がん細胞研究所規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 1-2-20】と同じ

【資料 4-4-3】	九州保健福祉大学リポジトリ https://phoenix.repo.nii.ac.jp/	
【資料 4-4-4】	規程集　九州保健福祉大学研究補助者（リサーチ・アシスタント） 採用基準	【資料 F-9】と同じ 【資料 2-2-10】と同じ
【資料 4-4-5】	規程集　九州保健福祉大学における公的研究費の取扱いに関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-6】	規程集　九州保健福祉大学公的研究費に関するコンプライアンス規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-7】	九州保健福祉大学における行動規範	
【資料 4-4-8】	九州保健福祉大学における公的研究費の不正使用防止への取組 https://www.phoenix.ac.jp/outline/prevention-01#cont-main	
【資料 4-4-9】	大学ホームページ　研究活動における不正行為への対応に関する取り組み https://www.phoenix.ac.jp/outline/prevention-02#cont-main	
【資料 4-4-10】	規程集　九州保健福祉大学公的研究費における不正使用の通報窓口に関する規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-11】	規程集　九州保健福祉大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-12】	誓約書	
【資料 4-4-13】	規程集　九州保健福祉大学倫理委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-14】	規程集　九州保健福祉大学動物実験に関する規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-15】	規程集　九州保健福祉大学遺伝子・核酸組換え実験安全管理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-16】	平成 29 年度個人研究費について	
【資料 4-4-17】	平成 30 年度九州保健福祉大学研究経費助成の募集について	
【資料 4-4-18】	平成 30 年度九州保健福祉大学地域創生事業経費助成の募集について	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人順正学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	規程集 学校法人順正学園協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-3】	順正学園組織図	
【資料 5-1-4】	九州保健福祉大学ガバナンス体制	
【資料 5-1-5】	省エネリポート	
【資料 5-1-6】	学内掲示（空調稼働案内）	
【資料 5-1-7】	学内掲示（空調消し忘れ防止案内）	
【資料 5-1-8】	九州保健福祉大学ガバナンス体制（組織図・構成員）	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 5-1-9】	人権教育に関する授業(シラバス)	【資料 F-12】と同じ
【資料 5-1-10】	ハラスメント防止ポスター	【資料 2-4-3】と同じ
【資料 5-1-11】	規程集 学校法人順正学園ハラスメント防止に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-12】	規程集 九州保健福祉大学キャンパス・ハラスメント防止対策規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 2-4-2】と同じ
【資料 5-1-13】	2018(平成 30 年度)学生便覧　九州保健福祉大学 p.156　AED 配置図	【資料 F-5】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	理事、監事、評議員の名簿	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	理事会、評議員会の開催状況	【資料 F-10】と同じ

【資料 5-3-2】	規程集 学校法人順正学園協議会規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 5-1-2】と同じ
【資料 5-3-3】	規程集 九州保健福祉大学大学協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-4】	理事会、評議員会の開催状況	【資料 F-10】と同じ 【資料 5-3-1】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	平成 30 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-2】	平成 29 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-4-3】	平成 29 年度計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-4】	要積立額に対する金融資産の状況	【データ編 表 5-8】と同じ
【資料 5-4-5】	平成 29 年度計算書類	【資料 F-11】と同じ 【資料 5-4-3】と同じ
【資料 5-4-6】	平成 29 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ 【資料 5-4-2】と同じ
【資料 5-4-7】	平成 30 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ 【資料 5-4-1】と同じ
【資料 5-4-8】	平成 29 年度版「今日の私学財政」5 ヵ年連続財務比率表	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	規程集 学校法人順正学園経理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-2】	規程集 学校法人順正学園経理規程施行細則	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-3】	平成 30 年度私立大学等経常費補助金説明会について（ご案内）	
【資料 5-5-4】	規程集 学校法人順正学園経理規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 5-5-1】と同じ
【資料 5-5-5】	規程集 学校法人順正学園経理規程施行細則	【資料 F-9】と同じ 【資料 5-5-2】と同じ
【資料 5-5-6】	学校法人順正学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ 【資料 5-1-1】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	規程集　九州保健福祉大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 1-2-1】と同じ
【資料 6-1-2】	規程集　九州保健福祉大学自己点検・自己評価委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-3】	九州保健福祉大学ガバナンス体制（組織図・構成員）	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 6-1-4】	平成 29 年度自己点検・自己評価委員会総会	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 6-1-5】	PDCA サイクル図	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	平成 29 年度自己点検・自己評価委員会総会	【資料 6-1-4】と同じ
【資料 6-2-2】	平成 30 年度キックオフミーティング	
【資料 6-2-3】	規程集　九州保健福祉大学委員会規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 2-6-8】と同じ
【資料 6-2-4】	大学ホームページ　IR 推進委員会 https://www.phoenix.ac.jp/outline/ir	
【資料 6-2-5】	順正学園組織図	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 6-2-6】	規程集　学校法人順正学園 IR 推進室規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-2-7】	規程集　九州保健福祉大学委員会規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 6-2-3】と同じ
【資料 6-2-8】	大学ホームページ　IR 推進委員会 https://www.phoenix.ac.jp/outline/ir	【資料 6-2-4】と同じ
【資料 6-2-9】	順正学園組織図	【資料 6-2-5】と同じ

【資料 6-2-10】	規程集　学校法人順正学園 IR 推進室規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 6-2-6】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	学生授業アンケート	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 6-3-2】	学生生活アンケート	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 6-3-3】	事務部門アンケート	【資料 2-6-2】と同じ

基準 A. 公私協力体制による地域活性化への取り組み

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持つ人的・物的資源の活用による地域貢献		
【資料 A-1-1】	業務委託契約書	
【資料 A-1-2】	平成 29 年度定住自立圏フィールド事業報告書	
【資料 A-1-3】	薬用作物等に関する連携協定書	
【資料 A-1-4】	総合特別区域法認定証	
【資料 A-1-5】	平成 24 年度課題解決型医療機器等開発事業（東九州メディカルバレー総合特区「気道内圧に同期した自動痰除去システムの開発」）に関する委託契約書	
【資料 A-1-6】	平成 26 年度医工連携事業化推進事業（東九州メディカルバレー総合特区「気道内圧に同期した自動痰除去システムの開発」）に関する委託契約書	
【資料 A-1-7】	委託契約書	
【資料 A-1-8】	宮崎県北部医療関連産業振興等協議会資料	
【資料 A-1-9】	九州保健福祉大学と連携して取り組んでいる事業	
【資料 A-1-10】	平成 29 年度延岡市からの要請による非常勤専門職・委員一覧	
【資料 A-1-11】	発達支援システム構築委託契約書	
【資料 A-1-12】	まつりのべおか資料	
A-2. 大学が持つ教育力による地域貢献		
【資料 A-2-1】	平成 30 年度順正ジョイフルキッズクラブ(JKC)実施計画	
【資料 A-2-2】	順正デリシャスフードキッズクラブ　順正ジョイフルキッズクラブ活動状況報告書	
【資料 A-2-3】	延岡市ひとり親家庭等学習支援等事業委託契約書	
【資料 A-2-4】	「のべおか子どもセンター」運営委員の委嘱について(依頼)	
【資料 A-2-5】	平成 29 年度見学会担当者実績	
【資料 A-2-6】	平成 29 年度小学生及び小学校保護者施設見学一覧	
【資料 A-2-7】	平成 30 年度「のべおか市民大学院・公開講座」年間日程	
【資料 A-2-8】	平成 30 年度「公開講座」年間日程	

8 京都美術工芸大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、美術工芸に係る教育・研究により、我が国の伝統の継承と文化の創造を担う専門職業人を育成して、国家・社会の発展に貢献することなどと、簡潔に文章化されている。また、専門職業人育成のために「社会人基礎力」「学士力」及び「職業実践力」の三つの力を育成することが、学生便覧やホームページなどを通して、大学の個性・特色として明示されている。

使命・目的及び教育目的は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させるとともに、役員、教職員で共有化が図られている。

「基準２．学生」について

学生の受入れは、教育目的を踏まえて、アドミッション・ポリシーが設定され、各種の特色ある入学者選抜が行われている。美術工芸学科では入学定員を充足していないが、大学全体として概ね収容定員を確保している。学修支援は、大学の指導方針に従い、教職協働により全学生との面談を実施し、必要な支援に努めている。キャリア支援は、初年次から一貫して、キャリアサポートセンターを中心に、キャリア開発や資格取得について、各種の支援プログラムが企画・運営されている。学生サービスに関する諸問題については、教学委員会学生部会が対応して、大学独自の経済的支援をはじめ各種の学生支援が実施されている。校地・校舎は、二つのキャンパスに分かれているが、通常授業の多くが行われる東山キャンパスでは、授業形態や受講学生数に応じて、適切なクラスサイズで授業運営がなされるように講義室・演習室等が整備されている。学修支援や授業改善に関する学生の意見や要望は、全学生を対象とした学生面談や授業アンケートなどで把握して、次年度に向けた教育内容の改善に活用されている。

〇専門職業人の養成という教育目的に沿って、きめ細かいキャリア支援が体系的に行われており、在学中の二級建築士資格の取得などに成果を挙げている点は評価できる。

〇閉校となった由緒ある小学校施設をリノベーションした東山キャンパスは、地域環境との調和に優れ、また、常時質の高い作品群を間近に鑑賞できるギャラリーや能動的学修スペースを複数有しており、美術工芸分野と建築分野の学修環境として優れている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的にのっとり、大学全体でディプロマ・ポリシーを定め、これを踏まえて単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を明示している。教育課程はカリキュラム・ポリシーを踏まえて教養教育、専門教育及びその他の科目を、職業実践的な内容を盛込んで体系的に編成し、講義、演習、実習等の授業形態を組合せて実施している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の仕組みが、GPA(Grade Point Average)を活用した学生の学修意欲の把握、シラバスの検証、授業アンケートの集計結果の教員へのフィードバックなどの方法によって、整備を進められている。また、卒業生を介した企業へのヒアリングを実施し、教育内容・方法の改善に役立てている。

「基準４．教員・職員」について

学長を中心とした教学マネジメントの確立のため、大学の諸規則等は概ね整備されているが、学長が定めて教授会の意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項については、内部規則が未整備である。学長を補佐する体制は、大学管理運営関係を担当する副学長及び教育研究関係を担当する副学長を配置して、学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制を確立しており、教学マネジメントは機能している。教員の採用・昇任については、採用・昇任に関する方針及び規則等が整備されている。教育内容・方法等の改善・開発のため、FD(Faculty Development)推進委員会等が機能しているほか、教員評価が丁寧に行われている。教職員の資質・能力向上を目指して、SD(Staff Development)・FD 合同研修会の開催や外部研修への参加が行われている。研究支援については、大学の「個人研究費規程」に基づいて実施され、また、外部資金については「公的研究の運営・管理規程」等の規則を整備して、適切な管理運営に努めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為を中心に、経営に必要な規則等が整備されている。大学は「大学運営会議」が毎年度策定し、理事会の承認を得た「大学運営方針」に基づき運営されている。理事会は寄附行為に基づき運営され、理事の出席状況は良好である。常任理事会が設けられ、日々の経営問題について適切に意思決定が行われている。理事の選任は寄附行為に基づき行われ、理事会の決定事項は、議事録を監事や法人役職者に回覧することで、法人全体として共有化に努めている。法人と大学との意思疎通及び連携は、常任理事会等を通じて円滑である。

大学単独の財務状態については、基本金組入前当年度収支差額において支出超過が続いているが、近年は改善傾向にある。法人全体について、内部留保資産比率は近年において全国平均を下回ってはいるが、基本金組入前当年度収支差額において過去 5 か年収入超過が続いており、借入金もないことから財務状態は健全である。会計処理は学校法人会計基準に基づき、「経理規程」等を定めて行われており、監査結果も適正である。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための恒常的な組織とその責任を担保する仕組みは、「自己点検・評価委員会」を中心に概ね整備され、法人、教授会、大学運営会議、各種委員会、更には事務セン

ターなどの間で相互に連携が図られている。内部質保証のための自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会規程」及び「自己点検・評価実施要項」に基づき、大学設置後、自主的・自律的に毎年実施され、自己点検・評価報告書を公表するとともに、大学内で共有化に努めている。

総じて、大学の教育は、その使命・目的及び教育目的に沿い、三つのポリシーに基づき、専門職業人の育成に向けて、教育内容や教育方法において、さまざまな創意工夫を展開して、成果を挙げつつある。キャリア支援の態勢は手厚い。経営・管理は適切に行われ、法人と大学との意思疎通と連携は保たれ、一体となって運営されている。財務では収支の健全化に努めている。自己点検・評価を軸とする内部質保証のための組織と責任体制は、概ね整えられている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献／地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 在学中の建築士等資格取得
2. 清水寺作品展

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、美術工芸に係る教育・研究により、我が国の伝統の継承と文化の創造を担う専門職業人を育成して、国家・社会の発展に貢献することなどと、簡潔に文章化されている。また、専門職業人育成のために「社会人基礎力」「学士力」及び「職業実践力」の三つの力を育成することが、学生便覧やホームページ等を通して、大学の個性・特色として明示されている。学則上、学科ごとに教育目的を定めていない点につ

いて課題があるものの、教育目的をもととした年度の教育計画を設定し、変化に対応して、教育目的等の見直しを進めているところから、今後に期待できる。

〈参考意見〉
○学科ごとに人材養成に関する目的やその他の教育上の目的を学則などに定めることが望まれる。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的は、役員には理事会、評議員会等における教育事業の説明において、教員には教授会等で、職員には朝礼等において、それぞれ共有化を図り支持と理解が得られるように努めている。学生に対しては、学生便覧や式典における理事長及び学長の挨拶等で、学外に対してはホームページ等で周知を図っている。大学の使命や教育目的を反映させた中長期計画が作成されていないことには課題はあるが、大学運営会議において学部や大学院の新設、教職課程の設置について検討している。
使命・目的等は三つのポリシーにも反映させており、教育研究組織についても、教育目的に照らして適正に組織されている。

〈参考意見〉
○大学の使命や教育目的を反映させた中長期計画を作成することが望まれる。

基準２．学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1　学生の受入れ
2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、工芸学部としてのアドミッション・ポリシーは設定されており、「入学試験要項&入試ガイド」やホームページにおいて周知されている。入試委員会のもとで各種の特色ある入学者の選抜が行われており、一般入試問題の作成や管理についても、入試委員会の下部組織である入試問題作成部会の専任教員によって組織的に行われている。

入学定員及び収容定員に沿って概ね適切な学生の受入れ数を確保してきている。美術工芸学科においては、平成 30(2018)年度は入学辞退者数が多かったこともあり、入学定員を充足していないが、辞退者数低減のための改善を図りつつある。

〈参考意見〉

○伝統工芸学科を美術工芸学科と建築学科の 2 学科に改組し、定員増を行ったが、美術工芸学科の平成 30(2018)年度の入学定員充足率は 0.5 倍未満であったため、今後入学定員充足のための方策を展開することを期待したい。

○工芸学部は、美術工芸学科と建築学科の二つの学科を有しており、教育内容も異なることから、学科ごとのアドミッション・ポリシーの策定が望まれる。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教学委員会や FD 推進委員会による学生支援・指導方針に従い教職協働により、ガイダンス・履修指導・学生面談を行うなどの学修支援に努めている。オフィスアワーを設けており、また、各学年次のコース・分野ごとに担任や副担任を置き学生との面談指導記録を作成して教職員間で情報共有を図るなど、クラスアドバイザー制度を設けて学修支援に当たっている。個々の学生の学修実態把握や休学や退学防止について教職員が連携して取組んでいる。また、コンピュータ系授業を補佐するため、4 年生を SA(Student Assistant)として採用している。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアサポートセンターが学生のキャリア支援の窓口となって、インターンシップを含めた「キャリア開発プログラム」を企画運営し、初年次から一貫した支援を行っている。資格取得に関しては「キャリアサポートプログラム」を設け、学生の資格取得を支援している。教育課程として、キャリア形成科目によるキャリア教育を展開し、入学時から職業観や勤労観を培い、卒業後に社会人として自立できる資質・能力を形成するための支援体制を整備している。

系列校である京都建築大学校の建築科二部での単位取得（W スクール講座）によって、在学中に二級建築士試験の受験資格の取得を可能にするなど、同一法人内の教育機関と連携したキャリア支援体制を整備している。

〈優れた点〉

○専門職業人の養成という教育目的に沿って、きめ細かいキャリア支援が体系的に行われており、在学中の二級建築士資格の取得などに成果を挙げている点は評価できる。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

教学委員会のもとに、学生の厚生補導に関する基本事項及び学生生活の諸問題に関する事項を審議するための教学委員会学生部会を設けている。事務組織としては大学事務センターにおいて各種の学生支援の対応をしている。

学生に対する大学独自の経済的支援として、各種の奨学金制度を設けている。「キャリアサポート建築士支援奨学金」については、授業料免除の採用実績が数多くある。

学生の課外活動として、サークルやクラブ、学生自治会、学園祭実行委員会等があり、各種の活動支援を行っている。

校内に医務室を置き、非常勤の看護師及びカウンセラーが医務に関わる業務や相談業務を担っている。

〈参考意見〉

○今後、在籍学生数の増加が見込まれることから、学生の健康管理や心的支援に関わる人員配置の見直し、医務室や相談室の拡充など、支援体制の充実が望まれる。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎は、京都市中心地に近い東山キャンパスと、京都府南丹市に位置する園部キャンパスの二つに分かれており、通常授業の多くが行われる東山キャンパスでは、授業形態や受講学生数に応じて、適切なクラスサイズで授業運営がなされるように講義室や演習室及び実習室が整備されている。園部キャンパスは夏期休暇中の二級建築士対策講座や園部演習林保全の社会活動等で利用されている。今後、在籍学生数の増加が見込まれることから、通常授業での園部キャンパスの活用が検討されており、また、東山キャンパスの増床を伴う一部建て替えが計画されている。東山キャンパスの北館・東館は昭和 38(1963)年竣工の小学校校舎を改築した校舎であるが、平成 29(2017)年に耐震補強対策が講じられている。

図書貸出サービスについては、東山キャンパスの図書室（分館）の利用に加えて、園部キャンパス図書館本館の蔵書の取寄せ貸出しにも対応している。

〈優れた点〉

○閉校となった由緒ある小学校施設をリノベーションした東山キャンパスは、地域環境との調和に優れ、また、常時質の高い作品群を間近に鑑賞できるギャラリーや能動的学修スペースを複数有しており、美術工芸分野と建築分野の学修環境として優れている点は評価できる。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援や授業改善に関する学生の意見や要望については、全学生を対象とした学生面談や学生授業アンケートなどで把握している。年 2 回実施している学生授業アンケートの結果はグラフ化して学内に掲示している。また、アンケート結果を踏まえた「授業評価に対する教員回答報告書」を作成し、次年度に向けた教育内容の改善に役立てている。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活及び大学の施設設備面への要望等の把握については、学生面談を通して把握することを可能にしている。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的にのっとり、大学全体でディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧、大学案内、ホームページ等で周知している。これを踏まえ単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を策定し厳正に適用しており、学生には入学時のガイダンスにおいて具体的な履修モデルの説明を通して周知している。また、個別の学修状況を確認する資料として GPA を活用して学生の学修意欲を把握し、教職員協働のきめ細かな学年面談を通じて指導している。

〈参考意見〉

○工芸学部は、美術工芸学科と建築学科の二つの学科を有しており教育内容も異なることから、学科ごとのディプロマ・ポリシーの策定が望まれる。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、カリキュラム・ポリシーが策定されており、一貫性も確保されている。また、学生便覧、大学案内、ホームページ等で周知している。教育課程はカリキュラム・ポリシーを踏まえて教養教育、専門教育及びその他の科目を職業実践的な内容を盛込んで体系的に編成し、講義、演習、実習等の授業形態を組合せ

て実施している。また、学生に対しては履修モデルを示してカリキュラム・ポリシーの周知に努めている。

授業方法の工夫として、美術工芸学科では閉校した由緒ある小学校の教室を制作室に転用し、学年を追うごとに教員一人につき数人の学生を指導する少人数教育が実践されている。建築学科においても鴨川沿いの新校舎をギャラリーとしても活用し、課題ごとに全学生の作品を廊下展示するなど、ものづくりの環境を整えている。

〈参考意見〉

○1 年間の履修登録単位数の上限を 50 単位以下と設定しているが、履修登録できる単位数の上限の見直しが望まれる。

○工芸学部は、美術工芸学科と建築学科の二つの学科を有しており教育内容も異なることから、学科ごとのカリキュラム・ポリシーの策定が望まれる。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部全体の三つのポリシーのうちアドミッション・ポリシーについては入試区分ごとに GPA 等の学修成果を把握する一方で、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーをベースとして組み立てられた履修モデルをもとにシラバスを作成しつつ、シラバスを検証する体制の整備に努めている。

また、授業アンケートの集計結果を担当教員へフィードバックして学修指導の改善策を求めると同時に、三つのポリシーを総合的に点検・評価するために卒業生を介した企業へのヒアリングを実施し、教育内容・方法の改善に役立てている。

基準４．教員・職員

【評価】

基準 4 を概ね満たしている。

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

改正学校教育法の趣旨である学長を中心とした教学マネジメントの確立のため、大学の諸規則等は概ね整備されている。「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」が未整備であり改善を求められるが、学長を補佐する体制は大学管理運営関係を担当する副学長及び教育研究関係を担当する副学長 2 人が配置されており、学長の適切なリーダーシップを発揮する体制は確立されている。

学長、大学運営会議及び教授会において、それぞれの職務及び責任が明確であり、教学マネジメントは機能している。また、教学マネジメントを支える職員も適切に配置されている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条 2 項三に定められている「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」を整備するよう改善を要する。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任に関する方針及び規則等は整備されている。平成 30(2018)年度の収容定員が 400 人から平成 33(2021)年度までに 1,020 人に増加する認可を受け、学年進行に伴い、設置基準上必要な専任教員数が増加することに対応し、1 年前倒しで教員の補充を図っている。

FD などの教育内容・方法等の改善・開発については、学生による授業評価を活用しながら「FD 推進委員会」及び「自己点検・評価委員会」が合同で実施し、教員評価を丁寧に行い、教育内容・方法等の改善に努めている。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の能力開発について、学内においては「大学改革が求められる背景について」「教職協働の推進について等」「高大連携、認証評価について等」のテーマに基づいて SD・FD 合同研修会を行っている。

また、学内主要会議及び委員会において職員が積極的に参画するなど、教職協働を基本とした教職員の資質・能力向上を目指しており、能力開発計画及び規則の見直しに加えて外部研修の機会を増やすなど、更なる能力開発の充実を図っている。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、教員ごとの研究スペースがあり、図書館における研究関連資料も整えられている。個人研究については個人研究計画書において申請を行い、「個人研究費規程」に基づいて決定、配分されている。研究活動のための外部資金については科学研究費助成事業の実績や、一般財団法人デジタル文化創出機構からの受託研究がある。

公的研究費の管理については「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」を踏まえてコンプライアンス推進責任者を置き、内部監査も適宜行われている。また、「公的研究の運営・管理規程」等の規則も整備されており、厳正に運用されている。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持
5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為を中心に、経営に必要な規則等も整備されており、規律ある経営に努めている。大学は大学運営会議が毎年度策定し、理事会の承認を得ている「大学運営方針」に基づき運営することで、使命・目的の実現に向けて努力している。教育情報の公表項目及び財務情報についてはホームページで公開されている。

公益通報、ハラスメント、危機管理などに関する規則も整備されている。また、平成29(2017)年度に園部キャンパスから現在の東山キャンパスに大学が移転後、早急に準備を整え防災訓練を実施した。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為に基づき適切に運営され、理事の出席状況に問題はない。日々の学内の経営問題については常任理事会が適切に意思決定を行っている。また、法人の決定事項を遅滞なく伝達する体制として、園部キャンパス及び東山キャンパスにおいて、それぞれ調整会議を月 3 回開催している。

理事の選任は寄附行為に基づき適切に行われており、理事会の決定事項は、その議事録が監事をはじめ法人役職者に回覧され、また、調整会議を通して、法人全体として共有化に努めている。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

常任理事会及び大学運営会議が設置され、それぞれの構成員が重複しているため、法人と大学との円滑な意思疎通及び連携は機能している。理事長のリーダーシップを発揮するため、法人事務局と大学事務局との連携、日程調整、報告のみならず教職員からの提案のくみ上げも調整会議を通して行っている。また、教員に対し理事長などにより「教員個別面談」を年 2 回行い、事務職員には法人事務局長などにより「個別面談」を適時実施している。

大学から独立した内部監査室があり、定期的に監査を実施している。監事も寄附行為に基づき選任されている。評議員の選任も同様であり、評議員会の運営も寄附行為に基づき適切に運営されている。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

大学単独の財務状態については、改組後完成年度を 4 年後とした状態であり、基本金組入前当年度収支差額において支出超過が続いているが、近年は改善傾向にある。中長期財務計画は平成 38(2026)年度を最終年度とする計画が組まれており、定員増を行ったことによる収支改善が見込まれている。

法人全体について、内部留保資産比率は平成 29(2017)年度において全国平均を下回ってはいるが、法人全体では基本金組入前当年度収支差額において過去 5 か年間収入超過が続いており、借入金もないことから財務状態は健全であるといえる。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準に基づき、「経理規程」「経理規程施行細則」等を定め適正に実施されている。また、日々の会計処理においては、常に担当部課全体で情報を共有し、適宜監査法人や税理士法人に相談するなど、適正な会計処理を行っている。

監査法人の監査は年間 15 回実施している。監事の財務監査についても適正に行われており、公認会計士及び内部監査室と情報共有するなどの監査機能の向上を図っている。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための恒常的な組織は、自己点検・評価委員会を中心に整備され、法人、教授会、大学運営会議、各種委員会、更には事務センターなどと相互に連携が図られる仕組みとなっている。自己点検・評価委員会は、学長を責任者に、学部長と学科長を副委員長にして、副学長、図書館長、事務局長などで構成するほか、教学委員会及びキャリアセンター長も加えて、内部質保証の責任を担保する体制の確立に努めている。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会規程」及び「自己点検・評価実施要項」に基づき、平成 26(2014)年度から自主的・自律的に毎年実施され、自己点検・評価報告書をホームページ上で公表するとともに、教授会等で報告するなど教職員間の共有化に努めている。同報告書は、専務理事が責任者となる IR 機能を担当する法人事務局によって収集・分析された調査・データや自己点検・評価委員会が収集したエビデンスを活用して、部門ごとの委員会で作成された後に、自己点検・評価委員会で全体を取りまとめて作成されている。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーを起点とした内部質保証に向けて、各年度の事業計画と達成状況を、自己点検・評価などの検証結果や学生からの改善要望、各アンケート等を踏まえて、学生募集、取得可能な資格や授業の充実、就職・進学、収容定員増に対応した施設の充実などの教学に関わる事項について、理事会に必要な提案を行うなど、教育の改善・向上を図るように努めている。さらに、設置計画履行状況等調査の結果も活用して、「定年規程」を見直すなど教員組織編制の構想を検討して、大学運営の改善・向上に役立てており、全体として概ね PDCA サイクルの仕組みが働いている。また、全教職員を対象とした研修会を通じて、学内で PDCA サイクルの共通理解が得られるように努めている。

〈参考意見〉

○三つのポリシーを起点とする内部質保証のため、学修成果を評価する方針（アセスメント・ポリシー）を定めることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献／地域貢献

A－1　大学が有する物的・人的資源による地域社会への貢献

A-1-①　工芸・デザイン領域の振興

A-1-②　文化財の保存・活用による社会／地域貢献

A-2-③　建築デザイン・伝統建築領域の産業振興

A-2-④　地域社会への貢献と連携

【概評】

歴史と伝統に育まれた京都東山の地の利を生かし、物的・人的資源による地域社会への貢献を実践している。当該キャンパスは、鴨川沿いのギャラリーを兼ねる新校舎と、明治2(1869)年設立の日本初の小学校を保存改修した旧校舎で構成され、この新旧校舎で囲まれた、地域住民の愛着心が非常に強い中庭を積極的に地域に開放し、地域でのプロジェクトやイベントに貢献している。

工芸・デザイン領域の振興に関して、学生が各種の産業連携プロジェクトに参加することにより、さまざまな社会貢献をしている。文化財の保存・活用に関しては、美術工芸学科文化財情報コースの演習授業の一環として、学生が仏像の現状調査と保存修理を行うほか、さまざまな面で文化遺産の継承や地域の文化発信に貢献している。

建築デザイン・伝統建築領域の学生についても、ものづくりやデザイン、文化財を学ぶとともに、フィールドワークを通じて、即戦力となって伝統建築領域の産業振興に寄与する人材が輩出している。

大学による地域の文化行政、文化イベントへの積極的な協賛・協力は、社会への貢献と地域の活性化に寄与するとともに、生きた学生教育の一環でもある。また、伝統産業の後継者育成に貢献しており、大学の教育目的にも合致した取組みとして、今後も更なる貢献が期待される。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

1. 在学中の建築士等資格取得

本学は、就職支援（キャリアサポート）の一環として、在学中に国家資格である二級建築士ならびに木造建築士の資格取得をサポートしている。一般的には、これら建築士の受験は、建築系の大学あるいは専門学校において卒業（国土交通省の定める科目を履修）することにより可能となる。本学は、グループ校の「京都建築大学校」の二部（夜間）を併修することにより、在学中の3年次において二級建築士ならびに木造建築士の受験を可能

にしている。

二級建築士合格者は、平成 27 年度 5 名、28 年度 8 名、平成 29 年度 18 名と経年的に増加している。また木造建築士は、平成 29 年度からサポートを開始し 11 名の合格者を輩出している。さらに、建築士の資格と関係の深いインテリアプランナーも平成 29 年度からサポートを開始し 1 名の合格者を得た。これらの資格取得に必要な学費は、奨学金として支給しており、就職活動の支援として機能している。

2. 清水寺作品展

清水寺に室町期から伝わる大黒天像「出世大黒」の修復をグループ校である京都伝統工芸大学校が行ったことがきっかけとなり、修復記念日「大黒天の日」である 5 月 6 日に合わせて清水寺経堂での学生作品展開催という特別なお計らいをいただき、今年第 10 回目を迎えた。本学も 2 年前から協賛しており、卒業制作等の出展を行っている。歴史遺産を舞台にした作品展は学生たちの刺激となっている。平成 30 年の開催は 4 月 28 日（土）から 5 月 5 日（土）。来場者は、延べ 10,000 人を超えた。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 24(2012)年度
所在地　　京都府京都市東山区川端通七条上ル

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工芸学部	美術工芸学科　建築学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 24 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 5 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 19 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 15 日	実地調査の実施　　10 月 16 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 17 日	10 月 17 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 12 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 19 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
平成 31(2019)年 2 月 1 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書
・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人二本松学院寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	KYOBI 京都美術工芸大学	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	京都美術工芸大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	入学試験要項&入試ガイド、インターネット出願ガイド	
【資料 F-5】	学生便覧	
	Student Handbook 2018 学生便覧/履修の手引き	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	KYOBI 京都美術工芸大学（p103～104、p83～86） 大学ホームページ http://www.kyobi.ac.jp	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人二本松学院京都美術工芸大学例規集（第 6 版）目次	

【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 29 年度理事、監事、評議員名簿 平成 29 年度理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算等の計算書類（過去 5 年間） 監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	Student Handbook 2018 シラバス Student Handbook 2018 学生便覧/履修の手引	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	大学ホームページ http://www.kyobi.ac.jp KYOBI 京都美術工芸大学（p95） Student Handbook 2018 学生便覧/履修の手引き（p19～20）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人二本松学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	京都美術工芸大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	Student Handbook 2018 学生便覧/履修の手引き p19-20	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	大学ホームページ http//:www.kyobi.ac.jp	【資料 F-8】と同じ
【資料 1-1-5-1】	京都美術工芸大学運営会議規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-1-5-2】	京都美術工芸大学自己点検評価委員会規程	
【資料 1-1-6】	KYOBI 京都美術工芸大学 p95	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	京都美術工芸大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	Student Handbook 2018 学生便覧/履修の手引き p19-21	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	大学ホームページ http://www.kyobi.ac.jp	【資料 F-8】と同じ
【資料 1-2-4-1】	京都美術工芸大学運営会議規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-4-2】	京都美術工芸大学教授会規程	
【資料 1-2-4-3】	京都美術工芸大学自己点検評価委員会規程	
【資料 1-2-4-4】	京都美術工芸大学研究推進委員会規程	
【資料 1-2-4-5】	京都美術工芸大学教学委員会規程	
【資料 1-2-4-6】	京都美術工芸大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 1-2-5】	平成 29 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 1-2-6】	Student Handbook 2018 シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-7】	KYOBI 京都美術工芸大学	【資料 F-2】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学ホームページ http://www.kyobi.ac.jp	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-1-2】	入学試験要項&入試ガイド	【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-3】	KYOBI 京都美術工芸大学 p95～98	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-4-1】	京都美術工芸大学入試委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-1-4-2】	京都美術工芸大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-5】	本学と同分野を有する近隣大学への志願動向（平成 28 年度入試結果）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	大学ホームページ http://www.kyobi.ac.jp	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-2-2-1】	京都美術工芸大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-2-2】	京都美術工芸大学教学委員会規程	
【資料 2-2-3】	Student Handbook 2018 学生便覧/履修の手引き p74～77	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-4】	平成 30 年度時間割	
【資料 2-2-5】	京都美術工芸大学平成 30 年度新入生ガイダンス日程表	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1-1】	京都美術工芸大学キャリアサポートセンター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-3-1-2】	京都美術工芸大学無料職業紹介業務運営規程	
【資料 2-3-2】	Student Handbook 2018 学生便覧/履修の手引き p51～56	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-3】	京都府と京都美術工芸大学との就職支援に関する協定書	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	京都美術工芸大学教学委員会規程学	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-2】	Student Handbook 2018 学生便覧/履修の手引き p28～48	
【資料 2-4-3】	KYOBI 京都美術工芸大学 p89～94	
【資料 2-4-4】	入学試験要項＆入試ガイド p23～24	
【資料 2-4-5】	防災・安全・衛生対策マニュアル	
【資料 2-4-6】	STOP CAMPUS HARASSMENT	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	大学ホームページ http://www.kyobi.ac.jp	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-2】	KYOBI 京都美術工芸大学 p83～86	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-3】	Student Handbook 2018 学生便覧/履修の手引き p38～40	【資料 F-5】と同じ
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	京都美術工芸大学自己点検・評価委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-6-2】	平成 29（2017）年度（後期）学生による授業評価アンケート実施要項	
【資料 2-6-3】	2017 年度後期科目授業アンケート結果	
【資料 2-6-4】	2017 年度後期科目授業アンケート結果一覧	
【資料 2-6-5】	平成 29 年度後期授業アンケート教員フィードバックシート	
【資料 2-6-6】	平成 29 年度学生面談の報告	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	京都美術工芸大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-2-1】	京都美術工芸大学教学委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-2-2】	京都美術工芸大学学位規程	
【資料 3-1-3】	Student Handbook 2018 学生便覧/履修の手引き p59～75	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-4】	大学ホームページ http://www.kyobi.ac.jp	【資料 F-8】と同じ
【資料 3-1-5】	Student Handbook 2018 シラバス	【資料 F-12】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	京都美術工芸大学学則	【資料 F-3】と同じ

【資料 3-2-2】	Student Handbook 2018 学生便覧/履修の手引き p59～75	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-3】	大学ホームページ http://www.kyobi.ac.jp	【資料 F-8】と同じ
【資料 3-2-4-1】	京都美術工芸大学教学委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-2-4-2】	京都美術工芸大学教員個人評価委員会規程	
【資料 3-2-4-3】	京都美術工芸大学履修科目登録単位数の上限に関する規程	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	大学ホームページ http://www.kyobi.ac.jp	【資料 F-8】と同じ
【資料 3-3-2】	Student Handbook 2018 学生便覧/履修の手引き p62～69	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-3-3】	平成 29（2017）年度（後期）学生による授業評価アンケート実施要項	
【資料 3-3-4】	2017 年度後期科目授業アンケート結果	
【資料 3-3-5】	2017 年度後期科目授業アンケート結果一覧	
【資料 3-3-6】	平成 29 年度後期授業アンケート教員フィードバックシート	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	京都美術工芸大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2-1】	京都美術工芸大学教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-2-2】	京都美術工芸大学大学運営会議規程	
【資料 4-1-2-3】	京都美術工芸大学大学学長選出規程	
【資料 4-1-2-4】	京都美術工芸大学大学副学長選考規程	
【資料 4-1-2-5】	京都美術工芸大学大学学部長及び学科長選考規程	
【資料 4-1-3】	平成 30 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1-1】	（学）教職員任免規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-1-2】	京都美術工芸大学教員人事委員会規程	
【資料 4-2-1-3】	京都美術工芸大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 4-2-1-4】	京都美術工芸大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程	
【資料 4-2-1-5】	京都美術工芸大学教学委員会規程	
【資料 4-2-1-6】	京都美術工芸大学学生による授業評価調査実施要項	
【資料 4-2-1-7】	京都美術工芸大学教員個人評価委員会規程	
【資料 4-2-1-8】	京都美術工芸任期制教員の任用に関する規程	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1-1】	（学）教職員研修規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-1-2】	京都美術工芸大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1-1】	（学）教職員倫理要領-教職員の義務と責任-	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-1-2】	京都美術工芸大学公的研究費の運営・管理規程	
【資料 4-4-1-3】	京都美術工芸大学個人研究費規程	
【資料 4-4-1-4】	京都美術工芸大学自己点検・評価委員会規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	京都美術工芸大学学則	【資料 F-3】と同じ

【資料 5-1-2-1】	（学）寄附行為	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-2-2】	（学）寄附行為施行細則	
【資料 5-1-2-3】	（学）内部監査規程	
【資料 5-1-2-4】	（学）ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-2-5】	京都美術工芸大学ハラスメント防止対策委員会規程	
【資料 5-1-3】	学院・大学組織図	
【資料 5-1-4】	平成 30 年度大学事業計画書	
【資料 5-1-5】	防災・安全対策マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1-1】	（学）寄附行為	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-2-1-2】	（学）寄附行為施行細則	
【資料 5-2-1-3】	（学）常任理事会規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1-1】	（学）寄附行為	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-2-1-2】	京都美術工芸大学教授会規程	
【資料 5-2-1-3】	京都美術工芸大学大学運営会議規程	
【資料 5-2-1-4】	京都美術工芸大学教学委員会規程	
【資料 5-2-1-5】	京都美術工芸大学教員人事委員会規程	
【資料 5-2-1-6】	京都美術工芸大学教員個人評価委員会規程	
【資料 5-2-1-7】	京都美術工芸大学入試委員会規程	
【資料 5-2-1-8】	京都美術工芸大学キャリアサポートセンター規程	
【資料 5-2-1-9】	京都美術工芸大学学術情報委員会規程	
【資料 5-3-2】	監事監査計画書	
【資料 5-3-3】	監事の職務執行状況	
【資料 5-3-4】	監査報告書	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	平成 28 年度決算書	
【資料 5-4-2】	平成 29 年度決算書	
【資料 5-4-3】	中長期財務計画	
【資料 5-4-4】	事業活動収支経年推移	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1-1】	（学）経理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-1-2】	（学）経理規程施行細則	
【資料 5-5-1-3】	（学）常任理事会規程	
【資料 5-5-2】	独立監査人の監査報告書	
【資料 5-5-3】	監事監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1-1】	京都美術工芸大学運営会議規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-1-2】	京都美術工芸大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-1-3】	京都美術工芸大学自己点検・評価実施要項	
【資料 6-1-1-4】	京都美術工芸大学規程ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程	
【資料 6-1-2】	大学ホームページ http://www.kyobi.ac.jp	【資料 F-8】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	大学ホームページ http://www.kyobi.ac.jp	【資料 F-8】と同じ

【資料 6-2-2-1】	京都美術工芸大学自己点検・評価委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-2-2-2】	京都美術工芸大学自己点検・評価実施要項	
【資料 6-2-3】	平成 28 年自己点検・評価報告書	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	大学ホームページ http://www.kyobi.ac.jp	【資料 F-8】と同じ
【資料 6-3-2-1】	京都美術工芸大学自己点検・評価委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-3-2-2】	京都美術工芸大学自己点検・評価実施要項	
【資料 6-3-3】	平成 28 年自己点検・評価報告書	
【資料 6-3-4】	平成 30 年度事業計画書	
【資料 6-3-5】	平成 29 年度事業報告書	
【資料 6-3-6】	平成 29 年度事業計画書	
【資料 6-3-7】	平成 28 年度事業報告書	

基準 A. 社会貢献/地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が有する物的・人的資源による地域社会への貢献		
【資料 A-1-1】	KYOBI 京都美術工芸大学	【資料 F-2】と同じ
【資料 A-1-2】	駅ナカアートプロジェクト	
【資料 A-1-3】	「大学の約束」-地域と共生する大学の今-	
【資料 A-1-4】	「南丹市小牧山東向観音堂三十三観音」報告書（平 27 年度）南丹市教育委員会　平成 29 年（2017）3 月	
【資料 A-1-5】	朝日新聞記事　平成 29 年 12 月 5 日	
【資料 A-1-6】	読売新聞　平成 26 年 10 月 4 日	
【資料 A-1-7】	「京津奈・古の三都めぐり」（京津奈広域文化観光連携事業）パンフレット	
【資料 A-1-8】	「工芸ってなあに?」（南丹市立文化博物館発行平成 27 年）	

9 群馬パース大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
大学の使命・目的は、建学の精神に基づく保健医療の専門職を育成し、地域医療の発展に寄与することであり、具体的かつ簡潔な表現で教育目的（教育目標）の個性・特色を明示し、学内外への周知に努めている。また、臨床の現場と大学教育とを連動させ、大学院や研究所活動を通じての医療人再教育の仕組みを確立している。
社会情勢や教育環境などの学内外の変化に対応しながら、大学教育の内容についての継続的な見直しに取組んでおり、中長期計画に基づく学部再編など、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）への反映や教育研究組織との整合性を図っている。

〇建学の精神である「Paz（平和）」の意味などについて学生が理解しやすいようにキャンパス内の各所に掲示・展示し、教職員や学生全体が日常的に共有できるように工夫していることは高く評価できる。

「基準２．学生」について
大学は、アドミッション・ポリシーに基づく各種入試によって多様な人材の確保に努めており、入学者選抜の妥当性については、IR(Institutional Research)推進室が入学者の追跡調査を行うなどチェック体制が機能している。
担任制度やチューター制度を導入し、学生の状況変化への早期対応を図っており、中途退学や休学の防止に努めている。学生のキャリア支援のための就職相談室とキャリアサポートセンターを設置し、日常の学生生活に関する相談は学生課を中心にカウンセリングなど専門的な適応支援を行っている。
学修環境については、入学時に全学生にモバイルパソコンを貸与し、全館無線 LAN による IT 環境を整えている。大学からの情報や履修登録、成績の閲覧が可能な「アクティブ・アカデミー」を導入して学生の主体的な学修活動をサポートしており、学生の意見・要望は適宜、施設・設備の改善に反映させている。

〇傷病等発生時の対応や近隣病院・診療所のリスト、感染症発生時の対応、感染症の種類等に応じた出席停止の期間の基準などを明確に文書で示し、不測の事態にも対応できる体制が整備されていることは評価できる。
〇周辺店舗の協力を受け「CAMPAZ（キャンパース）」という独自のクーポン付きフリーペー

パーを作成し全学生に配付することで学生の利益享受はもとより、周辺地域の活性化にも貢献していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学は、教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーを学内外に周知しており、カリキュラム・ポリシーとの一貫性を保っている。また、カリキュラムマップも分かりやすくまとめられている。進級及び卒業認定は、学科別の諸会議を経て学長が承認する形で厳正に行われている。

教養教育は、全学的視点をもって実施しており、将来臨床現場へ向かう学生の動機付けに有効性を持たせるように工夫している。教育方法の改善については SD(Staff Development)部会の中で検討し、相互授業見学、研修会、「学生による授業アンケート」等を実施している。

シラバスは、教務委員により点検・確認作業が行われ、適切に整備されている。また、学生の学修状況は修学ポートフォリオに掲載され、教員が随時閲覧し、学修成果の点検・評価及び学修支援に活用している。

〇各授業科目の開講状況、授業方法、使用教材、成績分布、素点平均等の記録を大学年報に掲載して、担当教員が自己点検するとともに、教員間で共有することにより教授方法改善の資料としている点は､緊張感を持った教育成果の点検に役立っており評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学は、副学長職を新設し、企画室の設置や各委員会の責任者の明確化など、機動的な教学マネジメント体制の構築と学長のリーダーシップの強化を目指している。

教育目的及び教育課程に応じた教員の配置については、設置基準を上回る教員数を確保し、教育の質の担保に努めている。また、教員の FD(Faculty Development)活動や大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みは、評価委員会のもとに設置されている SD 部会が組織的、計画的に実施しており、適宜研修内容の見直しを行っている。

研究支援については、学部・学科での研究に加え、「群馬パース大学附属研究所」を設置し、研究環境の充実に努めている。また、科学研究費助成事業の申請に応じた研究費の増額制度を定めるなど、外部資金獲得を促進する取組みも行っている。

〇大学の目指す事務職員像を明確にした上で階層別･部門別の事務職員研修体系を構築し、研修を実施していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学は、経営の規律と誠実性を維持しながらその使命・目的の実現に取組んでおり、環境保全、人権、安全に配慮したセミナーや講習会等を開催している。

理事会は、大学の使命・目的の達成に向けての意思決定機関として整備され、経営部門と教学部門の意思疎通や連携に努めており、管理運営体制としての機能性が構築されている。また、理事長のリーダーシップが確立しており、法人及び大学の各管理運営機関の意

思決定には組織間の相互チェックが機能している。
中長期計画に基づく財務運営は、入学定員の継続的確保により安定した財務基盤を維持しており、科学研究費助成事業獲得や寄付金募集など、収入財源の多様化にも努めている。

○危機管理への対応として、各教室の入り口等の目につきやすい場所に、地震等の際の簡潔な緊急避難経路を示していることは、評価できる。

「基準６．内部質保証」について
大学は、内部質保証のための全学的な組織と責任体制の確立を目指し、教職員の能力及び資質の向上や教育目的の改善・改革を促進している。自主的な自己点検・評価を恒常的に実施するため、日本高等教育評価機構の評価基準に準じた自己点検・評価を定期的に行っており、IR 推進室は、学内外から集積したデータについて分析し、学長はじめ大学の各部門にその結果を開示し、提供している。
また、日常の自己点検・評価の結果をより一層活用し、大学全体としての PDCA サイクルを確立することが望まれるが、中長期計画に基づく自己点検・評価に関する目標を教職員が全学的に共有することに努め、内部質保証のシステムの整備とその機能性の向上を図っている。

総じて、大学の教育は、その使命・目的に基づいた教育目的に向かって適切に運営されている。学生の学修に関しては、保健医療を通しての地域貢献を目指す大学としての教育課程を定め、その個性を発揮すべく独自の教育実践を行っている。経営・管理と財務については、法令遵守に努め、定員充足による経営の安定を図っている。また、内部質保証のための自己点検・評価システムを整備し、教育の質の担保に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域への貢献」「基準 B.国際交流の推進」については、各基準の概評を確認されたい。
なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。
1. 博士後期課程設置による大学院教育の発展
2. 医療職養成の拡充
3. 将来の保障が十分に見込める業種で生きていくことができる

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価】
基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化
1-1-③ 個性・特色の明示
1-1-④ 変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的は、大学名でもある「Paz（平和）」を希求する力を持つ専門職を育成し、社会に送出すことであり、臨床の現場と教育を連動・循環させ、更に大学院や研究所活動を通じての再教育の仕組みを確立することを教育目的としている。大学の使命・目的及び教育目的等については簡潔に文章化しており、その個性・特色について学生が理解できるよう学内各所での掲示や展示施設コーナーを設けるなど工夫して明示している。
また、社会情勢や時代に合った教育内容など学内外の変化に対応しながら、大学の使命・目的及び学部・学科、研究科の教育目的、教育研究組織などについての改編や見直しを目指している。

〈優れた点〉
○建学の精神である「Paz（平和）」の意味などについて学生が理解しやすいようにキャンパス内の各所に掲示・展示し、教職員や学生全体が日常的に共有できるように工夫していることは高く評価できる。

〈参考意見〉
○人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的は学部のみならず、分野の異なる学科ごとにも学則に定められることが望まれる。

1－2 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的及び教育目的は、理事会、「学園運営会議」「大学協議会」、教授会、研究科委員会等において検討・承認され、学科会議、事務局会議など各種会議を通して役員及び教職員に周知されており理解と支持を得ている。また、建学の精神や教育目的は、三

つのポリシーに反映され、ホームページ、大学案内、シラバス、履修ガイドなどの各種印刷物やその他掲示物によって学内外への周知に努めている。

教育研究組織の構成は、自己点検・評価を行いながら、中長期計画に基づく学部再編や入試改革に合わせた再確認が予定されており、法改正や社会情勢の変化、定員充足状況などに対応しつつ、整合性を図っている。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項及びホームページで周知するとともに、大学案内にも簡潔明瞭に示している。学部入学試験は、「群馬パース大学入学者選考規程」等の入試関係規則にのっとり適切に運用され、各種試験にて多様な人材の確保に努めている。研究科においても、アドミッション・ポリシーを踏まえて適切に入学試験を実施し、研究科委員会において選考、学長が決定している。

入学者選抜方法や運用の妥当性については、入学者の追跡調査を IR 推進室がデータ解析し、入試広報委員会入試部会において検証している。また、入試問題の作成は大学が自ら行っており、学内外で確認するなど、チェック体制も機能している。

学年進行中の学科においては入学定員超過の傾向があるが、全学的には適切に定員管理されている。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修及び授業支援の方針並びに計画は、学部では教務委員会が、研究科では博士前期課

程運営委員会、博士後期課程運営委員会が検討し、教授会に報告して、学長の承認を経て全学に周知している。

また、担任制度やチューター制度を導入し随時面談を実施、「アクティブ・アカデミー」等で出欠・成績状況等を確認し、学生の状況変化に早期に対応できるようにしている。オフィスアワーは全科目の全教員で実施しており、シラバスを通じて周知している。中途退学、休学を希望する学生には、担任やチューター等が学生本人や保護者と面談を実施し、学生相談室とも連携をとりながら対応している。障がいを有する学生への配慮は、現有のバリアフリー環境に加え、更なる物理的・人的支援を行うべく教務委員会が検討し、学生相談室と連携して対応することとしている。TA 制度は「群馬パース大学大学院ティーチング・アシスタント(TA)に関する規程」に定められ、大学院生の指導者としてのトレーニングの機会を提供している。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職支援室運営委員会のもとに運営されている就職支援室が就職説明会や就職対策講座などを実施し、就職希望者の支援を行うとともに、就職相談室とキャリアサポートセンターを設置して学生のキャリア支援を行っている。就職相談室では、産業カウンセラーの資格を有するキャリア相談員を配置し、必要に応じて就職支援室運営委員の教員がキャリア教育を行える体制を整えている。キャリアサポートセンターでは、グループ会社の職業紹介部門のスタッフに委託しキャリア支援を行っている。各学科は病院施設等での現場実習が課せられることもあり、インターンシップについては学生課を窓口として情報提供等が行われている。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導は学生部が行い、小委員会として学生相談室運営委員会、保健室運営委員会を置いている。日常の学生相談窓口は学生課が担い、カウンセリングを中心とした専門的な適応支援・教育的支援は学生相談室専任の臨床心理士が担当している。保健室は、養護教諭や看護師の資格を有する職員を配置し、学生の健康管理、健康相談を担当している。

学生に対する経済的支援は、大学独自の奨学金を整備するとともに、日本学生支援機構奨学金についても手続き方法から返還までの説明会を開催している。

学生の課外活動の基幹的役割は学友会が担い、学生自治を尊重することを念頭に置きながら、学生部が助言及び支援を行うとともに、公認部活動においては活動資金の支援を行っている。

〈優れた点〉

○傷病等発生時の対応や近隣病院・診療所のリスト、感染症発生時の対応、感染症の種類等に応じた出席停止の期間の基準などを明確に文書で示し、不測の事態にも対応できる体制が整備されていることは評価できる。

○周辺店舗の協力を受け「CAMPAZ（キャンパース）」という独自のクーポン付きフリーペーパーを作成し全学生に配付することで学生の利益享受はもとより、周辺地域の活性化にも貢献していることは評価できる。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

各学科に対応した十分な校地、校舎を有し、各養成施設指定規則等に基づいた必置の演習・実習室を完備している。各校舎は耐震基準を満たしており、十分な構造安定性を備えている。また、適切な規模の図書館を有し、十分な蔵書数を確保している。

IT 環境については、入学時に全学生にモバイルパソコンを貸与するとともに、全館無線 LAN 環境を整備し、大学からの情報や履修登録、成績表の閲覧が可能な「アクティブ・アカデミー」を導入して、学生が主体的に学修活動に取組めるようサポートしている。

施設・設備は、障がいを有する学生や高齢者等の来校を想定し、各校舎に段差のない構造、手すりの設置、車椅子用のエレベータやトイレ、駐車場を整備している。また、適切な広さの教室を確保するとともに、適切なクラスサイズを確保した上で講義が実施されている。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援や学修環境に関する学生の意見・要望及び学生生活に関する学生の意見・要望は、学生部が実施している「学生生活実態・満足度調査」で把握・分析し、収集した意見・要望は学生部で協議した上で、回答を学生にフィードバックしている。また、これをもとに、教室の時間外開放や図書館の開館時間延長のほか、学生ホールの椅子増設、駐輪場の新設など、学生生活や施設・設備の改善に反映させている。

学生生活に関する学生の意見・要望は、「学生生活実態・満足度調査」に加え、各学科の担任やチューター、事務室で把握し、その内容に応じて、就職支援室運営委員会、保健室運営委員会、学生相談室運営委員会を経て就職相談室、保健室、学生相談室などの機関で適切に対応できる仕組みを構築している。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部、博士前期・後期課程で、大学及び大学院の目的とそれを具現化する目標（教育目的）を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧で周知している。

学部の単位認定は、「群馬パース大学履修規程」、大学院の単位認定は、「群馬パース大学大学院履修規程」に基づいて行われ、他大学における既修得単位の認定単位数の上限は 60 単位と定めている。成績評価は、シラバスに示す学修到達目標及び成績評価方法に従って点数化し、成績評価基準に基づいて行われている。

学部の進級及び卒業認定は、学科別の進級判定会議、教務委員会、教授会の議を経て学長が承認する形で厳正に適用されている。大学院の修了認定は、修了判定会議、研究科委員会の議を経て学長が承認する手続きにより、厳正に適用されている。

〈参考意見〉

○アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが各学科で制定されており、学位名称も異なることから、各学科の教育内容が異なることは明らかであり、ディプロマ・ポリシーも各学科単位で制定することが望まれる。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部、博士前期・後期課程でカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧で周知している。また、学科ごとのカリキュラム・ポリシーと学部のディプロマ・ポリシーの一貫性は確保され、カリキュラムマップにディプロマ・ポリシーを達成するための科目を分かりやすくまとめている。シラバスは教務委員により点検・確認作業が行われ、適切に整備されている。また、キャップ制を導入し、半期で履修登録可能な単位数の総数を 24 単位と定め、学生便覧に明記している。

教養教育は､教養共通教育部を設け､全学的視点に立って円滑かつ有効に実施している。また、現職者や保健医療介護サービスの対象者を招へいしての講義や演習等を実践することで、将来臨床へ向かう学生の動機や意識付けを工夫しながら行っている。教育方法の改善は、SD 部会内で検討し、相互授業見学、研修会、「学生による授業アンケート」等を実施している。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修状況は「アクティブ・アカデミー」上の修学ポートフォリオに掲載され、学生指導を行う教員が随時閲覧し、個々の学生の学修成果の点検・評価及び学修支援に活用している。また、学生の資格取得状況は国家試験対策委員会、就職状況は学生部就職支援室運営委員会が各学科と協力して集約・分析し、教授会、学科会議を通して全教員にフィ

ードバックしている。就職先機関のアンケートは、ディプロマ・ポリシーに沿って評価を受ける内容となっており、大学主催の就職説明会の機会を利用して実施している。

教育内容・方法及び学修指導方法改善へ向けてのフィードバックは「学生による授業アンケート集計・分析結果シート」を用いて行われ、前年度のアンケート結果を受けて行った工夫・留意点の振返り、当該年度のアンケート結果に対する今後の改善計画を教員自身が記載し、SD 部会への提出を義務付けている。

〈優れた点〉

○各授業科目の開講状況、授業方法、使用教材、成績分布、素点平均等の記録を大学年報に掲載して、担当教員が自己点検するとともに、教員間で共有することにより教授方法改善の資料としている点は、緊張感を持った教育成果の点検に役立っており評価できる。

基準４．教員・職員

【評価】

基準 4 を概ね満たしている。

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップを適切に発揮するため、平成 26(2014)年度に「群馬パース大学・群馬パース大学大学院大学協議会規程」を整備し、学長を議長とする大学協議会が学長のもとに置かれ、毎月 1 回開催されている。学長権限の明確化に関しては、学長が定める教育研究に関する重要事項及び学生の懲戒に関する手続きを明文化することが求められるものの、平成 30(2018)年度初頭から副学長を設置していることから、学長の一層のリーダーシップの発揮が期待される。また、各会議・委員会における事務責任者を明確化するとともに、企画室を設置し、機動的な教学マネジメント体制を構築している。

〈改善を要する点〉

○学則及び教授会規程における「教育研究に関する重要事項で学長が定める事項」について、学長が定め、周知するよう改善を要する。

○学生の懲戒（退学、停学及び訓告）に関する手続きについては、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に基づき、学長が適切に定めるよう改善を要する。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、設置基準上の教員数や各指定規則に定められた教員数を上回るよう確認しながら、独自に「学科別・職位別教員定数」を大学協議会において定め、教育の質が担保されるよう努めている。教員の昇任に関しては、特に優れた活動を行った教員については人事委員会に推薦できる仕組みを整備している。全学教員を対象とする FD 活動は、SD 部会が年間活動計画に基づいて､｢学生による授業アンケート｣の実施や教員相互授業参観等を、組織的、計画的に行っている。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員 SD 研修、ワークショップ、事務職員研修等は、評価委員会の下部組織である SD 部会が企画・立案し、実施している。研修後にはアンケートによる満足度とニーズの把握を行い、今後の見直しに役立てている。

平成 30(2018)年度は、これまでの事務職員研修の内容を見直した結果、階層別研修、基盤研修、部門別研修などを含む新たな「群馬パース大学事務職員研修体系」を構築し運用を始めており、職員の資質・能力向上への取組みは積極的に行われている。

〈優れた点〉

○大学の目指す事務職員像を明確にした上で階層別･部門別の事務職員研修体系を構築し、研修を実施していることは評価できる。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究に必要な設備は各学科の実験室や実習室のほか、群馬パース大学附属研究所にも配備して研究環境を整備している。

群馬パース大学附属研究所を運営する附属研究所運営委員会は、「群馬パース大学附属研究所規程」に基づいて個人研究費や研究費予算等を審議するなど、研究者への支援も行っている。今年度は新たな研究設備の導入を計画しており、研究活動に対する資源配分も適宜行われている。

また、今年度からは科学研究費助成事業の申請に応じて研究費を増額する制度を定めるなど、研究のための外部資金獲得を促進する取組みも行っている。

研究倫理については、「群馬パース大学研究倫理審査委員会規程」や「群馬パース大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」等を定め、適正に運用している。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を概ね満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「学校法人群馬パース学園寄附行為」及び「群馬パース大学学則」において教育基本法及び学校教育法の趣旨を明確に定め、各種会議を定期的に開催し、使命・目的の実現に取組んでいる。環境への配慮としてオール電化や敷地内全面禁煙を、人権や安全への配慮として個人情報保護、ハラスメント防止、危機管理マニュアルなどを整備している。加えて、学生部が中心となり、防犯や薬物乱用等に関するセミナーや講習会等が開催されている。

〈優れた点〉

○危機管理への対応として、各教室の入り口等の目につきやすい場所に、地震等の際の簡潔な緊急避難経路を示していることは、評価できる。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為に基づいて定期的に、必要に応じて臨時理事会が開催され、理事の出席状況は良好である。理事の職務分担については、文書で明確化し、適宜見直しが行われる仕組みとなっている。また、「学園運営会議」を設置し、法人（理事会・評議員会など）と大学（大学協議会・教授会・研究科委員会など）との意思疎通や連携の円滑化、機動的な意思決定に努め、目的達成に向けての管理運営体制が構築されている。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を概ね満たしている。

〈理由〉

理事長は、理事会やその諮問機関である評議員会を通じて法人の業務を決定し、執行に当たっている。理事会及び評議員会における審議事項の取扱いについては一部改善が求められるが、「学園運営会議」を設置し、学長や教学及び事務部門の責任者と意思疎通を図っており、理事長のリーダーシップを反映する体制が整備されている。評議員会は寄附行為に基づいて定期的に開催され、評議員の出席状況は良好である。

監事は、法人業務の適正かつ効率的な運営に資するため、監査計画を作成し、教学・学生支援を含む業務監査、会計監査を実施し、監査結果については「学園運営会議」にも報告し、法人及び教学組織の相互チェック体制が整えられている。また、監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好である。

〈改善を要する点〉

○寄附行為等の改正に係る議案について、5 月開催の理事会では、理事会の前にあらかじめ評議員会で意見を聴いていないため、改善を要する。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営は、10 か年計画として策定された「中長期目標・中長期計画」と年度ごとに編成される予算に基づき行われている。

定員確保を継続する中、経常的な収支バランスを表す経常収支差額比率や教育活動の収支バランスを表す教育活動収支差額比率はともに高い水準を維持しており、安定した財務基盤が構築されつつある。

科学研究費助成事業獲得に向けて応募に関する学内説明会を全教員対象に実施するほか、大学が発行する学外向けの新聞で寄付金募集の告知をするなど、収入財源の多様化にも努めている。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「学校法人群馬パース学園経理規程」及び「学校法人群馬パース学園経理規程施行細則」に基づいて行われている。予算管理は法人事務局の会計課と各学科の予算管理担当が連携して行っており、会計処理における金額や費目、予算外支出のチェック等は会計課内で二重にチェックした上で事務部長、事務局長が更に確認する体制をとっている。また、毎年、当初予算とのかい離を補正するため、半期を経過した時点で補正予算を編成している。

監事及び公認会計士による会計監査は、監査計画に基づき適正に実施されている。監事は、より具体的かつ円滑な監査ができるように毎月 1 回開催される「学園運営会議」に出席し、業務全般の把握にも努めている。また、公認会計士と監査のポイントや監査スケジュールなどについて意見交換するなど、公認会計士とのコミュニケーションも図っている。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、教授会のもとに評価委員会を置き、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員の能力及び資質の向上を図る SD 部会や教育目的の実現と恒常的な改善・改革を促進するための「自己評価・認証評価部会」を設置している。また、重点的な課題については学長が議長を務める「大学協議会」及び理事長が招集する「学園運営会議」で議論・承認がなされており、内部質保証のための全学的な組織と責任体制の確立を目指している。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、自主的・自律的な自己点検・評価を恒常的に実施するため、評価委員会の教員、事務部長、企画室長、事務職員で構成する「自己評価・認証評価部会」を設置し、日本高等教育評価機構の評価基準に準じた自己点検・評価を行っている。その結果を大学全体で共有し、自己点検評価書として作成し公表している。また、IR 推進室は、集積したデータについて分析し、学長に限らず学科や各種委員会からの要請に応じてその結果を随時開示している。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の内部質保証は三つのポリシーを土台としており、自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を大学運営の改善・向上に活用するよう図っている。自己点検評価書の内容は学内グループウェア・システムに登録し、改善策などの各種委員会の活動計画への反映に努めている。また、中長期計画に基づく自己点検・評価に関する目標を全学的に共有し、今後の学部再編などによる新たな組織体制が、大学運営全体における内部質保証のために適正に機能するよう、個人及び組織レベルでの PDCA サイクルのより効果的な連動を模索し、その継続的な展開を目指している。

〈参考意見〉

○大学全体の継続的な PDCA サイクルの仕組みを確立するため、定期的かつ日常的な自己点検・評価の結果をより一層活用し、その機能性を更に高めることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域への貢献

Ａ－1　地域への貢献

A-1-①　高崎市への地域貢献にむけた取り組み

A-1-②　渋川市への地域貢献にむけた取り組み

【概評】

大学の目的の一つである「地域に貢献する」ことを達成するため、「群馬パース大学地域連携センター規程」に基づき、地域連携センターを設置し、大学の所在地である高崎市と群馬パース大学福祉専門学校が所在する渋川市への地域連携活動を行っている。

高崎卸商社街協同組合の組織である「まちづくり委員会」の活動の具体化案として、大学の現場実習と組合員の健康診断が同時に実現できる「無料健康診断・献血応援プロジェクト」、大学の課外活動と組合の活動が同時に実現できる「課外活動支援プロジェクト」が挙げられている。また、高崎市と防災協定を締結し、地域住民及び労働者の一次避難の区域・施設となっているとともに、緊急時には備蓄してある食糧も地域住民・労働者に提供する。高崎市介護予防事業として「高齢者あんしんセンター希望館」で開催される「希望館運動教室」や高崎市が支援する高齢者の自主グループである「高崎市いきいきサロン」へ教員を派遣し、運動や体操等の指導を行っている。

また、地域活性化のために法人の人材・情報・資源を活用し、市民や地域との連携や協働により実効性の高い地域貢献・地域連携方策を講ずることが明示されている「渋川市渋川総合病院跡地利用事業協定書」を締結し、「宮田地区いきいきサロン」や「勝保沢地区いきいきサロン」に教員を派遣し、健康、心理、食、介護予防等の講話、講演を行っている。

基準Ｂ．国際交流の推進

Ｂ－1　国際交流の推進

B-1-①　国際交流にむけた取り組み

【概評】

海外の高等教育機関、医療機関等との学術・文化の交流及び国内での国際交流を通じて教育研究の充実・発展を図り、国際的視野を持ったリーダーシップのとれる保健医療専門職の育成を目的として「群馬パース大学国際交流センター規程」に基づき、国際交流センターを置いている。

また、ハワイ大学との連携により、ハワイ大学副学長やハワイ在住の日本人医師・看護

師を招へい、講義を実施するなど、学生に直接海外で働く医療職の声を届けている。その他、マレーシアのリンカーン大学との協定に基づく研修を行うなどの成果とともに、大学が許可した協定関係にない大学や施設への海外研修も実施、国際交流センター主催の講演会も実施して、海外の知見を広める機会になっている。

これらの海外研修への学生の積極的な参加を促すために海外研修費用の一部を補助するなど、経済的支援も行っており、国際社会に貢献するという大学の目的を踏まえた学生の海外研修プログラム等への積極的参加を推進している点は評価できる。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

1. 博士後期課程設置による大学院教育の発展

社会や保健医療を取り巻く環境の変化に伴って、現代医療は高度化、複雑化、多様化しており、そのような中で幅広く対応できる質の高い医療専門職の必要性はますます高まっている。これに対しては、臨床現場を中心とした実践者としての人材供給だけにとどまらず、未来の医療を拓く、ライフイノベーションを生み出す科学技術の振興に寄与できる、国際水準で活躍できる研究者、教育者、指導者となる高度な専門人材の育成が大学院博士課程教育の担う役割として期待されている。

そこで本学は、保健科学の学術的基盤の上に立ち、より高度な科学的知識と技術を身に付け独創的な研究能力と高い倫理観を有した研究者、教育者、指導者の養成を目的とし、それまでの修士課程 5 領域（看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域）の中で技術力・解析力の高い病因・病態検査学領域を中心とする専門分野を「医療科学」領域として構成し、平成 30 年（2018）4 月に保健科学研究科博士後期課程を設置した。「医療科学」の領域で開設されている大学院は群馬県内外でも見当たらず、「病因・病態検査学」は極めて少ない。医療系大学院は病院等に従事しながら学ぶ社会人学生の割合が高く、仕事を続けながらの就学を考えたときに他県を選択できるケースは少ない。特に、群馬県を含む北関東圏において博士後期課程への進学を希望する「病因・病態検査学」領域の修士課程修了者の進学先は、限られているのが現状であり、本学が大学院博士後期課程を設置した意義はあるものと考える。

2. 医療職養成の拡充

本学は「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成」するという大学の目的のもと、1 学部（保健科学部）5 学科（看護学科、理学療法学科、検査技術学科、放射線学科、臨床工学科）により 7 職種（看護師、保健師、助産師、理学療法士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士）の養成を行っている。養成職種数と養成人数（320 名）の多さは群馬県内でトップクラスであり、群馬県及び近隣地域の医療の発展に貢献し得るものであるし、多くの医療・保健系学部進学希望者の期待にも応え得る大学である。そして、単なる大学生の基礎固めではない本学独自の共通基盤科目を基礎として学ぶことにより、各学科が良好に関係しながら、多職種連携・チーム医療を実践できる専門職の育成を可能としている。

3. 将来の保障が十分に見込める業種で生きていくことができる

本学が養成し社会に輩出する人材は、医療専門職の国家資格を取得し得る特別な知識や技能を有する人材である。20 年後には現存する職業（仕事）の半分近くが AI やロボットなどにより人間の仕事に取って代わるだろうという研究結果が将来の不安としてメディアを賑わせているが、本学が養成する人材は、国家資格の取得によりそのネガティブな将来予測から回避でき得るものであろう。科学技術の進歩により職務内容には変化があったとしても、人間社会から必要とされる『人材』であることは間違いなく、そのような人材を「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成」するという大学の目的のもとに輩出していくことは、本学の社会的な価値であり、若者の将来にも希望として示されるものである。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 17(2005)年度
所在地　　群馬県高崎市問屋町 1-7-1
群馬県高崎市問屋町 1-8-1
群馬県高崎市問屋町 1-3-8
群馬県高崎市問屋町 3-3-4
群馬県吾妻郡高山村中山 6859-252

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健科学部	看護学科　理学療法学科　検査技術学科　放射線学科　臨床工学科
保健科学研究科	保健科学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 7 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 3 日	実地調査の実施　　10 月 4 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 5 日	10 月 5 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理

平成 31(2019)年　2 月 7 日	（意見あり） 大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書
・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人群馬パース学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	1.群馬パース大学　大学案内 2.群馬パース大学　大学院案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	1.群馬パース大学　学則 2.群馬パース大学大学院　学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	1.群馬パース大学保健科学部　学生募集要項 2.群馬パース大学大学院　入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	1.群馬パース大学学生便覧 2018（平成 30）年度 2.群馬パース大学大学院学生便覧 2018 年度（博士前期課程） 3.群馬パース大学大学院学生便覧 2018 年度（博士後期課程）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人群馬パース学園　平成 30 年度方針・事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度 学校法人群馬パース学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	1.アクセスマップ（大学案内 30 ページ） 2.フロアマップ（大学案内 29 ページ） 3.キャンパス平面図（学生便覧 88～103 ページ）	【資料 F-2-1】より抜粋 【資料 F-2-1】より抜粋 【資料 F-5-1】より抜粋
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	1.学校法人群馬パース学園　規程集目次 2.群馬パース大学　規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	1.理事・監事・評議員名簿 2.平成 29 年度理事会開催状況 3.平成 29 年度評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	学校法人群馬パース学園収支計算書、監事監査報告書（平成 25 年度～平成 29 年度）	

【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	1.履修の手引き（学生便覧 30～60 ページ） 2.履修方法及び履修登録（大学院学生便覧 10 ページ） 3.履修方法及び履修登録（大学院学生便覧 8、9 ページ） 4.シラバス	【資料 F-5-1】より抜粋 【資料 F-5-2】より抜粋 【資料 F-5-3】より抜粋 電子データにて提出
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	【学部】 1.アドミッション・ポリシー（学生募集要項 3～5 ページ） 2.カリキュラム・ポリシー（学生便覧 4 ページ） 3.ディプロマ・ポリシー（学生便覧 5 ページ） 【大学院】 4.アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー（大学院学生便覧（博士前期課程）1、2 ページ） 5.アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー（大学院学生便覧（博士後期課程）1、2 ページ）	 【資料 F-4-1】より抜粋 【資料 F-5-1】より抜粋 【資料 F-5-1】より抜粋 【資料 F-5-2】より抜粋 【資料 F-5-3】より抜粋
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	留意事項等に対する履行状況等（臨床工学科）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	1.認証評価結果の条件に対する改善報告書 （平成 28 年 7 月 1 日） 2.改善報告書に対する審査の結果について	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
	該当なし	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	中長期目標・中長期計画（平成 30 年 3 月）	
【資料 1-2-2】	学校法人群馬パース学園組織規程	
【資料 1-2-3】	群馬パース大学教授会規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	保健科学部の入試区分と概要（平成 30（2018）年度入学試験）	
【資料 2-1-2】	群馬パース大学入学者選考規程	
【資料 2-1-3】	群馬パース大学入試問題作成委員会規程	
【資料 2-1-4】	群馬パース大学入試広報委員会規程	
【資料 2-1-5】	群馬パース大学入試広報委員会入試部会規程	
【資料 2-1-6】	保健科学部の入試問題作成分担	
【資料 2-1-7】	保健科学部の基礎学力試験問題作成のプロセス	
【資料 2-1-8】	保健科学部一般入試の学力検査問題作成のプロセス	
【資料 2-1-9】	群馬パース大学大学院入学者選考規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	群馬パース大学教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	群馬パース大学大学院博士前期課程運営委員会規程	
【資料 2-2-3】	群馬パース大学大学院博士後期課程運営委員会規程	
【資料 2-2-4】	平成 30 年度 第 2 回　教務委員会議事録 （「障害を有する学生への配慮について」を協議した議事録）	

【資料 2-2-5】	群馬パース大学大学院ティーチング・アシスタント（TA）に関する規程	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	群馬パース大学就職支援室運営委員会規程	
【資料 2-3-2】	群馬パース大学就職支援室規程	
【資料 2-3-3】	平成 29（2017）年度就職対策講座開催一覧	
【資料 2-3-4】	群馬パース大学国家試験対策委員会規程	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	群馬パース大学学生部規程	
【資料 2-4-2】	群馬パース大学神戸奨学金規程	
【資料 2-4-3】	平成 29 年度 都道府県・市町村・その他団体の奨学金一覧	
【資料 2-4-4】	群馬パース大学保健室規程	
【資料 2-4-5】	日常の健康相談・傷病等発生時の対応	
【資料 2-4-6】	近隣病院・診療所リスト	
【資料 2-4-7】	感染症発生時の対応図	
【資料 2-4-8】	感染症の種類等に応じた出席停止の期間の基準	
【資料 2-4-9】	群馬パース大学学生相談室規程	
【資料 2-4-10】	学生相談室の利用状況（過去 3 年間）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	CAMPAZ（キャンパース）	
【資料 2-5-2】	群馬パース大学附属図書館規程	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生生活実態･満足度調査	
【資料 2-6-2】	「学生生活実態・満足度調査」調査結果	
【資料 2-6-3】	「学生生活実態･満足度調査」に対する大学から学生への回答	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	群馬パース大学大学院履修規程	
【資料 3-1-2】	群馬パース大学学位規程	
【資料 3-1-3】	群馬パース大学履修規程	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	群馬パース大学保健科学部カリキュラム・マップ	
【資料 3-2-2】	学生による授業アンケート	
【資料 3-2-3】	群馬パース大学教養共通教育部規程	
【資料 3-2-4】	群馬パース大学評価委員会 SD 部会規程	
【資料 3-2-5】	教育ガイドライン	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	「学生による授業アンケート」集計・分析結果シート	
【資料 3-3-2】	看護学科・理学療法学科 卒業生就職先アンケート	
【資料 3-3-3】	群馬パース大学 2016 年度年報	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	群馬パース大学・群馬パース大学大学院大学協議会規程	
【資料 4-1-2】	群馬パース大学副学長の選任に関する内規	

【資料 4-1-3】	群馬パース大学 委員会等担当者一覧 （平成 30 年度）	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	各基準等で必要な専任教員数と本学専任教員数との対比	
【資料 4-2-2】	群馬パース大学 保健科学部 学科別・職位別教員定数	
【資料 4-2-3】	群馬パース大学教員選考規程	
【資料 4-2-4】	群馬パース大学教員評価規程	
【資料 4-2-5】	平成 30 年度 SD 部会年間活動計画	
【資料 4-2-6】	群馬パース大学教育研修体系	
【資料 4-2-7】	平成 30 年度ファーストレベル研修実施計画	
【資料 4-2-8】	平成 29 年度 SD 部会活動報告	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	群馬パース大学事務職員研修体系	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	群馬パース大学附属研究所規程	
【資料 4-4-2】	群馬パース大学公的研究費の管理･監督に関する規程	
【資料 4-4-3】	群馬パース大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程	
【資料 4-4-4】	群馬パース大学研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-5】	研究倫理審査フローチャート（教員用）	
【資料 4-4-6】	「群馬パース大学における研究倫理審査」に関する チェックシート	
【資料 4-4-7】	群馬パース大学利益相反マネジメント規程	
【資料 4-4-8】	群馬パース大学研究費規程	
【資料 4-4-9】	群馬パース大学共同研究規程	
【資料 4-4-10】	研究費利用の手引き（個人研究費）	
【資料 4-4-11】	研究費利用の手引き（特定研究費）	
【資料 4-4-12】	研究費利用の手引き（研究旅費）	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人群馬パース学園理事会の運営に関する規程	
【資料 5-1-2】	禁煙認定施設　認定通知書	
【資料 5-1-3】	学校法人群馬パース学園個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-4】	学校法人群馬パース学園セクシュアルハラスメント防止規程	
【資料 5-1-5】	群馬パース大学ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-6】	学校法人群馬パース学園危機管理規程	
【資料 5-1-7】	学校法人群馬パース学園安全衛生管理規程	
【資料 5-1-8】	学校法人群馬パース学園ストレスチェック制度実施規程	
【資料 5-1-9】	危機管理基本マニュアル	
【資料 5-1-10】	地震発生からの行動マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人群馬パース学園運営会議規程	
【資料 5-2-2】	学校法人群馬パース学園　理事職務分担等に関する内規	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	平成 30 年度学校法人群馬パース学園 監事監査計画書	
【資料 5-3-2】	平成 30 年度学校法人群馬パース学園 監事監査スケジュール	
【資料 5-3-3】	学校法人群馬パース学園評議員会規程	
5-4. 財務基盤と収支		

【資料 5-4-1】	寄付金に対する税法上の優遇措置（寄付金控除）について	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人群馬パース学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人群馬パース学園経理規程施行細則	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	群馬パース大学評価委員会規程	
【資料 6-1-2】	群馬パース大学評価委員会自己評価・認証評価部会規程	
【資料 6-1-3】	群馬パース大学評価委員会年報部会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	群馬パース大学 IR 推進室運営規程	
【資料 6-2-2】	平成 29 年度 第 1 回 IR 推進室会議 議事録	
【資料 6-2-3】	入学者の追跡調査等による選抜方法の妥当性の検証	
6-3. 内部質保証の機能性		
	該当なし	

基準 A. 地域への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域への貢献		
【資料 A-1-1】	群馬パース大学地域連携センター規程	
【資料 A-1-2】	団地再整備事業報告書	
【資料 A-1-3】	高崎市との協定書	
【資料 A-1-4】	渋川市渋川総合病院跡地利用事業協定書	

基準 B. 国際交流の推進

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 国際交流の推進		
【資料 B-1-1】	群馬パース大学国際交流センター規程	
【資料 B-1-2】	群馬パース大学海外研修補助規程	
【資料 B-1-3】	ハワイ大学との協定書	
【資料 B-1-4】	リンカーン大学との協定書	

10 神戸情報大学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

昭和 33(1958)年にスタートした「国内で最も長い歴史を有するコンピュータ技術の教育機関」としての歴史と実績を特色としており、使命・目的、教育目的を「人間力を有する高度 ICT 人材の育成」と定めている。ICT（情報通信技術）の基礎知識や応用技術の修得だけでなく、社会的課題に関する知見や、現実の課題を発見し解決する能力である「探究実践力」の育成を目指し「探究実践演習」等の科目を置き学長を中心に一貫して推進している。

使命・目的は、「事業計画共有会」「教職員オリエンテーション」において全教職員に対して発信・伝達され、役員・教職員の理解と支持を得ている。

○「人間力を有する高度 ICT 人材の育成」の基本理念は明解で、それを実現するための教育科目として「探究実践演習」等を配置し、学長が中心となって目指すべき人材育成を図る教育を一貫して行っている点は評価できる。

○「事業計画共有会」などを開催し、全教職員に対して使命・目的を発信・伝達し、浸透させるとともに、その実現に向けた方針作りを教職員が参画し、行っていることは評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは明確に定められ、多様な入学試験が行われている。近年の入学者数は安定しており、入学定員及び収容定員に沿って学生を適切に確保している。

学生支援は教職協働で行われており、指導教員からの報告が学生委員を通して毎月教授会で報告され、TRA(Trainee Research Assistant)による学修支援などきめ細かい指導体制を整えている。専門職大学院として全教育課程がキャリア教育に直結した支援を行っている。目標人材像や学修計画のデータは「セルフアセスメントシート」で指導教員に共有され、学生の生活面や就学面を含めた幅広いキャリア支援が可能となっている。教育目的の達成のための施設が整備され、有効に活用されている。

全ての授業で「授業評価アンケート」を実施し学生の意見・要望をくみ上げるとともに、その結果をもとに各授業の担当教員が「授業報告書」の作成が求められ、常に改善が行われる仕組みとなっている。

○「高度専門職業人」の養成のための多様な入学試験が整備されており、入学者選抜に対

する公正さが確保されている点は評価できる。
〇学生の研究進捗状況が指導教員だけではなく教授会において教職員に共有されており、学修上のトラブルを抱える学生に対して一貫した支援ができる体制を整えている点は評価できる。
〇ICT イノベータコースにおける TRA は、留学生の学修に関するさまざまな問題を解決に導く機能を果たしており、学修支援として評価できる。
〇「セルフアセスメントシート」は、個々の学生が自らについて客観的に把握し、目標・計画を明確にすることに貢献しており、就職指導教員と研究指導教員との情報共有に役立っている点は評価できる。
〇「授業評価アンケート」は授業の中間及び最終授業で実施しており、評価ポイントが低い授業を抽出し、改善すべき点を当該科目に反映させる仕組みを構築している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

学修成果の評価は、ディプロマ・ポリシーに基づき明確な観点と基準で行われている。学力では測れない要素についての評価方法を工夫し、評価の客観性を高めるために「成果発表会」「研究計画発表会」「中間審査発表会」「修了発表会」等を実施している。評価項目と評価基準をあらかじめ明確に定め、それをもとに全教員が評価し、最終的な成績を教員間の協議などで確定している。採点結果は適切に学生にフィードバックされており、こうしたきめ細かい対応が効果的な学修指導を実現している。

カリキュラム・ポリシーは明確で、大学の基本理念を踏まえ具体化したものになっておりディプロマ・ポリシーと一貫性を持っている。カリキュラム・ポリシーに基づき、知識の教授だけでなくアクティブ・ラーニングや PBL(Project Based Learning/Problem Based Learning)などの教育手法を用いて実施し、実践性の高い教育を実現している。また、カリキュラムロードマップを活用し、学生の履修計画の策定に寄与している。

〇ディプロマ・ポリシーに基づいた学修成果の評価については、あらかじめ策定された評価項目と評価基準で全教員が評価の上、最終的な成績を確定し、採点結果の学生へのフィードバックを行い、効果的な学修指導を実現している点は評価できる。
〇カリキュラム・ポリシーは明確で、それに基づいた「探究実践演習」「特定課題研究 A」「特定課題研究 B」などのアクティブ・ラーニングや PBL などの教育手法を用いた実践性の高い教育が実施されている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長は非常勤であるが教授会には全て出席し、校務に関する最終的な決定権を保持し、大学の基本統括を行っている。教育目的及び教育課程に即した教員が確保され、適切に配置され設置基準上必要専任教員数を満たしている。教員の業績評価制度を改定し、目標設定、面談システム、評価体制などシステムとして整っている。

「FD・SD 委員会」が年度計画を定めて時宜にあったテーマを選定し、計画的に FD(Faculty Development)が行われている。SD(Staff Development)については入職時か

ら系統的な研修を行い、年 2 回のヒアリングを通じて職員の問題解決スキルを伸ばす取組みを行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持のため規則等の整備及び法令を遵守し、監事及び監査法人による監査を実施するなど使命・目的の実現へ継続的な努力を行っている。最高意思決定機関としての理事会は適切に開催され、審議している。また、「寄附行為施行細則」に基づく経営会議を毎週開催し、法人に関わる重要事項を審議、迅速な意思決定を行っている。大学役職者や事務職員も交えた「経営連絡会」も開催し、経営・教学の連携を進めている。

法人としての財務基盤は併設の専門学校の黒字により安定しており、大学の厳しい財務状況の中でも、大学の教育プログラム整備等の努力の結果、平成 29(2017)年度の決算では大学単独の事業収支は黒字転化した。近年は借入金がなく、予算管理は会計システムにより執行・管理されている。

「基準６．内部質保証」について

前回の認証評価での指摘を踏まえ平成 23(2011)年から「自己点検・評価委員会」を立上げるとともに、2 年に 1 度、組織的な自己点検・評価を実施し、評価に基づく教育改善を進めている。評価結果は「自己点検・評価実施報告」にまとめられ、主な問題点や課題は「主な対応課題」として整理され、改善が図られる仕組みとなっている。

教育や授業の質保証の改善は、授業アンケートや教員による「授業報告書」「研究活動白書」の提出によって行われる。それらに基づいて「教員勉強会」などの FD 活動を行っており、評価に基づく PDCA サイクルは確立し改善につながっている。

総じて、コンピュータ教育の草分けとしての強い特色を発揮し、探究力育成の教育を進め、学力のみでは測れない学修成果の評価も工夫し、学生の育成に努めている。小規模ゆえの困難もあるが、教育の充実に向けた熱心な取組みやきめ細かい学修指導、それらの評価・改善制度は多くの優れた点を持っており、今後の一層の総合的な取組みで更なる前進を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.人間力のある高度 ICT 人材の育成」「基準 B.“Social Innovation by ICT and Yourself”の実現」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 社会との接点を開く各種事業の取り組み
2. 企業、地元自治体及び各種団体（JICA、JETRO、COPLI、JEITA 等）との連携

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命･目的及び教育目的を学則第 1 条で「人間力を有する高度 ICT 人材の育成」と定め、具体的かつ明解に文章化している。この目的を達成するため、ICT の基礎知識や応用技術の修得だけでなく､社会的課題に関する知見や現実の課題を発見し解決する能力である「探究実践力」の育成を図っている。

そのために必修科目の「探究実践演習」「特定課題研究 A」「特定課題研究 B」を配置し、社会の課題の発見、解決策の立案・実行による価値の創造を行う教育を最大の特徴としている。併せて、昭和 33(1958)年に創立した「国内で最も長い歴史を有するコンピュータ技術の教育機関」としての歴史と実績を特色としており、評価を得ている。

使命・目的及び教育目的の見直しを行っており、これを補完するコンセプトとして「Social Innovation by ICT and Yourself」を制定するなど大学をめぐる環境の変化への対応を適時実施している。

〈優れた点〉

○「人間力を有する高度 ICT 人材の育成」の基本理念は明解で、それを実現するための教育科目として「探究実践演習」等を配置し、学長が中心となって目指すべき人材育成を図る教育を一貫して行っている点は評価できる。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は、「事業計画共有会」「教職員オリエンテーション」において法人の全教職員に対して発信・伝達され、役員・教職員の理解と支持を得ている。使命・目的は、ホームページやパンフレット等に記載され学内外に周知されている。また、事業計画及び同計画の中に要旨が記載されている「中期事業計画（3 年間)」にも反映されている。

使命・目的は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されており、教育目的と、全ての授業科目の学修目標との対応関係を明確にして授業のシラバスを作成するよう「シラバス作成ガイド」に明記するなど、授業を通じて、その実現に努めている。

使命・目的及び教育目的を達成するために置かれた情報技術研究科の運営を推進するため、教授会、「自己点検・評価委員会」「FD・SD 委員会」「事業開発室」「社会連携推進室」などが設置され、目的達成に向けた組織として整合性が保たれている。

〈優れた点〉

○「事業計画共有会」などを開催し、全教職員に対して使命・目的を発信・伝達し、浸透させるとともに、その実現に向けた方針作りを教職員が参画し、行っていることは評価できる。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学則等に明示された研究科の目的にのっとり明確に定められ、募集要項、ホームページで公表されている。入学者選抜では、出身学部・学科や特定分野の知識・技術の保有度合いだけでなく、基礎学力を持った上で学修意欲や目的意識が高い人材を選抜している。

これまでの改善活動により近年の入学者数は安定しており、入学定員及び収容定員に沿って適切な学生数を確保している。

〈優れた点〉

○「高度専門職業人」の養成のための多様な入学試験が整備されており、入学者選抜に対する公正さが確保されている点は評価できる。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

指導教員による学修支援を補完し、全学的な対応を行うための横断的組織として、教務委員会、学生委員会、事務局の教務係及び学生係があり、教職協働による支援が実施されている。指導教員からの報告が学生委員を通して毎月教授会で報告され、学内の教職員に共有されるなど、大学はきめ細かい指導体制を整えている。

TRA やメンター制度を整備し、上級生自身の経験を活かしたアドバイスによって学修をサポートする体制が整っている。

〈優れた点〉

○学生の研究進捗状況が指導教員だけではなく教授会において教職員に共有されており、学修上のトラブルを抱える学生に対して一貫した支援ができる体制を整えている点は評価できる。

○ICT イノベータコースにおける TRA は、留学生の学修に関するさまざまな問題を解決に導く機能を果たしており、学修支援として評価できる。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

専門職大学院として、全ての教育課程がキャリア教育に直結している。目標人材像や学修計画に関するデータは「セルフアセスメントシート」にまとめ、IT キャリア教育担当教員が指導教員に共有し、学生の生活面や就学面を含めた広い範囲でのキャリア支援が可能となっている。全就職希望者の就職活動状況を学生委員が毎月調査し、教授会で情報共有されている。問題を抱えている学生を抽出して学生委員が個別に面談を実施するなど、きめ細かい支援を行っている。

〈優れた点〉

○「セルフアセスメントシート」は、個々の学生が自らについて客観的に把握し、目標・計画を明確にすることに貢献しており、就職指導教員と研究指導教員との情報共有に役立っている点は評価できる。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生委員会、法人本部キャリアセンターが連携し支援を行っている。大学独自の奨学金制度として特待生制度、「外国人（留学生）学費援助奨学生制度」、推薦入学生制度が整備されている。全ての講義等を英語で行う ICT イノベータコースに在籍する日本語や日本の生活に不慣れな海外留学生に対応するため、専任職員に加えて特別チューターや学内から募集したチューターが留学生の学生生活をサポートする体制を整えている。学生相談窓口では外部のカウンセラーが学生の修学や生活に関する相談を受付けている。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、図書館、情報サービス施設が整備され、有効に活用されている。教育目的の達成のために、快適な学修環境が整備され、有効に活用されている。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性について配慮されている。校舎は耐震基準を満たしており、学内には無線 LAN の環境が整備され、授業資料や学生向けの連絡などの情報を必要な時に閲覧できるよう、学修支援システム及びファイルサーバが整備されている。授業を行う学生数は適切に管理されている。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見をくみ上げるシステムとして、全ての授業で「授業評価アンケート」を実施し、評価ポイントの低い授業を抽出の上、「授業報告書」の提出を求めるなど授業改善に関する検討を行うことで、体制の改善を図っている。

学生の心身に関する健康相談や経済的支援については、全教職員が全学生と普段から積極的なコミュニケーションを行うことで、意見をくみ上げやすい環境を作っている。

在学生のみならず、修了生に対して「修了生アンケート」を実施し、教育面・生活面及び施設・設備等に関する意見を求めて改善点を抽出し、各種施策や改善策等に反映している。

〈優れた点〉

○「授業評価アンケート」は授業の中間及び最終授業で実施しており、評価ポイントが低い授業を抽出し、改善すべき点を当該科目に反映させる仕組みを構築している点は評価できる。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは教育目的を十分に踏まえた内容となっており、入学時や進級時など、さまざまな機会で学生に周知している。

ディプロマ・ポリシーに対する到達度評価は、学力だけでは測ることのできない要素を含めて評価できるように、評価方法に工夫が施され、全学的に実施されている。

学修成果の評価は、観点と基準を明確にした評価が行われている。アクティブ・ラーニ

ングの要素が強い「特定課題研究 A」「特定課題研究 B」等の科目については、学修成果をもとに「成果発表会」などに取組まれ、共通の基準のもとで発表会を実施し、全教員が評価に関わっている。評価には評価の観点や基準が明確に示されている評価シートが用いられている。主査による「特定課題研究 B」の評価に対しては、全教員が意見を述べる機会があり、厳正な成績評価が行われている。

〈優れた点〉

○ディプロマ・ポリシーに基づいた学修成果の評価については、あらかじめ策定された評価項目と評価基準で全教員が評価の上、最終的な成績を確定し、採点結果の学生へのフィードバックを行い、効果的な学修指導を実現している点は評価できる。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、大学の基本理念を踏まえ、学生が主体的に参加するアクティブ・ラーニング形式の授業を重視している。特に、研究科の中心科目である「特定課題研究 A」「特定課題研究 B」では実践性の高い内容を扱うなど、具体化されている。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと一貫性があり、大学の教育目的と一致している。

教育課程の編成はカリキュラム・ポリシーに沿っており、履修モデルといえる「カリキュラムロードマップ」が作成され、学生の履修計画の策定に活用されている。

効果的な教授方法については、実践した教員が「研究科ミーティング」で情報共有することで、組織全体の教授能力向上に努めている。

〈優れた点〉

○カリキュラム・ポリシーは明確で、それに基づいた「探究実践演習」「特定課題研究 A」「特定課題研究 B」などのアクティブ・ラーニングや PBL などの教育手法を用いた実践性の高い教育が実施されている点は評価できる。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の評価方法はシラバス等に明確に記載されている。また、アクティブ・ラーニングが中心となる科目（「特定課題研究 A」「特定課題研究 B」等）では、学力では測れない能力を評価に反映させるために、学修経過と成果に合わせた「成果発表会」「研究計画発表会」「中間審査発表会」「修了発表会」等の実施、評価シートにより統一された評価の観点や基準の使用、複数教員の協議による最終評価など、客観性、公平性を重視した評価方法を採用している。

教育内容の評価は授業評価アンケートの結果をもとに実施している。また、この結果に対して「授業報告書」の作成を求め、常に改善を行う体制を取っている。

基準４．教員・職員

【評価】

基準 4 を概ね満たしている。

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

学長は非常勤であるが、教授会には全て出席し、大学の基本統括を行っている。校務の日常運営については副学長に委任する権限を明確に定めていないが、この補佐体制により大学の意思決定は迅速に行われ、リーダーシップも発揮されている。

また、留学生の多い大学の特長に合わせて語学力のある職員を配置するなど、教学マネジメントの遂行に必要な組織体制の整備を行っている。

〈改善を要する点〉

○副学長に委任する学長の権限を明確に定めていないため、改善を要する。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
教育目的及び教育課程に即した教員が確保され、適切に配置されている。設置基準上必要専任教員数を満たしている。大学が目指す「人間力を有する高度 ICT 人材の育成」のために、十分な教員を配置している。
教員の採用は「教員選考規程」に基づき公募で実施されている。昇任についても同規則に基づき実施されている。また、教員の業績評価制度を平成 30(2018)年度から一部修正した上で、研究科長主導のもとに実施されている。目標設定、面談システム、評価体制などをシステムとして整備している。
各教員は担当する授業に対して「授業報告書」を作成し、全教職員に対して公開することで次年度に向けた教育内容・方法及び学修指導等の改善に役立てるなど、計画的な FD 活動を実施している。

4－3 職員の研修
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】
基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉
大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとして、職員の能力開発に関する研修を重要視し積極的に行っている。特に、平成 30(2018)年度入職時の研修から系統的な枠組みを決め、年 2 回のヒアリングを通じて、職員の自覚を促し、職員の問題解決のためのスキルを伸ばす取組みを実施している。
また、職員が入試委員会等学内の各種委員会に出席し、情報共有や担当教員のサポートを実施している。この他にも、職員を種々の研修会及び企業主催の特別講演会等に派遣し、職員の資質・能力の向上に努めている。

4－4 研究支援
4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備と適切な運営・管理のため、平成 30(2018)年に「システム基盤センター」の設置に着手し、情報セキュリティに関するポリシーの確立及び大学の情報セキュリティポリシーに関する規則等の制定を目指す取組みを行っている。

「教員研究費及び共同研究費に関する規程」の改正に取組み、研究活動への資源配分に十分留意し、教員の研究活動の支援体制の整備に努めている。寄附金受入れ及び外部資金の導入等を積極的に実行し、研究活動に支障のない環境を整えている。

公的資金の取扱いの徹底及び研究倫理の確立に努めており、研究環境の整備及び適切な運営・管理を実施している。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持のため、寄附行為、「経理規程」、各種規則等を制定し、学校教育法、私立学校法、設置基準などの法令を遵守している。

それに基づき、適正な運営を行い、監事及び監査法人による監査を実施するなど使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。

また、公益通報、個人情報保護、ハラスメント、危機管理等に関する規則を整備し、労働環境の維持向上や安全への取組み体制を整備している。加えて、省エネルギー対策を教職員が意識して各教室の空調、照明の管理を行っており、環境保全への取組み体制も整備している。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は定期及び臨時に開催し、事業計画や予算、決算等を適切に審議している。理事会の諮問機関である評議員会を定期的に開催して、寄附行為に定める案件を審議し、大学の使命・目的達成に向けて意思決定ができる体制を確立しており、適切に運営している。また、「寄附行為施行細則」に定めている「経営会議」を週 1 回開催することで、重要事項に関する迅速な意思決定ができる体制を整備している。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会・評議員会はそれぞれ学長、副学長が構成員となり、事務職員が陪席しているため､法人と大学の緊密なコミュニケーションが可能となり意思決定が円滑に行われている。

また､「寄附行為施行細則」に基づく「経営会議」を毎週開催し、法人に関わる重要事項を審議している。会議には副学長が参加し､「経営連絡会」を通して、大学と情報を共有している。法人と大学の相互チェック機能として、事務職員も交えた「経営連絡会」が開催され、適切に機能している。

評議員会は、寄附行為に基づき、適切に運営されており、出席状況も概ね良好である。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

安定した学生数の確保による適切な財務運営のため、ニーズに応じた教育プログラム等を整備した結果、平成 29(2017)年度の決算では大学単独の事業収支が黒字に転化した。

大学の事業収支黒字化達成後の新たな戦略として、留学生の新規募集ルートを開拓し、東南アジア諸国からの受入れ強化、国費及び私費留学生受入数の安定等に挑戦し、収支バランスの確保に努力している。

5－5　会計

5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
学校法人会計基準に基づく会計処理は､法人の一元管理によって適正に実施されている。予算執行は理事長承認を必要とし、稟議（りんぎ）書又は経費申請書に基づき、厳正に行われている。資産運用及び資金調達は適切な会計処理により管理している。
また、監事による会計監査、監査法人による定期的な監査及び経営方針等の意見聴取も行われ、それぞれの立場からの指摘・点検により会計監査の体制を整備し適切に運営している。

基準６．内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1 内部質保証の組織体制
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
前回の認証評価での指摘を踏まえ、平成 23(2011)年から「自己点検・評価委員会」を立上げるとともに、評価に基づいた教育改善を進めるため、併せて「ファカルティ・ディベロップメント委員会」を設置した。その後、平成 29(2017)年に「スタッフ・ディベロップメント委員会」を設置した。平成 30(2018)年度に教職員の能力開発を含む大学全体の質向上を推進する組織として「FD・SD 委員会」を整備し、責任体制が確立され機能している。
専門職大学院の認証評価受審を契機として、平成 28(2016)年に教育充実のための「カリキュラム改革プロジェクト」を立上げ、三つのポリシーとカリキュラムの整合性を図るなどの改善方針を策定し、平成 30(2018)年から新カリキュラムを導入している。

6－2 内部質保証のための自己点検・評価
6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な大学独自の自己点検・評価として、平成 25(2013)年以降、2 年に 1 度、組織的な自己点検・評価を実施してきた。

自己点検・評価や機関別認証評価、専門職大学院認証評価への対応は、日常的に教職協働で行っており、評価結果の共有が確実にできる体制となっている。

調査データの収集・分析については、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」「学生委員会」及び事務局でそれぞれ行っている。IR 活動についてはそれぞれの部署が個別に行っている状況であり、IR を主管する部署を平成 30(2018)年度中に決定する。これにより、「自己点検評価書」のフィードバックや活用の推進など系統的、組織的な対応を強化する予定である。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の PDCA サイクルは 2 年に 1 回、事業計画や教育方針の達成状況の自己点検・評価によって行っている。この結果は、「自己点検・評価実施報告」にまとめられ、問題点を「主な対応課題」として整理し改善を図る仕組みとなっている。

教育や授業の質保証の改善は、授業アンケートや教員による「授業報告書」「研究活動白書」に基づき「教員勉強会」などの FD 活動を通じて行っている。また、教員評価制度によって、目標面接で教育目標を確認し、育成面接で課題の進捗や問題点の改善状況の確認など、PDCA サイクルの基本的な仕組みは確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．人間力のある高度 ICT 人材の育成

Ａ－1　探究実践力

A-1-①　社会課題を発見し解決する能力（探究実践力）を持つ人材を育成しているか

Ａ－2　社会課題への取り組み

A-2-①　社会課題の解決に貢献しているか

【概評】

社会の課題に関する知見や現実の課題を発見し解決する能力「探究実践力」の育成を図るための科目として「探究実践演習」をカリキュラムの中に取入れ、全学生の 1 年次に必修科目として実施している。「探究実践演習」は学長自らが担当し、科目目標の深い理解と確実な定着を図っている。加えて、2 年次の選択科目である「創造性開発演習」などを通し、2 年間の修学期間のうちに、「探究実践力」を獲得できるカリキュラムを構築している。

留学生を含めた多様な修了生が輩出しており、実際に社会課題の解決のための活動に就いている者もいる。特に、途上国からの留学生には、社会課題解決への高い問題意識を持つ者も多い。留学生の中には帰国後に起業し社会への大きな貢献を果たした者もいる。修了後の活動を支援する仕組みとして、留学生ネットワークを構築し活用している。

基準Ｂ.“Social Innovation by ICT and Yourself”の実現

Ｂ－1　多様化

B-1-①　イノベーションの揺籃となる多様性を実現しているか

Ｂ－2　 SDGs

B-2-①　SDGs の達成に貢献しているか

【概評】

情報技術研究科の設立当初から、海外との連携先を模索し、近年では、アジア諸国だけでなく、アフリカ諸国からも入学希望者を継続的に受入れるようになった。これにより、多様な異文化が存在する学内環境が構築でき、この環境は国際性の涵養のみならず、「Social Innovation by ICT and Yourself」の実現に欠かすことのできない創造性(Creativity)と革新性(Innovativeness)の育成・発現に寄与している。平成 30(2018)年現在は、33 か国からの留学生を迎入れ、探究実践力の定着に尽力し、卒業後は各方面において学修成果を活用した社会イノベーションのための仕事に就く者が輩出している。

特に、「ICT を活用して社会課題を解決する」方策を学ぶ ICT イノベータコースにおける、さまざまな社会課題への取組みは、SDGs(Sustainable Development Goals)への取組みと軌を一とするものであるとの評価がされ、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」により平成 29(2017)年に実施された第 1 回「ジャパン SDGs アワード」の選考対象として推薦されている。また、大学として、関西圏所在の企業、NGO・NPO、大学・研究機関、自治体・政府機関で構成されている「関西 SDGs プラットフォーム」にも参加し、重要な課題として意識し取組みを進めている。この活動を通し、途上国の人材育成において SDGs の重要性を伝授できる教育機関として機能している。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

1. 社会との接点を開く各種事業の取り組み

高度 ICT 人材の育成をめざして本学においては研究科における教育に加えて、社会との接点を開く各種の事業に取り組んでいる。途上国の抱える社会課題に対して日本の知見を

提供する JICA 課題別研修は平成 23（2011）年を第 1 回として平成 29（2017）年まで 4 回の受入を行っており、平成 30（2018）年から 3 年の新しい受け入れも決定している。課題別研修 Knowledge Co-Creation Program においては途上国における具体的な課題を持った研修員が参加し、本学の教員がその課題解決案の策定の指導と支援を行う。そのため、本学教員の実践的な課題解決への知見を広げるという点で大きな役割を果たしている。

また、「キガリを中心とした若手 ICT 人材育成事業」が JICA 草の根技術協力事業 地域活性化特別枠として採択され平成 28（2016）年から平成 31（2019）年まで実施されている。これは、本学の「探究実践」を核とした社会課題解決の手法を現地人材に教育するものである。実際の展開にあたっては、本学教員に加えて、本学修了生も指導者として参画している。そのため、参加教員を通しての本学への経験と知見の還元だけでなく、本学修了生が本学での学びを実践展開する貴重な機会となっている。

さらに本学に多数在籍する JICA 奨学生を対象とした特別プログラムも広範に展開している。特別プログラムは本学の教育事業に加えて、奨学生の知見を広げるとともに日本に対する理解を深めることなどを目的とする課外活動を行う。その実施に当たっては、学生のニーズをくみ取り、どのような付加価値を提供するかについての真摯な検討が必要であり、本学の専攻分野に限らない広い視点を本学に提供している。また、同プログラムを活用したチューター雇用などを通して、一般学生に対して、外国人留学生との密度の濃い交流関係も提供している。

2. 企業、地元自治体及び各種団体（JICA、JETRO、COPLI、JEITA 等）との連携

高度専門職業人を育成する専門職大学院としての役割と「社会の課題を自らの強みで解決できる人材を輩出する」という本学の教育研究上の目的から、企業、自治体、外部団体との連携を重要な要素として位置づけ、広く展開している。修了生の中心的な受入先、活躍先である企業とは共同研究、インターンシップや現役企業人の講師受入など多様な関係を構築しているが、特に PBL（Problem-Based Learning/Project-Based Learning）は本学の教育の質を高めるものとして、平成 29（2017）年から重点的に取り組んでいる。PBL の展開においては、企業の抱える課題の解決に本学学生が寄与するとともに、そこで得た知見を自らの研究活動に還元するという大学と企業との相互利益の関係が実現している。そうした企業との関係は、個別企業はもちろん地域ＩＣＴ推進協議会（COPLI）や一般社団法人日本電気計測器工業会（JEMIMA：Japan Electric Measuring Instruments Manufacturers' Association）などの団体との協力関係にも発展している。

本学が拠点を置く神戸市は日本有数の大都市でありながら、地方都市として地方創生への課題を抱えている。そうした神戸市の「神戸創生戦略」には本学は深く関わっており、重要なパートナーとしての連携関係を構築している。本学が深い連携を築いているアフリカなど途上国から、日本に失われつつある発展への強い熱意とエネルギーを導入することは、地方創生という社会貢献に本学が果たしうる重要な使命と考えて取り組んでいる。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 17(2005)年度

所在地　　兵庫県神戸市中央区加納町 2-2-7

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
情報技術研究科	情報システム専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 29 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 27 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 22 日	実地調査の実施　　10 月 23 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 24 日	10 月 24 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 14 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
平成 31(2019)年　2 月 5 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書
・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人コンピュータ総合学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	神戸情報大学院大学パンフレット	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	神戸情報大学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2018 年学生募集要項	

【資料 F-5】	学生便覧	
	2018 年学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	規程集一覧（コンピュータ総合学園、神戸情報大学院大学）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・監事名簿、評議員名簿、平成 29 年度開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算書（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	履修要覧、シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	JABEE 改善報告書検討結果	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学園ステートメント	
【資料 1-1-2】	ホームページ	
【資料 1-1-3】	大学院パンフレット（P2）	資料 F-2　参照
【資料 1-1-4】	神戸情報大学院大学学則（P1）	資料 F-3　参照
【資料 1-1-5】	募集要項（推薦入学試験用）（P1）	資料 F-4　参照
【資料 1-1-6】	2015 年度事業計画	
【資料 1-1-7】	冊子「KIC　PEOPLE」	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	ホームページ（情報公開）	
【資料 1-2-2】	シラバス作成ガイド	
【資料 1-2-3】	ポリシー	資料 F-13　参照
【資料 1-2-4】	組織図	
【資料 1-2-5】	2018 年 4 月教授会資料	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	ポリシー（AP）	資料 F-13　参照
【資料 2-1-2】	募集要項（一般選抜入学試験・社会人特別選抜入学試験）P3	資料 F-4　参照
【資料 2-1-3】	ホームページ	資料 1-2-1　参照
【資料 2-1-4】	イノベ募集要項	

【資料 2-1-5】	入学者選抜規程	
【資料 2-1-6】	入試委員会規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	学生委員会規程	
【資料 2-2-3】	研究室配属表	
【資料 2-2-4】	教授会報告資料	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	セルフアセスメントシート	
【資料 2-3-2】	学生委員会事業計画	
【資料 2-3-3】	2017 年就職ガイダンス	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	神戸電子推薦学生制度	
【資料 2-4-2】	減免学生リスト	
【資料 2-4-3】	民間奨学金実績リスト	
【資料 2-4-4】	課外活動実績	
【資料 2-4-5】	教員マニュアル（学生の学会発表支援制度）	
【資料 2-4-6】	学生相談室案内	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	建物平面図（3 号棟）	
【資料 2-5-2】	建築確認済証	
【資料 2-5-3】	ホームページ（施設関係）	
【資料 2-5-4】	図書リスト（蔵書数）一部	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート	
【資料 2-6-2】	平成 29 年度授業報告書作成状況	
【資料 2-6-3】	イノベータ修了生アンケート（教授会資料）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	教育研究上の目的　（P1）	
【資料 3-1-2】	ポリシー（DP）	資料 F-13　参照
【資料 3-1-3】	2018 年度履修要覧　（P3-P4）	資料 F-12　参照
【資料 3-1-4】	学位規程　（P1）	
【資料 3-1-5】	履修規程　（P1-P2）	
【資料 3-1-6】	2017 年度終了生成績優秀者選考資料　（P1）	
【資料 3-1-7】	2018 年度新 2 年次特待生選考資料　（P1）	
【資料 3-1-8】	特定課題研究発表会（記録）	
【資料 3-1-9】	修了判定会議議事録	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	ポリシー（CP）	資料 F-13　参照
【資料 3-2-2】	2018 年度シラバス作成ガイド　（P2-P4）	資料 1-2-2　参照
【資料 3-2-3】	2018 年度開講科目の要件　（P1-P2）	
【資料 3-2-4】	2018 年度履修要覧　（P7）	資料 F-12　参照
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2017 年度成果発表会評価シート　（P1）	
【資料 3-3-2】	2017 年度中間審査発表会評価シート　（P1）	

【資料 3-3-3】	2017 年度終了発表会評価シート　(P1)	
【資料 3-3-4】	キャリア教育セルフアセスメントシート　(P4)	
【資料 3-3-5】	授業報告書　(P1)	
【資料 3-3-6】	2016 年度授業評価アンケート集計分析　(P1-P2)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	教授会規程	
【資料 4-1-2】	人事教授会内規	
【資料 4-1-3】	神戸情報大学院大学学則	資料 F-3　参照
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	組織図	資料 1-2-4　参照
【資料 4-2-2】	教員選考規程	
【資料 4-2-3】	教授会規程	資料 4-1-1　参照
【資料 4-2-4】	2016 年度業績評価制度	
【資料 4-2-5】	2018 年度業績評価制度	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	入職時教職員研修レジメ	
【資料 4-3-2】	スタッフ・デベロップメント委員会規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	公的研究費の管理・監査の実務指針	
【資料 4-4-2】	公的研究費運営・管理体制	
【資料 4-4-3】	外部研究費獲得～使用開始フロー	
【資料 4-4-4】	研究費および外部資金執行方法～発注・研修・支払いフロー	
【資料 4-4-5】	物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項	
【資料 4-4-6】	公益通報者保護規程	
【資料 4-4-7】	教員マニュアル	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人コンピュータ総合学園寄附行為	資料 F-1 参照
【資料 5-1-2】	組織規程	
【資料 5-1-3】	事務分掌	
【資料 5-1-4】	ハラスメント対応ガイドライン	
【資料 5-1-5】	危機管理マニュアル	
【資料 5-1-6】	個人情報保護規定	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人コンピュータ総合学園寄附行為	資料 F-1 参照
【資料 5-2-2】	寄附行為細則	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人コンピュータ総合学園寄附行為	資料 F-1 参照
【資料 5-3-2】	寄附行為細則	資料 5-2-2
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	平成 30 年度事業計画書	資料 F-6 参照
5-5. 会計		
	該当なし	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	自己点検評価委員会規程	
【資料 6-1-2】	ファカルティ・デベロップメント(FD)委員会規程	
【資料 6-1-3】	スタッフ・デベロップメント（SD）委員会規程	
【資料 6-1-4】	2018 年度委員会体制	
【資料 6-1-5】	カリキュラム改革成果報告	
【資料 6-1-6】	20171026_授業報告書&研究活動白書作成状況	
【資料 6-1-7】	2017 年度授業評価アンケート集計分析	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	イノベータコース学生内訳 2017 年 10 月入学時点	
【資料 6-2-2】	PBL 状況報告	
【資料 6-2-3】	2017 年度自己点検評価について	
【資料 6-2-4】	2017 年度自己点検評価実施報告書	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	JABEE 改善報告書に対する回答書	資料 F-15　参照
【資料 6-3-2】	FD 活動の実績と成果	

基準 A. 人間力のある高度 ICT 人材の育成

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 探究実践力		
【資料 A-1-1】	探究実践教育研究設計ガイド案（原文）	
【資料 A-1-2】	探究実践教育 PDCA	
【資料 A-1-3】	探究実践教育制度概要書_原紙	
【資料 A-1-4】	探究実践教育制度概要書_別紙	
A-2. 社会課題への取り組み		
【資料 A-2-1】	PBL 状況報告	【資料 6-2-2】参照
【資料 A-2-2】	KIC の内外への社会貢献	
【資料 A-2-3】	JICA プレスリリース「草の根技術協力」	
【資料 A-2-4】	課題別研修プレスリリース	
【資料 A-2-5】	音羽電機との連携協定プレスリリース	

基準 B. “Social Innovation by ICT and Yourself”の実現

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 多様化		
【資料 B-1-1】	イノベータコース学生内訳 2017 年 10 月入学時点	【資料 6-2-1】参照
【資料 B-1-2】	累計出身国別学生数 2017 年秋入学時点	
【資料 B-1-3】	KIC と途上国（アフリカ）との関わり	
B-1. SDGs		
【資料 B-2-1】	関西 SDGs プラットフォーム　URL	URL を記載
【資料 B-2-2】	平成 29 年度ジャパン SDGs アワード申請書	
【資料 B-2-3】	平成 29 年度ジャパン SDGs アワード結果報告	e-mail をコピー

11 札幌保健医療大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
使命・目的及び教育目的を学則に定め、大学の特色を印刷物等で明示し、社会情勢に応じて教育目的を見直している。使命・目的及び教育目的の策定は役員、教職員が関与し、印刷物やホームページ等で公表している。使命・目的及び教育目的を実現するため、それらを反映した法人としての中期計画を策定している。使命・目的及び教育目的を踏まえて三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を明確に定め、その実現に必要な教育研究組織が整備されている。

「基準２．学生」について
アドミッション・ポリシーを定め、印刷物やホームページ等で公表し、多様な入学者選抜を行っている。保健医療学部のうち看護学科は入学定員及び収容定員に沿って在籍学生数を確保しているが、学年進行中の栄養学科は各学年で入学定員を満たせていない状態にある。教員と職員で構成される学生委員会で支援計画を立案、実施するなど学修支援の体制を整えている。キャリア開発委員会を中心にキャリア支援体制を整備している。各種委員会による学生支援のほか、健康管理室、学生相談室等を設置して心身に関する支援をしている。設置基準を上回る校地、校舎、施設設備等を整備して教育環境を整えている。大学は全学生対象に各種調査を実施して意見要望を把握し、学修支援及び学修環境の改善につなげている。

「基準３．教育課程」について
ディプロマ・ポリシーを学科ごとに定め、印刷物やホームページ等で公表している。単位認定、進級及び卒業認定基準等は学則に定め、成績評価基準は履修要綱やシラバスに明示している。カリキュラム・ポリシーを学科ごとに定め、ディプロマ・ポリシーの達成につなげることにより、その一貫性を確保している。授業は講義、演習、実習、実験のほか、グループ学習、オムニバス授業を行っている。学生の資格取得状況、学生満足度調査、学生による授業評価アンケート等により学修成果を点検・評価し、学生、教員へフィードバックすることで学修指導の改善・工夫を図っている。

「基準４．教員・職員」について
教学マネジメントの遂行に必要な組織編制と教職員が適切に配置され、学長のリーダーシップを支える仕組みが確立されている。教育職員選考規程を定め、教育職員採用候補者

選考委員会を設置している。教員全体を対象とした FD 研修会を行うことで教育内容、方法等の工夫・改善を図り、教員教育研究等業績評価システムにより教員の自己評価を実施している。SD 研修会や他大学との合同 SD 研修会等を活用して教職員の資質向上に努めている。十分な教育研究活動ができる研究環境を整え、大学は個人研究費を配分し、研究を支援している。研究費等の不正使用防止や倫理に関する規則を定めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為、学則を定め各種法令等を遵守した運営を行い、情報公開規程をホームページで公開している。理事会、評議員会及び常任理事会を置き、それぞれを機能させることで、理事長のリーダーシップが発揮できる体制を整備している。監事監査、公認会計士監査、監査室監査が行われている。法人は安定した財務基盤を確立しているものの、大学の収支は支出超過が続いており、定員確保のため多様な広報活動を展開している。会計処理は、学校法人会計基準などに基づき適正に処理している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の組織体制として、自己点検・評価委員会と IR(Institutional Research)機能を有する大学評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は学内の各委員会及び事務局が作成した活動報告書をベースに自己点検・評価報告書を編集している。自己点検・評価報告書に課題・改善方策の項目を設けて PDCA サイクルを形成している。三つのポリシーに基づき大学運営について自己点検・評価及び各種調査結果等を活用して改善・向上を図り、内部質保証の仕組みを機能させている。

総じて、使命・目的及び教育目的の達成のため、教育課程編成、教育研究組織、学修環境及び学生支援体制を整備している。栄養学科は入学定員に沿った適切な学生数が確保できていないが、教学マネジメントについては、学長のリーダーシップを支える組織が適切に構築されることで有効に機能している。経営・管理と財務は責任と権限が明確である。自己点検・評価及び各種調査等を活用して三つのポリシーに基づき組織的に内部質保証に結びつけている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献・社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1.「地域に根ざす医療人」教育の重視
2. 大学農場と専門職教育

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の学園理念を継承して、大学はその教育理念を「人間力教育を根幹とした医療人育成」としている。使命・目的及び教育目的は、学則第 1 条及び第 5 条に具体的かつ簡潔な文章で明確に定めている。

教育理念のもとに、学部・学科の体制を整備して看護師・保健師、管理栄養士の専門職業人教育及びその分野の研究機能を果たし、地域の保健医療福祉の発展に寄与・貢献することを大学の個性・特色として学生便覧、履修要項及びシラバスに明示している。

社会情勢に対応して、栄養学科の増設と保健医療学部の教育目的の見直し、栄養教諭育成のため、栄養教諭普通免許状一種の取得を可能とするよう教育課程の編成を見直している。

〈参考意見〉

○看護学科及び栄養学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは学科ごとに設定されているが、各学科の教育目的については、定めがないため学則等で定めることが望まれる。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

教育理念、使命・目的及び教育目的の策定については、設立当初から役員、法人と大学の教職員が関与して確定している。教育理念、使命・目的及び教育目的は、学生募集要項、

学生便覧、ホームページ、各種行事等で学内外に周知している。

教育理念､使命･目的及び教育目的を実現するため､｢学校法人吉田学園　中期計画 2020｣に大学で取組むべき課題及び具体的なアプローチを明記している。

教育理念、使命・目的及び教育目的を達成するためディプロマ・ポリシーを具体的に定め、その実現のためにカリキュラム・ポリシーを、更にアドミッション・ポリシーをそれぞれ関連付けて定めている。これらの遂行に必要な 1 学部 2 学科の教育研究組織を整備して、学長のもとに運営会議、大学評価委員会及び危機管理委員会を、教授会のもとに各種委員会をそれぞれ設置している。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を概ね満たしている。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

教育理念である「人間力教育を根幹とした医療人育成」のもとに、アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページ、大学案内及び学生募集要項に明示し周知している。また、学内でのオープンキャンパスや大学見学会、学外における進学相談会や出張講義等においても説明し周知に努めている。

学科別のアドミッション・ポリシーは定められていないものの、「確かな学力」「保健医療への関心」「豊かな社会性」「強い向上心」という四つのアドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を行っている。

学年進行中の栄養学科については入学定員及び定員充足率が低い状態にあるため今後の対応が求められるが、看護学科は適正な入学者数を確保し収容定員を満たしている。

〈改善を要する点〉

○学年進行中の栄養学科の在籍学生数が入学定員の合計の 0.5 倍未満であるため、改善を要する。

〈参考意見〉

○アドミッション・ポリシーは、大学全体として定められているが、学科ごとに定めることが望まれる。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援体制に関する方針・計画は、教員と職員で構成される学生委員会、教務委員会、キャリア開発委員会による体制のもと立案し、実施されている。障がいのある学生には、受験時から入学まで随時事前相談を行い、対応できる体制を整えている。また、校舎をバリアフリーにしており、障がいの種類や程度によって学修環境及び指導について支障の有無を確認するなど配慮している。専任教員においては、オフィスアワー制度を導入し、履修要項・シラバスで学生に周知して相談・指導体制を整備している。

TA 制度は導入していないが、授業の指導補佐として、学内の助手、助教のほか、非常勤指導員を配置し、学修支援をしている。

学科及び学年ごとに配置している「学年担任（学担）」が学修支援の中心を担い、退学、休学及び留年への対応として、科目担当者等との複数体制で学修指導・助言を実施している。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア開発委員会を中心に事務局進路支援課及び教員が連携・協働し、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する教育及びキャリア支援体制を整えている。また、求人情報の閲覧や情報収集が行えるキャリア支援室を設置するとともに、キャリア支援相談員を配置し、相談業務等を行っている。

看護学科及び栄養学科では、それぞれ国家試験への合格を支援するために、キャリア開発委員会が中心となり年間計画を作成し、学外講師と学内教員による補講を行い、模擬試験受験料の一部を後援会から補助するなどの支援体制を整えている。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活全般の支援は学年担任が中心となり、学生委員会、キャリア開発委員会、人権擁護委員会、国際交流委員会、事務局学務課と連携して協働する体制をとっている。

学生の経済的支援として、日本学生支援機構による奨学金、道市町村及び医療機関の修学資金制度等があり、学年担任と事務局学務課が連携し助言・指導をしている。また、経済的困窮者のための給付型奨学金と兄弟姉妹が同時在学する学生のための奨学金制度を大学独自に設け、支援している。

学生の自治活動やサークル活動は学生の自律性を保ち、学生委員会や教員による顧問を中心に活動を支援している。学生の心身に関する健康相談や支援等は、事務局学務課を中心に学校医、保健師が常駐する健康管理室、臨床心理士とカウンセラーが担当する学生相談室、学年担任及び実習運営部会が連携して行っている。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、設置基準を上回る校地、校舎、体育施設、図書館、情報施設・設備等を整備し､実験･実習室を看護学科及び栄養学科ごとに設けて学修環境を整えている。また、校舎内の全ての施設は耐震性が確保されている。

図書館は適切な規模で十分な資料を確保し、開館時間を授業開始前の時間に早めるなど学生の利便性に配慮している。また、情報関連の教室として主に授業で使用する情報処理室 2 室と自習用 1 室を設け、校舎全館に無線 LAN アクセスポイントを整備し、情報サービスを利用する環境を整えている。

校舎内全てをバリアフリー化してエレベータ、トイレ等は安全性と利便性に配慮している。授業を行う学生数は適切であり、講義室、演習室、実習室等の規模と必要な付帯設備を整備している。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

全学生対象の「学生満足度調査」と全科目対象の「学生による授業評価アンケート調査」を実施して、学生の意見・要望を把握している。また、要望・意見に該当する部署がそれぞれ改善策を講じるとともに、学生にはコメントを掲示して周知する体制を整えている。

「学生満足度調査」の分析により、メンタルヘルス面の支援体制を改善するためカウセラーと学生相談室の開室日を増やすほか、大学独自の奨学金制度を設け経済的支援の制度を導入している。また、施設・設備面でも、校舎の改修工事を行うなど設備の充実を図り、学修環境を整備している。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育理念を踏まえたディプロマ・ポリシーを学科ごとに定め、学生便覧、履修要項、シラバス、ホームページ等に掲載、周知されている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等が学則、履修規程、履修に関する細則に適切に設定されており、厳正に適用されている。学修の順次性やディプロマ・ポリシーの実現を意識するために平成 28(2016)年度入学生から、学年制を導入している。卒業認定は、学則第 41 条に「本学に 4 年以上在学し、別表 1 及び別表 3 に定める授業科目及び単位数を修得した者について、学長が卒業を認定する」と規定している。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育理念を踏まえて、カリキュラム・ポリシーを学科ごとに定め、履修要項・シラバスなどで周知している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき系統的に編成され、学修成果はディプロマ・ポリシーの各項目の到達目標の達成につながって一貫性を確保している。教養教育は「基礎教育科目」で実施され、選択科目の一部は看護学科と栄養学科の合同科目として配置するなど、充実が図られている。シラバスは適切に整備され、履修登録単位数の上限は看護学科 45 単位、栄養学科 40 単位と履修規程に定められている。

授業形態は講義、演習、実習、実験及び臨地実習とし、オムニバス授業、両学科混成授業でのグループ学習等を取入れ工夫している。また、学生による授業評価、FD 研修会、実習施設との協議会・指導者会議、実習指導者研修会等で教授方法の改善の取組みを行っている。

〈参考意見〉

○教養教育をより専門的に検討する体制の充実が望まれる。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の資格取得状況の分析、学生満足度調査、学生による授業評価アンケート調査等により三つのポリシーを踏まえて学修成果を評価している。授業評価アンケートは、全科目実施されており、アンケート結果と科目責任者の回答は学生が見られるよう小冊子にまとめて図書館等に掲示されている。授業評価アンケートをもとに、FD 委員会を中心に学修指導の検証を行い、検証結果は担当教員へのフィードバックが実施され、教授方法の改善・工夫に結びつけている。

基準４．教員・職員

【評価】

基準 4 を概ね満たしている。

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

平成 27(2015)年学校教育法一部改正に伴い、学則、評議会規程、教授会規程及び運営会議規程を改正している。学則上の教授会の位置付けは適切に規定されているが、教授会規程などの一部規則については、学校教育法改正の趣旨が反映されていない事項が散見するため、現在、見直しを行っている。

学長のリーダーシップを支える仕組みとして、学部長等を構成員とする大学運営会議を月に一度開催している。教学組織は平成 29(2017)年度から部長制を採用し、「札幌保健医療大学の役職に関する規程」を整備し、その権限と責任を明確にしている。事務局は総務課、学務課及び進路支援課で構成され、事務分掌規程によってその業務は規定されている。各委員会及び諸会議体に事務職員が構成員として参画し、教職協働に努めている。

〈改善を要する点〉

○教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものを学長が定め、周知していないことは改善を要する。

○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きを学長によって適切に定められていない点について改善を要する。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

看護学科は設置基準、保健師助産師看護師学校養成所指定規則を遵守して教員を配置し、栄養学科は栄養士法施行規則、管理栄養士学校指定規則等を遵守し、設置基準認可申請書通り、完成年度までの教員組織計画に沿って教員確保を行っている。

教員の採用及び昇任については、「札幌保健医療大学教育職員選考規程」「保健医療学科教育職員採用及び昇任の選考基準に関する内規」を整備し、教員組織計画に沿って適切に

運用している。教員全体を対象としたFD研修会や学術セミナーのほか、新しく赴任した教員は、学長が講師を務めるFD研修会に参加し、大学の教育理念・目的や教育方法に関する理解を深めている。学生による授業評価アンケートの点検評価による教育内容・方法の改善及び教員教育研究等業績評価システムの導入による自己評価等を実施している。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目4-3を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上を図るため、事務局総務課が主体となって、事務局SD研修会を実施している。また、教職協働による大学運営を念頭に置いたFD・SD合同研修会を実施している。

日本私立大学協会などの外部講習会に出席した職員は、事務局SD研修会で報告することにより、参加した職員の発表能力の向上とその他の職員との情報共有につなげている。平成27(2015)年には、近隣大学と大学間の交流を通じて職員の資質向上を図る目的で、連携協力に関する協定書を締結し、現在まで4回の合同SD研修を開催している。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目4-4を満たしている。

〈理由〉

教員が研究を行う環境として、研究室、共同研究室及び図書館が整備され、実験施設として精密機械を配備した理化学実験室及び同準備室が配置されている。

個人及び公的研究費の取扱規程及び要領を定め研究費等の不正使用を防止する研修会を開催するほか、倫理規程の制定、研究倫理委員会の設置などを行っている。

研究活動への資源配分に関し、個人研究費規程を定め、大学から職位ごとに毎年度配分している。また、個人研究費とは別に、「札幌保健医療大学学術奨励研究費助成等に関する規程」を定め、専任の教授・准教授には学術研究費、講師・助教には奨励研究費、助手には教育研究力促進に係る補助の研究費助成申請制度を設けている。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を概ね満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、豊かな心で地域の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」と定めるなど、必要な事項等を規定し、学校教育法、私立学校法、設置基準等の各種法令等を遵守して運営している。「学校法人吉田学園　中期計画 2020」を策定するなどして、使命・目的の実現へ継続的に取組んでいる。

環境保全として節電・温暖化対策ガイドラインを定めて環境保全に取組むほか、人権擁護等に関する規則、個人情報保護規程等により人権について配慮している。加えて、公益通報に関する規則を定め、不正行為の早期発見、業務の遂行状況及び規則の遵守の確認を行い、規律と誠実性を維持している。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び寄附行為施行細則を定め、理事会、評議員会及び常任理事会を置くことで意思決定のできる体制を適切に整備している。理事の選任については寄附行為に定められ、事業計画の策定など理事会の運営は適切である。理事会は寄附行為等に基づき開催されており、理事会から委任された事項及び機動的意思決定のための仕組みとして、常任理事会を持ち、一部の業務決定の権限を委任して理事会機能を補佐する役割を果たしている。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定については、寄附行為施行細則で理事長に委任する権限を規定しているほか、評議会、運営会議を設置し、大学と法人との意思疎通や連携体制を整えて機能している。監事による監査、公認会計士監査、監査室監査が行われ、法人及び大学の相互チェックは機能している。監事及び評議員は寄附行為に基づき適切に選任されており、評議員会の運営も適切に行われている。

また、管理運営、教員の人員計画、教員の任免等に対して学長に意見を述べる組織として評議会が設置されており、評議会を通じて各種委員会の意見をくみ上げる仕組みがある。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を概ね満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立に向けては「学校法人吉田学園　中期計画 2020」があるものの、その裏付けとなる財務計画は、現在十分な確立に至っていない。

法人全体としては、法人内に設置する専門学校群の入学者数増加により、概ね安定した財務基盤を確立している。大学としては、栄養学科の入学定員未充足が主たる原因となり、やや収支のバランスを欠いているものの、定員を確保するための多様な広報活動を実施し、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○大学単独の事業活動収支計算書関係比率において、事業活動収支差額比率、経常収支差額比率、教育活動収支差額比率で支出が収入を上回っているが、財務計画が単年度のみで、財務に関する中長期計画が策定されていないため改善を要する。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人吉田学園経理規程」等に基づき

適正に会計処理をしている。

監事による監査は、監事 2 人により、法人の業務及び財産の状況の監査を行っており、決算時に監査報告書を作成して、理事会及び評議員会で監査報告を行うなど厳正に実施されている。

また、独立監査人による諸帳簿、伝票、証票及び取引内容等の確認を行っている。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を概ね満たしている。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 25(2013)年度の開設時には自己点検・評価委員会を設置して、内部点検を中心に活動し、それ以降、各自己点検・評価項目を担当する委員会と統括責任者を定めた上で、自己点検・評価報告書を毎年作成している。

平成 29(2017)年度には学長を委員長として学部長、図書館長、教務部長、学生部長、学科長、法人本部長、大学事務局長の委員構成で大学評価委員会を設置し、自己点検・評価報告書の審議を行うなど内部質保証に結びつける責任体制を整えている。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

各種委員会及び事務局は、毎年の活動内容を自主的・自律的に自己点検・評価した上で委員会等活動報告書を作成し、自己点検・評価委員会に提出している。自己点検・評価委員会は、委員会等活動報告書を評価して報告書の修正や追加等を行い、自己点検・評価報告書として編集している。その自己点検・評価報告書がフィードバックされることで記載された課題･改善方策の項目に基づいた改善が行われる PDCA サイクルが形成されている。自己点検・評価報告書は全教職員に配付し、図書館に配架するとともに、ホームページで公開している。

平成 29(2017)年度からは IR 機能を有する大学評価委員会においても収集・分析されたデータを課題解決案の策定に生かすことで大学運営の改善を図っている。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を概ね満たしている。

〈理由〉

各学科のディプロマ・ポリシーの項目別到達目標に必要な科目をカリキュラムツリーで学科別に示し、これがカリキュラム・ポリシーにつながり、アドミッション・ポリシーに反映され、大学の内部質保証を体系化している。

三つのポリシーに基づいた大学運営について、自己点検・評価、設置計画履行状況等調査のみならず、第三者学外委員による学長の業務執行状況に係る調査を行うなどのチェック機能を有している。それら各種の意見・報告をもとに改善・向上を図る PDCA サイクルを形成することで内部質保証の仕組みとしており、今後はそれが十分に機能していくことに期待したい。

〈改善を要する点〉

○学生の受入れ、教学マネジメントの機能性、財務基盤と収支、といった点で改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域貢献・社会連携

A－1　大学の人的資源・物的資源の地域社会への還元と協力連携体制

A-1-①　大学の教育研究資源の地域社会への提供

A-1-②　地域社会との連携と貢献のための組織と運営体制

【概評】

大学は学則第 1 条において「専門技術の研究・教授、有為な人材育成と社会の発展に貢献することを目的とする」と明記し、大学の人的・物的資源を活用し、社会に還元することで「地域に根ざした」「地域から必要とされる」大学としての役割を果たすことを地域貢献の意義として掲げている。平成 26(2014)年度から地域連携委員会を中心に、さまざまな形で学生が参加して地域貢献を行っている。具体的には、札幌市東区連携協定事業や中沼地区夏祭りへの貢献として「健康づくりフェスティバル」等に参加し、健康への意識向上、食習慣・運動習慣の改善等の健康生活向上を支援している。また、平成 27(2015)年度から

年 2 回の公開講座を開催し、札幌市民の健康に寄与する講座、自然災害への備えに関する講座、大学農場で生産した農産物などを用いて北海道の食材の魅力と食の持つ力に関する講座などを実施している。また、地元のプロバスケットボールチームのレバンガ北海道と「栄養サポートパートナー協定」を締結し、選手の食事、栄養管理・指導等を行い、併せて地域住民の健康・体力の向上のための支援活動を行っている。北海道天塩郡遠別町や千歳市の菓子製造販売業者と共同して道産食材による焼き菓子を開発するなど産学官連携事業を展開しており、今後の更なる発展に期待する。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

本学は、教育・研究・社会貢献の3機能の相乗作用による発展をめざしている。なかでも、本学は北海道にある大学として、以下に示す教育に取組んでいる。

1.「地域に根ざす医療人」教育の重視

本学は、開学時から「人間力教育を根幹とした医療人育成」の理念のもとに看護職を養成し、卒業生が北海道民の暮らしのなかで保健医療福祉に貢献できることをめざしている。その教育的取組みの一つとして、教育課程に北海道開拓から始まる独自の風土と文化・歴史、自然と大地、産業、さらに保健医療福祉面での道民の健康と生活の課題に関する理解等を深めるための教育内容に組込んできた。看護・栄養の両学科共通の基礎教育科目では、「生態学」「地域社会文化論」「社会貢献と活動」で北海道の特徴を多面的に学ぶ機会としている。看護学科教員組織には、保健師国家試験受験資格（選択）を付与するために公衆衛生看護学専任教員の複数配置を活かし、専門科目に「地域保健医療看護論」を2年次必修科目として、「公衆衛生看護学概論」を3年次全学生が選択可能な科目として配置し、看護師教育で狭小化して教授されやすい健康、対象と環境、看護について早期から地域保健の観点を強化した概念形成を図るとともに、北海道の地域看護と保健医療に関する特性を理解するよう取組んでいる。また、各専門領域の看護臨地実習の学習課題の一つに、施設内外の保健医療福祉チームとの連携を取り上げる等、北海道とそこに暮らす人々の保健医療福祉面からの健康課題と連携の取組みについて、1～4年次の学習進度に合わせた教育を行っている。今後は、北海道民の健康と医療、栄養と食生活の総合的観点を重視した看護・栄養両学科合同の専門科目を設け、「地域に根ざす医療人」としての学びをより深める教育課程を検討している。

2. 大学農場と専門職教育

本学所在地は、北海道開拓時代から北海道特有のタマネギ「札幌黄」を生産してきた農業地である。本学は、平成 29(2017)年度栄養学科開設当初より、大学隣接の農地で北海道や札幌市の伝統的農産物（タマネギ「札幌黄」、トウモロコシ「札幌八行」、じゃがいも「男爵」）を中心に教職員と栄養学科学生の共同作業で生産に取組んでいる。この目的とするところは、文部科学省大学設置認可申請書における「栄養・食生活の専門職者として、北海道の豊富な農・畜・水産物、食文化と食生活、生活環境等の特性をふまえて」活動できる管理栄養士の育成にあり、上記 1. と関連して「地域に根ざす」医療人として北海道に貢献するための教育に係る新たな取組みである。平成 29(2017)年度は、専門基礎科目である「食品科学実験Ⅰ」においては収穫物を食品成分分析の試料に、また「調理学実習Ⅱ」におい

ては北海道産食材を使用した郷土料理の実習に活用している。さらに、本学公開講座での参加者への配付、大学祭での収穫物を用いた料理を教員指導のもとに学生が調理し、参加者にふるまう等、北海道食材の特性について地域に周知するよう努めた。栄養学科学生たちは、これらの活動を通して、北海道の豊富な食材、道民の食の歴史、独自の食文化への理解、さらに食の宝庫といわれる北海道の自然・大地と安全な食環境づくりの重要性について学修を深めている。今後は、専門基礎科目の一貫として、農産物の生産体験を組込むことや、看護学科学生の農場体験（ボランティア）まで広げ、看護師・保健師の活躍する地域の特性と、そこで生業を立て暮らす人々の健康と生活の特性を理解できる看護職育成にも役立てることを検討している。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 25(2013)年度
所在地　　北海道札幌市東区中沼西 4 条 2-1-15

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	看護学科　栄養学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 23 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 1 日	実地調査の実施　　10 月 2 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 3 日	10 月 3 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 31 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 19 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
平成 31(2019)年　2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書

・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料F-1】	寄附行為	
	学校法人吉田学園寄附行為 学校法人吉田学園寄附行為施行細則	
【資料F-2】	大学案内	
	2019年度札幌保健医療大学案内WILL	
【資料F-3】	大学学則、大学院学則	
	札幌保健医療大学学則	
【資料F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2019年度札幌保健医療大学学生募集要項	
【資料F-5】	学生便覧	
	2018学生便覧	
【資料F-6】	事業計画書	
	平成30年度(2018年度) 事業計画書	
【資料F-7】	事業報告書	
	平成29年度(2017年度) 事業報告書	
【資料F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	札幌保健医療大学 諸規程等目次	
【資料F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人吉田学園 理事・監事・評議員一覧 理事会、評議員会の開催状況	
【資料F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）	
	平成25年度(2013年度) 計算書類等 平成26年度(2014年度) 計算書類等 平成27年度(2015年度) 計算書類等 平成28年度(2016年度) 計算書類等 平成29年度(2017年度) 計算書類等	
【資料F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2018履修要項・シラバス	
【資料F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	2018学生便覧「大学の概要と方針」p3－6	
【資料F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	札幌保健医療大学 看護学部 栄養学科 設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		

【資料1-1-1】	札幌保健医療大学学則第1条p1	資料F-3参照
【資料1-1-2】	札幌保健医療大学学則第5条第3項p1－2	資料F-3参照
【資料1-1-3】	2018学生便覧「大学の概要と方針」p3－6	資料F-5参照
【資料1-1-4】	平成30年度大学運営に関する基本方針	
【資料1-1-5】	学年担任（学担）に関する業務要綱	
【資料1-1-6】	札幌保健医療大学学術奨励研究費助成等に関する規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料1-2-1】	札幌保健医療大学運営会議規程	
【資料1-2-2】	平成30年度大学運営に関する基本方針（再掲）	資料1-1-4参照
【資料1-2-3】	札幌保健医療大学ホームページ	
【資料1-2-4】	学校法人吉田学園中期計画2020	
【資料1-2-5】	2018学生便覧「大学の概要と方針」p3－6（再掲）	資料F-5参照
【資料1-2-6】	大学組織図	
【資料1-2-7】	札幌保健医療大学教授会規程	
【資料1-2-8】	札幌保健医療大学評議会規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料2-1-1】	2018学生便覧「大学の概要と方針」p3－6（再掲）	資料F-5参照
【資料2-1-2】	札幌保健医療大学入学者選抜に係る基本事項	
【資料2-1-3】	札幌保健医療大学入学者選抜規程	
【資料2-1-4】	札幌保健医療大学入学試験データ＆入学試験問題集(平成27年度～平成30年度)	
2-2. 学修支援		
【資料2-2-1】	平成30年度大学運営に関する基本方針（再掲）	資料1-1-4参照
【資料2-2-2】	大学組織図（再掲）	資料1-2-6参照
【資料2-2-3】	平成30年度役職・委員等人事一覧	
【資料2-2-4】	札幌保健医療大学危機管理マニュアルp2－9	
【資料2-2-5】	平成30年度看護学科・栄養学科「推薦入学者への入学前教育に係る課題の提出について」	
【資料2-2-6】	平成30年度新入生ガイダンススケジュール	
【資料2-2-7】	平成30年度前期ガイダンススケジュール	
【資料2-2-8】	学年担任（学担）に関する業務要綱（再掲）	資料1-1-5参照
【資料2-2-9】	平成29年度学生満足度調査結果報告書	
【資料2-2-10】	2018年度履修要項・シラバス「Ⅱ-6看護学科オフィスアワー」「Ⅲ－6栄養学科オフィスアワー」一覧表、pⅡ-10、pⅢ-10	
【資料2-2-11】	年度別学科別退学者・休学者・留年者数の推移	
【資料2-2-12】	身体障害に関する入学志願者の事前相談内容に関する個人票及び事前相談への対応の流れ	
【資料2-2-13】	平成29年度保護者懇談会プログラム	
2-3. キャリア支援		
【資料2-3-1】	2018学生便覧「卒業後の進路」p47－50	資料F-5参照
【資料2-3-2】	札幌保健医療大学キャリア開発委員会規程	
【資料2-3-3】	看護学科「就職活動ガイダンス」	
【資料2-3-4】	就職活動のてびき　看護学科	
【資料2-3-5】	年度別卒業生の就職率・道内道外就職状況	
【資料2-3-6】	2019札幌保健医療大学案内WILL p16	資料F-2参照
【資料2-3-7】	就職活動のてびき　栄養学科	

2-4. 学生サービス		
【資料2-4-1】	学年担任（学担）に関する業務要項（再掲）	資料1-1-5参照
【資料2-4-2】	札幌保健医療大学人権擁護委員会規程	
【資料2-4-3】	札幌保健医療大学における人権擁護等に関する規程	
【資料2-4-4】	札幌保健医療大学人権調査委員会調査手続きに関する規程	
【資料2-4-5】	札幌保健医療大学危機管理マニュアル（再掲）	資料2-2-4参照
【資料2-4-6】	札幌保健医療大学給付奨学金規程	
【資料2-4-7】	札幌保健医療大学兄弟姉妹同時在学時授業料の免除に関する規程	
【資料2-4-8】	札幌保健医療大学学業成績優秀者給付奨学金規程	
【資料2-4-9】	2018学生便覧「学友会会則」p110－115	資料F-5参照
【資料2-4-10】	2018学生便覧「健康管理」「学生相談」p33－38	資料F-5参照
【資料2-4-11】	平成29年度健康管理室・学生相談室の利用状況	
【資料2-4-12】	平成30年度臨地実習共通要項「実習における危機管理」p10－13	
2-5. 学修環境の整備		
【資料2-5-1】	2018学生便覧「校舎・施設」p127－132	資料F-5参照
【資料2-5-2】	本学における図書及び学術雑誌等の整備状況	
【資料2-5-3】	2018学生便覧「図書・情報処理」p55－60	資料F-5参照
【資料2-5-4】	平成29年度学生満足度調査結果報告書（再掲）	資料2-2-9参照
【資料2-5-5】	設備関係保守契約書	
【資料2-5-6】	講義室等の面積、収容人員に関する資料	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料2-6-1】	平成29年度学生満足度調査アンケート用紙	
【資料2-6-2】	平成29年度学生満足度調査結果報告書（再掲）	資料2-2-9参照
【資料2-6-3】	平成29年度学生の授業評価アンケート	
【資料2-6-4】	札幌保健医療大学給付奨学金規程（再掲）	資料2-4-6参照
【資料2-6-5】	札幌保健医療大学兄弟姉妹同時在学時授業料の免除に関する規程（再掲）	資料2-4-7参照

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料3-1-1】	2018学生便覧「大学の概要と方針」p3－6（再掲）	資料F-5参照
【資料3-1-2】	2018履修要項・シラバス「履修要項」Ⅰ－1－12	
【資料3-1-3】	2018札幌保健医療大学広報誌WILL	
【資料3-1-4】	札幌保健医療大学ホームページ	
【資料3-1-5】	札幌保健医療大学学則　別表1、別表3 p9－10、12－13	資料F-3参照
【資料3-1-6】	札幌保健医療大学学則　別表4 p14	資料F-3参照
【資料3-1-7】	札幌保健医療大学GPA制度に関する申合せ	
【資料3-1-8】	札幌保健医療大学学業成績優秀者給付奨学金規程	
【資料3-1-9】	札幌保健医療大学保健医療学部履修規程	
【資料3-1-10】	札幌保健医療大学保健医療学部履修に関する細則	
【資料3-1-11】	札幌保健医療大学学則第28条　p5	資料F-3参照
【資料3-1-12】	札幌保健医療大学既修得単位認定規程	
【資料3-1-13】	札幌保健医療大学試験規程	
【資料3-1-14】	札幌保健医療大学学則第42条、第43条 p6－7	資料F-3参照
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料3-2-1】	2018学生便覧「大学の概要と方針」p3－6（再掲）	資料F-5参照

【資料3-2-2】	札幌保健医療大学学則　別表1、別表3 p9－10、12－13（再掲）	資料F-3参照
【資料3-2-3】	平成30年度新入生ガイダンススケジュール（再掲）	資料2-2-6参照
【資料3-2-4】	平成30年度前期ガイダンススケジュール（再掲）	資料2-2-7参照
【資料3-2-5】	2018学習活動の手引き	
【資料3-2-6】	看護学科カリキュラムツリー	
【資料3-2-7】	栄養学科カリキュラムツリー	
【資料3-2-8】	平成30年度臨地実習共通要項	
【資料3-2-9】	各看護学領域の「実習要項」	
【資料3-2-10】	非常勤指導員のための臨地地実習指導に関わる共通手引き	
【資料3-2-11】	各看護学領域の「指導者の手引き」	
【資料3-2-12】	平成30年度実習協議会プログラム	
【資料3-2-13】	平成29年度実習指導者研修会プログラム	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料3-3-1】	札幌保健医療大学ホームページ	
【資料3-3-2】	年度別卒業生の就職率・道内道外就職状況（再掲）	資料2-3-5参照
【資料3-3-3】	平成29年度学生の授業評価アンケート（再掲）	資料2-6-3参照
【資料3-3-4】	平成29年度前期・後期「学生の授業評価アンケート結果及び学生の授業評価に対する科目担当教員の改善点」	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料4-1-1】	平成30年度大学運営に関する基本方針について（再掲）	資料1-1-4参照
【資料4-1-2】	札幌保健医療大学評議会規程（再掲）	資料1-2-8参照
【資料4-1-3】	札幌保健医療大学教授会規程（再掲）	資料1-2-7参照
【資料4-1-4】	札幌保健医療大学運営会議規程（再掲）	資料1-2-1参照
【資料4-1-5】	大学組織図（再掲）	資料1-2-6参照
【資料4-1-6】	札幌保健医療大学の役職に関する規程	
【資料4-1-7】	札幌保健医療大学事務分掌規程	
【資料4-1-8】	平成30年度役職・委員会等人事一覧	資料2-2-3参照
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料4-2-1】	札幌保健医療大学教育職員定年規程	
【資料4-2-2】	学校法人吉田学園札幌保健医療大学任期制教育職員就業規則第2条第2項第1号	
【資料4-2-3】	教育職員の業務の定義並びに学外研修等及び海外研修等に関する申し合わせ	
【資料4-2-4】	教育職員の大学院進学及びこれに伴う学外研修に関する申し合わせ	
【資料4-2-5】	札幌保健医療大学大学客員教授規程	
【資料4-2-6】	札幌保健医療大学教育職員選考規程	
【資料4-2-7】	保健医療学部教育職員の採用及び昇任の選考基準に関する内規	
【資料4-2-8】	平成29年度新任教育職員研修会Ⅰ・Ⅱ	
【資料4-2-9】	札幌保健医療大学FD委員会規程	
【資料4-2-10】	教員教育研究等業績評価項目・配点表	
4-3. 職員の研修		
【資料4-3-1】	札幌保健医療大学事務分掌規程（再掲）	資料4-1-7参照
【資料4-3-2】	平成29年度SD研修会	
4-4. 研究支援		

【資料4-4-1】	平成30年度大学運営に関する基本方針（再掲）	資料1-1-4参照
【資料4-4-2】	札幌保健医療大学図書館規程第2条 p1	
【資料4-4-3】	本学における図書及び学術雑誌等の整備状況（再掲）	資料2-5-2参照
【資料4-4-4】	札幌保健医療大学教育職員出張旅費規程第8条、第19条 p1－3	
【資料4-4-5】	教育職員の業務の定義並びに学外研修等及び海外研修等に関する申合せ（再掲）	資料4-2-3参照
【資料4-4-6】	札幌保健医療大学紀要投稿規程	
【資料4-4-7】	札幌保健医療大学紀要執筆要領	
【資料4-4-8】	札幌保健医療大学紀要査読要領	
【資料4-4-9】	札幌保健医療大学個人研究費規程	
【資料4-4-10】	札幌保健医療大学個人研究費等取扱要領	
【資料4-4-11】	札幌保健医療大学公的研究費等取扱規程	
【資料4-4-12】	札幌保健医療大学公的研究費等の不正に係る調査の手続き等取扱い規程	
【資料4-4-13】	札幌保健医療大学研究倫理委員会規程	
【資料4-4-14】	札幌保健医療大学研究倫理審査要項	
【資料4-4-15】	札幌保健医療大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程	
【資料4-4-16】	札幌保健医療大学学術奨励研究費助成等に関する規程（再掲）	資料1-1-6参照

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料5-1-1】	学校法人吉田学園就業規則	
【資料5-1-2】	学校法人吉田学園札幌保健医療大学教育職員就業規則	
【資料5-1-3】	学校法人吉田学園札幌保健医療大学任期制教育職員就業規則（再掲）	資料4-2-2参照
【資料5-1-4】	学校法人吉田学園公益通報者保護規程	
【資料5-1-5】	学校法人吉田学園内部監査規程	
【資料5-1-6】	学校法人吉田学園寄附行為施行細則	資料F-1参照
【資料5-1-7】	節電・温暖化対策ガイドライン	
【資料5-1-8】	札幌保健医療大学における人権擁護等に関する規程（再掲）	資料2-4-3参照
【資料5-1-9】	学校法人吉田学園ハラスメント防止規程	
【資料5-1-10】	学校法人吉田学園プライバシーポリシー（個人情報保護方針）	
【資料5-1-11】	学校法人吉田学園個人情報保護規程	
【資料5-1-12】	学校法人吉田学園衛生委員会規程	
【資料5-1-13】	札幌保健医療大学危機管理規程	
【資料5-1-14】	札幌保健医療大学危機管理マニュアル（再掲）	資料2-4-5参照
5-2. 理事会の機能		
【資料5-2-1】	学校法人吉田学園寄附行為施行細則（再掲）	資料F-1参照
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料5-3-1】	札幌保健医療大学学則第9条 p2	資料F-3参照
【資料5-3-2】	札幌保健医療大学評議会規程第3条 p1	資料1-2-8参照
【資料5-3-3】	札幌保健医療大学運営会議規程第3条 p1	資料1-2-1参照
【資料5-3-4】	学校法人吉田学園寄附行為施行細則第4条 p1	資料F-1参照
【資料5-3-5】	学校法人吉田学園決裁権限規程	
【資料5-3-6】	学校法人吉田学園稟議規程	
【資料5-3-7】	学校法人吉田学園内部監査規程（再掲）	資料5-1-5参照
5-4. 財務基盤と収支		

【資料5-4-1】	学校法人吉田学園中期計画2020（再掲）	資料1-2-4参照
【資料5-4-2】	平成25年度からの月末時点における預貸差	
5-5. 会計		
【資料5-5-1】	学校法人吉田学園経理規程	
【資料5-5-2】	独立監査人の監査報告書	
【資料5-5-3】	平成29年度監査報告書	
【資料5-5-4】	学校法人吉田学園資産運用規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料6-1-1】	札幌保健医療大学自己点検・評価委員会規程	
【資料6-1-2】	大学組織図（再掲）	資料1-2-6参照
【資料6-1-3】	札幌保健医療大学大学評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料6-2-1】	委員会等活動報告書様式	
【資料6-2-2】	札幌保健医療大学ホームページ	
【資料6-2-3】	平成29年度自己点検・評価報告書	
【資料6-2-4】	平成29年度学生満足度調査アンケート用紙（再掲）	資料2-6-1参照
【資料6-2-5】	平成29年度学生満足度調査結果報告書（再掲）	資料2-2-9参照
【資料6-2-6】	平成29年度ハラスメント調査報告書	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料6-3-1】	平成29年度自己点検・評価報告書（再掲）	資料6-2-3参照
【資料6-3-2】	平成29年度学長の業務執行状況に係る調査結果について	

基準 A. 地域貢献・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の人的資源・物的資源の地域社会への還元と協力連携体制		
【資料A-1-1】	札幌保健医療大学地域連携活動広報誌「WILL　ちいき通信」Vol1～4	
【資料A-1-2】	札幌保健医療大学ホームページ	
【資料A-1-3】	札幌保健医療大学看護学部栄養学科設置認可申請に係る補正申請書「設置の趣旨等を記載した書類」p5	
【資料A-1-4】	北海道新聞　生活欄「ヘルシー焼き菓子　産・学・官で開発」（2018年3月16日付）	
【資料A-1-5】	札幌保健医療大学地域連携委員会規程	

12 聖マリア学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神を踏まえた大学の使命・目的及び教育目的については、大学の個性・特色を明示し、具体的かつ簡潔に明文化されており、学内外へ周知し時代の変化へ対応している。役員に対しては理事会・評議員会において通知するとともに、学生・教職員に関しては、建学の精神を具現化する学校行事への積極的参加を促し、理解を深める機会を設けている。

使命・目的及び教育目的は中長期的な計画、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。また、大学の使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として、「キリスト教文化研究所」「ロイアカデミア看護学研究センター」等が設置され、キリスト教理念の探求及び具現化のための学内組織を強化し、適切な連携が図られている。

「基準２．学生」について

建学の精神、教育理念に基づき、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが策定されており、周知されている。入学者の受入れについても、アドミッション・ポリシーに沿って行われており、入学者受入れを検討する複数の委員会や部署が、有機的に連携している。入学定員充足率、収容定員充足率とも満たしており、学生数は適正に管理されている。

学修支援体制としては、「教務委員会」「学生委員会」「国家試験対策委員会」などと連携した重層的な支援体制が整備されている。また、TA(Teaching Assistant)は、学修成果の向上に貢献している。キャリア支援については、全学生を対象とした、各種講座を開催し、チューター教員は、進路選択の助言や、面接指導を行うなど、個別の支援をしている。学生生活の支援として、「学生委員会」「健康管理センター運営委員会」が設置されている。経済的支援に関しては、各種の奨学金制度が用意され、学生の多くが利用している。

学修環境は、十分な面積を有し、教育に良好な施設、設備を有している。実習施設として、隣接する聖マリア病院及び関連施設が有効に活用され、教員と実習指導者が連携・協力し合いながら、指導に当たっている。学生の意見・要望への対応としては、全科目の授業評価アンケートを実施し、学生からの要望や意見への対応策・改善策を公開している。

○チューター教員による個別的な学修支援に加え、「学修支援室」が学生の主体的な学修を促進し、「学生サポートセンター」が課題を抱える学生の相談窓口機能を持つなど、重層的で手厚い学修支援の体制がとられていることは、高く評価できる。

○新設された図書館は、十分な蔵書・資料を備え、各階に特徴的な機能を持たせており、とりわけラーニング・コモンズのスペースは、学生の自由で主体的な学修を促進する上で、高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定しており、学内外に周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は学則において規定され、学生に周知され厳正に活用されている。

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定しており、学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して、建学の精神である「カトリックの愛の精神」を踏まえた看護教育を体系的に学ぶことができるよう編成し、また、教養教育も適切に組込まれている。

学修成果の点検・評価は、三つのポリシーを踏まえ、卒業時到達目標アンケート、授業評価アンケート、学修支援などに関するアンケートを実施している。授業評価アンケートの結果は科目責任者にフィードバックし、科目責任者は評価結果に対する考察と課題を記述して提出し、学生に公開、授業改善に活用している。

○教授方法の工夫として、3 年次に実施される OSCE に聖マリア病院の実習指導者が参加していることは、理論的な学修を踏まえた実践能力向上のための取組みとして高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

「教学マネジメント委員会」が設置され学長の適切なリーダーシップを発揮する体制が整備されている。また、教学に関する PDCA サイクルの図式化が図られ、「教職協働のマネジメント体制」を構築している。

教員数は、設置基準を満たしており、採用・昇任等については大学の教育目的に合う人材を獲得する努力がされている。「FD・SD 委員会」が設置され、教育内容・方法等の改善に資することなど組織的に研修会が行われ、年度ごとに「FD 活動報告書」としてその実績を取りまとめて公表し、改善及び継続的な活動へとつなげている。

快適な研究環境の提供を目指して、設備や施設を整備、拡充しており、研究活動を支援している。また、研究者が遵守するべき行動や姿勢を明確にし、学内の関連諸規則やマニュアルを整備して適切な研究費が配分されている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は、関係法令を遵守し、規律と誠実性を維持し、適切に運営されている。寄附行為において、法令遵守が明文化され、建学の精神の伝道者として学院長を置き建学の精神を教育において貫く努力がされている。法人の最高意思決定機関として理事会は、寄附行為に基づき運営がされている。法人及び大学の管理運営は、理事長、学長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定と適切な業務執行がされている。

「学校法人聖マリア学院 第三次 5 ヶ年計画」において中長期構想が策定され、「経営基盤・組織の強化」を重点項目として、教育研究環境、キャンパス環境の整備・充実に注力している。

大学の使命･目的及び教育目的を達成するために安定した収入と必要な経費が確保され、バランスのとれた財務運営がされている。

学校法人会計基準や「学校法人聖マリア学院経理規程」などに基づき適正な会計処理を行っている。公認会計士による会計監査を実施し、また、監事による監査及び内部監査も適宜実施され、適切な監査体制で厳正な監査を実施している。

「基準６．内部質保証」について

自己点検・評価に関しては、「自己点検・評価総括委員会」を設け、関連する各種委員会との連携のもと、内部質保証のための各組織の役割の整備と責任体制が確立されている。

内部質保証のための自主的・自立的な自己点検・評価は、各種委員会において収集したデータ等を踏まえ、課題の把握と改善を図っており、その結果を自己点検評価報告書としてまとめ、学内外に公表している。IR(Institutional Research)に関しては、IR 人材育成プログラムを開始し、大学全体として調査･分析の支援を行う体制が整えられている。

内部質保証に関する教学マネジメントの PDCA サイクルを図式化し、各種委員会における役割と責任を明確にして、大学全体としての共通認識を図っている。

また、内部質保証の機能性に関して、自己点検評価報告書における「改善・向上方策（将来計画）」に記載されている事項について各種委員会に改善を促しており、適切に確保されている。

総じて、大学の掲げる建学の精神や使命・目的を達成するために、教育・学修支援に関する制度や組織は適切に構成され運営されている。また、規律ある経営と適切な教学運営が機能しており、円滑な意思決定ができる体制が整えられている。加えて、教育の質保証に向けて、自己点検・評価を行って改善・向上につなげる努力をしている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A. 社会貢献・社会との連携」「基準 B. 国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. カトリック大学としての看護大学
2. ロイ適応看護モデル
3. 地域の中の看護大学としての聖マリア病院との協働

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神を踏まえた大学の使命・目的及び教育目的については、大学の個性・特色を明示し、具体的かつ簡潔に明文化されている。役員に対しては理事会・評議員会において通知するとともに、学生・教職員に関しては、建学の精神を具現化する学校行事への積極的参加を促し、理解を深める機会を設けている。また、時代の変化に対応して定期的なカリキュラムの改正等を実施している。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、会議資料に提示する等、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、学内外にも学則・学生便覧・ホームページやキャンパス・入試ガイド等により、周知されている。使命・目的及び教育目的は中長期的な計画、三つのポリシーに反映されている。また、大学の使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として、「地域貢献センター」に加え、「キリスト教文化研究所」「ロイアカデミア看護学研究センター」が設置され、キリスト教理念の探求及び具現化のための学内組織を強化し、適切な連携が図られている。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育理念に基づき、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが、学部、大学院ともに策定されており、ホームページ、キャンパス・入試ガイド、学生募集要項に記載され、周知されている。入学者の受入れについては、アドミッション・ポリシーに沿って行われており、面接評価基準などの評価方法についても、入試委員会において検証されている。入学者の受入れを検討する複数の委員会や部署があり、有機的に連携している。入学定員充足率、収容定員充足率ともに満たしており、学生数は適正に管理されている。入試問題は、アドミッション・ポリシーに沿って作成されている。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制として、チューター教員制度、アカデミックアドバイザー教員及び「学修支援室」「学生サポートセンター」が関わり、「教務委員会」「学生委員会」「国家試験対策委員会」などとも連携した重層的な支援体制が整備されている。退学、休学、留年の学生には、複数の教職員が面接して状況を把握し、適切に指導に当たっている。留年生や発達障がい傾向にある学生、学修に戸惑いのある学生には、相談窓口として「学生サポートセンター」を設置するとともに、「学修支援室」が学生の主体的な学修に向けて支援している。看護の基礎技術を学ぶ科目では、聖マリア病院の実習指導者が、OSCE（客観的臨床能力試験）等で学修支援に加わっており、学修成果の向上に貢献している。TA は、学内演習や OSCE、卒業研究の指導として活用されている。

〈優れた点〉

○チューター教員による個別的な学修支援に加え、「学修支援室」が学生の主体的な学修を促進し、「学生サポートセンター」が課題を抱える学生の相談窓口機能を持つなど、重層的で手厚い学修支援の体制がとられていることは、高く評価できる。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「学生委員会」は、全学生を対象とした進路ガイダンスやマナー講座、病院の選び方などの各種講座を開催し、チューター教員は、個々の学生からの進路相談に基づき、進路選択の助言や希望に応じて履歴書や小論文の添削、面接指導を行うなど、就職、進学などのキャリア支援について個別に対応をしている。各種講座には、外部講師を招き、専門的な情報が得られるように工夫されている。国家試験については、「国家試験対策委員会」などが中心となって支援を行っている。インターンシップについては、学生に情報提供を行い、長期休暇を活用して、早期に体験するよう指導している。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援として、「学生委員会」「健康管理センター運営委員会」を設置している。経済的支援に関しては、授業料の分納・延納制度や大学独自の奨学金を含め各種奨学金制度を設け、学生の多くが活用している。学生の心身の健康については、保健室を置き、専任教員である学校医や教職員が随時対応し、「学生相談室」には、非常勤のカウンセラー、ソーシャルワーカーを配置し、学生の相談に応じている。昼休みに教員がラウンジに待機し、各種相談の窓口になっている。クラブ活動については、活動助成金を予算化するなどの支援を行っている。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎面積は、設置基準を満たしており、学修環境として良好な施設・設備を有している。また、昨年ラーニング・コモンズの機能を持った図書館を新設し、学修環境の拡充を図っている。バリアフリーについては、車椅子対応のエレベータの設置や、車椅子利用者が学内の校舎全ての場所に移動できるよう利便性に配慮している。全校舎について、耐震基準を満たしている。また、実習施設として、教育モデル病棟を設置するなど、隣接する聖マリア病院及び関連施設が有効に活用されている。

授業を行う学生数に関して、講義室・実習室は、学生数に見合った規模になっており、適切に管理されている。

〈優れた点〉

○新設された図書館は、十分な蔵書・資料を備え、各階に特徴的な機能を持たせており、とりわけラーニング・コモンズのスペースは、学生の自由で主体的な学修を促進する上で、高く評価できる。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見・要望の把握としては、チューターの他に、「学修支援室」や「学生サポートセンター」を設置し、学業に困難を抱える学生の要望や状況を早めにくみ上げる仕組みがある。全科目の授業評価アンケートを実施し、その科目の責任者が結果を考察し、学生からの要望や意見への対応策・改善策を公開している。

学生生活に関する学生の意見・要望は「学生相談箱」「学年代表委員会」「クラブ会」「寮会」等を通して把握し、関係部署で対応が必要と判断した意見・要望については早期解決に努めている。

学修環境に関する学生の意見・要望については、毎年、学生生活満足度調査を実施し、満足度が低い回答については改善に努めている。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定しており、シラバス、ホームページ、キャンパス・入試ガイドに明示し、学内外に周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は学則において規定し、シラバスに明示され、ガイダンス等で学生に周知している。単位認定は科目責任者が行い、進級判定、卒業認定については、科目責任者から提出された評価に基づき、「教務委員会」において審議を行い、教授会の意見を徴し、学長が決定している。看護学研究科の学位審査は「聖マリア学院大学大学院看護学研究科学位規程」において、学位審査基準及び学位審査手続きを明示し、修了認定に当たっては、科目責任者から提出された評価に基づき、「教務委員会」において審議を行い、教授会の意見を徴し、学長が決定している。

3－2 教育課程及び教授方法
3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定しており、シラバス、ホームページ、キャンパス・入試ガイドに明示し、学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連が示されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して、建学の精神である「カトリックの愛の精神」を踏まえた看護教育を体系的に学ぶことができるよう編成し、教養教育が適切に組込まれている。シラバスは教員間で確認を行うシステムを構築し、適切に整備している。履修登録単位数の上限を設定し、シラバス及び学生便覧に明記している。アクティブ・ラーニングを積極的に取入れ、教授内容・方法などの工夫を行っている。実習施設の指導者も含め、一貫した教育・指導を行うための組織体制を整備し、実習指導・調整、事後指導などを行い、運用している。

〈優れた点〉

○教授方法の工夫として、3 年次に実施される OSCE に聖マリア病院の実習指導者が参加していることは、理論的な学修を踏まえた実践能力向上のための取組みとして高く評価できる。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価は、三つのポリシーを踏まえ、卒業時到達目標アンケート、授業評価アンケート、学修支援などに関するアンケートを実施している。授業評価アンケートの結果は科目責任者にフィードバックし、科目責任者は評価結果に対する考察と課題を記述して提出し、学生に公開、授業改善に活用している。また、「教学マネジメント委員会」において、授業評価の上位科目を「優秀授業」として表彰し、下位科目の科目担当者には改善を求めるなど、学修成果の点検・評価方法を確立し運用している。「FD・SD 委員会」において、公開授業を実施し、参観者とともに互いに意見交換をすることで、教育方法の改善に役立てている。

基準４．教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

聖マリア病院及び聖マリアヘルスケアセンターとの連携を行う特命学長補佐の任命や IR 室の設置など、学長の補佐体制が確立されている。また、教学の方向性を示すべく「教

学マネジメント委員会」が設置され、学長のリーダーシップを発揮する体制が整備されている。教学に関しての決定権者は学長であり、教授会は意見を述べる関係性であることが学則や規則に明確となっている。教授会に意見を聴くことが必要な重要事項についても同様に明示されており、権限が適切に整備されている。教学に関する PDCA サイクルの図式化が図られ、大学の方針決定や教学マネジメントが組織的に構築されている。また、教学マネジメント事務担当職員が置かれ、教職協働のマネジメント体制を構築している。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員数は設置基準を満たしており、採用・昇任等については規則を定めて大学の教育目的に合う人材を獲得する努力がされている。教員採用は原則公募で、規則に基づき選考委員会が資格の審査を行い、昇任についても選考委員会が審査し、教授会へ報告、教授会の意見を徴し、学長が最終決定を下す仕組みとなっている。教員の多くに任期制が適用されており、資質や能力向上の意識付けにつながっている。「FD・SD 委員会」が設置され、教育内容・方法等の改善に資することなどを目的に組織的に研修会が行われ、毎年度の実績の取りまとめを同委員会が行っている。建学の精神などの理解を深めるべく、カトリックセンター主催で行われる理念研修には聖マリア病院の職員も参加し、グループ全体で統一の価値観で教育を行う努力がされている。また、外部研修については、重要な内容であれば教職員連絡会議で伝達講習が実施されている。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「FD・SD 委員会」において、教職員の資質・能力向上のため、学内での各種研修の実施、学外研修への教職員の派遣、他の委員会との連携、授業公開などの全学的な取組みを実施している。年度ごとに「FD 活動報告書」としてその実績を取りまとめ、閲覧に供することにより、改善及び継続的な活動へとつなげている。特に、将来の大学アドミニストレーター育成のために他大学通信課程の履修コース・プログラムに職員を派遣するなどし

て、一層のマネジメント能力の向上を目指している。また、各種研修や行事を通じて、建学の精神である「カトリックの愛の精神」の継承と意識向上にも力を注いでいる。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

開学以来、快適な研究環境の提供を目指し、順次、設備や施設を整備、拡充しており、現在では講師以上には個室の研究室に加えて､基礎実験室や大量のデータ処理施設を備え、研究活動を支援している。

「聖マリア学院大学学術研究活動における行動規範」などを制定して、研究者が遵守すべき行動や姿勢を明確にし、研究費の不正使用や研究活動における不正行為の防止のために学内の関連諸規則やマニュアルを整備している。研究者には定期的な研究倫理研修の受講を義務化し、研究内容は研究倫理審査委員会にて審査している。

教員には適切な研究費を配分し、柔軟に利用できるように翌年度への繰越制度などの工夫をしている。外部資金獲得に向けた説明会の実施、事務局や教員間による申請書チェックなどの支援を行い、科学研究費助成事業の公的研究費においては、良好な獲得実績を挙げている。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持
5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法などの関係法令を遵守し、寄附行為及び学内諸規則に基づき、規律と誠実性を維持し、適切に運営されている。寄附行為にお

いて、法令遵守が明文化され、建学の精神の伝道者として学院長を置き、建学の精神を教育において貫く努力がされている。

特命学長補佐が実習施設でもある聖マリア病院及び聖マリアヘルスケアセンターと大学の橋渡しを行い、同じ理念で一体的に教育すべく体制が構築されている。消防計画の策定やリスク管理委員会の設置、そして、学生、教職員へ携帯式の「大地震対応マニュアル」を配付するなど災害対策を講じている。

ハラスメントについては、「ハラスメント防止委員会」を設置し、各種ハラスメントの防止に関する規則を定めている。また、学生には入学時のオリエンテーションにおいて説明し、学生便覧には規則が記載されている。全学生にキャンパスライフサポートブック「M Pass」を配付して、人権や安全に関する重要事項を含めて周知している。空調の集中管理や太陽光発電の設置など、環境への配慮も行われている。学校教育法に定められた教育情報と財務情報はホームページ上で公開されており、透明性を高める努力がされている。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、法人の最高意思決定機関として寄附行為に基づき運営されている。理事の出席状況も良好で、欠席時には意思表示書の提出を求めている。理事・評議員には、教員や職員が含まれ、法人と教学の連携を図ることのできる構成になっている。また、理事長や学長や教学幹部が出席する運営会議が月 1 回開催され、法人全体の方向性を示す役割を担うなど戦略的意思決定のための体制を確立し、適切に機能している。理事の選任については、寄附行為に基づき適切に行われている。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の管理運営は、理事会や評議員会、教授会などを通じて、理事長、学長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定と適切な業務執行が行われている。理事会や評議員会に教員や職員が含まれ、教職員全員が出席する教職員連絡会議も行われており、意思疎通が図られるとともに相互チェックも行われるようになっている。監事は、寄附行為に基づき評議員会で選任され、理事会・評議員会に出席し、財務面のみならず法人の業務も

含めて総括を行っている。評議員会は、出席も良好であり、寄附行為に定められた事項について意見を述べるなど、適切に運営されている。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人聖マリア学院 第三次 5 ヶ年計画」において中長期構想が策定され、「経営基盤・組織の強化」を重点項目として、単年度収支における厳格な予算管理のもとで、教育研究環境、キャンパス環境の整備・充実に注力している。また、将来の施設・設備充実に備えて第 2 号基本金も計画的に組入れており、適切な財務運営を確立している。

看護学部看護学科の入学定員は、継続的に充足しており、また、外部資金獲得にも注力し、科学研究費助成事業の公的研究費を毎年獲得するなど安定した収入を確保している。その結果、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な経費が確保され、バランスのとれた財務運営がされている。開学以来、繰越収支差額のマイナス状態が続いているが、内部留保率は高く、借入金などの外部負債もなく、安定した財務基盤を確保している。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や「学校法人聖マリア学院経理規程」などに基づき適正な会計処理を行っている。会計処理上、不明な点や判断が難しいことがあった場合は、都度、会計士や税理士、日本私学振興・共済事業団の指導・助言を受けながら、適切に処理している。また、当初予算の策定、補正予算の対応とも、理事会・評議員会において適切に審議・承認されている。

公認会計士による会計監査を年 3 回、延べ 7 日間実施している。また、監事による監査及び内部監査も適宜実施され、適切な監査体制で厳正な監査を実施している。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条に「教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、結果を公表するとともに改善に向けて努力する」と記載し、また、大学院においても、同様に規定している。

自己点検・評価に関しては、「自己点検・評価総括委員会」を設け、その任務を「本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況に関する点検・評価、結果の公表及びこれに関連する事項を行う」としている。「自己点検・評価総括委員会」では、関連する各種委員会との連携のもと、自己点検･評価を行っており､内部質保証のための各組織の役割と責任体制が確立されている。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自立的な自己点検・評価については、各種委員会において収集したデータ等を踏まえ、委員会業務内の課題の把握と改善を図っている。結果の共有に関しては､「自己点検評価報告書」を学内に対しては全教職員を対象とした教職員連絡会議において配付し、学外に対してはホームページ上に公表している。

IR に関しては、IR 室が主体となり、IR 人材育成プログラムを開始し、大学全体として IR を活用する調査･分析の支援を行う体制が整えられている。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する教学マネジメントの PDCA サイクルを図式化し、教職員連絡会議等で説明することにより、各種委員会における役割と責任を明確にして、大学全体としての共通認識を図っている。

また、内部質保証の機能性に関して、自己点検評価報告書における「改善・向上方策（将来計画）」に記載されている事項について各種委員会に改善を促しており、適切に確保されている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献・社会との連携

Ａ－1　地域貢献の方針と体制

A-1-①　地域貢献に関する方針の明確化

A-1-②　地域貢献を円滑に進めるための組織体制の明確化

Ａ－2　地域貢献への取組み

A-2-①　大学の人的・物的資源の社会への還元

A-2-②　生涯学修支援

A-2-③　ボランティア活動等

A-2-④　大学間等の機関連携

【概評】

建学の精神、教育理念のもと、大学は「地域連携・社会貢献」への積極的な取組み姿勢を掲げ、「地域貢献センター」を設置している。当センターでは、地域貢献事業を包括的に掌握するため、学内横断的な組織下での運用を図っている。具体的な地域活動の取組みとしては、行政機関（久留米市）との包括的事業連携協定に基づく運営委託事業「まちなか保健室ほっとステーションマリア」を開設し、継続的に教員や学生が地域住民の健康管理への助言を行っている。生涯学修支援としては、地域住民を対象とした公開講座を開催し、受講者アンケートの結果をもとに、受講者の関心の高いテーマに応じて次回の講座のテーマを決めるなど、地域社会のニーズに合うように工夫している。また、聖マリア病院との共催による「聖マリア医学会学術集会」は、年間学事計画として定例的に開催し、医療従事者のみならず一般市民向けのプログラムも設定して多くの参加が得られている。ボランティア活動も積極的に行い、大規模災害の被災地に看護学生や教職員をボランティアとして派遣し、継続的な支援を行っている。また、これらのボランティア活動の活動内容を学内外へ情報発信・共有することで、より現地の要請に基づく活動への見直しにもつながっている。大学は、大学間連携における協働事業や関係する各機関・団体などとの連携事業を積極的に行い、広く地域に根差した社会貢献活動に取組んでいる。

基準Ｂ．国際交流

B－1　国際交流の方針と体制
B-1-①　国際交流に関する方針の明確化
B-1-②　国際交流を円滑に進めるための組織体制の明確化

B－2　国際交流への取組み
B-2-①　大学組織としての国際交流
B-2-②　教職員の国際交流
B-2-③　学生の国際交流

【概評】
大学は、「カトリックの愛の精神に基づき、本学の教育・研究両面における国際協力を推進すること」を目標とし、国際交流委員会を設置し、多くの国際交流事業を展開している。
国際交流を円滑に進めるために、聖マリア病院や NPO 法人 ISAPH と連携し、協力体制を整えている。具体的な活動としては、海外の病院や大学からの研修生や実習生の受入れ、米国や韓国との姉妹大学・姉妹施設の提携、教員・学生の派遣・交流、学生の海外臨地実習、ボランティア活動などである。JICA（国際協力機構）による教員の中南米への長期派遣、青年研修事業母子保健事業の研修生の受入れ、東南・東アジアカトリック大学連盟(ASEACCU: The Association of Southeast and East Asian Catholic Colleges and Universities)に加盟し、ASEAN 諸国のカトリック大学との学生交流など、活動は多岐にわたっている。また、これらの活動を学生がプレゼンテーションして、学内外に発信することで、国際交流を目指す受験生にとっては大学志望への動機にもつながり、大学の魅力となっている。卒業後の進路にも生かされ、将来的に国際医療協力活動への参加等にもつながっている。このような大学の積極的な国際交流への取組みは、これからのグローバル社会において高く評価できる。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

1. カトリック大学としての看護大学
天文 18(1549)年、フランシスコザビエルにより戦国時代の日本にキリスト教が伝えられた。しかし、その後、天正 15(1587)年の秀吉のバテレン追放令以降、明治時代のはじめまで 250 年もの間キリシタン迫害が続いた。宣教師不在の中、信徒たちは神の国への希望を失わず、愛の実践のため「ミゼリコルディア（慈悲）の組」を作り、教理書「ドチリナキリシタン」に慈悲の所作として示されている 14 の身体的および精神的行為を信心行として行い、潜伏キリシタンとしての信仰を貫いた。ミゼリコルディアはラテン語で神の「憐れみ」「いつくしみ」を意味し、隣人愛を実践するミゼリコルディアの組織は中世イタリアで始まったものである。本学ではこれを看護の原点としている。日本におけるカトリックの信徒数は人口の 3%強にすぎず、カトリック大学もわずか 18 校で、そのうち 5 校が看護学部を持つ。「人間は神の子でありすべてのものがかけがえのないいのちを持っている」というキリスト教の基本的考えのもとに本学はいのちの尊厳を第一義とし、病人や幼子、高齢者、地域の中での弱者に対する看護を建学の精神であるカトリックの愛の精神の実践と

している。

2. ロイ適応看護モデル

キリスト教的人間観を基盤とするロイ適応看護モデルは、本学の建学の精神と合致することから、前身である聖マリア学院短期大学開設当初より本学の教育に取り入れられている。看護学部開学後も、ロイ適応看護モデルに基づく教育は継続され、実践分野においては、基礎分野で教授される「キリスト教概論」や「カトリックの愛の精神」の科目との関連について教授している。学生は、人間の理解、人間と環境の関係、人間の環境への適応、適応を促進するための看護について講義・演習・実習・ボランティア活動を通して理解を深めている。特に、臨地実習におけるロイ適応看護モデルに基づく実践を通して、看護師に最も必要とされることは様々な状況に置かれた人々を理解すること、環境への適応はその人の持つ対処能力が大きく影響すること、また、適応を促す看護について学んでいる。本学は平成 2(1990)年当初より、ロイ適応看護モデルの発生の地である Mount Saint Mary's University と姉妹校提携を結び、両校の学生・教員の交流が行なわれている。平成 30(2018)年 4 月には「ロイアカデミア看護学研究センター」を設置し、米国の Roy Adaptation Association によって承認された。

3. 地域の中の看護大学としての聖マリア病院との協働

本学の看護教育は､本学の設立母体であり理念を共有する聖マリア病院との協働により、地域に開かれ、地域の人々に貢献する人材の育成を行なってきた。これまで、数多くの卒業生が福岡県南地域を中心とする地域医療を担う聖マリア病院に就職し、地域医療における中核的存在として活躍している。実習科目のほぼ全般は聖マリア病院で行なわれ、継続教育についても、大学と病院が協働して教育を行なっている。平成 29(2017)年からは、臨床と大学の協働による看護基礎教育における最適な臨床教育／学習環境と学修モデルの構築を目指して、大学教員と聖マリア病院の看護部長、副看護部長、聖マリアヘルスケアセンターの看護部長らと共に教育モデル病棟の設置や臨地実習指導者に対する新たな教育を実践し、より質の高い教育を提供できるよう連携を強化している。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 18(2006)年度
所在地　　福岡県久留米市津福本町 422

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
看護学部	看護学科
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 4 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 19 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 22 日	実地調査の実施　　10 月 23 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 24 日	10 月 24 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 14 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 19 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
平成 31(2019)年　2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書
・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人聖マリア学院　寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	看護学部看護学科　キャンパス・入試ガイド 2019 看護学研究科　パンフレット 2018	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	聖マリア学院大学学則 聖マリア学院大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	看護学部看護学科　平成 30 年度学生募集要項 看護学研究科　平成 30 年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	看護学部看護学科　学生便覧 2018 看護学研究科　学生便覧 2018	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ 大学構内案内図	

【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人聖マリア学院規程一覧 聖マリア学院大学規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事、監事、評議員の名簿（外部役員・内部役員） 理事会、評議員会の前年度開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算書（平成 25 年度～平成 29 年度） 監事監査報告書（平成 25 年度～平成 29 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	看護学部看護学科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018 看護学研究科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	看護学部看護学科 三つのポリシー一覧 看護学研究科 三つのポリシー一覧	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置計画履行状況等調査の結果について（通知）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果の条件に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	聖マリア学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	看護学部看護学科 学生便覧 2018	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	聖マリア学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則	
【資料 1-1-5】	看護学研究科 学生便覧 2018	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-6】	大学ホームページ（看護学部看護学科）	
【資料 1-1-7】	大学ホームページ（看護学研究科）	
【資料 1-1-8】	近年の主なカリキュラム改正の状況	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	理事会・評議員会・教授会・教職員連絡会議資料	
【資料 1-2-2】	カトリックセンター規程	
【資料 1-2-3】	カトリックセンター主催研修会案内	
【資料 1-2-4】	聖マリア学院のルーツを辿る巡礼の旅案内	
【資料 1-2-5】	教学マネジメント委員会規程	
【資料 1-2-6】	カリキュラム改正ワーキンググループ会議録	
【資料 1-2-7】	キリスト教文化研究所規程	
【資料 1-2-8】	「Our St. Mary's Heritage」小冊子	
【資料 1-2-9】	広報誌「MADONNA」	
【資料 1-2-10】	大学ホームページ（看護学部看護学科・看護学研究科）	
【資料 1-2-11】	ほっとステーションマリア冊子	
【資料 1-2-12】	看護学部看護学科 キャンパス・入試ガイド 2019	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-13】	開学 10 周年記念事業学術講演会チラシ	
【資料 1-2-14】	理事会・評議員会資料（第三次 5 ヵ年計画）	
【資料 1-2-15】	看護学部看護学科 ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-16】	聖マリア学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-17】	教育目標と三つのポリシーの関連性（看護学部看護学科）	

【資料 1-2-18】	看護学部看護学科 カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-19】	看護学部看護学科 アドミッション・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-20】	看護学研究科 ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-21】	聖マリア学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-22】	聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則	
【資料 1-2-23】	教育目標と三つのポリシーの関連性（看護学研究科）	
【資料 1-2-24】	看護学研究科 カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-25】	看護学研究科 アドミッション・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-26】	ロイアカデミア看護学研究センター規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	看護学部看護学科 キャンパス・入試ガイド 2019	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	看護学部看護学科 平成 30 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	看護学研究科 平成 30 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	大学ホームページ	
【資料 2-1-5】	入学者選抜規程	
【資料 2-1-6】	入試戦略室規程	
【資料 2-1-7】	看護学部看護学科 平成 30 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	看護学研究科 平成 30 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生委員会規程	
【資料 2-2-2】	学生指導及び支援に関する規程	
【資料 2-2-3】	学修支援室規程	
【資料 2-2-4】	学修行動調査	
【資料 2-2-5】	ティーチング・アシスタントに関する規程	
【資料 2-2-6】	M Pass	
【資料 2-2-7】	看護学部看護学科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018 看護学研究科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	【資料 F-12】と同じ
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	学生委員会規程	
【資料 2-3-2】	チューターの役割	
【資料 2-3-3】	M Pass	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-3-4】	看護学部看護学科 キャンパス・入試ガイド 2019	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-3-5】	卒業生進路状況一覧	
【資料 2-3-6】	平成 29(2017)年度キャリア支援計画	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	健康管理センター運営委員会規程	
【資料 2-4-3】	保健室の利用状況、学生相談室利用者数	
【資料 2-4-4】	M Pass	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-4-5】	チューターの役割	
【資料 2-4-6】	奨学金受給状況	
【資料 2-4-7】	自治会および学年運営委員について	
【資料 2-4-8】	新入生オリエンテーションスケジュール、アンケート結果	
【資料 2-4-9】	聖マリア学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-10】	聖マリア学院大学大学院　長期履修規程	

2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	ICT(Information and Communication Technology)委員会規程	
【資料 2-5-2】	防災関連資料（ガイダンス、消防訓練に関する資料）	
【資料 2-5-3】	認証評価で指摘された事項への対応状況	【資料 F-15】と同じ
【資料 2-5-4】	大学と主たる実習施設（聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンター）の位置関係及び実習施設における施設認定の状況	
【資料 2-5-5】	連絡協議会規程	
【資料 2-5-6】	臨床教授等の称号付与に関する規程	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学修支援に関連する意見	
【資料 2-6-2】	学修支援室規程	
【資料 2-6-3】	授業評価アンケート	
【資料 2-6-4】	FD 活動報告書 第 12 号（平成 29 年度）	
【資料 2-6-5】	保健室の利用状況、学生相談室利用者数	
【資料 2-6-6】	奨学金受給状況	
【資料 2-6-7】	自治会および学年運営委員について	
【資料 2-6-8】	クラブ活動状況	
【資料 2-6-9】	FD 活動報告書 第 11 号（平成 28 年度）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	教育目標と三つのポリシーの関連性（看護学部看護学科）	
【資料 3-1-2】	看護学部看護学科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-3】	大学ホームページ（看護学部看護学科）	
【資料 3-1-4】	看護学部看護学科 キャンパス・入試ガイド 2019	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-5】	教育目標と三つのポリシーの関連性（看護学研究科）	
【資料 3-1-6】	看護学研究科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-7】	大学ホームページ（看護学研究科）	
【資料 3-1-8】	聖マリア学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-9】	試験および評価規程	
【資料 3-1-10】	看護学部看護学科 各科目シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-11】	シラバス記載依頼様式	
【資料 3-1-12】	科目の履修および進級に関する規程	
【資料 3-1-13】	看護学部看護学科 履修ガイダンス資料	
【資料 3-1-14】	聖マリア学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-15】	聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則	
【資料 3-1-16】	看護学研究科 各科目シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-17】	学位規程	
【資料 3-1-18】	看護学研究科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-19】	看護学研究科 履修ガイダンス資料	
【資料 3-1-20】	GPA 制度に関する実施要項	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	看護学部看護学科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-2】	大学ホームページ（看護学部看護学科）	
【資料 3-2-3】	看護学部看護学科 キャンパス・入試ガイド 2019	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-4】	教育目標と三つのポリシーの関連性（看護学部看護学科）	
【資料 3-2-5】	看護学研究科 カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】と同じ

【資料 3-2-6】	看護学研究科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-7】	大学ホームページ（看護学研究科）	
【資料 3-2-8】	教育目標と三つのポリシーの関連性（看護学研究科）	
【資料 3-2-9】	看護学部看護学科 各科目シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-10】	看護学研究科 各科目シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-11】	シラバスチェック表	
【資料 3-2-12】	科目の履修および進級に関する規程	
【資料 3-2-13】	連絡協議会規程	
【資料 3-2-14】	臨床教授等の称号付与に関する規程	
【資料 3-2-15】	特別聴講学生募集案内	
【資料 3-2-16】	看護学部看護学科 授業評価アンケート様式及び集計結果通知様式	
【資料 3-2-17】	FD 活動報告書 第 12 号（平成 29 年度）	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-2-18】	看護学研究科 授業評価アンケート様式	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	卒業時到達目標アンケート様式	
【資料 3-3-2】	授業評価アンケート様式	
【資料 3-3-3】	学修支援に関するアンケート様式	
【資料 3-3-4】	学修行動調査様式	
【資料 3-3-5】	FD 活動報告書 第 12 号（平成 29 年度）	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-3-6】	聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則	
【資料 3-3-7】	授業評価アンケート集計結果通知様式	
【資料 3-3-8】	「優秀授業」「改善要請」通知文書	
【資料 3-3-9】	FD 活動報告書 第 12 号（平成 29 年度）	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-3-10】	学修支援室規程	
【資料 3-3-11】	専門看護師資格取得状況	
【資料 3-3-12】	看護学研究科 授業評価アンケート様式	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	教学マネジメント委員会規程	
【資料 4-1-2】	教授会資料表紙及び教職員連絡会議資料表紙	
【資料 4-1-3】	IR(Institutional Research)室規程	
【資料 4-1-4】	聖マリア学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-5】	教授会の運営に関する規程	
【資料 4-1-6】	聖マリア学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-7】	研究科教授会の運営に関する規程	
【資料 4-1-8】	教職員連絡会議議事録及び資料	
【資料 4-1-9】	ワーキンググループへの検討依頼内容及びその構成員	
【資料 4-1-10】	教育改革推進に係る助成制度規程	
【資料 4-1-11】	教育改革推進助成事業一覧	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	聖マリア学院大学 教員選考基準	
【資料 4-2-2】	聖マリア学院大学 教員選考規程	
【資料 4-2-3】	教員の採用及び昇任に係る選考基準細則	
【資料 4-2-4】	教授会の運営に関する規程	
【資料 4-2-5】	研究科教授会の運営に関する規程	

【資料 4-2-6】	FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-7】	FD 活動報告書 第 12 号（平成 29 年度）	【資料 2-6-4】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	FD 活動報告書 第 12 号（平成 29 年度）	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 4-3-2】	各種セミナー・研修会等への派遣状況一覧	
【資料 4-3-3】	教員の任期制に関する規則	
【資料 4-3-4】	SD 研修会（出張報告による業務改善提案）	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	学校法人聖マリア学院 行動規範	
【資料 4-4-2】	聖マリア学院大学 学術研究活動における行動規範	
【資料 4-4-3】	聖マリア学院大学 研究活動における不正防止に関する基本方針	
【資料 4-4-4】	聖マリア学院大学における研究不正防止計画	
【資料 4-4-5】	組織体制フロー図	
【資料 4-4-6】	学校法人聖マリア学院 公益通報に関する規則	
【資料 4-4-7】	学校法人聖マリア学院 リスク管理規程	
【資料 4-4-8】	聖マリア学院大学 科学研究費補助金経理等事務取扱規程	
【資料 4-4-9】	特定不正行為の告発から認定までの手続き（概要）	
【資料 4-4-10】	聖マリア学院大学 研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 4-4-11】	公的研究費に係る内部監査実施手順（マニュアル）	
【資料 4-4-12】	研究費利用マニュアル 平成 30 年度版	
【資料 4-4-13】	研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-14】	研究倫理研修会 周知文	
【資料 4-4-15】	研究倫理審査委員会の運営に関する内規	
【資料 4-4-16】	研究倫理審査実施要領	
【資料 4-4-17】	科研費等利用マニュアル 平成 30 年度版	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人聖マリア学院　寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	聖マリア学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-3】	日本カトリック学校としての自己点検評価基準	
【資料 5-1-4】	学校法人聖マリア学院 行動規範	
【資料 5-1-5】	学校法人聖マリア学院 組織規程	
【資料 5-1-6】	教授会の運営に関する規程（看護学部看護学科、看護学研究科）	
【資料 5-1-7】	教学マネジメント委員会規程	
【資料 5-1-8】	学校法人聖マリア学院 消防計画	
【資料 5-1-9】	学校法人聖マリア学院 リスク管理規程	
【資料 5-1-10】	学校法人聖マリア学院 リスク管理委員会規程	
【資料 5-1-11】	大地震対応マニュアル	
【資料 5-1-12】	震災対応マニュアル（教職員向け）	
【資料 5-1-13】	ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-14】	M Pass	【資料 2-2-6】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人聖マリア学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	理事、監事、評議員の名簿（外部役員・内部役員）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	理事会、評議員会の前年度開催状況	【資料 F-10】と同じ

【資料 5-2-4】	書面議決書（様式）	
【資料 5-2-5】	学校法人聖マリア学院 運営会議規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人聖マリア学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人聖マリア学院 運営会議規程	
【資料 5-3-3】	理事、監事、評議員の名簿（外部役員・内部役員）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-4】	教職員連絡会議議事録	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学部、学科別在籍者数	【表 2-1】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人聖マリア学院　第三次 5 ヵ年計画	
【資料 5-4-3】	各年度決算書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-4】	消費収支計算書関係比率	【表 5-2】と同じ
【資料 5-4-5】	事業活動収支計算書関係比率	【表 5-3】と同じ
【資料 5-4-6】	貸借対照表関係比率	【表 5-6】と同じ
【資料 5-4-7】	貸借対照表関係比率	【表 5-7】と同じ
【資料 5-4-8】	日本私立学校共済・事業団「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人聖マリア学院 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人聖マリア学院 経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人聖マリア学院 資金運用規程	
【資料 5-5-4】	平成 30 年度予算編成方針	
【資料 5-5-5】	独立監査人の監査報告書	
【資料 5-5-6】	内部監査報告書	
【資料 5-5-7】	平成 29 年度監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	聖マリア学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	聖マリア学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-3】	自己点検・評価総括委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検・評価総括委員会規程	
【資料 6-2-2】	平成 28 年度自己点検評価報告書における評価項目と自己点検・評価総括委員会における担当専門委員会	
【資料 6-2-3】	教職員連絡会議議事録、資料（平成 29(2017)年 12 月 13 日資料）	
【資料 6-2-4】	大学ホームページ（自己点検評価報告書、大学機関別認証評価掲示箇所）	
【資料 6-2-5】	IR(Institutional Research)室規程	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	教職員連絡会議議事録、資料（平成 29(2017)年 12 月 13 日資料）	
【資料 6-3-2】	教職員連絡会議議事録、資料（平成 29(2017)年 7 月 12 日資料）	

基準 A. 社会貢献・社会との連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域貢献の方針と体制		

【資料 A-1-1】	行動規範	
【資料 A-1-2】	中長期構想（第三次 5 ヵ年計画）	
【資料 A-1-3】	教員の採用及び昇任に係る選考基準細則	
【資料 A-1-4】	地域貢献センター発令書	
【資料 A-1-5】	中長期構想（第三次 5 ヵ年計画）進捗状況	
A-2. 地域貢献への取組み		
【資料 A-2-1】	久留米市との包括事業協定書	
【資料 A-2-2】	まちなか保健室 ほっとステーションマリア	
【資料 A-2-3】	専門家委員としての教員派遣等の状況	
【資料 A-2-4】	図書館利用案内	
【資料 A-2-5】	公開講座の開催要項（平成 29 年度）	
【資料 A-2-6】	公開講座受講者アンケート（平成 29 年度）	
【資料 A-2-7】	聖マリア医学会学術集会の開催資料	
【資料 A-2-8】	履修証明プログラム関係資料	
【資料 A-2-9】	東日本大震災被災地ボランティア活動（大学広報誌 MADONNA／抄）	
【資料 A-2-10】	熊本地震被災地ボランティア活動（大学広報誌 MADONNA／抄）	
【資料 A-2-11】	九州北部豪雨被災地ボランティア活動（大学広報誌 MADONNA／抄）	
【資料 A-2-12】	シラバス（授業科目概要「サービス・ラーニング」）	【資料 F-12】と同じ
【資料 A-2-13】	大学間コンソーシアム活動	
【資料 A-2-14】	久留米市との各種連携事業等	
【資料 A-2-15】	明光学園中学校・高等学校との系属校協定書	
【資料 A-2-16】	厚生労働省委託事業「平成 29 年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業」分科会「輪をつくろう」事業関係資料	
【資料 A-2-17】	リサイクル活動を通した社会貢献事業	
【資料 A-2-18】	外部評価委員会規程	

基準 B. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 国際交流の方針と体制		
【資料 B-1-1】	国際交流委員会規程	
【資料 B-1-2】	グループ法人一覧	
B-2. 国際交流への取組み		
	該当なし	

13 東京聖栄大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神及び教育理念を受け、明確かつ具体的に学則で規定されており、時代の変化に即した教育目標と大学の個性・特色は社会に明示されている。

大学の使命・目的及び教育目的の策定などは、「常務理事会」「学園運営会議」「大学運営会議」等で確認されるなど、役員・教職員が関与・参画している。そして、大学の使命・目的及び教育目的を高校訪問やオープンキャンパス、ホームページなどにより学内外に周知している。

大学の使命・目的及び教育目的は、中長期計画、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させている。大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されている。

「基準２．学生」について

入学定員に沿った学生の受入れについては、学部全体で適切な受入れ数を維持している。アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえて策定されており、学部・学科ごとに明確化している。また、アドミッション・ポリシーの周知は、ホームページのほか、大学案内書、学生募集要項、学生便覧、オープンキャンパス等を通じて行われている。そして、教職協働による学修・授業支援については、学年担任・教科担当教員・教務委員会等のさまざまな部署及び委員会に関わる教員と職員が協働して取組んでいる。

キャリア支援に関して、教育課程の関連科目として「インターンシップ」「キャリアリサーチ」「リテラシー」などの科目を配当しており、教育課程外では、「キャリア支援ガイダンス」「就活体験講話」などを教職協働で実施している。

学生への健康相談については、保健室及び校医が担当し、心的支援についてはカウンセリング室を設置し、カウンセラーが担当している。また、各種アンケートや「学生・教職員との意見交換会」を実施するなど、学生から挙がった意見については、「大学運営会議」などを通して全学的な視点から検討し、その対応を図っている。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーは、包括連携協定を締結している東京都葛飾区等の外部の視点を取入れ策定している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、

単位認定基準、成績評価の基準及び免許・資格の認定基準は、学則及び履修規程で適正に定めている。また、ディプロマ・ポリシーはホームページ、大学案内、学生便覧に掲載して周知している。

成績評価の方法は、平成 28(2016)年度入学生から GPA(Grade Point Average)制度を導入して厳格に評価している。学修支援の指標として、学期の GPA が 1.5 未満となった学生には学年担任、2 年次終了時の累積 GPA が 1.5 未満の場合は学部長・学科長による面談が行われ、卒業時の GPA の累積値が 2.00 以上を目標とすることを明示している。また、学修行動調査より GPA との関連性を分析し、GPA の効果的な活用を勘案している。そして、単位認定・成績評価の公正性は、兼任教員及び新任教員を含めた全教員による「教科打合せ会」を開催し、科目担当教員間での共通理解を図っている。

○単位認定・成績評価の公正を保つために、兼任教員を含めた全教員を対象とした「教科打合せ会」を開学当初から毎年実施しており、教員間で成績評価基準の確認、遅刻・欠席の取扱いなどについて共通理解を図る取組みは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学運営の円滑化と学長のリーダーシップを機能させるため設置した「大学運営会議」は、学長が決定を行う際の適切な補佐体制であると同時に、各種委員会の組織から意見を適切にくみ上げることができる体制となっている。学長が決定する際には、学則、教授会規程、学長決定に基づき、教授会の意見を聴くこととしている。また、その内容は、教授会、「部課長会議」「学園情報共有システム」などにより周知を図っている。そして、「事務組織および事務分掌規程」に基づき職員を配置し、役割の明確化を図っている。

専任教員は、設置基準及び各資格等の指定基準などに基づき適切に配置している。また、教員の資格審査は、「教育職員資格審査規則」を定め、採用・昇任に伴う資格審査の具体的事項は、「教育職員選考基準内規」に規定して実施している。業績評価は、研究活動に加え、教育活動、任務分担、「授業評価アンケート」の結果等も加味して行っている。

組織的な FD(Faculty Development)活動を推進し、教育方法・授業方法等の改善と向上を図っている。専任教員は、教員相互の授業参観により教授方法の共有と改善を行うとともに、「授業評価アンケート」の結果に対して「改善計画書」の提出を義務付け、主体的な授業改善を促している。

○全専任教員に授業の公開及び参観を課しており、全学的な取組みとして教授方法の共有と改善を図っている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人の目的は、「学校法人東京聖栄大学寄附行為」第 3 条に明記され、経営の規律を表明している。また、組織倫理や研究倫理、環境保全、人権、安全配慮についても、各種規則制定などにより学生及び教職員ともに意識の向上を図り、運用がなされている。

理事会は、「常務理事会」を設置し、審議事項の事前調整によって意思決定の迅速化を図るとともに、日常業務を処理している。理事長・学長は、法人・大学運営に関する重要事

項について、「常務理事会」、評議員会等に諮問し、決定している。

財務基盤確立のために、収入増加策として堅実な資産運用による受取配当及び運用益、科学研究費助成事業等の外部資金獲得の取組み、支出抑制策として人件費等の見直しを行っており、収支バランスの確保に努めている。また、予算については、「予算編成基準」に基づき、中長期事業計画及び収入財源を勘案し「予算編成方針（案）」を策定している。

監査体制は、監事・公認会計士・内部監査室により構築している。会計処理や財産の状況に関する意見交換を目的とした三者合同の検討会である「三様監査連絡会」を開催し、適正な会計処理を行う組織体制が構築されている。

〇全学的な防火・防災訓練や災害時安否確認システムの運用訓練を毎年度実施し、災害時優先電話の設置、保存食の備蓄など、安全に対する具体的な取組みは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための組織及び責任体制は、「自己点検評価検討委員会」を中心に恒常的な組織体制を整備している。そして、中長期計画の進捗状況を「常務理事会」で確認後、「学園運営会議」に報告するとともに、当該年度事業計画については、「大学運営会議」において大学部門の進捗状況管理を行うなど、大学全体の内部質保証のための責任体制が明確になっている。「自己点検評価検討委員会」を中心に、自己点検評価書の作成を通して、委員会及び事務部署ごとに「取組の結果、点検評価、次年度の課題」を確認することで、教職員の内部質保証のための意識を高める取組みと自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

IR(Institutional Research)機能は、学長のリーダーシップを支える「大学運営会議」がデータを集約し、各種委員会が教授会や「学園情報共有システム」等を通じてその結果を提供し、全教職員に情報共有を行っている。また、自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用により、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図っている。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき適切に教育・研究に取組んでいる。大学は、「健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけ、地域社会や職業社会で活躍できる人材の育成」を教育目標に、1 学部・2 学科を設置し、社会貢献を大学の理念に教育・研究活動を展開しており、更なる発展が今後期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携及び地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. ビジョンの具現化に向けた経営部門と教学部門の協働
2. 継続的な学修支援体制
3. 存在意義を果たす成果

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「食と栄養」の教育機関として、校訓である「熱意」「誠意」「創意」を礎とした建学の精神を「自立できる知識と技術を育み、強い向上心と真摯な行動力をそなえた人材の育成」とし、教育活動を展開している。そして、大学の使命・目的及び教育目的を「本学は教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、特に、栄養及び食品と健康に関する研究…（中略）…の向上に貢献する人材を育成することを目的とする。」と学則第 1 条に明文化している。

大学の使命・目的及び教育目的をより明確化するために、教育目標として文章化し、各種媒体に掲載している。大学の個性・特色は、その使命・目的及び教育目的に反映し、明示している。また、社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定などは、「常務理事会」「学園運営会議」「大学運営会議」等で確認されるなど、役員・教職員が関与・参画している。また、大学の使命・目的及び教育目的を高校訪問やオープンキャンパス、ホームページなどにより学内外に周知

している。そして、大学の使命・目的及び教育目的は中長期計画、三つのポリシーに反映させている。大学の使命・目的及び教育目的を達成するために、必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されている。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえて策定されており、学部・学科ごとに明確化している。また、アドミッション・ポリシーの周知は、ホームページのほか、大学案内書、学生募集要項、学生便覧、オープンキャンパス等を通じて行っている。

入学者選抜については、「入学者選考審査委員会」「入学者選考管理委員会」を設置し、アドミッション・ポリシーに沿って、公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用するとともに、各入試区分における選抜方法の妥当性の検証・分析をデータに基づいて実施している。

入学定員に沿った学生の受入れについて、食品学科は定員未充足の年度もあるが、過去 5 年間の平均入学定員充足率は、学部全体で適切な学生受入れ数を維持している。また、入試問題の作成は大学が自ら行っている。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修・授業支援については、学年担任・教科担当教員・教務委員会等のさまざまな部署及び委員会に関わる教職員が取組んでおり、学生の指導・支援に役立てる目的で「学生支援ポートフォリオ」の試行を開始している。

障がいのある学生への配慮については、ガイドラインを定めるなどして、大学の関係部署が連携して行っている。

オフィスアワーは、全授業に対してシラバス及び掲示板に明示され、対応できなかった場合についても追記されており、確実にオフィスアワーが利用できる体制がとられている。教育活動支援のため、TA に関する規則を整備し、必要に応じて TA を採用している。また、中途退学防止策として、「聖栄ラーニングサポートセンター」の開設・学年担任制度・成績不振者への三者面談・大学独自の奨学金制度等の対策が取られている。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程の関連科目として「インターンシップ」「キャリアリサーチ」「リテラシー」などの科目を配当することにより、キャリア支援体制を整備している。教育課程外では、「学生支援センター」「就職対策委員会」を中心として学務課、教員と連携して「キャリア支援ガイダンス」「就活体験講話」などを実施している。

「学生支援センター」にキャリア支援専門員を配置するとともに、「就職支援アドバイザー」制度を導入し、就職・進学に対する相談等を行っている。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援として、「生活指導委員会」・学年担任制・「学生支援センター」・保健室・カウンセリング室・「ハラスメント防止対策委員会」等が組織され、適切に機能している。特に、入学時から卒業時まで同一の担任と副担任を配置しており、健全で円滑な学生生活を過ごすことができるよう配慮されている。

学生に対する経済的な支援として日本学生支援機構奨学金のほか、学業成績優秀者に対して大学独自の奨学金制度である「入試成績優秀特待生」「学業成績優秀奨学生」などを設けて適切な支援がなされている。課外活動への支援に関しては、学友会への活動費補助や大学祭等の行事への支援などが適切になされている。また、学生への健康相談については保健室及び校医が担当し、心的支援についてはカウンセリング室を設置している。生活相談については、学年担任及び「学生支援センター」が行っており、全学的な検討が必要な案件については「生活指導委員会」等で検討が行われている。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎はそれぞれ設置基準を上回る面積を有し、図書館・体育施設・情報サービス施設等が適切に整備されている。大学の教育目標を達成するために必要となる研究機器備品等の施設・設備が整備されており、図書館については十分な学術情報資料が確保され、開館時間も学生に配慮された時間帯となっている。学生が利用できる IT 施設が適切に整備され、年次計画に基づき更新されている。施設・設備の利便性を高めるために、一部建物を改修する際にバリアフリー化を実施している。

施設・設備の安全性については、建築基準法の耐震基準をクリアしているか、あるいは耐震診断及び構造計算により安全性が確かめられている。授業を行う学生数については、1 学年 2 クラスを原則とし、40 人のクラス制授業を基本として実施している。クラスサイズを超えた場合は､教育効果に影響が出ないように適切なフォロー体制がとられている。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生・教職員との意見交換会」を実施し、学生から挙がった学修支援や学生生活に関する意見への対応は「生活指導委員会」から各種委員会及び部署へ対応を依頼するとともに、検討された内容については「生活指導委員会」が集約し教授会等に報告した上で、回答結果を学生に周知している。

学生に対する各種調査として、学生による「授業評価アンケート」「学修行動調査」「学生支援センターアンケート」「卒業時アンケート」等を実施している。それらを通して学修環境に関する要望を把握し、主管委員会が集計・分析を行った上で、「大学運営会議」で内容を確認し、教授会等を通じて全学的に共有し改善に向けた取組みを実施している。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーは、平成 29(2017)年度に包括連携協定を締結している東京都葛飾区の意見を伺い、客観的な視点を取入れた上で策定し周知している。卒業認定基準、単位認定基準、成績評価基準及び免許・資格の認定基準は学則及び履修規程で適正に定め、ホームページ、大学案内書、学生便覧に掲載して周知している。

成績評価の基準は、平成 28(2016)年度入学生から GPA 制度を導入し、学期の GPA が 1.5 未満となった学生は学年担任による学修指導を行い、更に、2 年次終了時の累積 GPA が 1.5 未満の学生は学部長・学科長による学修指導を実施している。単位認定・成績評価は、兼任教員及び新任教員を含めた全教員による「教科打合せ会」を行い、科目担当教員間の公正性を図る取組みを行っている。

〈優れた点〉

○単位認定・成績評価の公正を保つために、兼任教員を含めた全教員を対象とした「教科打合せ会」を開学当初から毎年実施しており、教員間で成績評価基準の確認、遅刻・欠席の取扱いなどについて共通理解を図る取組みは評価できる。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目標の達成のためにカリキュラム・ポリシーを学部・学科単位で策定し、ホームページ、学生便覧などに掲載して周知している。カリキュラム・ポリシーは、教育課程をカリキュラムツリーで体系化し、科目内容をシラバスで明確にしていることにより、ディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。履修登録単位数は年間 49 単位であり、また、他大学の授業科目の履修は 60 単位を上限とすることを学則に定めている。

教養教育は、教養分野に人文・社会・自然科学、学部基幹科目・共通基礎科目に食関連分野、化学分野を配置し、専門科目を学ぶ上で基礎となる科目で実施している。

教授方法の工夫は、学生の主体的な深い学びを支援する目的で、地域連携活動を正課授業に組込み課題解決型学修を推進している。また、教授方法の改善は、「FD 委員会」「教務委員会」「大学運営会議」が課題抽出と課題解決への検討を連携して行っている。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は「学生が何を身に付けたか」を多面的に評価することを目的に、アセスメント・ポリシーを策定している。学修成果の達成度は GPA・汎用的能力・学修行動調査・就職先の企業アンケートを視点に測定と調査を行い、総合的な点検・評価が実施されている。

学修成果の測定及び調査の分析結果は、「大学運営会議」で検討後、教授会に報告され情報の共有化を図っている。また、教員間では「教科打合せ会」「FD 研修会」で授業改善への討議を含めたフィードバックを行い、学生へのフィードバックは、「授業評価アンケート」結果を学生ファイルサーバ内で閲覧できる環境を整えている。

基準４．教員・職員

【評価】

基準 4 を概ね満たしている。

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

大学は、大学運営の円滑化と学長のリーダーシップを補助するため、「大学運営会議」を設置している。この「大学運営会議」は、学長が決定を行うに当たり適切な補佐体制であると同時に、各種委員会の組織から意見をくみ上げることができる体制として機能している。

学長は、教育研究に関する重要事項について学則、教授会規程及び学長決定にのっとり、教授会の意見を聴いて決定し、学長が決定した内容は教授会、「部課長会議」「学園情報共有システム」などにより周知を図っている。一部、規則の整備を要するものもあるが、権限と責任に基づいた教学マネジメントが行われている。

「事務組織および事務分掌規程」を定め、職員を配置し、役割の明確化を図っている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に定める、学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続きが、学長によって適切に定められていない点は改善が必要である。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学に必要な専任教員は、設置基準及び資格等の指定基準などに基づき適切に配置している。

教員の採用・昇任に伴う資格審査は、「教育職員資格審査規則」及びその具体的事項を定める「教育職員選考基準内規」に基づいて行われており、研究業績の基準に加え、教育活動、任務分担等を考慮したものとなっている。

FD 委員会は、組織的な FD 活動を推進し、教育内容や授業方法等の改善と向上を図っている。「教科打合せ会」では、全教員が授業の内容や方法を討論して意思疎通を図り、そこで出された課題は関係する委員会等にフィードバックしている。授業評価が極端に低い教員に対しては、「改善計画書」の提出を義務付け、主体的な授業改善を促している。

〈優れた点〉

○全専任教員に授業の公開及び参観を課しており、全学的な取組みとして教授方法の共有と改善を図っている点は評価できる。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のため、内部研修会、各職員の階層に応じて派遣する官公庁、大学等団体や民間研修機関などでの多様な外部研修会への参加、教職協働の観点から、「FD・SD 合同研修会」の継続的実施、教職員の意識向上のために日常的な情報提供として学内広報等、積極的に組織的な活動がなされている。

新卒採用事務職員に対して「チューター制度」を導入し、職場に定着する支援体制を構築している。また、職員とは適切かつ計画的に人材育成を図ることを目的とした「自己申告制度」により、年 2 回のヒアリング等を通じて、自己の能力の発揮や向上、職務への考え、勤務部署の希望を上申できるコミュニケーションの機会を設け、「人材育成」を推進している。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境を整備するため、教員及び学生の意見をくみ上げ、施設の改修及び研究用備品の更新を適切に実施している。

研究倫理に関する各種規則を整備し、公的研究費及び研究活動等の不正等防止に関して組織的な運営がなされている。

研究活動への資源については、各教員に割当てられる研究費である「割当配分予算」と学長裁量経費の「積上配分予算」より重点配分される「特別研究費」「共同研究費」を設け、有効に配分している。

研究活動のための外部資金の導入については、科学研究費助成事業の獲得に向けた学内説明会の実施やインフォメーション活動の取組みを行っており、受託事業についても東京都葛飾区との連携を中心とし、拡大と継続に向けた積極的な活動を行っている。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的は、「学校法人東京聖栄大学寄附行為」に「教育基本法及び学校教育法並びに諸関係法規に従い学校教育を行い、健康と栄養に関する高度な知識と専門技術を教授研究し、社会に貢献できる人材育成並びに幼児教育を行うこと」と定め、経営の規律を表明している。また、「就業規則」「学校法人東京聖栄大学倫理規程」「内部監査規程」など組織倫理や、研究倫理に関する規則等を整備し、誠実な運営を行っている。

使命・目的の実現に向け、全学的な体制で中長期計画や各年度の事業計画を策定し、現在は「第Ⅱ期中長期計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」に基づき継続的に努力している。

環境保全、人権、安全については、各種規則を制定して周知・運用するなど、学生及び教職員ともに意識の向上を図り、配慮がなされている。

〈優れた点〉

○全学的な防火・防災訓練や災害時安否確認システムの運用訓練を毎年度実施し、災害時優先電話の設置、保存食の備蓄など、安全に対する具体的な取組みは評価できる。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は、理事会を最高意思決定機関と位置付け、原則として奇数月に定例開催し、緊急を要する場合は随時開催している。平成 29(2017)年度は理事会を計 10 回（同日開催 4 回）開催した。

理事会への理事の出席率は良好で、理事の選任及び事業計画の執行など理事会の運営は適切に行われており、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として機能している。また、「常務理事会」が行う理事会の審議事項の事前調整によって、意思決定の迅速化を図っている。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、理事長及び常務理事で構成する「常務理事会」を設置し、意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。常務理事は、学長が兼務する教学担当理事、総務担当理事及び財務担当理事とし、それぞれ所掌に応じ会議等を通じて教職員の意見や提案を掌握し、「常務理事会」で検討している。

理事会の業務の決定に際して、重要事項は理事長が評議員会に諮問している。評議員の出席状況は適切である。

監事は監査機関として業務及び財産状況の監査を行い、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックが機能する体制を整備している。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中長期計画予算シミュレーション」を立案しているが、法人全体の直近の決算額及び予算額と中長期の財務計画がかい離している。しかし、「第Ⅱ期中長期計画」を着実に進め、大学の学生確保に向けた取組みにも成果が表れていることから、今後、安定した財務運営に向け更なる努力に期待する。

財務基盤確立のために、収入増加策として堅実な資産運用による受取配当及び科学研究費助成事業等の外部資金獲得の取組み、支出抑制策として人件費等の見直しを行っており収支バランスの確保に努めている。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

予算については「予算編成基準」に基づき、中長期事業計画及び収入財源を勘案し「予算編成方針（案)」を策定している。理事会では予算編成方針を定め、各部署の意見及び要望を反映できる体制を整備し、査定を経て、当初予算・補正予算を編成するなど、会計処理を適正に実施する仕組みとなっている。

監事・公認会計士・内部監査室による監査体制を構築している。会計処理や財産の状況に関する意見交換を目的とした三者合同の検討会である「三様監査連絡会」を年 2 回開催し、適正な会計処理を行う組織体制が構築されている。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための組織及び責任体制の構築は、「企画調整室」が担い、「自己点検評価検討委員会」を中心とした恒常的な組織体制を整備している。そして、中長期計画の進捗状況を「常務理事会」で確認後、「学園運営会議」に報告するとともに、当該年度事業計画については、「大学運営会議」において大学部門の進捗状況管理を行うなど、大学全体の内部質保証のための責任体制が明確になっている。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検評価検討委員会」を中心に、自己点検評価書の作成を通して、委員会及び事務部署ごとに「取組の結果、点検評価、次年度の課題」を確認することで、教職員の内部質保証のための意識を高める取組みと自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

IR 機能は、学長のリーダーシップを支える「大学運営会議」がデータを集約し、各種委員会が教授会や「学園情報共有システム」等を通じて全教職員にその結果を提供するなど

情報共有がなされている。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための学部、学科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性については、三つのポリシーを起点とした内部質保証の取組みが開始されており、その結果を教育の改善・向上に反映するよう検討されている。また、自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用により、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図っている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会との連携及び地域社会への貢献

Ａ－1　地域連携・地域貢献に関する方針の明確性

A-1-①　使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確性

Ａ－2　地域連携・地域貢献の具体性

A-2-①　自治体や団体との連携

A-2-②　産学官の連携

【概評】

地域連携・地域貢献に関する方針は、「地域に貢献できる教育機関」として発展していくことを目的に、平成 29(2017)年に「地域連携センターに関する暫定規程」を策定し、活動を総合的に調整・推進するための「地域連携センター」を設置している。また、大学の社会的役割を主体的に発揮するために、「地域連携センターに関する暫定規程」を今年度中に確定とする検討を行っている。

地域連携・地域貢献は、「食と栄養」の教育機関として地域に根付いた大学を目指し、地元自治体の葛飾区と「連携・協力に関する協定」を締結しており、継続事業として葛飾区の環境美化、健康に関する公開講座及び災害時における相互協力、新規・短期事業では、外食の食環境整備、食育推進活動など多彩な連携事業に取組んでいる。また、産学連携活動は、福島県塙町の活性化・原発事故による風評被害の縮小、更なる活性化を応援することを目的に、特産物であるキノコ類の栽培に関する研究、アンテナショップの運営、産業祭への参加企画など、学生と教員が協働して活性化に取組んでいる。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

1. ビジョンの具現化に向けた経営部門と教学部門の協働

学校法人東京聖栄大学（以下「本法人」）は、法人のトップである理事長、大学のトップである学長の方向性が一致したガバナンス体制を構築している。本法人では理事会の補佐体制として「常務理事会」を設置している。理事長をはじめ、学長も教学理事として参画しており、経営部門と教学部門の意思疎通と連携を図っている。東京聖栄大学（以下「本学」）は、大学だけでなく理事会も含めた自己点検体制を構築することで、教員組織や施設設備の充実等、ビジョンの具現化に向けた取組を推進している。

2. 継続的な学修支援体制

本学は、1 学部 2 学科という小規模であることを生かし、学長リーダーシップの下に全学的に統一された方向性で学修支援体制を構築している。3 つの方針や教育課程は、使命・目的を達成するために編成している。3 つの方針は、大学全体の方針と学部の方針が同一であり、各学科の方針も学部の方針を踏まえている。本学の委員会体制は、全学協働で行っており、各学科教員間の連携、教員と職員の連携（教職協働）により、共通認識を持って課題解決に当たっている。本体制により、教育課程内外の取組（初年次教育、学年担任制、キャリア教育、保護者との連携等）を行っている。学年担任や就職支援アドバイザー、担当教職員等による学生一人ひとりに対する面談や個別指導を継続的に行い、学生の視点に立ったきめ細かい支援を行っている。

3. 存在意義を果たす成果

本学の特色となる取組として、「食と栄養」を基軸とする小規模大学だからこそ可能である「入口から出口まで」のきめ細かい対応を行うことで、以下の成果をあげている。

成果 1：高い「就職力」

健康栄養学部は、毎年度 95%を超える高い就職内定率をあげている。管理栄養学科は、卒業者の多くが専門職の管理栄養士・栄養士職として就職している。食品学科は、各職種とも食品会社を中心に就職するなど、学生時代の学びを生かした進路に進んでいる。また、両学科とも、公務員試験で多数の合格実績をあげており、管理栄養学科は管理栄養士・栄養士（国立病院機構、地方自治体等）、栄養教諭等、食品学科は食品衛生監視員、上級一般行政職等、「食と栄養」の教育機関としての使命・目的を果たしている。

成果 2：退学者数の減少

きめ細かい学生への支援（学修支援・生活指導・保護者との連携等）を実施することで、学生、保護者、大学の三者が、共に不本意と思えるような退学を減らしている。退学者数の減少は、学生個々人の目標達成の観点だけでなく、大学運営としても、安定した財務基盤の確立に繋がっている。なお、「中退者防止に関する事項」は、内部監査、監事監査による「重点監査項目（教学に関わる臨時監査）」として確認を受けており、改善に向けた組織的な体制を構築している。

以上のことから、本学は社会的責任を果たした教育機関として機能している。今後も、内部質保証の推進により、さらなる質向上を目指していく。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 17(2005)年度
所在地　　東京都葛飾区西新小岩 1-4-6

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
健康栄養学部	管理栄養学科　食品学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 3 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 7 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 9 日	実地調査の実施　　10 月 10 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 11 日	10 月 11 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 19 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
平成 31(2019)年　2 月 4 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書
・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考

【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人東京聖栄大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内書 2019	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	東京聖栄大学 学則	大学院は設置なし
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	・平成 30 年度 学生募集要項 ・平成 30 年度 指定校制推薦入試 学生募集要項 ・平成 30 年度 第 2 年次編入学学生募集要項 （東京聖栄大学健康栄養学部食品学科）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 30 年度 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	・大学案内書 2019　裏表紙、p25～p26 ・平成 30 年度 学生便覧　p111～p122	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	東京聖栄大学 規程集 全規程一覧〔学内イントラネット〕	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	・理事、監事、評議員名簿 ・平成 29 年度 理事会出席状況一覧 ・平成 29 年度 評議員会出席状況一覧	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 25 年度～平成 29 年度 決算報告（監事監査報告書含む）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	平成 30 年度 授業概要（シラバス）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・平成 30 年度 学生便覧　p30～p31、p48～p50 健康栄養学部（大学）のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー／管理栄養学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー／食品学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	東京聖栄大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	本学の概要及び 3 つの方針（平成 30 年度 学生便覧 前付、3 ページ、30～31 ページ、48～50 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	本学の概要及び 3 つの方針（平成 30 年度 学生便覧 前付、3 ページ、30～31 ページ、48～50 ページ）	【資料 F-5】と同じ 【資料 1-1-2】と同じ

【資料 1-1-4】	大学案内書 2019（4、18、20、22、24 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒1-1.本学の概要、 6-1.ディプロマポリシー（卒業の認定に関する方針）、 5-1 カリキュラムポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）、 4-1.アドミッションポリシー（入学者の受入れに関する方針））	
【資料 1-1-6】	ホームページ（英文）　http://www.tsc-05.ac.jp/eng/	
【資料 1-1-7】	TOKYO SEIEI COLLEGE College Overview （英語版リーフレット）	
【資料 1-1-8】	本学の概要及び 3 つの方針（平成 30 年度 学生便覧 前付、3 ページ、30～31 ページ、48～50 ページ）	【資料 F-5】と同じ 【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-1-9】	大学案内書 2019（4、18、20、22、24 ページ）	【資料 F-2】と同じ 【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-1-10】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒1-1.本学の概要）	
【資料 1-1-11】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/faculty/ （健康栄養学部概要） http://www.tsc-05.ac.jp/nourishment/ （管理栄養学科概要） http://www.tsc-05.ac.jp/food/ （食品学科概要）	
【資料 1-1-12】	東京聖栄大学附属調理師専門学校へ派遣する調理技術研修学生の取扱に関する要項	
【資料 1-1-13】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒12.その他⇒教員養成に関する情報公表）	
【資料 1-1-14】	東京聖栄大学の「三つの方針（3 ポリシー）」の見直し及び点検・評価に関するご意見について（葛飾区に対する依頼文と回答）	
【資料 1-1-15】	平成 28 年度 自己点検・評価報告書	
【資料 1-1-16】	東京聖栄大学「平成 28 年度 自己点検・評価報告書」を通じた教育研究活動等に関するご意見について（葛飾区及び高等学校有識者に対する依頼文、回答、報告）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	自己点検評価検討委員会規程	
【資料 1-2-2】	「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に関する学長決定	
【資料 1-2-3】	学園運営会議規程	
【資料 1-2-4】	東京聖栄大学 大学運営会議規程	
【資料 1-2-5】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒3-1. 教育研究に関わる学内意思決定体制について）	
【資料 1-2-6】	大学案内書 2019（4、18、20、22、24 ページ）	【資料 F-2】と同じ 【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-7】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒1-1.本学の概要）	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 1-2-8】	本学の概要（平成 30 年度 学生便覧 前付） ＊学生への説明のほか、「教科打合せ会」、「新規採用者研修」においても学生便覧を使用して教員及び職員に対して説明	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-9】	平成 30 年度 授業概要（シラバス）「リテラシー」（16～19 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-10】	平成 30 年度 東京聖栄大学学友会総会 部・同好会説明会 配布資料（11～12 ページ）	
【資料 1-2-11】	第 II 期中長期計画（平成 27 年度～平成 31 年度）	

【資料 1-2-12】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒1-5.基本理念、使命・目的、個性・特色等の相関性）	
【資料 1-2-13】	本学の概要及び 3 つの方針（平成 30 年度 学生便覧 前付、3 ページ、30～31 ページ、48～50 ページ）	【資料 F-5】と同じ 【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-14】	東京聖栄大学の組織（平成 30 年度 学生便覧 前付）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-15】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒2-1.大学の基本組織）	
【資料 1-2-16】	東京聖栄大学 学則	【資料 F-3】と同じ 【資料 1-1-1】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	東京聖栄大学の「三つの方針（3 ポリシー）」の見直し及び点検・評価に関するご意見について（葛飾区に対する依頼文と回答）	
【資料 2-1-2】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒4-1.アドミッションポリシー（入学者の受入れに関する方針））	
【資料 2-1-3】	大学案内書 2019（4、18、22 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-4】	平成 30 年度 学生募集要項（前付）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	3 つの方針（平成 30 年度 学生便覧 30～31 ページ、48～50 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-6】	東京聖栄大学入学者選考規程	
【資料 2-1-7】	平成 31 年度学生募集大綱（原案）について（平成 30 年 4 月 19 日 教授会資料）	
【資料 2-1-8】	東京聖栄大学健康栄養学部入学者の追跡調査 2013 年度・2016 年度入学生を対象とした各入試区分における選抜方法の妥当性の検証（平成 29 年 10 月 12 日 大学運営会議資料）	
【資料 2-1-9】	平成 30 年度 第 2 年次編入学学生募集要項（東京聖栄大学健康栄養学部食品学科）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/admission_guidance/admission_list/ （入試情報⇒平成 31 年度入試一覧）	
【資料 2-1-11】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒4-2.学部・学科の学生定員と入学者数及び在籍学生数）	
【資料 2-1-12】	食品学科「食の体験講座」チラシ（平成 29 年度実施分）	
【資料 2-1-13】	サブパンフレット（食職図鑑）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	第 II 期中長期計画（平成 27 年度～平成 31 年度）（8 ページ）	
【資料 2-2-2】	平成 30 年度 事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 2-2-3】	学年担任の役割（平成 30 年度 学生便覧 93 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-4】	平成 30 年度 東京聖栄大学各種委員会等委員一覧（大学・法人）	
【資料 2-2-5】	部課長会議規程	
【資料 2-2-6】	東京聖栄大学障がいのある学生等の支援に関するガイドライン（平成 30 年度 学生便覧 89 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-7】	平成 30 年度 シラバス作成要領	

【資料 2-2-8】	平成 30 年度 授業概要（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-9】	平成 30 年度オフィスアワー一覧（前期分）	
【資料 2-2-10】	学生面談報告書（様式）	
【資料 2-2-11】	退学・除籍理由一覧（平成 26 年度～平成 29 年度）	
【資料 2-2-12】	中途退学防止の取組み（平成 28 年度内部監査、平成 29 年度監事監査提出資料）	
【資料 2-2-13】	開学時からの中退率の推移（3 ヵ年移動平均値）	
【資料 2-2-14】	東京聖栄大学 共通教育センターに関する暫定規程	
【資料 2-2-15】	平成29年度 学校法人東京聖栄大学監事監査計画書 及び 監査結果報告書	
【資料 2-2-16】	単位修得・履修状況一覧表（様式）	
【資料 2-2-17】	学生支援ポートフォリオの構築・運用について（平成 29 年 9 月 21 日 拡大教授会資料）	
【資料 2-2-18】	学校法人東京聖栄大学ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-19】	平成 29 年度 管理栄養士養成施設 指定基準に係る自己点検表	
【資料 2-2-20】	組織規程	
【資料 2-2-21】	学長裁量経費に関する計画の公募について	
【資料 2-2-22】	平成 29 年度 「教育改革のための学長裁量経費」について	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	平成 30 年度 授業概要（シラバス） 「管理栄養士の基礎演習」（86～88 ページ） 「臨地実習 I～IV」（192～199 ページ） 「インターンシップ」（396～397 ページ） 「キャリアリサーチ」（400～401 ページ） 「リテラシー」（16～19 ページ） 「情報処理演習 I・II」（50～57 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-2】	就職支援アドバイザー制度について（学生向け掲示）	
【資料 2-3-3】	食品会社就職のための筆記試験対策講座（学生向け掲示）	
【資料 2-3-4】	東京聖栄大学　求人検索キャリタス UC（就職支援システム） http://www.tsc-05.ac.jp/career/search/ （要 ID／パスワード）	
【資料 2-3-5】	アセスメントテスト「PROG」（社会で求められる能力測定テスト）の実施について（1 年次生向け）	
【資料 2-3-6】	平成 30 年度 ガイダンス等日程表（アセスメントテスト・4 年次生）	
【資料 2-3-7】	平成 30 年度キャリア・就職サポートスケジュール （平成 30 年 3 月 7 日 拡大教授会資料）	
【資料 2-3-8】	公務員試験対策集中講座の開講について（学生向け掲示）	
【資料 2-3-9】	平成 29 年度卒業生の就職内定状況について（平成 30 年 5 月 17 日 教授会資料）	
【資料 2-3-10】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒9-2.学生の進路選択に係る支援 ＊キャリア・就職サポート ＊サポートスケジュール ＊就職相談室等の状況）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生生活に関する相談（平成 30 年度 学生便覧 86～93 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-2】	生活指導委員会規程	
【資料 2-4-3】	単位修得・履修登録一覧表（様式）	【資料 2-2-16】と同じ
【資料 2-4-4】	奨学生規程	
【資料 2-4-5】	東京聖栄大学 教育ローン利子補給奨学金規程	
【資料 2-4-6】	東京聖栄大学指定寮「特別入寮生」制度について（平成 30 年度入学生対象）（平成 29 年 10 月 11 日 生活指導委員会資料）	

【資料 2-4-7】	わたなべ奨学・奨励基金規程	
【資料 2-4-8】	指定学生寮のご案内	
【資料 2-4-9】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/support/ （学生生活サポート） http://www.tsc-05.ac.jp/infirmary/ （保健室）	
【資料 2-4-10】	東京聖栄大学カウンセリングルーム 相談の手引き（カウンセリング室リーフレット）	
【資料 2-4-11】	「学生の自殺防止」について（お願い）／「学生の自殺防止のためのガイドライン」の配布について（教職員配布資料）	
【資料 2-4-12】	ハラスメントの防止に関するガイドライン	
【資料 2-4-13】	ハラスメント防止対策規程	
【資料 2-4-14】	平成 30 年度 ハラスメントに関する相談窓口について（掲示）	
【資料 2-4-15】	東京聖栄大学 障がいのある学生等の支援に関するガイドライン	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒7-1.キャンパス及び運動施設の概要、7-2.校地、校舎等の面積）	
【資料 2-5-2】	大学配置図及び平面図（平成 30 年度 学生便覧 111～122 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-3】	平成 29 年度 管理栄養士養成施設 指定基準に係る自己点検表	【資料 2-2-19】と同じ
【資料 2-5-4】	食品衛生管理者・食品衛生監視員養成課程 教授用及び学習用機械器具の一覧表（平成 29 年 6 月 1 日現在）	
【資料 2-5-5】	情報処理センター規程	
【資料 2-5-6】	情報セキュリティポリシー関係規程（学校法人東京聖栄大学情報セキュリティポリシー、学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティ規程、情報セキュリティ運用ガイドライン、システム管理者用セキュリティガイドライン、障害・事故措置フロー、情報システム利用ガイドライン）	
【資料 2-5-7】	情報システム利用ガイドライン （平成 30 年度 学生便覧 98～103 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-8】	学内 LAN 利用手引き 2018 年度版	
【資料 2-5-9】	MOS 試験の実施について（実施月は毎月学生向けに通知）	
【資料 2-5-10】	平成 29 年度 学内 LAN 利用状況一覧（学生 PC）	
【資料 2-5-11】	東京聖栄大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-5-12】	図書館規程	
【資料 2-5-13】	図書館長選考規程	
【資料 2-5-14】	図書館委員会規程	
【資料 2-5-15】	図書館関係資料収集・管理・除籍規程	
【資料 2-5-16】	東京聖栄大学機関リポジトリ運用規程	
【資料 2-5-17】	東京聖栄大学図書館利用規程	
【資料 2-5-18】	図書館の利用について（平成 30 年度 学生便覧 95 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-19】	図書館利用案内	
【資料 2-5-20】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/library/ （本学の概要⇒図書館） http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒7-6.図書・資料の所蔵数、学生閲覧室の状況）	
【資料 2-5-21】	東京聖栄大学図書館蔵書検索システム（学内イントラネットのみ利用可）	
【資料 2-5-22】	東京聖栄大学機関リポジトリ https://tsc.repo.nii.ac.jp/	

【資料 2-5-23】	図書館開館時間について（平成 29 年 12 月 5 日　図書館委員会資料）	
【資料 2-5-24】	学生の学内施設利用について（学生向け掲示）	
【資料 2-5-25】	【臨時】夏期期間における施設利用について（学生向け掲示）	
【資料 2-5-26】	第 II 期中長期計画（平成 27 年度～平成 31 年度）	
【資料 2-5-27】	東京聖栄大学 学報 第 17 号（学園 70 年の主な歩み　沿革）	
【資料 2-5-28】	ノーマライゼーションについて（平成 30 年度 学生便覧　89 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-29】	耐震関係等一覧表 及び 消防関係等一覧表	
【資料 2-5-30】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/　（情報公表⇒4-2.学部・学科の学生定員と入学者数及び在籍学生数）	【資料 2-1-11】と同じ
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	平成 29 年度 学生支援センター・学友会アンケート集計結果について（平成 29 年 10 月 11 日 生活指導委員会資料）	
【資料 2-6-2】	平成 29 年度 学生・教職員との意見交換会実施報告（平成 29 年 12 月 21 日 拡大教授会資料）	
【資料 2-6-3】	平成 28 年度 学生意見への対応について（学生向け掲示）	
【資料 2-6-4】	平成 29 年度 学生意見集約一覧（集約中）（平成 30 年 5 月 17 日 教授会資料）	
【資料 2-6-5】	学生による授業評価アンケート結果（学生ファイルサーバ内に保存／教職員も閲覧可）	
【資料 2-6-6】	東京聖栄大学学修行動調査（平成 29 年度）GPA を踏まえた分析結果について（平成 29 年 9 月 21 日 拡大教授会資料）	
【資料 2-6-7】	平成 29 年度 卒業時アンケート結果について（平成 30 年 5 月 17 日 教授会資料）	
【資料 2-6-8】	学生生活に関する相談（平成 30 年度 学生便覧 86 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-9】	学生パブリックコメント～学生生活について～（リーフレット）	
【資料 2-6-10】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒9-1.学生の修学に係る支援⇒学生生活サポート）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	東京聖栄大学の「三つの方針（3 ポリシー）」の見直し及び点検・評価に関するご意見について（葛飾区に対する依頼文と回答）	
【資料 3-1-2】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/　（情報公表⇒6-1.ディプロマポリシー（卒業の認定に関する方針））	
【資料 3-1-3】	大学案内書 2019（4、18、22 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-4】	3 つの方針（平成 30 年度 学生便覧 30～31 ページ、48～50 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-5】	平成 30 年度 授業概要（シラバス）「リテラシー」（16～19 ページ）「管理栄養士の基礎演習」（86～88 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-6】	平成 30 年度 東京聖栄大学 食品学科 新入生宿泊研修（配布資料）	
【資料 3-1-7】	東京聖栄大学 学則（平成 30 年度 学生便覧　3～11 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-8】	履修規程（両学科共通）（平成 30 年度 学生便覧　17～20 ページ）	【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-9】	GPA 制度（平成 28 年度入学生から適用）（平成 30 年度 学生便覧　24～25 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-10】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/　（情報公表⇒6-2.成績評価基準　＊成績評価基準 ＊GPA 制度）	
【資料 3-1-11】	平成 30 年度 授業概要（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-12】	平成 30 年度 授業概要（シラバス）	【資料 F-12】と同じ 【資料 3-1-11】と同じ
【資料 3-1-13】	GPA 制度（平成 28 年度入学生から適用）（平成 30 年度 学生便覧　24～25 ページ）	【資料 F-5】と同じ 【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-1-14】	単位修得・履修登録一覧表（様式）	
【資料 3-1-15】	東京聖栄大学学修行動調査（平成 29 年度）GPA を踏まえた分析結果について（平成 29 年 9 月 21 日 拡大教授会資料）	
【資料 3-1-16】	平成 30 年度 教科打合せ会 配布資料（教科打合せ班編成一覧、平成 30 年度の授業について（お願い））	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒5-1.カリキュラムポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針））	
【資料 3-2-2】	大学案内書 2019（4、20、24 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-3】	3 つの方針（平成 30 年度 学生便覧 30～31 ページ、48～50 ページ）	【資料 F-5】と同じ 【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-2-4】	科目ナンバー表（平成 30 年度 授業概要（シラバス） 403～415 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-5】	各学科の目的及び教育課程（平成 30 年度 学生便覧 31～45 ページ、49～59 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-6】	平成 30 年度 シラバス作成要領	
【資料 3-2-7】	シラバス記載内容のチェックについて（依頼文）（平成 29 年 7 月 20 日付け）	
【資料 3-2-8】	ディプロマポリシー対応表（平成 30 年度 授業概要（シラバス）417～423 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-9】	東京聖栄大学学修行動調査（平成 29 年度）GPA を踏まえた分析結果について（平成 29 年 9 月 21 日 拡大教授会資料）	【資料 3-1-15】と同じ
【資料 3-2-10】	各学科教育課程（平成 30 年度 学生便覧 33～35 ページ、51～56 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-11】	放送大学授業科目履修要項（平成 30 年度 学生便覧 27～28 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-12】	東京聖栄大学 共通教育センターに関する暫定規程	
【資料 3-2-13】	東京聖栄大学ラーニングサポートセンター L サポを活用しよう！（平成 30 年 4 月 新入生向け配布資料）	
【資料 3-2-14】	「入学前教育プログラム」受講科目のご案内（平成 30 年度入学生用）	
【資料 3-2-15】	特定非営利活動法人 中・西会と東京聖栄大学の連携・協力に関する協定書（平成 27 年 7 月 30 日付け）	
【資料 3-2-16】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/nutrition_ed/h29_list/2017npo/ （食育⇒平成 29 年度⇒協働事業「ふれあい共食会事業」講演会 和食のチカラで健康長寿）	
【資料 3-2-17】	葛飾区民の食育・健康づくりに関する協定書（平成 29 年 2 月 6 日付け）	
【資料 3-2-18】	東京聖栄大学食育推進連携事業「食育サポーター事業 in 葛飾区」かつしか知っ得メモ報告書（2017 年 3 月～2018 年 2 月）	

【資料 3-2-19】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒10-4.産官学連携、10-5.受託研究）	
【資料 3-2-20】	東京聖栄大学 学則	【資料 F-3】と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒6-6.アセスメントポリシー）	
【資料 3-3-2】	東京聖栄大学 管理栄養士国家試験合格者状況	
【資料 3-3-3】	食品学科関連資格 取得状況一覧	
【資料 3-3-4】	卒業生の就職内定状況について（過去 5 年分）	
【資料 3-3-5】	公務員入職先一覧（事務局長及び学生支援センター把握分）	
【資料 3-3-6】	平成 29 年度 FD 活動報告書	
【資料 3-3-7】	東京聖栄大学学修行動調査（平成 29 年度） GPA を踏まえた分析結果について（平成 29 年 9 月 21 日 拡大教授会資料）	【資料 3-1-15】と同じ
【資料 3-3-8】	平成 29 年度 卒業時アンケート結果について（平成 30 年 5 月 17 日 教授会資料）	
【資料 3-3-9】	大学卒業生に対するアンケート実施について（結果）（平成 29 年 2 月 16 日 拡大教授会資料）	
【資料 3-3-10】	平成 29 年度就職先企業に対する卒業生アンケート結果について（平成 29 年 11 月 16 日 拡大教授会資料）	
【資料 3-3-11】	アセスメントテスト PROG 実施結果について（平成 29 年 7 月 20 日 拡大教授会資料）	
【資料 3-3-12】	東京聖栄大学 大学運営会議規程	
【資料 3-3-13】	自己点検評価検討委員会規程	
【資料 3-3-14】	学生による授業評価アンケート結果（学生ファイルサーバ内に保存／教職員も閲覧可）	
【資料 3-3-15】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/nourishment/q_a/ （管理栄養学科⇒Q&A） http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒4-7.進学及び就職等の状況に関すること）	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	東京聖栄大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	教授会規程	
【資料 4-1-3】	「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に関する学長決定	
【資料 4-1-4】	東京聖栄大学 大学運営会議規程	
【資料 4-1-5】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒3-1. 教育研究に関わる学内意思決定体制について）	
【資料 4-1-6】	東京聖栄大学 大学運営会議規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 4-1-7】	平成 30 年度 東京聖栄大学各種委員会等委員一覧（大学・法人）	
【資料 4-1-8】	東京聖栄大学 学則	【資料 F-3】と同じ 【資料 4-1-1】と同じ
【資料 4-1-9】	教授会規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-1-10】	「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に関する学長決定	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 4-1-11】	事務組織および事務分掌規程	

【資料 4-1-12】	平成 30 年度 東京聖栄大学各種委員会等委員一覧（大学・法人）	【資料 4-1-7】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒3-2.教員数（大学設置基準上の教員と実人数、職別、男女別、年齢構成、非常勤教員の比率））	
【資料 4-2-2】	平成 29 年度 管理栄養士養成施設 指定基準に係る自己点検表	
【資料 4-2-3】	食品衛生管理者及び食品衛生監視員の登録養成施設の履修科目担当教員一覧（平成 29 年 6 月 1 日現在）	
【資料 4-2-4】	教育職員人事委員会規程	
【資料 4-2-5】	教育職員資格審査規則	
【資料 4-2-6】	教育職員選考基準内規	
【資料 4-2-7】	第 II 期中長期計画（平成 27 年度～平成 31 年度）	
【資料 4-2-8】	就業規則（教育職員）	
【資料 4-2-9】	定年引下げに伴う移行措置	
【資料 4-2-10】	就業規則施行細則（教育職員）	
【資料 4-2-11】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒3-3. 教員の学位及び研究業績）	
【資料 4-2-12】	教育職員年次別業績等一覧（様式）	
【資料 4-2-13】	FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程	
【資料 4-2-14】	平成 29 年度 FD 活動報告書	
【資料 4-2-15】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒12.その他⇒自己点検・評価 （内部質保証）⇒FD 活動への取組み）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	就業規則（事務系職員）	
【資料 4-3-2】	職員研修規程	
【資料 4-3-3】	部課長会議規程	
【資料 4-3-4】	東京聖栄大学 SD 実施方針・計画	
【資料 4-3-5】	第 II 期中長期計画（平成 27 年度～平成 31 年度）	【資料 4-2-7】と同じ
【資料 4-3-6】	平成 30 年度 研修計画（FD・SD）	
【資料 4-3-7】	平成 29 年度 FD・SD 合同研修会報告書	
【資料 4-3-8】	学内広報誌「アンテナ別冊」（毎月配信）、学内広報誌「アンテナ」（随時配信）	
【資料 4-3-9】	事務系職員人事委員会規程	
【資料 4-3-10】	事務系職員人事委員会規程施行細則	
【資料 4-3-11】	自己申告制度の実施について（通知文、様式）	
【資料 4-3-12】	「新卒採用職員・チューター制度」の実施について（通知）	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	平成 29 年度 学生支援センター・学友会アンケート集計結果について（平成 29 年 10 月 11 日 生活指導委員会資料）	
【資料 4-4-2】	平成 29 年度 卒業時アンケート結果について（平成 30 年 5 月 17 日 教授会資料）	
【資料 4-4-3】	研究推進委員会規程	
【資料 4-4-4】	平成 28 年度 特別研究・共同研究発表会 講演要旨集（平成 29 年 7 月 1 日）	
【資料 4-4-5】	東京聖栄大学紀要投稿要領	
【資料 4-4-6】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒3-4. 紀要）	

【資料 4-4-7】	東京聖栄大学機関リポジトリ運用規程	
【資料 4-4-8】	東京聖栄大学 機関リポジトリ　https://tsc.repo.nii.ac.jp/	
【資料 4-4-9】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒12.その他⇒研究の適正に関すること）	
【資料 4-4-10】	東京聖栄大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針	
【資料 4-4-11】	東京聖栄大学における公的研究費の不正防止等に関する規程	
【資料 4-4-12】	科学研究費補助金取扱規程	
【資料 4-4-13】	東京聖栄大学科学研究費補助金取扱要領	
【資料 4-4-14】	体制整備等自己評価チェックリスト（平成 29 年 9 月 29 日提出）	
【資料 4-4-15】	東京聖栄大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程	
【資料 4-4-16】	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（平成 29 年度版）（平成 29 年 9 月 29 日提出）	
【資料 4-4-17】	東京聖栄大学研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-18】	東京聖栄大学動物実験に関する規程	
【資料 4-4-19】	研究費支給規程	
【資料 4-4-20】	教育研究費取扱要項	
【資料 4-4-21】	出張及び旅費規程（教育職員）	
【資料 4-4-22】	外国出張（学会、研究出張・引率出張）及び旅費内規	
【資料 4-4-23】	科学研究費補助金取扱規程	【資料 4-4-12】と同じ
【資料 4-4-24】	東京聖栄大学科学研究費補助金取扱要領	【資料 4-4-13】と同じ
【資料 4-4-25】	公的研究費に係る間接経費の取扱いに関する規程	
【資料 4-4-26】	東京聖栄大学　受託研究取扱規程	
【資料 4-4-27】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒3-5.科学研究費・二国間交流事業共同研究、10-5.受託研究）	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人東京聖栄大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	就業規則（教育職員）	
【資料 5-1-3】	就業規則（事務系職員）	
【資料 5-1-4】	学校法人東京聖栄大学倫理規程	
【資料 5-1-5】	内部監査規程	
【資料 5-1-6】	内部監査要項	
【資料 5-1-7】	東京聖栄大学利益相反に関する規程	
【資料 5-1-8】	東京聖栄大学動物実験に関する規程	
【資料 5-1-9】	東京聖栄大学研究倫理審査委員会規程	
【資料 5-1-10】	東京聖栄大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程	
【資料 5-1-11】	東京聖栄大学における公的研究費の不正防止等に関する規程	
【資料 5-1-12】	科学研究費補助金取扱規程	
【資料 5-1-13】	東京聖栄大学科学研究費補助金取扱要領	
【資料 5-1-14】	学校教育法等の改正に伴う規程等の整備について	
【資料 5-1-15】	学校法人東京聖栄大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ 【資料 5-1-1】と同じ
【資料 5-1-16】	学園運営会議規程	

【資料 5-1-17】	学校法人東京聖栄大学寄附行為施行細則	
【資料 5-1-18】	第 II 期中長期計画（平成 27 年度～平成 31 年度）	
【資料 5-1-19】	平成 30 年度 事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-20】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/20130930-2/state2017/ （生涯学習・地域共創⇒葛飾区と「連携・協力に関する協定」を締結⇒包括連携協定に基づく連携・協力の状況（29 年度））	
【資料 5-1-21】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/eco_menu/ （生涯学習・地域共創⇒食べ切り・使い切りメニュー）	
【資料 5-1-22】	ハラスメント防止対策規程	
【資料 5-1-23】	ハラスメントの防止に関するガイドライン	
【資料 5-1-24】	平成 27 年度 FD・SD 合同研修会報告書（抜粋）（アンケート集計結果）	
【資料 5-1-25】	平成 30 年度 ハラスメントに関する相談窓口について（掲示）	
【資料 5-1-26】	防火管理規程	
【資料 5-1-27】	平成 29 年度 防火・防災訓練実施計画	
【資料 5-1-28】	学生対象普通救命講習年度別取得者数一覧（平成 20 年度～平成 29 年度）	
【資料 5-1-29】	「災害時における学生安否確認システム」の運用訓練について（平成 29 年 6 月 15 日 拡大教授会資料）	
【資料 5-1-30】	情報セキュリティポリシー関係規程（学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティポリシー、学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティ規程、情報セキュリティ運用ガイドライン、システム管理者用セキュリティガイドライン、障害・事故措置フロー、情報システム利用ガイドライン）	
【資料 5-1-31】	衛生委員会規程	
【資料 5-1-32】	個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-33】	学校法人東京聖栄大学 危機管理規程	
【資料 5-1-34】	個人情報保護規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人東京聖栄大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ 【資料 5-1-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人東京聖栄大学寄附行為施行細則	【資料 5-1-17】と同じ
【資料 5-2-3】	平成 29 年度理事会出席状況一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	平成 29 年度常務理事会開催状況一覧	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人東京聖栄大学寄附行為施行細則	【資料 5-1-17】と同じ
【資料 5-3-2】	部課長会議規程	
【資料 5-3-3】	担当業務の改善等の提案について（様式）	
【資料 5-3-4】	稟議規程	
【資料 5-3-5】	自己申告制度の実施について（通知文、様式）	
【資料 5-3-6】	学校法人東京聖栄大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ 【資料 5-1-1】と同じ
【資料 5-3-7】	学校法人東京聖栄大学寄附行為施行細則	【資料 5-1-17】と同じ
【資料 5-3-8】	平成 29 年度理事会出席状況一覧	【資料 F-10】と同じ 【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-3-9】	平成 29 年度評議員会出席状況一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-10】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒11-1.平成 29 年度決算報告・事業報告書等）	
5-4. 財務基盤と収支		

【資料 5-4-1】	第 I 期中長期計画（財政部門）（平成 22 年度～平成 26 年度）	
【資料 5-4-2】	第 II 期中長期計画（平成 27 年度～平成 31 年度）	【資料 5-1-18】と同じ
【資料 5-4-3】	平成 30 年度 事業計画書	【資料 F-6】と同じ 【資料 5-1-19】と同じ
【資料 5-4-4】	第 II 期中長期計画予算シミュレーション	
【資料 5-4-5】	平成 30 年度予算書	
【資料 5-4-6】	第 II 期中長期計画進捗状況一覧（平成 29 年度）（平成 30 年 3 月 8 日 学園運営会議資料）	
【資料 5-4-7】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒11-1.平成 29 年度決算報告・事業報告書等	【資料 5-3-10】と同じ
【資料 5-4-8】	学校法人東京聖栄大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ 【資料 5-1-1】と同じ
【資料 5-4-9】	資産運用規程（新旧対照表を含む）	
【資料 5-4-10】	寄付金募集要項	
【資料 5-4-11】	科学研究費補助金取扱規程	【資料 5-1-12】と同じ
【資料 5-4-12】	東京聖栄大学科学研究費補助金取扱要領	【資料 5-1-13】と同じ
【資料 5-4-13】	公的研究費に係る間接経費の取扱に関する規程	
【資料 5-4-14】	東京聖栄大学における公的研究費の不正防止等に関する規程	【資料 5-1-11】と同じ
【資料 5-4-15】	東京聖栄大学 受託研究取扱規程	
【資料 5-4-16】	公的研究費の内定・採択状況について（平成 27 年度～平成 29 年度）	
【資料 5-4-17】	受託研究に係る契約書（該当部分抜粋）（平成 27 年度～平成 29 年度）	
【資料 5-4-18】	東京聖栄大学 管理栄養学科会議規程	
【資料 5-4-19】	東京聖栄大学 食品学科会議規程	
【資料 5-4-20】	内部監査規程	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-4-21】	附属調理師専門学校の大学への組入れについて（学長答申）	
【資料 5-4-22】	東京聖栄大学附属調理師専門学校へ派遣する調理技術研修学生の取扱に関する要項	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程	
【資料 5-5-2】	経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	予算編成基準	
【資料 5-5-4】	資産運用規程	
【資料 5-5-5】	平成 29 年度理事会出席状況一覧	【資料 F-10】と同じ 【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-5-6】	平成 29 年度評議員会出席状況一覧	【資料 F-10】と同じ 【資料 5-3-9】と同じ
【資料 5-5-7】	内部監査規程	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-5-8】	内部監査要項	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-5-9】	平成 29 年度内部監査計画書 及び 内部監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	東京聖栄大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	自己点検評価検討委員会規程	
【資料 6-1-3】	第 II 期中長期計画（平成 27 年度～平成 31 年度）	
【資料 6-1-4】	平成 30 年度 事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-1-5】	学校法人東京聖栄大学寄附行為施行細則	

【資料 6-1-6】	学園運営会議規程	
【資料 6-1-7】	東京聖栄大学 大学運営会議規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検評価検討委員会規程	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-2-2】	平成 29 年度 自己点検・評価報告書（自己点検評価検討委員会規程第 5 条・別表）	
【資料 6-2-3】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒12.その他⇒自己点検・評価 （内部質保証）⇒自己点検・評価活動への取組み）	
【資料 6-2-4】	平成 28 年度 自己点検・評価報告書	
【資料 6-2-5】	東京聖栄大学 大学運営会議規程	【資料 6-1-7】と同じ
【資料 6-2-6】	事務組織および事務分掌規程 第 6 条、第 7 条（企画調整室、大学事務部 学務課、入試・広報課、学生支援センター）	
【資料 6-2-7】	東京聖栄大学入学者選考規程	
【資料 6-2-8】	教務委員会規程	
【資料 6-2-9】	生活指導委員会規程	
【資料 6-2-10】	就職対策委員会規程	
【資料 6-2-11】	図書館委員会規程	
【資料 6-2-12】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表ページ）	
【資料 6-2-13】	学内広報誌「アンテナ別冊」（毎月配信）、学内広報誌「アンテナ」（随時配信）	
【資料 6-2-14】	自己点検評価検討委員会規程	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-2-15】	平成 29 年度 自己点検・評価報告書（自己点検評価検討委員会規程第 5 条・別表）	【資料 6-2-2】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	設置計画履行状況等調査の結果について（通知）（平成 21 年 1 月 28 日付け）	
【資料 6-3-2】	大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査（平成 21 年度）の結果について（通知）（平成 22 年 1 月 29 日付け）	
【資料 6-3-3】	日本高等教育評価機構 平成 23 年度大学機関別認証評価 調査報告書における指摘事項の進捗状況(平成 30 年 3 月 31 日現在)	
【資料 6-3-4】	学校法人運営調査に係る改善状況報告書（平成 29 年 7 月 5 日付け）	
【資料 6-3-5】	平成 28 年度自己点検・評価報告書 課題管理表（平成 30 年 3 月 31 日現在）	
【資料 6-3-6】	東京聖栄大学「平成 28 年度 自己点検・評価報告書」を通じた教育研究活動等に関するご意見について（葛飾区及び高等学校有識者に対する依頼文、回答、報告）	
【資料 6-3-7】	平成29年度 学校法人東京聖栄大学監事監査計画書 及び 監査結果報告書	

基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携・地域貢献に関する方針の明確性		
【資料 A-1-1】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒1-1.本学の概要）	
【資料 A-1-2】	葛飾区と学校法人東京聖栄大学との連携・協力に関する協定書	

【資料 A-1-3】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/20130930-2/ （生涯学習・地域共創⇒葛飾区と「連携・協力に関する協定」を締結）	
【資料 A-1-4】	東京聖栄大学　地域連携センターに関する暫定規程	
A-2. 地域連携・地域貢献の具体性		
【資料 A-2-1】	葛飾区と学校法人東京聖栄大学との連携・協力に関する協定書	【資料 A-1-2】と同じ
【資料 A-2-2】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/20130930-2/state2017/ （生涯学習・地域共創⇒葛飾区と「連携・協力に関する協定」を締結⇒包括連携協定に基づく連携・協力の状況（29 年度））	
【資料 A-2-3】	ホームページ http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/ （情報公表⇒10-5.受託研究）	

14 ビジネス・ブレークスルー大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神に基づき、大学院については一部未整備であるが、大学は大学の使命・目的及び教育上の目的を簡潔な文章で、学則上に明示している。また、「株式会社ビジネス・ブレークスルー」による株式会社立の大学であり、「通信制のみの大学」等、大学の個性・特色を明確化している。

入学定員の見直しや学科の再編、コース制の新たな設定、カリキュラムの見直しをするなど、社会情勢の変化に対応している。また、建学の精神などに基づき、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定するとともに、経営学部、経営学研究科、その他付属機関を設置し、整備している。

○通信制のみの大学に加え、「100%オンライン」で就学・卒業できる仕組みは、個性・特色として高く評価できる。

「基準２．学生」について

建学の精神に基づきアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項やホームページ等において、学内外に公表している。入学者選抜は規則等に従って、適切に運用している。

教職協働による学修支援体制を整備するほか、学習進捗データ収集・分析システム「QlikView」を活用し、オンライン教育の利点を生かした学修支援を実施している。LA(Learning Advisor)、TA(Teaching Assistant)を配置し、教員の教育活動を支援するとともに、その能力開発に努めている。

キャリアセンターにはキャリア・コンサルティング技能士等を配置するとともに、オンラインで常に個別相談が可能な体制を整えるなど、キャリア教育や就職に対する支援を実施している。

教育目的の達成のために必要な施設・設備を適切に整備している。特に、図書室は、効果的な自習、相互交流を促進する場として、22 時まで開館するとともに、オンラインジャーナルを中心に学術情報資料を確保している。

多様な学生が円滑に学修に取組めるよう、科目アンケート、卒業アンケートなどの各種調査を実施し、学生の意見・要望の把握に努めている。

○「QlikView」により学習進捗状況をリアルタイムで収集し、分析した結果を中途退学、休学、留年の防止に活用している点は高く評価できる。

〇LA や TA に卒業生・修了生が多く含まれており、講義中のディスカッションにおいて進行のフォローを行うなど、教員の教育活動を支援している点は高く評価できる。
〇教材・コンテンツのライブラリである「AirSearch」の閲覧権限を無料で与えることにより、学生が豊富なコンテンツにオンラインでアクセスできる点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神や教育目的を踏まえたディプロマ･ポリシーを定め､学則上に明示している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を策定し、厳正に適用している。また、ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーが定められ、周知されている。シラバスは､「ビジネス・ブレークスルー大学シラバス作成ガイドライン」にのっとり全科目で作成されており、学生に公開している。加えて、履修科目登録の上限数を設定し、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。

「100%オンライン」という特色ある教育方法を実施し､海外の大学とリアルタイムで接続する共同科目の開講や、学生がプレゼンテーションを行う科目等にはウェブ会議システムを活用した同期型講義の導入など、多様な教授方法を実施している。

学修成果については、卒業論文や GPA(Grade Point Average)を用いて評価し、教育改善につなげている。また､講義内容の改訂､カリキュラム全体での講義内容の重複の解消、科目間の接続の妥当性等の検証を行い、教育の内部質保証に努めている。

〇「AirCampus®」を通じ、双方向性を担保したオンライン教育という、特色ある教育方法を実施している点は、高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

教授会の運営に関して一部問題はあるが､学長がリーダーシップを適切に発揮するため、「ビジネス・ブレークスルー大学教員組織・運営規則」等を定め、学長を補佐する体制を整備している。

大学・大学院ともに、設置基準を上回る専任教員数及び教授数を確保し、適切に配置している。また、教員の採用及び昇任については､「ビジネス・ブレークスルー大学教員選考規程」等に基づき、適切に運用している。

FD(Faculty Development)については「AirCampus®」上での研修と集合研修の 2 種類を実施し、SD(Staff Development)については、教職協働による多角的な学修サポート、チームティーチングの展開等について組織的な実施をしている。

専任教員の学問的創造性を伸長し、十分に研究活動を行うことができるよう、環境構築に努め、研究倫理に関する学内諸規則等を整備し、公開している。

〇「AirCampus®」の有効活用も含め、多様な SD 活動が体系的に整備されている点は、高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持に関し、大学と学校設置会社における各種規則等を、関連法

令等に基づき整備している。また、学校設置会社は、東証一部上場企業であり、多様な資金調達や多角化する事業収入によって安定的な財政基盤を築くなど、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。

大学における危機管理体制や対処方法を定め、危機管理の体制を整備している。学校設置会社における最高意思決定機関である取締役会は、大学の使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

学長は代表取締役会長を兼務し、リーダーシップを発揮しやすい体制を整備している。

大学と大学院の財政計画（次年度及び 3 か年の事業計画）は、学校設置会社の定める年次予算策定方針に基づき毎年度策定の上、取締役会に付議し、決議されている。

学校設置会社は、企業会計原則、会社法及び関係法令・規則にのっとり、経理規程及び各社内規則等を整備し、適正な会計処理を行っている。また、内部統制・財務会計等の実施内容は、関連法令にのっとり毎年外部監査人による厳正な監査を受け、適正意見を得ている。

〇大学や大学院の部門長が全職員との個別面談を毎月行うことを通じて、職員の要望や提案をくみ取る仕組みができていることは高く評価できる。

「基準６．内部質保証」について

自己点検・評価、認証評価等の結果を大学の教育研究活動の改善・向上につなげることを目的として、全学組織である「ビジネス・ブレークスルー大学自己点検・評価委員会」が中心となって内部質保証活動を展開している。内部質保証の責任体制を、「ビジネス・ブレークスルー大学自己点検・評価委員会規程」等に定め、「IR 室」や「内部質保証室」を整備し、組織的に自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価及び認証評価結果に関しては、学内に共有や社会への公表のほか、次年度以降の改善につなげるなど、内部質保証のための PDCA サイクルの確立に取組んでいる。

総じて、東京都千代田区のキャリア教育推進特区制度により、「株式会社ビジネス・ブレークスルー」によって設立された大学として、建学の精神に基づき、「通信制のみの大学」「100%オンライン」という個性・特色を駆使して、海外の大学とリアルタイムで接続する共同科目の開講等、多様な教育を展開し、先駆的な高等教育に取組み、教育成果を挙げている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.正課外リカレント教育プログラム」「基準 B.学生の多様性」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 本学設置会社による本学独自の e ラーニングシステムの有効活用と、それを通じた社会人に対する多様な教育機会の提供

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価】

基準 1 を概ね満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

建学の精神「知的創造を礎に、国際的視野と開拓者精神を持ち、先駆的指導者たらん人格を涵養し、世界社会に貢献する」に基づき、大学、大学院の使命・目的は「人材の養成に関する目的」として、簡潔に文章化され学則に明示されている。研究科の教育目的の明示は改善が必要であるものの、学部の教育目的は「教育研究上の目的」として、学則に定められている。

通信制のみの大学に加え、「100%オンライン」「ビジネス特化」「社会人が学生の多数を占める」など、大学の個性・特色を打ち出している。

入学定員の見直し、学科の再編、コース制の新たな設定、カリキュラムの見直しなど、社会情勢の変化に対応している。

〈優れた点〉

○通信制のみの大学に加え、「100%オンライン」で就学・卒業できる仕組みは、個性・特色として高く評価できる。

〈改善を要する点〉

○研究科の教育研究上の目的が大学院学則に定められていない点は、早急な改善を要する。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定に当たっては、役員、教職員がそれぞれの段階で検討に関与・参画することにより、理解と支持を得ている。また、使命・目的及び教育目的は、大学のホームページを通じて、学内外に周知されている。

使命・目的及び教育目的に基づいて、大学内の「経営会議」及び学校設置会社である株式会社ビジネス・ブレークスルーの「取締役会」において承認された単年度の事業計画及び複数年度にわたる中長期計画を、学部、研究科ごとに策定している。

建学の精神、使命・目的及び教育目的に基づき、三つのポリシーを策定するとともに、経営学部、経営学研究科、その他付属機関を設置し、整備している。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めており、パンフレット、学生募集要項、ホームページ等において、学内外に広く公表している。

入学者の選抜はアドミッション・ポリシーに基づいて実施されており「ビジネス・ブレークスルー大学入学試験委員会規程」「ビジネス・ブレークスルー大学入学者選抜に関する規程」「ビジネス・ブレークスルー大学大学院入学者選抜に関する規程」に従って、公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに実施し、「ビジネス・ブレークスルー大学入学試験委員会」でその検証を行っている。

ビジネス・ブレークスルー大学独自の入学試験である「ハッカソン入試」の導入、通信制高等学校との連携強化、入学定員の見直しなど、入学定員充足率の改善に向けたさまざまな取組みや工夫を行っているため、収容定員充足率は改善されている。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援方針の策定、計画立案、効果測定が体系的に実施され、実施体制も適切に整備・運営されている。また、学習進捗データをリアルタイムで収集するツール「QlikView」を活用し、分析するなど、オンライン教育の利点を生かした学修支援を実施している。また、オンライン上での学生からの質問に対しては原則として 24 時間以内に返信するなど、通信制ながらもほぼリアルタイムでの学修支援を教職協働で実施している。

大学院経営学研究科の修了生及び専門的知識を有する者を中心に、経営学部には LA を、経営学研究科には TA を配置し、教員の教育活動を支援するとともに、その能力開発にも努めている。また、中途退学や休学、留年を防止すべく、さまざまな分析を行うとともに、「学生支援センター」や「学習進捗サポーター」による電話、E メール、カウンセリング等によるきめ細かい働きかけを実施している。

〈優れた点〉

○「QlikView」により学習進捗状況をリアルタイムで収集し、分析した結果を中途退学、休学、留年の防止に活用している点は高く評価できる。

○LA や TA に卒業生・修了生が多く含まれており、講義中のディスカッションにおいて進行のフォローを行うなど、教員の教育活動を支援している点は高く評価できる。

2－3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアセンターが設置され、キャリア教育の支援を実施している。キャリアセンターには Career Development Adviser(CDA)及び 2 級キャリア・コンサルティング技能士の資格を有する職員が配置されている。また、キャリアセンターは 2 か月に 1 度を目安にキャリア支援に関するイベントを実施し、学生が自らのキャリアを考えるに当たって必要な考え方や情報収集の方法をレクチャーしている。このイベントは遠方の学生に配慮し、オンラインでも参加することが可能である。また、講義映像の受講、教員・学生間のディスカッション、各種アンケートの実施、その他教育プログラムを利用できる機能を持つオンラインキャンパス「AirCampus®」内にキャリアセンターフォーラムを設置し、就職活動対策及びキャリア形成術に関する映像講座を通年で提供している。

また、オンラインデータベースである「キャリタス UC」にて最新の求人票を掲載し、オンラインにて常に個別相談が可能な体制を整えるなど、キャリア教育や就職に対する支援を実施している。

〈参考意見〉

○社会人学生が多くを占めているが、就職していない専業学生も一定数在籍していることから、外部の就職支援サイトが紹介するインターンシップだけでなく、大学が主体的に実施するインターンシップ制度の導入を期待したい。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

2-4-②　入学後、初年次の学生に対する支援（自己設定の視点）

2-4-③　同窓会組織に対する支援（自己設定の視点）

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

教務部と事務局が協働して学生サービス、厚生補導を担当し、学生は E メールや電話等により、大学に相談することが常時可能な体制となっている。経済支援の必要な学生には日本学生支援機構の奨学金や、民間金融機関等の教育ローンを紹介している。また、学業成績が優秀な学生に対して、返済義務のない成績優秀者奨学金を給付し、経済的困窮者に対する教育の機会均等に配慮している。

学生の課外活動に対する経済的支援を実施するとともに、学生の心身の相談に対応するため、外部企業が提供するサービスを利用している。また、ハラスメント防止のための規則を整備するとともに相談窓口を設置し、相談員を配置するなど、学生の生活の安定に対して配慮している。加えて、同窓会への支援や、新入生に対する学生生活サポートなどにも力を入れている。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のための施設・設備を適切に整備し、有効に活用している。なお、千代

田区キャリア教育推進特区に該当するため、講義室・演習室、運動場等は設置していない。効果的な自習、相互交流を促進する場として図書室が設置され、22 時まで開館するとともに、オンラインジャーナルを中心に学術情報資料を確保している。校舎全域において Wi-Fi などの通信環境を整備するとともに、学生・教員からの問合わせ対応やシステム保守を行う、専門テクニカルサポートチームを配備している。校舎はバリアフリーに対応しており、耐震などの安全性も確保されている。

通信制ではあるが、ディスカッションが要求される講義ではクラス分けが実施されている。

〈優れた点〉

○教材・コンテンツのライブラリである「AirSearch」の閲覧権限を無料で与えることにより、学生が豊富なコンテンツにオンラインでアクセスできる点は高く評価できる。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

多様な学生が円滑に学修に取組めるよう、科目評価アンケート、卒業時アンケート、「修了 5 年目アンケート」などの各種調査を実施し、学生の意見・要望の把握に努めている。併せて、個別相談やヒアリング等で得た情報も学生の意見・要望として参考にしている。また、その内容を支援担当教職員が共有・分析するとともに、学修支援、学修環境、学生生活支援、キャリア支援等の改善に実際に活用している。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえ、学則及び「ビジネス・ブレークスルー大学経営学部学位規則」に定められ、周知されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知を行っている。

運用に当たっては、教員が成績判定を行った後、複数の教職員がシラバスとの相違が無いことを確認し、成績発表を行う「成績管理システム」や「ビジネス・ブレークスルー大学成績問い合わせ規程」等により、評価の客観性及び公平性を担保している。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

経営学部、経営学研究科では、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーが定められ、周知されている。「ディプロマ・ポリシー・マトリクス」を通じ、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保され、カリキュラム・ポリシーに即した体系的なカリキュラムが編成され、実施されている。シラバスは、「シラバス作成ガイドライン」にのっとって全科目で作成されており、科目ごとに授業計画等を明記し、学生に公開している。また、履修登録の上限単位数を設定し、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。教養教育は英語を中心に実施している。

100%オンラインという特色ある教育方法がとられており、海外の大学とリアルタイムで接続する共同科目の開講や、学生がプレゼンテーションを行う科目等へのウェブ会議システムを活用した同期型講義を導入するなど、多様な教授方法を実施している。加えて、教授方法の改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。

〈優れた点〉

○「AirCampus®」を通じ、双方向性を担保したオンライン教育という、特色ある教育方法を実施している点は、高く評価できる。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
学修成果については、卒業論文や GPA を用いて、点検・評価の取組みが行われている。
カリキュラム改善については、学生による「科目評価アンケート」の結果を踏まえて、学修成果の点検・評価結果を活用し、講義内容の改訂、カリキュラム全体での講義内容の重複の解消、科目間の接続の妥当性の検証が行われており、カリキュラム全体での教育の質の向上に努めている。

〈参考意見〉
○学修成果の点検・評価については、より多面的な指標を用いて体系的に実施することが望まれる。
○教育内容・方法及び学修指導の改善については、学修成果の点検・評価がより一層活用されることが望まれる。

基準４．教員・職員

【評価】
基準 4 を概ね満たしている。

4－1 教学マネジメントの機能性
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を概ね満たしている。

〈理由〉
大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮するため、各組織の長（副学長、学部長、研究科長、事務総長等）に委任する範囲、権限は明確化されており、学長を補佐する体制が整備されている。
教授会の開催頻度については改善が求められるが、各種法令等に基づいて学内諸規則を整備し、各会議体、構成員がより有機的に連携して活動し、成果を挙げることを目的とし

て、教学マネジメント体制を構築している。

学校教育法の規則により、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知している。

教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、その役割を明確にしている。

〈改善を要する点〉

○教授会の開催頻度については、学部・研究科ともに「ビジネス・ブレークスルー大学教授会規程」に、「原則として毎月 1 回、これを開催する」と定めているが、そのとおり開催されていないので、改善が必要である。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

「ビジネス・ブレークスルー大学教員組織・運営規則」等を定め、経営学部長、経営学研究科長のリーダーシップのもと、学部及び研究科ともに設置基準を上回る専任教員数及び教授数を確保し、適切に配置している。

教員の採用及び昇任については、「ビジネス・ブレークスルー大学教員選考規程」及び「ビジネス・ブレークスルー大学ファカルティ・ディベロップメント・レビューに関する運用内規」に基づき、適切に運用されている。

FD、その他教員研修については、「AirCampus®」によるオンライン研修と、集合研修のブレンディッド・ラーニングの 2 種類の実施により、組織上の措置及び運営上の責任体制が確立されている。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための SD 活動は、教職協働による多角的な学修サポート、「Team Teaching」の展開、学校設置会社が外部に対して提供している各種研修プログラムを受講する研修制度の実施、業務に必要な資格取得の支援、集合形式の SD 研修や各種

講演会への参加等、組織的に適切に実施されている。特に、研修や「AirCampus®」を活用して情報共有・資料共有する仕組みについては、大学の特色を生かした取組みとなっている。

〈優れた点〉
○「AirCampus®」の有効活用も含め、多様な SD 活動が体系的に整備されている点は、高く評価できる。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
専任教員の学問的創造性を伸長し、十分に研究活動を行うことができるよう、環境構築に努めている。教員が自由に利用できる研究室を設置し、有効に活用されている。

研究倫理に関する学内諸規則等を整備し、広く社会に公開している。文部科学省による各種ガイドラインの見直しや、改正法の施行に伴い、毎年諸規則等を点検し、必要に応じて改定を行い、厳正に運用している。

教員の研究に対する助成を目的として「個人研究費使用に関する規程」を整備し、適切に運用を行っている。

基準５．経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持
5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
経営の規律と誠実性の維持に関し､大学と学校設置会社における各種規則等については、

関連法令等に基づき、適切に整備されている。また、各種規則等はオンラインにて常に確認できるシステムが構築されており、適切に周知・運用されている。管理運営に関する法令の遵守も体系的に行われている。

学校設置会社は、東証一部上場企業である。多様な資金調達や多角化する事業収入によって安定的な財政基盤を築くなど、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。大学における研究・教育成果と、それに基づく学校設置会社主導のプログラム提供とその成果が、学校設置会社によるプレスリリース等を通じて公表されており、その使命・目的を実現するべく組織的・継続的な努力が行われている。

大学における危機管理体制、対処方法を、「ビジネス・ブレークスルー大学危機管理規程」に定めるなど危機管理の体制を整備し、適切に機能させている。合わせて、環境保全、人権、安全への配慮についても諸規規則等を整備し、法令に従い取組んでいる。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

学校法人における理事会に当たる学校設置会社の取締役会は、最高意思決定機関として、財務・事業・施設計画に関して、大学の使命・目的の達成に向けて意思決定をする体制を整備し、教学組織である大学事業本部への資金配分を行うなど、適切に機能している。取締役は、学校設置会社の定める「役員規程」に従い、株主総会に付議され、株主総会の承認をもって、適切に選任されている。

大学は「ビジネス・ブレークスルー大学　教学意思決定規程」において、取締役会の決議を要する事項を定めることにより、教学と経営において、効率的な意思決定ができる体制を整えている。

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月開催され、毎回の取締役会における取締役の出席率は極めて高い。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長は学校設置会社の代表取締役会長を兼務し、取締役会、経営会議、教授会等、意思決定に関わる各種会議体にも出席しており、学内及び学校設置会社内の情報が集約されて、

リーダーシップを発揮しやすい体制を整備している。また、事務総長が学校設置会社の代表取締役社長であることに加え、大学の事務局長及び副事務局長が、学校設置会社の大学院事業本部長、大学事業本部長を兼務し、学校設置会社にて行われる経営会議、本部長会議等、経営上の重要な会議に出席している。大学の経営と教学の両面の橋渡しをする仕組みによって、学校設置会社と大学の各管理運営部門は適切かつ円滑な連携のもと運営され、適切に機能している。職員の意見や提案をくみ上げる仕組みを構築し、機能している。

代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、定期的な内部監査及び業務モニタリングを実施するなど、内部統制環境を整備している。監査役の選任は適切に行われ、選任された監査役の取締役会、監査役会への出席率は高い。

〈優れた点〉

○大学や大学院の部門長が全職員との個別面談を毎月行うことを通じて、職員の要望や提案をくみ取る仕組みができていることは高く評価できる。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

学校設置会社の定める年次予算策定方針に基づき、大学と大学院の財政計画（次年度及び 3 か年の事業計画）を毎年度策定し、策定された財政計画は取締役会に付議され、決議されている。「AirCampus®」については、通信制大学の基幹プラットフォームなので毎年定額の設備投資や、そこで配信する講義内容・映像の開発に、年間相当額の投資が計画されている。策定された財政計画に基づく実績は、四半期ごとに開示されている。

学校設置会社は、東証一部上場企業として、直接金融・間接金融の双方で資金調達が可能である。また、継続的に利益を計上している。外部資金として、公的資金の獲得のほかに、法人研修等の受託や本科カリキュラム等をもとに開発された諸講座・研修プログラム等の正課外教育の提供などによる収入があり、大学の教育研究活動を側面から支えている。したがって、教育研究活動の遂行に必要な財政的基盤は確立されている。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校設置会社は、東証一部上場企業として、企業会計原則、会社法及び関係法令・規則にのっとり、「経理規程」及び各社内規則等を整備し、適正な会計処理を行っている。

大学の予算編成は、事務総長の管轄のもと、事務局長と副事務局長が主体となって、「予算規程」及び予算編成方針にのっとり、1 月から 3 月にかけて行う。予算執行は、「予算規程」に従い、事務局長と副事務局長が実施している。

内部統制・財務会計等の実施内容は、関連法令にのっとり毎年外部監査人による厳正な監査を受け、適正意見を得ている。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価、認証評価等の結果を大学の教育研究活動の改善・向上につなげることを目的として、全学組織である「ビジネス・ブレークスルー大学自己点検・評価委員会」が中心となって内部質保証活動を展開している。

内部質保証に関する仕組み等は、「ビジネス・ブレークスルー大学自己点検・評価委員会規程」「ビジネス・ブレークスルー大学ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会規程」等に定められ、責任体制が明確になっている。

また、内部質保証のために、「IR 室」や「内部質保証室」といった組織が整備されている。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を学内で共有するとともに、ホームページ上でも公開している。

また、平成 26(2014)年から導入した「QlikView」による学生への各種アンケート結果、学習状況等のデータ収集に加えて、平成 29(2017)年度に事務総長直下に教育研究活動のデータを効果的に分析するための「IR 室」を設置し、担当教員及び職員を配置することで、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価及び認証評価結果に関しては、三つのポリシーに基づいた内部質保証の PDCA サイクルを確立し、学内での共有や、広く社会に公表すると同時に、その結果を踏まえて次年度以降の改善につなげている。

また、平成 26(2014)年度以降、大学機関別認証評価及び経営系専門職大学院認証評価における指摘事項を真摯に受止め、自己点検・評価において、改善すべき課題を総点検しつつ、中長期計画を踏まえた大学運営の改善・向上に努めている。

〈参考意見〉

○法令や学内規則の遵守及び三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法における内部質保証の仕組みの確立と取組みについて、より一層の充実が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．正課外リカレント教育プログラム

Ａ－1　経営学部 Certificate コース

A-1-①　経営学部 Certificate コースの設置

A-1-②　経営学部 Certificate コースのカリキュラム

A-1-③　経営学部 Certificate コースの周知と社会からの評価

Ａ－2　その他の正課外リカレント教育プログラム

A-2-①　リカレント教育プログラムの提供とその周知

【概評】

平成 29(2017)年度に、大学の使命・目的を鑑み、経営学部に Certificate コース（8 プログラム）を設置した。本コースは、時間や場所に制約を受けず学修できる「AirCampus®」を活用し、より多くの社会人の学び直しに寄与することを目的とする。「AirCampus®」

では、通勤や移動中の隙間時間を使って、忙しい社会人でも履修ができる。時間的・金銭的な制約などから経営学部本科への入学が難しい社会人でも、自身が修得したい能力に絞って履修を行うことで、時間的にも金銭的にも効率よく学修することができる。

Certificate コースの各プログラムを修了した者には、学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条に基づき、「履修証明書」が発行される。「履修証明書」は、厚生労働省の「ジョブ・カード制度」において「職業能力証明書（ジョブ・カード・コア)」として認定されており、転職や再就職等の際に、履歴書等に記載することができる。また、Certificate コース 8 プログラムは、文部科学大臣が認定する職業実践力育成プログラム(BP)に認定されており、そのうち 5 プログラムは厚生労働省の専門実践教育訓練給付金の対象にもなっているなど、社会的な評価を得ている。

経営学研究科においては「AirCampus®」の仕組みを活用した、正課外のリカレント教育プログラムを複数提供している。一般社会人に向けて、ビジネスを基礎から体系的に学ぶことができる科目や、効率的にビジネス英会話を習得できる科目等を提供している。各プログラムは、大学のホームページを通じて周知されている。また、各プログラムの成果は、学校設置会社のプレスリリース等を通じて公表されている。

基準Ｂ．学生の多様性

Ｂ－1　学生の多様性と本学の教育研究環境

B-1-①　本学と学校設置会社による多様なプログラムの提供

B-1-②　経営学部・経営学研究科の学生の多様性

【概評】

経営学部及び経営学研究科は、多様な教育プログラムを提供している学校設置会社と円滑に連携することで、ニーズに対応している。

経営学部及び経営学研究科においては、学生の多様性が確保されている。学校設置会社と合わせて全世界 99 か国に居留する日本人の受講があることもあり、年代、学歴、居住地域、職業等の点で、年代・学歴・居住地域や業種を問わずさまざまな学生が在籍している。

「AirCampus®」を活用し、双方向型のディスカッションが可能なことから、多様な学生がそれぞれの視点をもってディスカッションに参加し、学修効果を高めることにつながっている。

今後も更に多様な学生の受入れを進めるために、経営学部では、中長期計画において「海外大学との連携」「国際バカロレア認定校とのカリキュラムの一貫性の確立」等を明記し、取組みを進めている。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

1. 本学設置会社による本学独自の e ラーニングシステムの有効活用と、それを通じた社会人に対する多様な教育機会の提供

本学の学校設置会社である㈱ビジネス・ブレークスルー（以下、「学校設置会社」という。）は、本学経営学研究科および本学経営学部が 100%オンラインによる専門職修士・学士課程教育を提供するために、独自の e ラーニングシステム「AirCampus®」を内部開発してきた。

AirCampus®は、24 時間・365 日、全世界からアクセスされ、講義映像の受講と教員と学生間のディスカッションが双方向でなされるグローバル規模の双方向型・マルチメディア型のオンラインキャンパスである。

- 講義映像は、年間で約 124.5 万回視聴される
- オンライン上のディスカッションは、年間で約 65.4 万回投稿される
- 同キャンパスへのログイン権限を持つ ID 数は、約 25 万 ID である
- 自社制作スタジオを活用し、2017 年度は 922 時間の新講義映像を制作している

学校設置会社は、この AirCampus®をオンライン教育およびブレンド型教育のプラットフォームと位置づけ、本学以外の社内他部門を通じて、社会人および顧客企業に対して、「グローバルに活躍する人材を輩出」する事を目的として、多様な教育プログラムを提供し続けている。以下に代表例を示す。

- 「問題解決力トレーニング・プログラム」講座：本学の「論理的思考力」や「問題解決力」を修得する講座をベースに、多忙な社会人が問題解決系の能力を集中的に修得すべく開発された講座。問題解決の基礎理論、スキルの修得と、それを応用するためのケーススタディ・課題演習の組合せで構成される。過去に延べ 14,000 人が修了した。
- 「リーダーシップ・アクションプログラム」講座：本学の「リーダーシップ」系の講座をベースに、古今東西・和洋のリーダーシップ論を総合し、21 世紀の社会・企業組織を牽引し変革する為に必要とされるリーダーシップ／フォロワーシップを体系的に修得するための講座である。e ラーニングと集合研修の組合せ（ブレンド型教育）で実施される。大企業の管理職や中小企業の経営層を中心に、過去に延べ 451 人が修了した。
- 「大前経営塾」講座：本学のリアルタイム・オンライン・ケーススタディ（RTOCS）を教材として活用し、企業経営者および次世代経営層等のトップマネジメントを対象に、最新の経営・経済・政治・社会問題等に関するケーススタディを万遍なく取り上げ、オンラインで双方向に議論する事を通じて実践的な経営能力を修得する講座。企業経営層を中心に、過去にのべ 2,578 人が修了した。
- 「ツーリズム・リーダーズ・スクール」講座：昨今のインバウンド旅行者の全国的な激増を背景に、地方創生の代表機会としての「ツーリズム経営」について、国内外の成功事例を踏まえて、体系的にオンラインで学修する講座である。2017 年 7 月に新規開講し、現在、20 名が修了、100 名が受講中である。

以上のとおり、本学は、AirCampus®を有効活用して、設置会社の他部門を通じて「社会人が働きながら学び直し、人生 100 年時代を自ら切り開いていく」為の多様でユニークな教育機会と教育プログラムを提供し続けている。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 17(2005)年度

所在地　　東京都千代田区六番町 1-7
　　東京都千代田区二番町 3　麹町スクエア

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営学部	グローバル経営学科（通信教育課程） IT ソリューション学科（通信教育課程）
経営学研究科	経営管理専攻（通信教育課程）

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 23 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 5 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 20 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 14 日	実地調査の実施　　10 月 16 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 17 日	10 月 17 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 9 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
平成 31(2019)年　2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書
・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
		該当・提出なし（学校法人及び私立学校法 64 条に該当しない、株式会社であるため）

【資料 F-2】	大学案内	
	「ビジネス・ブレークスルー大学経営学部パンフレット」 「ビジネス・ブレークスルー大学大学院パンフレット」	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	「ビジネス・ブレークスルー大学学則」 「ビジネス・ブレークスルー大学大学院（専門職大学院）学則」	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	「経営学部 2018 年秋本科募集要項」 「経営学研究科 2018 年秋本科募集要項」	
【資料 F-5】	学生便覧	
	経営学部キャンパスガイド（学生生活編） 経営学部キャンパスガイド（履修編） 経営学部キャンパスガイド（受講編） 経営学研究科受講ハンドブック（US18）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年 3 月期　有価証券報告書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 30 年 3 月期　有価証券報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	ビジネス・ブレークスルー大学規程集目次 株式会社ビジネス・ブレークスルー規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員一覧（有価証券報告書より抜粋） 監査役一覧（有価証券報告書より抜粋） 2017 年度取締役会開催日および参加状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 26 年 3 月期～平成 30 年 3 月期　有価証券報告書 平成 26 年 3 月期～平成 30 年 3 月期　監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	経営学部シラバス一式（電子データのみ） 経営学研究科シラバス一式（電子データのみ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	経営学部　3 つのポリシー 経営学研究科　3 つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	改善状況報告書（2015 年度末提出）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	改善報告書（機関評価）　ビジネス・ブレークスルー大学（2016 年 7 月提出） 改善の取組み　ビジネス・ブレークスルー大学	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	本学の使命・目的、3 つのポリシー	
【資料 1-1-2】	ビジネス・ブレークスルー大学　教学意思決定規程	
【資料 1-1-3】	全学　本学の特色	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	全学　2018 年 6 月　定期 SD 研修　事務局長作成資料	

【資料 1-2-2】	ビジネス・ブレークスルー大学経営学部キャンパスガイド（履修編）（各種ポリシー、P2～5） ビジネス・ブレークスルー大学大学院受講ハンドブック（各種ポリシー、P5～9）	
【資料 1-2-3】	BBT 大学･大学院機関サイト　建学の精神および人材の養成に関する目的・3 ポリシー	
【資料 1-2-4】	中長期計画 経営学研究科教授会 2017 年 3 月　資料（抜粋）中期計画 経営学研究科教授会 2017 年 3 月　資料（抜粋）マーケティング部 3 つの指針 経営学部協議会 2018 年 6 月　資料（抜粋）中長期計画 中長期計画（参考資料） （参考）経営学研究科教授会 2015 年 3 月　議事録（抜粋）中長期計画 （参考）経営学研究科教授会 2016 年 3 月　資料（抜粋）中長期計画 （参考）経営学研究科教授会 2017 年 1 月　資料（抜粋）2017 年度の取り組みと研究科長の 3 つの方針 （参考）経営学研究科教授会 2017 年 1 月　資料（抜粋）2018 年度講義大幅改訂進捗状況 （参考）経営学部教授会 2017 年 1 月　資料（抜粋）中期経営計画方針 （参考）経営学部教授会 2017 年 3 月　資料（抜粋）2017 年の取り組み予定 （参考）経営学部教授会 2018 年 1 月　資料（抜粋）今後の取組み	
【資料 1-2-5】	ビジネス・ブレークスルー大学経営学部学生募集要項 ビジネス・ブレークスルー大学大学院学生募集要項	
【資料 1-2-6】	BOND-BBT　ALL ENGLISH コース　プレスリリース	
【資料 1-2-7】	ビジネス・ブレークスルー大学教育研究組織図	
【資料 1-2-8】	人材の養成に関する目的と 3 ポリシーの関係	
【資料 1-2-9】	ビジネス・ブレークスルー大学教員組織・運営規則	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	経営学部・経営学研究科　AP と入学試験の関係	
【資料 2-1-2】	（参考）提出エクセル　共通基礎様式 2	
【資料 2-1-3】	本学の使命・目的、3 つのポリシー	再掲　1-1-1
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	経営学部　2018 春開講スケジュール	初年次配布資料
【資料 2-2-2】	経営学部　TimeSchedule	初年次配布資料
【資料 2-2-3】	経営学部　学修計画の立て方	初年次配布資料
【資料 2-2-4】	経営学部　履修プランニングシート春期 経営学部　履修プランニングシート秋期	初年次配布資料
【資料 2-2-5】	経営学研究科　入学オリエンテーション資料	
【資料 2-2-6】	経営学研究科　2017 年度（春期）1 年次開講日＆試験日一覧 経営学研究科　2017 年度（春期）2 年次開講日＆試験日一覧 経営学研究科　2017 年度（秋期）1 年次開講日＆試験日一覧 経営学研究科　2017 年度（秋期）2 年次開講日＆試験日一覧	
【資料 2-2-7】	経営学部　教務科目運営スケジュール	教務部学習支援方法

【資料 2-2-8】	経営学部　2017 年度春　学修支援計画 経営学部　2017 年度秋　学修支援計画	教務部学習支援計画
【資料 2-2-9】	経営学研究科　ビジネス・ブレークスルー大学大学院受講ハンドブック 相談体制、P84-85	学生相談窓口
【資料 2-2-10】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学大学院受講ハンドブック(学費・奨学金、P.80～82)	
【資料 2-2-11】	経営学部 2018 年春　休退学相談履歴	相談履歴
【資料 2-2-12】	経営学部　初年次教育強化	初年次教育への組織的取り組みの方針
【資料 2-2-13】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学教職員倫理規程	
【資料 2-2-14】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学ハラスメント・倫理問題取扱規程	
【資料 2-2-15】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学不正行為者処分規程	
【資料 2-2-16】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学学生懲戒規程	
【資料 2-2-17】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学授業評価アンケート取扱内規	
【資料 2-2-18】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学教育指導に係る秘密保持規約	
【資料 2-2-19】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学　システム利用倫理規程	
【資料 2-2-20】	経営学部・経営学研究科　クラス編成ガイドライン	
【資料 2-2-21】	経営学部 2017 年秋　科目別 LA 数クラス数	
【資料 2-2-22】	経営学研究科 2017 年　科目別履修者数 TA 数一覧	
【資料 2-2-23】	経営学部　LA 公募に関して	
【資料 2-2-24】	経営学部　LA 手順書	
【資料 2-2-25】	経営学部　2017 年度休退学理由一覧	
【資料 2-2-26】	経営学部　休退学者に対する具体的アクション例	
【資料 2-2-27】	経営学部　休退学者推移	
【資料 2-2-28】	経営学研究科　教授会 2018 年 3 月資料　休退学者	
【資料 2-2-29】	経営学研究科　学修相談関連　学修の成長軸アンケート	学習支援を目的としたアンケート
【資料 2-2-30】	経営学研究科　学修停滞要因カウンセリング	
【資料 2-2-31】	経営学研究科　チアリング予定表	
【資料 2-2-32】	経営学部　キャンパスガイド（履修編） 経営学部キャンパスガイド（受講編） 経営学研究科　受講ハンドブック	再掲　F-5
【資料 2-2-33】	（参考）提出エクセル　表 2-7	奨学金実績
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	経営学部　キャリア支援に関する教育課程上及びその他の教育としての取組み状況を示す資料	
【資料 2-3-2】	経営学部　就職・進路先の実態及びその取組み状況を示す資料	
【資料 2-3-3】	経営学部教授会 2017 年 3 月　資料（抜粋）キャリアセンター設置	
【資料 2-3-4】	（参考）提出エクセル　表 2-6	就職の実態
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	経営学部　学生からの問い合わせ件数 経営学研究科　学生からの問い合わせ件数	
【資料 2-4-2】	経営学部　新入生歓迎会過去の参加状況（2013 年～）	
【資料 2-4-3】	経営学部　2017 秋期　課外活動団体報告_秋期補助金申請書	
【資料 2-4-4】	経営学部　2017 年秋　課外活動団体活動報告補助金申請書_ランニング部	
【資料 2-4-5】	経営学部　2017 春_朝カフェ活動実績	

【資料 2-4-6】	経営学部　2017 年春新入生歓迎会お知らせ 経営学部　2017 年秋新入生歓迎会お知らせ	
【資料 2-4-7】	経営学部キャンパスガイド（学生生活編）	再掲　F-5
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	ビジネス・ブレークスルー大学大学院受講ハンドブック(AirSearch、電子ジャーナル等について、P56～58)	
【資料 2-5-2】	ビジネス･ブレークスルー大学大学院受講ハンドブック(図書室(自習室)・Club BBT(BBT ラウンジ)の利用、P62～64)	
【資料 2-5-3】	ビジネス・ブレークスルー大学自習室利用規程	
【資料 2-5-4】	ビジネス・ブレークスルー大学図書館図書管理規程	
【資料 2-5-5】	ビジネス・ブレークスルー大学図書館利用規程	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	経営学部　教授会 2018 年 3 月資料　受講生満足度アンケート結果	
【資料 2-6-2】	経営学研究科　修了 5 年目アンケート集計 経営学研究科　修了 10 年目アンケート集計	
【資料 2-6-3】	経営学部・経営学研究科　満足度調査（システム含む）	
【資料 2-6-4】	全社　顧客満足度アンケート結果	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	経営学部　卒業論文　シラバス	
【資料 3-1-2】	経営学部　卒業論文年間スケジュール	
【資料 3-1-3】	経営学部　卒業論文　履修ガイダンス資料	
【資料 3-1-4】	経営学部　卒業論文ガイドライン	
【資料 3-1-5】	経営学部　卒業論文指定ゼミテーマ	
【資料 3-1-6】	経営学部　卒業論文 ビジネスプランチェックリスト	
【資料 3-1-7】	経営学部　卒業論文 論文チェックリスト	
【資料 3-1-8】	経営学研究科　卒業研究　シラバス	
【資料 3-1-9】	経営学研究科　卒業研究　合否判定のプロセスと評価基準（概要）	
【資料 3-1-10】	経営学研究科　Syllabus_GMBA Workshop1 経営学研究科　Syllabus_GMBA Workshop2	
【資料 3-1-11】	経営学研究科　卒業実習 1･2　合否判定のプロセスと評価基準（概要）	
【資料 3-1-12】	経営学研究科　ビジネスプラン演習　シラバス 経営学研究科　ビジネスプラン演習　シラバス（詳細）	
【資料 3-1-13】	経営学研究科　ビジネスプラン演習　合否判定のプロセスと評価基準（概要）	
【資料 3-1-14】	経営学研究科　卒業研究・卒業実習 1&2・ビジネスプラン演習詳細資料	
【資料 3-1-15】	ビジネス・ブレークスルー大学大学院学位規則 ビジネス・ブレークスルー大学経営学部学位規則	
【資料 3-1-16】	本学の使命・目的、3 つのポリシー	再掲　1-1-1
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	ビジネス・ブレークスルー大学経営学部　履修者数制限に関する内規	
【資料 3-2-2】	経営学部カリキュラムマップ 2017（2014 秋以降入学生用）	
【資料 3-2-3】	経営学部グローバル経営学科　カリキュラムマップ 2018 年春（2014 年以降入学者対象）	

【資料 3-2-4】	経営学部 IT ソリューション学科　カリキュラムマップ 2018 年春（2014 年以降入学者対象）	
【資料 3-2-5】	経営学研究科　カリキュラムマップ（3 コース統合版）	
【資料 3-2-6】	経営学部　様式 2 ビジネス・ブレークスルー大学グローバル経営学科（更新版）	BP 認定時提出資料
【資料 3-2-7】	経営学部　様式 2 ビジネス・ブレークスルー大学 IT ソリューション学科（更新版）	BP 認定時提出資料
【資料 3-2-8】	経営学研究科　教育手法一覧	
【資料 3-2-9】	経済学研究科　経済理論履修中アンケート	
【資料 3-2-10】	経営学部・経営学研究科　クラス編成ガイドライン	再掲　2-2-20
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	ビジネス・ブレークスルー大学経営学部履修規程 ビジネス・ブレークスルー大学院履修規程	
【資料 3-3-2】	ビジネス・ブレークスルー大学経営学部編入学規程	
【資料 3-3-3】	ビジネス・ブレークスルー大学経営学部　再入学規程 ビジネス・ブレークスルー大学大学院　再入学規程	
【資料 3-3-4】	ビジネス・ブレークスルー大学経営学部卒業論文に関する規程	
【資料 3-3-5】	ビジネス・ブレークスルー大学経営学部　授業科目担当ガイドライン ビジネス・ブレークスルー大学大学院経営学研究科　授業科目担当ガイドライン	
【資料 3-3-6】	ビジネス・ブレークスルー大学早期卒業に関する規程	
【資料 3-3-7】	ビジネス・ブレークスルー大学経営学部科目等履修生規程 ビジネス・ブレークスルー大学大学院科目等履修生規程	
【資料 3-3-8】	ビジネス・ブレークスルー大学経営学部　入学前の既修得単位の認定に関する規程 ビジネス・ブレークスルー大学大学院既修得単位等の認定に関する規程	
【資料 3-3-9】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学学部・修士一貫教育プログラムならびにビジネス・ブレークスルー大学大学院 2 年次編入学に関する規程	
【資料 3-3-10】	経営学部　科目ディプロマ・ポリシー・マトリクス 経営学研究科　科目ディプロマ・ポリシー・マトリクス	
【資料 3-3-11】	経営学研究科　組織行動論発言基準	
【資料 3-3-12】	経営学研究科　経済理論発言基準	
【資料 3-3-13】	経営学研究科　経営組織論　シラバス	
【資料 3-3-14】	経営学研究科　シラバス記入例	
【資料 3-3-15】	経営学研究科　シラバス作成ガイドライン	
【資料 3-3-16】	経営学部　教授会 2017 年 1 月資料　シラバスガイドラインについて	
【資料 3-3-17】	経営学部 シラバス作成ガイドライン	
【資料 3-3-18】	経営学研究科　2017(前期) 科目評価シート教員フィードバック 経営学研究科　2017(秋期) 科目評価シート教員フィードバック	
【資料 3-3-19】	経営学研究科　2017 年前期アンケート俯瞰集計	
【資料 3-3-20】	経営学研究科　アカウンティング_自由記述 2017 秋期	科目評価アンケートにおける自由記述の例
【資料 3-3-21】	経営学部　2017 年度の収録要望	
【資料 3-3-22】	経営学部　2018 年度収録予算	
【資料 3-3-23】	経営学部　FDR_要改善科目	
【資料 3-3-24】	経営学部　FDR 資料	
【資料 3-3-25】	経営学部　科目フィードバック	

【資料 3-3-26】	経営学部 2017 年度科目改廃一覧	
【資料 3-3-27】	経営学研究科　2017 年度改廃科目一覧	
【資料 3-3-28】	ビジネス・ブレークスルー大学　講義内容改訂に関する内規	
【資料 3-3-29】	経営学部　教授会 2018 年 1 月資料　初年次教育等 2018 年度の取り組み予定	
【資料 3-3-30】	ビジネス・ブレークスルー大学学則	再掲　F-3

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	ビジネス・ブレークスルー大学　学長の権限に属する事務の委任に関する規則	
【資料 4-1-2】	共通　学長再任審議　資料	
【資料 4-1-3】	ビジネス・ブレークスルー大学副学長選任規則	
【資料 4-1-4】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学事務分掌規程	
【資料 4-1-5】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学教授会規程	
【資料 4-1-6】	全学　協議会 2017 年 4 月資料　委員選任	
【資料 4-1-7】	経営学研究科　ビジネス・ブレークスルー大学大学院研究科長選任規則	
【資料 4-1-8】	経営学研究科　ビジネス・ブレークスルー大学大学院専攻主任およびコース長選考規則	
【資料 4-1-9】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学　大学協議会規程	
【資料 4-1-10】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学　第三者評価会議規程	
【資料 4-1-11】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学　コンテンツ会議規程	
【資料 4-1-12】	経営学部・経営学研究科　教職協働関連_会議体構成員	
【資料 4-1-13】	プライバシーポリシー（株式会社ビジネス・ブレークスルー）	
【資料 4-1-14】	ビジネス・ブレークスルー大学　教学意思決定規程	再掲　1-1-2
【資料 4-1-15】	ビジネス・ブレークスルー大学教員組織・運営規則	再掲　1-2-9
【資料 4-1-16】	全学　教育研究組織図	再掲　1-2-7
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	経営学部・経営学研究科　ビジネス・ブレークスルー大学　教員選考規程	
【資料 4-2-2】	ビジネス・ブレークスルー大学経営学部　教員選考基準 経営学研究科　ビジネス・ブレークスルー大学大学院経営学研究科　教員選考基準	
【資料 4-2-3】	ビジネス・ブレークスルー大学　ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会規程 ファカルティ・ディベロップメント・レビューに関する運用内規	
【資料 4-2-4】	経営学部　議事録　非常勤の先生にご担当頂いている必修科目の今後について	
【資料 4-2-5】	経営学部　協議会資料　必修科目専任教員化	
【資料 4-2-6】	経営学部　教員組織編制方針および教員人事に関するミーティング議事録	
【資料 4-2-7】	経営学部　FD 研修実施計画と実施状況	
【資料 4-2-8】	経営学部・経営学研究科　2017 年度 FD 活動一覧表	
【資料 4-2-9】	経営学部　2018 年 3 月 FD 研修資料	
【資料 4-2-10】	経営学部　教授会資料　科目評価アンケートについて	
【資料 4-2-11】	全学　専任教員の職務内容（Job Description）	

【資料 4-2-12】	ビジネス・ブレークスルー大学経営学部授業科目担当ガイドライン ビジネス・ブレークスルー大学大学院経営学研究科　授業科目担当ガイドライン	再掲　3-3-5
【資料 4-2-13】	（参照）本文　法令等の遵守状況一覧	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	経営学研究科・経営学部　SD 活動報告	
【資料 4-3-2】	全学ビジネス・ブレークスルー人事制度資料	
【資料 4-3-3】	経営学部　教員人事資料(教授会資料より抜粋)	
【資料 4-3-4】	全学　2018 年 6 月　定期 SD 研修　事務局長作成資料	再掲　1-2-1
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	共通　ビジネス・ブレークスルー大学　研究活動に関する倫理ガイドラインおよび行動規範 共通　ビジネス・ブレークスルー大学　公的研究費使用に関する事務手続規程 共通　ビジネス・ブレークスルー大学における競争的資金の間接経費使用に関する基本方針 共通　ビジネス・ブレークスルー大学研究に係る運営管理および不正行為等の防止に関する取扱規程 共通　ビジネス・ブレークスルー大学公的研究費等にかかる不正防止計画 共通　個人研究費使用に関する規程	
【資料 4-4-2】	（全学　研究費内訳および金額）	
【資料 4-4-3】	教職員倫理規程	再掲　2-2-13

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	（参考）H28.04.01 職務権限規程別表（H28.08.05 変更）付	
【資料 5-1-2】	秘密保持契約書（ひな型)	
【資料 5-1-3】	H30.01.01 内部通報規程	
【資料 5-1-4】	（参考）H29.01.01 役職員倫理規程	
【資料 5-1-5】	（参考）H28.04.01 企業倫理規程	
【資料 5-1-6】	ビジネス・ブレークスルー大学危機管理規程	
【資料 5-1-7】	ビジネス・ブレークスルー大学　教学意思決定規程	再掲　1-1-2
【資料 5-1-8】	ビジネス・ブレークスルー大学教育指導に係る秘密保持規約	再掲　2-2-18
【資料 5-1-9】	ビジネス・ブレークスルー大学教職員倫理規程	再掲　2-2-13
【資料 5-1-10】	ビジネス・ブレークスルー大学ハラスメント・倫理問題取扱規程	再掲　2-2-14
【資料 5-1-11】	ビジネス・ブレークスルー大学研究に係る運営管理および不正行為等の防止に関する取扱規程	再掲　4-4-1
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	全学　経営・教学　組織図	
【資料 5-2-2】	役員一覧（有価証券報告書より抜粋）	
【資料 5-2-3】	H28.04.01 取締役会規程（取締役会付議基準を含む）	
【資料 5-2-4】	H28.04.01 役員規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書	
【資料 5-3-2】	監査役一覧（有価証券報告書より抜粋）	
【資料 5-3-3】	コーポレートガバナンス報告書	
【資料 5-3-4】	H28.05.13 監査役会規程	

5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	2012 年度～2015 年度　独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書 2014 年度～2016 年度_千代田区ご提出_ビジネス・ブレークスルー大学　年間保留予定額	
【資料 5-4-2】	中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画を示す資料	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	内部監査報告書	実地調査時資料
【資料 5-5-2】	H28.04.01 有価証券管理規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	ビジネス・ブレークスルー大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-2】	ビジネス・ブレークスルー大学　ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会規程	再掲　4-2-3
【資料 6-1-3】	ファカルティ・ディベロップメント・レビューに関する運用内規	再掲　4-2-3
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	全学　本学における教育の質保証の仕組み概要	
【資料 6-2-2】	全学　教育の質保証の仕組み詳細	
【資料 6-2-3】	経営学部　機関別評価　改善報告書資料　科目改廃状況	
【資料 6-2-4】	経営学部教授会 2018 年 3 月資料　IR 室設置	
【資料 6-2-5】	経営学部教授会 2018 年 3 月資料　卒業生アンケート結果	
【資料 6-2-6】	経営学部教授会 2018 年 3 月資料　満足度調査アンケート結果	
【資料 6-2-7】	全学　授業の持続的改善のための 2 つの PDCA	
【資料 6-2-8】	全学　ファカルティが果たすべき 6 つの職務	
【資料 6-2-9】	経営学研究科　2017 年度　FD 活動一覧表	
【資料 6-2-10】	経営学研究科　ディプロマ・ポリシー達成状況（2017 年実施修了生アンケート）	
【資料 6-2-11】	経営学研究科　教授会 2018 年度 3 月資料カリキュラム改訂数	
【資料 6-2-12】	経営学研究科　教授会　第三者評価会議　議事録	
【資料 6-2-13】	経営学研究科　2017 年度春科目終了時アンケート集計結果	
【資料 6-2-14】	BBT 大学・大学院機関サイト　自己点検評価報告書の公表	
【資料 6-2-15】	全学　IR の目的・中期計画	
【資料 6-2-16】	経営学部　2018 年度収録予算	再掲　3-3-22
【資料 6-2-17】	経営学部　2017 年度の収録要望	再掲　3-3-21
【資料 6-2-18】	経営学部　FDR_要改善科目	再掲　3-3-23
【資料 6-2-19】	経営学部　FDR 資料	再掲　3-3-24
【資料 6-2-20】	経営学部　科目フィードバック	再掲　3-3-25
【資料 6-2-21】	経営学部　中期経営計画	再掲　1-2-4
【資料 6-2-22】	経営学部 2017 年度科目改廃一覧	再掲　3-3-26
【資料 6-2-23】	全学　専任教員の職務内容（Job Description）	再掲　4-2-11
【資料 6-2-24】	経営学研究科　2017 年度改廃科目一覧	再掲　3-3-27
【資料 6-2-25】	経営学研究科　2017 年実施修了 5 年目アンケート結果	再掲　2-6-2
【資料 6-2-26】	経営学研究科　2017 年実施　修了 10 年目アンケート結果	再掲　2-6-2
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	全学　2013 年度過去の認証評価における指摘事項の対応進捗管理表	

【資料 6-3-2】	経営学研究科　2017 年度経営系専門職大学院認証評価提出点検・評価報告書	
【資料 6-3-3】	経営学研究科　2016 年 10 月 7 日付「「理論と実務の架橋教育」を実現する為のシラバスと講義内容の改訂について」	
【資料 6-3-4】	経営学研究科　Executive Summary 2016 年 9 月作成	
【資料 6-3-5】	経営学研究科　経営系専門職大学院認証評価提出資料　7 つの指摘事項と 12 の事実誤認(2017 年 7 月作成)	
【資料 6-3-6】	全学　理論と実務の架橋教育のための改善活動	

基準 A. 正課外リカレント教育プログラム

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 経営学部 Certificate コース		
【資料 A-1-1】	Press release e-Learning 大賞厚生労働大臣賞受賞	
【資料 A-1-2】	本学 Web サイト　履修証明プログラム	
【資料 A-1-3】	2018 年度履修証明プログラム募集要項	
【資料 A-1-4】	Press release 文科省職業実践力育成プログラム認定	
	文科省職業実践力育成プログラムに認定されました（2 学科）	
【資料 A-1-5】	Press release 厚生労働省 「専門実践教育訓練指定講座」指定	
	専門実践教育訓練給付金有効指定講座一覧（写）	
【資料 A-1-6】	本学 Web サイト　BP（職業実践力育成プログラム）	
【資料 A-1-7】	BP 提出様式例　様式 1、2　マネジメント	

基準 B. 学生の多様性

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 学生の多様性と本学の教育研究環境		
【資料 B-1-1】	株式会社ビジネス・ブレークスルー　パンフレット	
【資料 B-1-2】	JIHEE 様 ご説明資料_201806218（抜粋）	
【資料 B-1-3】	本学の使命・目的、3 つのポリシー	
【資料 B-1-4】	AOBA-JAPAN International School パンフレット, AOBA-JAPAN バイリンガル・プリスクール パンフレット	
【資料 B-1-5】	BOND-BBT　ALL ENGLISH コース　プレスリリース	
【資料 B-1-6】	BOND-BBT MBA　パンフレット	

15 山口学芸大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神を「至誠」、教育理念を「芸術を基盤とする教育」と定め、それらを教育目的とした学部・学科・研究科が設置されており、それぞれに使命・目的、教育目的を明確に反映した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）が定められている。

社会情勢や関係法令にも適切に対応し、各種免許取得に必要なカリキュラムの整備に積極的に取組んでいる。

使命・目的及び教育目的の周知については「Campus Guide - 学生ハンドブック - 」を学生及び教職員に配付するとともに、ホームページや各種媒体を通じて行っている。

中長期計画については、「宇部学園経営改善計画」を策定し実行している。

「基準２．学生」について

明確なアドミッション・ポリシーを策定し、それに従い各種入試を実施しており、入学者は継続的に確保されている。

学修支援に関する方針を定め､教員と職員が連携して取組む仕組みを構築するとともに、チューター制を置き、学生の個別のニーズに対応している。中途退学・休学・留年への対応策として、問題の把握と情報共有による早期対応体制が整備されている。

キャリア支援の体制として「進路支援センター」に三つの支援室を設置し、きめ細かく対応するとともに学生サービス、生活支援についても積極的に取組んでいる。

教育目的達成のための校地・校舎・各種実習施設・設備等が十分整備されるとともに、耐震化及びバリアフリー化についても配慮している。

学生支援に対する意見、要望を把握するため、各種アンケートを実施している。

○「進路支援センター」のもとに「就職支援室」「教職支援室」「保育職支援室」を置き、きめ細かい支援を行っていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、それをもとに単位認定基準及び成績評価基準・卒業認定基準・進級基準等を定め、厳正に運用している。また、時代にふさわしいカリキュラム・ポリシーを定め、それに基づいた教育課程を編成し実行している。

三つのポリシーをもとに学生の学修状況・資格取得状況・就職状況等をきめ細かく把握

するとともに、それらを教職員間で共有し、学生指導に当たっている。
学修指導の改善に向けて「授業に関するアンケート」や教員間の授業参観を実施し、その結果を参考に各教員は授業改善に取組んでいる。

「基準４．教員・職員」について

教授会規程等により、大学の意思決定の権限と責任は学長にあることが明確になっているが、教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について学長による定めがなく、周知されていないことに関しては早急な対応が求められる。
教学マネジメント体制は学生部を中心に教職協働により整備されている。設置基準上必要な専任教員数及び教授数は確保され、適正に配置されている。FD・SD 委員会主催の研修会を全教職員対象に実施し、成果を挙げている。
研究環境を整えるとともに、研究活動への資源配分についても諸規則を制定し、適切な管理運営を行っている。公的研究費に関しても各種規則に基づき運用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

中長期計画については経営改善計画を策定し、着実に実行している。
環境保全に配慮した運営を行っているが、今後、危機管理マニュアルの整備及び避難訓練の実施が望まれる。人権に関してはさまざまな配慮を行っている。
教育情報公開について、一部不足の部分があるため、今後適切な対応が求められる。
理事会・評議員会は適正に運営されているとともに、監事は適切に選任され、業務を執行している。
法人全体及び大学の財務状況は健全であり、収支バランスも適正な状況である。会計処理は、各種規則を整備し適正に執行されており、会計監査も厳正に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための自己点検・評価を実施するための体制として「山口学芸大学自己点検・評価規程」を制定し、この規則に基づき実施している。
従来から各組織で行っていたデータの収集・蓄積・整理・分析を大学全体で一元的に行うため、学長企画室に「企画・IR 委員会」を発足させ、運用を開始したところであり、今後の活動が期待される。
自己点検・評価を通して内部質保証を行うとともに、PDCA サイクルの仕組みが概ね機能しているが、法令上の履行における一部不足の部分について整備し、内部質保証の機能性を高めるよう今後の更なる取組みが望まれる。

総じて、大学は建学の精神及び使命・目的、教育目的に沿った学部・学科・研究科を設置し、各種免許取得に関する教育支援及び学生生活支援等を適切に実施している。
三つのポリシーに基づく教育課程編成を適切に行うとともに、学生確保も着実に行われ、財政基盤も安定している。
経営・管理に関しては規則等に基づき概ね適切に運営するとともに、自己点検・評価を実施することにより内部質保証にも積極的に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A. 地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 近隣小学校との連携事業「なぎの木連携プロジェクト」
2. 県・市教育委員会や地元小学校等との連携による「教育活動を体験する機会」の設立
3. 山口県教育庁による「教員をめざす学生の学校体験制度」への積極的参加

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神を「至誠」、教育理念を「芸術を基盤とする教育」と定め、それらを学部・学科・研究科の教育目的として具体的かつ明確に表現している。

「教育学科の 3 つの特色」を柱に、大学独自の教育内容を簡潔な表現で公表するとともに、使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し明示している。

社会情勢の変化に対しては、使命・目的を具現化するため、学科編成や教育課程の見直しを適宜行うとともに、各種免許が取得できるよう学科・専攻及び研究科の整備を積極的に取組んでいる。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定については、役員・教職員が組織的に参画するとともに、「Campus Guide - 学生ハンドブック - 」を学生及び教職員に配付し周知している。また、ホームページや各種広報媒体を通じて周知を図っている。

中長期的計画については、使命・目的及び教育目的を反映した「宇部学園経営改善計画」を策定し、適宜検証しながら実行している。

三つのポリシーに使命・目的及び教育目的を反映し、それらを具現化する教育研究組織が整備されている。

基準２．学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

「教職に対する強い使命感を持った感性豊かな教育者・保育者の養成」という教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項・ホームページ・オープンキャンパスでの説明などで学外に周知している。

アドミッション・ポリシーに従って入試区分を設定し、適切な体制のもとで入試が行われている。

入学定員に沿って、入学者数が継続的に確保されている。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援について、方針を定め、教員と職員が連携して取組む仕組みを構築し、工夫をしながら適切に行っている。また、チューター制を導入し、学部教員及びゼミナール科目担当教員が個別の学生のニーズに対応している。

学修支援の充実策として、「履修申告確認票」「卒業に関わる履修計画及び修得単位確認票」を活用し、複数の教員免許取得などのため複雑となる履修計画の作成に役立てている。また、オフィスアワー制度を全学的に実施している。中途退学、休学及び留年への対応策として、問題の把握と情報共有による早期対応体制が整備され機能している。

TA 制度については、平成 29(2017)年度から試行的に実施されているが、今後の取組みの充実に期待したい。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援の体制として、学生部に「進路支援センター」を置き、そのもとに「就職支援室」「教職支援室」「保育職支援室」を設置して、相談・助言体制を整備している。

また、教員採用試験などの詳細な情報を掲載した「就職ガイドブック」を作成し、就職への動機付けを行っている。

インターンシップについては、山口県教育委員会主催の「学校体験制度」などを中心に実施している。教員採用試験合格率が年々上昇傾向にあり、保育職への就職率 100%を継続して確保するなど、キャリア支援が実績を挙げている。

〈優れた点〉

○「進路支援センター」のもとに「就職支援室」「教職支援室」「保育職支援室」を置き、きめ細かい支援を行っていることは評価できる。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導等を統括する組織として学生部学生課及び「学生生活支援委員会」を置き、適切な支援が行われている。学生生活支援の相談窓口として、チューター制が機能しており、学生の心身に関する健康相談・心的支援・生活相談は保健室及び学生相

談室で行っている。特待生奨学金・遠隔地特別奨学金等、大学独自の奨学金制度を定めるなど、学生に対する経済的支援が行われている。学生の課外活動に対しては、経済的支援、施設に関する支援が行われている。

障がいのある学生に対する配慮については、学生相談室において支援体制を整備している。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のための校地・校舎・設備等が整備され、適切に管理・運営されている。

保育士・教員養成課程として必要な模擬教室等の実習施設及び IT 施設は、十分な整備が図られている。また、図書館については、平成 30(2018)年度に移転に伴う改修工事を実施し、アクティブ・ラーニングコーナーやグループ学習室の機能が充実した。

「宇部学園施設耐震化計画」や新校舎整備計画に沿って、耐震などの安全性向上、バリアフリー化の推進に配慮している。

クラスサイズは教育効果が十分得られるよう適切に管理されている。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に対する学生の意見を把握するため、「授業に関するアンケート」を実施し、アンケート結果に基づいて科目担当者に授業改善報告書の提出を求めており、学修支援の改善に取組んでいる。

心身に関する健康相談・経済的支援をはじめとする学生生活及び施設・設備等の学修環境に対する学生の意見・要望は「学生生活に関するアンケート」によって把握し、その結果を全学に周知した上で、対応・改善を行っている。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、四つの「基盤的学士力」を修得すること、五つの「資質・能力」を身に付けることがディプロマ・ポリシーに定められ、ホームページなどで周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準・成績評価基準・卒業認定基準・修了認定基準については学則に適切に定められ、進級基準については「Campus Guide - 学生ハンドブック - 」に掲載し、学生へ十分に周知されており、厳正に適用されている。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に定められた教育目的を踏まえ、時代にふさわしいカリキュラム・ポリシーをカリキュラム検討委員会、企画・IR 委員会、運営委員会、教授会等で慎重に検討を重ね、決定しており、教職員間で周知が図られている。ディプロマ・ポリシーにある四つの「基礎的学士力」を修得、教育学部において定める五つの「資質・能力」・知識・技能の養成を、教養科目と専門科目の中に位置付け、カリキュラム・ポリシーとの一貫性を図っている。

大学の基本理念である「芸術を基盤とした教育」が教養教育にも位置付けられており、教養教育が大学教育の基盤として実施されている。

教員間で授業参観を実施し、実施後作成する「授業参観報告書」などを共有し、効果的

な教授方法について検討し改善に努めている。

〈参考意見〉

○現在履修登録単位数の上限を 60 単位としているが、学生の実態を踏まえ、単位制度の実質を保つため、履修登録可能な上限単位数の見直しが望まれる。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

キャンパスを共有する山口芸術短期大学との合同組織である教務委員会、FD・SD 委員会が主体となり、三つのポリシーを踏まえ「授業に関するアンケート」「学生生活に関するアンケート」「授業時間外の学修に関する調査」などを行うことで学修成果の点検・評価をし、学生の修学状況については、学部会議に学部・学科支援室員も出席することで、一人ひとりの学生の様子をきめ細かく把握し、共有している。

また、資格取得状況は学生部教務課で一元管理し、それを教授会で報告し、一人ひとりの学生の状況を確認している。進路決定状況については教授会で報告し、個別の状況については学部会議で就職支援室・教職支援室・保育職支援室の各担当教員から詳細な報告がなされ、全教職員で共有して指導に当たる体制ができており効果を挙げている。

学修指導の改善に向け、学生対象に「授業に関するアンケート」を実施し学生部教務課で集計した上で運営委員会・教授会に報告し共有できる体制となっており、各教員は授業改善に努めている。

基準４．教員・職員

【評価】

基準 4 を概ね満たしている。

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

学則及び教授会規程により、大学の意思決定の権限と責任は学長にあることが明確になっている。教授会は、教育研究に関し学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関として、その位置付け及び役割が教授会規程に明確に規定されている。しかしながら、教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について学長により定められておらず、周知されていないことに関し、早急な対応が求められる。

教学マネジメント体制は、学生部を中心に教職協働により整備され、役割の明確化とマネジメントの機能強化が図られている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に基づく教授会規程第 3 条第 1 項第 3 号に定める教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について学長が定めていない点は、改善を要する。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準上必要な専任教員数及び教授数は確保され、適切に配置されている。教員の採用・昇任は「教員資格審査基準内規」に従い、適切に行われている。「業績報告書」を活用した教員評価制度の導入を図っている。

FD・SD 委員会主催の FD・SD 研修会を全教職員対象に開催しているほか、「大学リーグやまぐち」「大学間連携共同教育推進事業」など他大学と連携した研修事業への参加を通じて教育研究活動の改善及び個人の能力開発等に取組み、成果を挙げている。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の専門的な資質・能力向上を図るために併設の短期大学との合同組織として FD・SD 委員会を設置し、全教職員を対象に FD･SD 研修会や新任教職員研修を実施している。特に、教学マネジメントの確立や大学経営課題への取組みに関する研修として「大学リーグやまぐち」への参加は効果的である。設置基準における SD の義務化を踏まえて、大学を構成する一事務職員として教職協働の一翼を担えるように体制が整備されている。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究活動では、研究環境を整えるとともに、諸規則を整備し適切な管理運営がなされている。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に沿って、「山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為防止等に関する規程」及び「山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費事務取扱規程」を整備し、運用している。教職員への研究倫理教育、コンプライアンス教育への対応については「研究推進・研究不正防止委員会」を設置し行動規範を定め遵守している。研究活動への資源配分（研究助成経費、学長裁量経費）では、「山口学芸大学・山口芸術短期大学における研究に係る取扱いに関する規程」を整備し配分を行っている。また、外部資金の獲得については、学生部連携推進課が中心となって、公的研究費の管理・運営体制を整え、受入れ実績は年々増加している。

基準５．経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を概ね満たしている。

5－1　経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき管理運営に関する規則を整備し、適切な運営が図られている。経営改善計画を策定し、使命・目的の達成のための継続的な努力が行われている。

教育情報及び教員の養成の状況に関する情報はホームページで公表されているが、法令に定められる条項に対し充足していない事項については、改めて補填する等の対応が求められる。

省エネ設備の導入、学生・教職員への節電喚起等の啓発活動の実施を通して、環境保全に配慮した体制を維持している。人権侵害を防止し健全で快適な就学・就労環境を保障するため、ハラスメントの防止に関する規則の整備、ハラスメント相談員の配置などにより人権に対する配慮がなされている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 3 号に定める各教員が有する学位に関することが公表されていない点は、改善が必要である。

○教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 第 1 項第 2 号に定める各教員が有する学位に関すること及び同第 4 号に定める卒業者の教員免許状の取得の状況に関することが公表されていない点は、改善が必要である。

〈参考意見〉

○理事会及び評議員会の議事録作成及び議事録署名人に関して明確に定めることが望まれる。

○危機管理マニュアルを整備することが望まれる。

○避難訓練を実施することが望まれる。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に基づく学校法人の意思決定機関として、事業計画を確実に執行するなど、適切に運営されている。理事会の機動的意思決定や理事会機能を補佐する機関として運営委員会を設置し、機能している。

理事は、寄附行為に基づき適切に選任され、理事会への出席状況及び欠席時の意思表示は適切である。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会と大学運営の連携を図るため、大学の運営に関する重要事項を審議する機関として運営委員会を設置し、理事長がリーダーシップを発揮し理事会での意思決定を円滑に行う体制を整備している。

監事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会及び評議員会への出席、公認会計士による会計監査への立会いと意見交換、監事監査計画に基づく会計監査及び業務監査を行うなど、適切に業務を執行している。

評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、業務を執行している。評議員会への出席状況及び欠席時の意思表示は適切である。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「宇部学園経営改善計画」及び 5 か年の財務計画を作成し、安定した財務基盤の確立に努力し適切な財務運営がなされている。法人全体の経常収支差額は、平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度まで過去 5 か年間黒字で推移しており、安定した学生数を確保するとともに、人件費をはじめ経費の支出抑制に努めるなど収支バランスが確保されている。また、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率等財務比率についても良好な状況にある。資産運用に関しては規則を整備し、外部資金獲得に向けて積極的な努力を続けている。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「経理規程」「資産運用に関する規程」等を遵守し責任者を定めて適正に執行されている。当初予算に計上していない重要事項となる案件については、補正予算の編成を事務部事務課から評議員会を経て理事会で決定した後執行して

いる。

学校法人の収支及び財産の状況について計算書類が正しく示されているかについて、監事及び公認会計士はその妥当性及び適切性を調査し、適正に会計監査を実施している。また、監事と公認会計士、理事長と監事・公認会計士との意見交換も行われ、情報の共有化がなされている。従って、会計監査体制の整備が図られ厳正に実施されている。

基準６．内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価を実施するため「山口学芸大学自己点検・評価規程」を制定し、この規則に基づき自己点検・評価委員会及び自己点検・評価実施委員会を設置している。

自己点検・評価委員会は全学的な視野に立ち、学長を中心に各部署の長で組織することにより責任を伴った自己点検・評価の実施・分析・公表等を行っている。

自己点検・評価実施委員会は各部署の実務を担当する者で組織し、報告書の作成を行っている。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

毎年度、内部質保証のために各部署において目標を定め、それぞれの取組みに対して自己点検・評価を実施し、その結果を共有することにより、次年度の目標を決定し教育研究の深化を目指し取組んでいる。

従来から各組織で行っていたデータの収集、蓄積、整理、分析を大学全体で一元的に把握するため、学長企画室に「企画・IR 委員会」を発足させ、データの収集と分析を開始している。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学における内部質保証は、学部・学科・研究科及び各部署における自己点検・評価をベースにしており、自己点検・評価によって発見された課題や、改善・向上方策について、組織的に検討することができるようになっている。

PDCA サイクルに従って事業計画書を作成し、結果を事業報告書にまとめ、状況を定期的に点検し、次の事業計画書に反映させるとともに、各種アンケートの結果を有効に利用することにより内部質保証の仕組みが概ね機能している。

〈参考意見〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号等、法令上の履行における一部未対応の部分について整備し、内部質保証システムの機能性を高めるための今後の更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携

A－1　教育活動における地域社会との連携

A-1-①　自治体との連携の教育的活用

A-1-②　他大学との連携の教育的活用

A-1-③　教育研究領域にかかわる地域社会への発信

【概評】

平成 29(2017)年度に山口市と「包括連携協定」を結び、今日的課題について大学と山口市の間で組織的に連携を図りながら取組み、学生への教育効果を得るとともに社会貢献としての成果と実績を挙げている。

「大学リーグやまぐち」の事業へ積極的に参加し、大学の特色である「芸術を基盤とした教育」を生かした芸術系の公開講座や講演会を開催するなど、積極的に地域に発信している。山口大学の協力を得て大学間連携共同教育推進事業に参加し、大学間での連携を深め、学内だけではできない教育プログラムを組むことができ学修効果を挙げている。また、「地（知）の拠点大学による地方創成事業（COC+）」は、平成 27(2015)年度から山口大学を基幹校とし、協働での事業展開をはじめ、地域が求めるカリキュラム改革や地方自治体や企業との協働による学生への魅力ある就職先の提供・創出等、地域や他大学との連携のもと、さまざまな取組みを展開している。

教員養成に力を入れ、積極的に近隣小学校をはじめ教育委員会との連携事業を企画し、学生が体験学習・実地学習・実践学習ができるようにし、地元で就職できる環境を整え成果を挙げている。

教育・保育支援センターでは、保育士や幼稚園教諭・小学校教諭向け講座を多彩に開講するなど、地域の保育者・教育者へ積極的に発信している。

今後は、今以上に学内施設を地域へ開放し、より多くの地域住民が積極的に活用できるような取組みを工夫し、地域住民にとって身近な大学となることを期待する。

大学の挙げた特記事項　（自己点検評価書から転載）

本学の教員養成で重視しているのは教育実践力である。そのために、1、2 年生のうちから、教育現場での教員の仕事を直に感じることのできる機会を、授業内だけでなく授業外でも設けており、多くの学生が参加している。こうしたリアリティある体験をとおして、教員への志望が明確になる学生もいる。主な取り組みを具体的に列挙すると、以下のとおりである。

1. 近隣小学校との連携事業「なぎの木連携プロジェクト」

大学独自の取組みとして、近隣の小学校（山口市立上郷小学校）との連携事業「なぎの木連携プロジェクト」を締結している。この事業は大きく 3 つの活動からなる。

1 点目はスクールボランティアであり、授業の補助や学校行事の補助を行う。2 点目は児童と学生の交流の場の設定である。2 年生の前・後期に開講している「子ども実地研究」の授業の一環として、学生が昼休みに小学校を訪問したり、大学に子どもたちを招いた交流会（年 2 回）を開催したりしている。3 点目は小学校教員と学生との交流である。小学校教員が講師となった研修会を開催している。

2. 県・市教育委員会や地元小学校等との連携による「教育活動を体験する機会」の設定

カリキュラムに比較的余裕のある 1・2 年生には、授業の空き時間や長期休暇を利用して、県・市教育委員会や地元小学校が企画するスクールボランティア等の「体験する機会」に積極的に参加するよう奨励している。学生は、自分の得意分野や関心を生かした「理科ボランティア」や「体育ボランティア」（授業の補助等）に登録したり、「夏休み学習会」の学習支援などに参加したりしている。教育実習を予定している地元の小学校・特別支援学校でボランティアを行う、あるいは実習後に引き続きボランティアとして関わる学生もおり、相乗的な学びとなっている。また、学校現場以外でも、教員志望を活かしたボランティアを行っている。たとえば学校の近隣の児童養護施設に定期的に訪問し、学習支援を行っている。

こうしたスクールボランティアは学生が自主的に参加している場合も多く、大学としてすべてを把握できていないが、山口県教育庁が募集する「理科ボランティア」を例にあげると、平成 29（2017）年度実績は 3 校 9 人が参加している。

3. 山口県教育庁による「教員をめざす学生の学校体験制度」への積極的参加

この制度は、教員志願者の実践的指導力を育成することを目的に山口県教育庁が実施している「山口県の教師塾」のプログラムの 1 つである。教員を志望する大学生（1.2 年生）が、山口県内の指定された小学校において、一定の期間中、学習活動、学校行事、その他

学校教育活動の補助を体験する。本学では例年多くの学生が参加しており、平成 29（2017）年度実績は、38 人（1 年生 18 人、2 年生 20 人）である。
「山口県の教師塾」には、このプログラム以外に大学 3 年生を対象とした「教師力向上プログラム」があり、体験制度はそのエントリー資格となっている。教師力向上プログラム修了者は教員採用試験で特別選考の対象となるため、本学に限らず多くの志願者がいるが、平成 30（2018）年度では定員 30 人のうち 10 人を本学学生が占めている。これは学校体験制度に積極的に取組んできた成果のひとつである。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 19(2007)年度
所在地　　山口県山口市小郡みらい町 1-7-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
教育学部	教育学科
教育学研究科	子ども教育専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 22 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 6 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 20 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 15 日	実地調査の実施　　10 月 16 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 17 日	10 月 17 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
平成 31(2019)年　2 月 6 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書

・エビデンス集（データ編）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	・学校法人宇部学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	・山口学芸大学大学案内（平成 30（2018）年度）	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	・山口学芸大学学則 ・山口学芸大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	・募集要項　教育学部教育学科（平成 30（2018）年度） ・募集要項　大学院教育学研究科子ども教育専攻（平成 30（2018）年度） ・募集要項　姉妹校推薦入試（平成 30（2018）年度） ・募集要項　指定校推薦入試（平成 30（2018）年度）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	・Campus Guide –学生ハンドブック-（平成 30（2018）年度） ・Campus Guide－学生ハンドブック-(大学院)(平成 30(2018)年度)	
【資料 F-6】	事業計画書	
	・事業計画書（平成 30（2018）年度）	
【資料 F-7】	事業報告書	
	・事業報告書（平成 29（2017）年度）	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	・キャンパスマップ（平成 30（2018）年度）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	・学校法人宇部学園規則集一覧 ・山口学芸大学規則集一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	・理事、監事、評議員などの名簿 ・理事会、評議委員会開催状況一覧	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	・計算書類（平成 25（2013）年度～平成 29（2017）年度） ・監査報告書（平成 25（2013）年度～平成 29（2017）年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	・講義概要（平成 30（2018）年度）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・山口学芸大学 3 つのポリシー ・山口学芸大学大学院 3 つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	山口学芸大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	Campus Guide-学生ハンドブック-（平成 30（2018）年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	山口学芸大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	山口学芸大学ホームページ「建学の精神・教育の理念」	
【資料 1-1-5】	山口学芸大学ホームページ「山口学芸大学 3 つのポリシー」	
【資料 1-1-6】	山口学芸大学大学案内 2018「教育学科 3 つの特色」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-7】	チューター一覧表（平成 30（2018）年度）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人宇部学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-2】	山口学芸大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-3】	山口学芸大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-4】	Campus Guide-学生ハンドブック-（平成 30（2018）年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-5】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学運営委員会規程	
【資料 1-2-6】	山口学芸大学教授会規程	
【資料 1-2-7】	山口学芸大学大学院教育学研究科委員会運営規程	
【資料 1-2-8】	学校法人宇部学園経営改善計画	
【資料 1-2-9】	山口学芸大学ホームページ「建学の精神・教育の理念」	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-10】	教員組織	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	募集要項教育学部教育学科（平成 30(2018)年度）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	山口学芸大学ホームページ「山口学芸大学 3 つのポリシー」	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-1-3】	一般入試学力試験監督要領（平成 29(2017)年度）	
【資料 2-1-4】	山口学芸大学ホームページ「入試情報」	
【資料 2-1-5】	入試合同説明会資料（平成 30(2018)年度）	
【資料 2-1-6】	高校訪問計画&実績記録（平成 29(2017)年度）	
【資料 2-1-7】	オープンキャンパスプログラム・実施要項（平成 29(2017)年度）	
【資料 2-1-8】	入学者数の推移（平成 26(2014)年度～平成 30(2018)年度）	
【資料 2-1-9】	オープンキャンパス参加者アンケート（平成 29(2017)年度）	
【資料 2-1-10】	オープンキャンパス参加状況（平成 29（2017）年度）	
【資料 2-1-11】	一般入試対策講座&個別相談会実施要項（平成 29(2017)年度）	
【資料 2-1-12】	学内見学会一覧（平成 29(2017)年度）	
【資料 2-1-13】	学び体験実施要項（平成 29(2017)年度）	
【資料 2-1-14】	ガイダンス参加実績一覧（平成 29(2017)年度）	
【資料 2-1-15】	出張講義実績（平成 29(2017)年度）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学内常設委員会（平成 30（2018）年度）	
【資料 2-2-2】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学事務組織規則	
【資料 2-2-3】	Campus Guide –学生ハンドブック-（平成 30（2018）年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-4】	カリキュラムマップ	
【資料 2-2-5】	履修申告確認表	
【資料 2-2-6】	卒業に関わる履修計画及び修得単位確認表（サンプル）	
【資料 2-2-7】	免許に関わる修得単位確認表（サンプル）	

【資料 2-2-8】	チューター一覧表（平成 30（2018）年度）	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 2-2-9】	平成 30 年度オフィスアワー一覧表	
【資料 2-2-10】	欠席状況調査（サンプル）	
【資料 2-2-11】	保護者宛て文書、書留・特定記録郵便物等受領証	
【資料 2-2-12】	平成 30 年度前期時間割	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学事務組織規則	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-3-2】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学学生就職支援委員会規程	
【資料 2-3-3】	2017 就職ガイドブック（平成 29（2017）年度）	
【資料 2-3-4】	学生就職支援委員会議事録	
【資料 2-3-5】	本学教育課程内でのキャリア支援関連科目（平成 29（2017）年度）	
【資料 2-3-6】	教職演習計画表	
【資料 2-3-7】	保育職就職支援計画（平成 29（2017）年度）	
【資料 2-3-8】	進路説明・相談会実施要項（平成 29（2017）年度）	
【資料 2-3-9】	就職相談カード（サンプル）	
【資料 2-3-10】	自己分析・職業適性検査（サンプル）	
【資料 2-3-11】	Campus Guide –学生ハンドブック-（平成 30（2018）年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-12】	書籍貸出状況	
【資料 2-3-13】	受験報告書(サンプル)	
【資料 2-3-14】	キャリア支援ガイダンス実施要項	
【資料 2-3-15】	マナー講座実施要項・アンケート	
【資料 2-3-16】	COC+事業平成 29 年度課題解決型インターンシップ（PBI）山口学芸大学参加者（平成 29（2017）年度）	
【資料 2-3-17】	訪問先一覧	
【資料 2-3-18】	企業アンケート	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学学生生活支援委員会規程	
【資料 2-4-2】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学ハラスメントの防止等に関する規則	
【資料 2-4-3】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学ハラスメント防止対策委員会規程	
【資料 2-4-4】	感染症罹患歴・予防接種状況等に関する自己申告書（サンプル）	
【資料 2-4-5】	保健室だより 2	
【資料 2-4-6】	相談室担当一覧（平成 30（2018）年度）	
【資料 2-4-7】	奨学金サポート・ナビ（平成 30（2018）年度）	
【資料 2-4-8】	山口学芸大学学生会会則	
【資料 2-4-9】	学生会選挙規程・学生会選挙管理委員会規程	
【資料 2-4-10】	クラブ活動一覧	
【資料 2-4-11】	ピア・リーダーズ・セミナー実施要項	
【資料 2-4-12】	クラブ室等使用に関する内規	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	アクティブ・ラーニングを可能とした学修環境の一覧	
【資料 2-5-2】	演習室等の校舎配置図	
【資料 2-5-3】	図書等購入希望用紙（サンプル）	
【資料 2-5-4】	図書館利用案内について	
【資料 2-5-5】	新図書館図面	
【資料 2-5-6】	校舎配置図	
【資料 2-5-7】	宇部学園施設耐震化計画	

2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業に関するアンケート（平成 29（2017）年度）	
【資料 2-6-2】	授業改善報告書（サンプル）	
【資料 2-6-3】	学生生活に関するアンケート（平成 29（2017）年度）	
【資料 2-6-4】	学生食堂に関するアンケート（平成 29（2017）年度）	
【資料 2-6-5】	図書館に関するアンケート（平成 29（2017）年度）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	山口学芸大学 3 つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	Campus Guide –学生ハンドブック-（平成 30（2018）年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	山口学芸大学ホームページ「建学の精神・教育の理念」	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 3-1-4】	山口学芸大学ホームページ「山口学芸大学　3 つのポリシー」	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-1-5】	山口学芸大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	山口学芸大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-7】	山口学芸大学履修方法に関する規程	
【資料 3-1-8】	講義概要（平成 30（2018）年度）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-9】	2018 年度学年暦・行事予定（平成 30（2018）年度）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	カリキュラム等検討委員会議事録	
【資料 3-2-2】	企画・IR 委員会議事録	
【資料 3-2-3】	Campus Guide –学生ハンドブック-（平成 30（2018）年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-4】	オリエンテーション実施要項・プログラム	
【資料 3-2-5】	山口学芸大学ホームページ「山口学芸大学　3 つのポリシー」	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-2-6】	Campus Guide-学生ハンドブック-（大学院）（平成 30（2018）年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-7】	Campus Guide –学生ハンドブック-（平成 30（2018）年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-8】	授業参観報告書（サンプル）	
【資料 3-2-9】	FD・SD 研修会実施状況	
【資料 3-2-10】	授業改善報告書（サンプル）	【資料 2-6-2】と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	授業に関するアンケート（平成 29（2017）年度）	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-2】	学生生活に関するアンケート（平成 29（2017）年度）	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-3-3】	授業時間外の学修に関する調査（平成 29（2017）年度）	
【資料 3-3-4】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学 GPA 制度運用規程	
【資料 3-3-5】	山口学芸大学 GPA 一覧（サンプル）	
【資料 3-3-6】	教務委員会議事録	
【資料 3-3-7】	免許・資格取得一覧	
【資料 3-3-8】	授業改善報告書（サンプル）	【資料 2-6-2】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	山口学芸大学学長選考規程	
【資料 4-1-2】	山口学芸大学就業規則	
【資料 4-1-3】	宇部学園組織規程	
【資料 4-1-4】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学企画・IR 委員会規程	

【資料 4-1-5】	山口学芸大学教授会規程	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 4-1-6】	山口学芸大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-7】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学運営委員会規程	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 4-1-8】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学事務組織規則	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 4-1-9】	山口学芸大学組織図	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	山口学芸大学就業規則	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-2-2】	教員資格審査基準内規	
【資料 4-2-3】	山口学芸大学・山口芸術短期大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-4】	大学リーグやまぐち主催事業・事業報告書（平成 29（2017）年度）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	山口学芸大学・山口芸術短期大学 FD・SD 委員会規程	【資料 4-2-3】と同じ
【資料 4-3-2】	大学リーグやまぐち主催事業・事業報告書（平成 29（2017）年度）	【資料 4-2-4】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費取扱規則	
【資料 4-4-2】	山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為防止等に関する規程	
【資料 4-4-3】	山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費事務取扱規程	
【資料 4-4-4】	公的研究費の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-5】	平成 29 年度教育・研究に関する学内研修会（平成 29（2017）年度）	
【資料 4-4-6】	設備充実計画集計表（平成 28（2016）年度～平成 30（2018）年度）	
【資料 4-4-7】	山口学芸大学・芸術短期大学における研究に係る取扱いに関する規程	
【資料 4-4-8】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学における外部資金受入れに係る間接経費の取扱いに関する規程	
【資料 4-4-9】	山口学芸大学・山口芸術短期大学における共同研究取扱規程	
【資料 4-4-10】	山口学芸大学・山口芸術短期大学における受託研究取扱規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人宇部学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人宇部学園組織規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-1-3】	山口学芸大学就業規則	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-1-4】	山口学芸大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-5】	山口学芸大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-6】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学運営委員会規程	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 5-1-7】	山口学芸大学教授会規程	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-1-8】	宇部学園経営改善計画	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 5-1-9】	宇部学園経営改善計画実施管理表	
【資料 5-1-10】	節電啓発文書（学生及び教職員向け）	
【資料 5-1-11】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学ハラスメントの防止等に関する規則	【資料 2-4-2】と同じ
【資料 5-1-12】	学内常設委員会（平成 30（2018）年度）	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 5-1-13】	山口学芸大学育児・介護休業等に関する規則	

【資料 5-1-14】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学消防計画	
【資料 5-1-15】	防災訓練実施要項（平成 29（2017）年度）	
【資料 5-1-16】	学校法人宇部学園在学生等の個人情報保護に関する規則	
【資料 5-1-17】	山口学芸大学学生の個人情報保護に関する細則	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人宇部学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	理事・評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人宇部学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人宇部学園組織規程	【資料 5-1-2】と同じ
【資料 5-3-3】	山口学芸大学就業規則	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-3-4】	山口学芸大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-3-5】	山口学芸大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-3-6】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学運営委員会規程	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 5-3-7】	山口学芸大学教授会規程	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-3-8】	山口学芸大学大学院教育学研究科委員会運営規程	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 5-3-9】	学内常設委員会（平成 30（2018）年度）	【資料 2-2-1】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	宇部学園経営改善計画	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 5-4-2】	教職員説明会資料	
【資料 5-4-3】	宇部学園経営改善計画　財務計画	
【資料 5-4-4】	平成 30 年度資金収支予算書（大学）	
【資料 5-4-5】	事業計画書（平成 30（2018）年度）	
【資料 5-4-6】	宇部学園施設耐震化計画	【資料 2-5-7】と同じ
【資料 5-4-7】	事業活動収支計算書（大学全体）（平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人宇部学園経理規程	
【資料 5-5-2】	平成 29 年度資金収支第 1 次・2 次補正予算書（大学）	
【資料 5-5-3】	平成 30 年度資金収支予算書（大学）	【資料 5-4-4】と同じ
【資料 5-5-4】	平成 30 年度設備充実計画	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	山口学芸大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	山口学芸大学自己点検・評価規程	
【資料 6-1-3】	山口学芸大学自己点検・評価報告書（平成 29（2017）年度）	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	山口学芸大学自己点検・評価報告書（平成 29（2017）年度）	【資料 6-1-3】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	事業計画書（平成 30（2018）年度）	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-3-2】	事業報告書（平成 29（2017）年度）	【資料 F-7】と同じ

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 教育活動における地域社会との連携		

【資料 A-1-1】	山口市と山口学芸大学及び山口芸術短期大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-2】	大学間連携共同教育推進事業に関する協定書	
【資料 A-1-3】	やまぐち未来創生人材育成・定着促進事業の実施に関する協定書	
【資料 A-1-4】	山口学芸大学・山口芸術短期大学における教育職員免許状更新講習規則	
【資料 A-1-5】	山口学芸大学・山口芸術短期大学における教育職員免許状更新講習講習料規則	
【資料 A-1-6】	山口学芸大学・山口芸術短期大学教育職員免許状更新講習実行委員会要項	
【資料 A-1-7】	山口学芸大学・山口芸術短期大学教職課程委員会規則	
【資料 A-1-8】	平成 30 年度山口学芸大学教員免許状更新講習のご案内	
【資料 A-1-9】	山口学芸大学教員免許状更新講習履修認定者数	
【資料 A-1-10】	教育・保育支援センター紹介パンフレット	
【資料 A-1-11】	教育・保育支援センター夏期講座パンフレット	
【資料 A-1-12】	講師派遣依頼（平成 27（2015）～平成 29（2017）年度）	
【資料 A-1-13】	基礎デザイン課外ゼミパンフレット	
【資料 A-1-14】	Kids デザイン&えいご教室実施要項	

Ⅲ　平成 30 年度　再評価　評価結果

1 愛国学園大学

Ⅰ　再評価結果

【判定】

再評価の結果、愛国学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

平成 28(2016)年度の認証評価において、基準項目 2-1「学生の受入れ」については、大学全体の収容定員充足率が 0.5 倍を大きく下回っていることから、適切な学生受入れ数の維持が行われているとはいえず、抜本的な改善が必要であり、基準項目を満たしていないとし、基準 2「学修と教授」を満たしていないとした。

しかしながら、この基準を満たしていないと判断した要因となる事項については 1 年以内に改善が可能と判断したので、再評価の結果を待って最終的に判定することとし、大学の総合的な判断を保留とした。

平成 30(2018)年度に基準 2 の基準項目 2-1 について、平成 28(2016)年度の認証評価時に指摘した改善項目の内容を中心に再評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準２．学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知
2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

入学者受入れ方針は、「大学案内」「学生募集要項」、ホームページ等に明確に示されており、多くの高等学校へ送付し周知されている。加えて、オープンキャンパスを積極的に活

用し、入試広報委員会の若手メンバーによる大学の概要等の説明を行い、周知を図っている。

入学者の受入れについては、志願者の出願利便性の向上を図るために多様な入試制度を実施しており、実施時期、実施方法について毎年、見直しを行っている。一般入試以外では、面接試験を課し、10 数項目の面接視点から、複数の教員による個人面接により、入学者受入れ方針に沿った学生の受入れを図っている。

大学全体の収容定員充足率は、平成 28(2016)年度の認証評価時に 0.5 倍を大きく下回っていることが確認された。その後、平成 29(2017)年度及び平成 30(2018)年度の入学者は増加し、収容定員充足率は 0.5 倍を上回り、改善されことが確認できた。授業料減免制度や「修学奨励会」の設置などによる学生への経済的支援の充実、高等学校への出前授業などによる大学の情報を提供する努力、また「ホームページ等編集会議」によるホームページの改善等、学生受入れ数維持のためにさまざまな工夫を行っている。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 10(1998)年度
所在地　　千葉県四街道市四街道 1532

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間文化学部	人間文化学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
7 月 24 日	第 1 回評価員会議開催
7 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
8 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9 月 20 日	ヒアリングの実施
	第 2 回評価員会議開催
平成 31(2019)年　2 月 2 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書（付：電子媒体）
・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）

・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人愛国学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内 2019	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	愛国学園大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 31 年度学生募集要項、2019 年度外国人留学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	履修案内 2018	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	愛国学園大学・学校法人愛国学園規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人愛国学園役員名簿、理事会・評議員会の開催状況、学校法人愛国学園理事会議事録、学校法人愛国学園評議員会議事録	
【資料 F-11】	自己点検評価書（再評価）の作成に関わる担当者一覧（基準項目ごとの責任者及び担当者がわかるもの）	
	平成 30 年度再評価 愛国学園大学 自己点検評価書（再評価）作成における体制一覧	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学案内 2019	資料 F-2 に同じ
【資料 2-1-2】	平成 31 年度学生募集要項、2019 年度外国人留学生募集要項	資料 F-4 に同じ
【資料 2-1-3】	大学ホームページ http://www.aikoku-u.ac.jp/「大学概要」中「教育方針」	
【資料 2-1-4】	履修案内 2018 冒頭「教育方針」	資料 F-5 に同じ
【資料 2-1-5】	大学案内 2019	資料 F-2 に同じ
【資料 2-1-6】	大学ホームページ http://www.aikoku-u.ac.jp/「大学概要」中「教育方針」	資料 2-1-3 に同じ
【資料 2-1-7】	平成 31 年度学生募集要項、2019 年度外国人留学生募集要項	資料 F-4 に同じ
【資料 2-1-8】	平成 31 年度学生募集要項、2019 年度外国人留学生募集要項	資料 F-4 に同じ
【資料 2-1-9】	平成 29（2017）年度オープンキャンパス・プログラム 平成 30（2018）年度オープンキャンパス・ポスター	

【資料 2-1-10】	愛国中学・高等学校なでしこ祭 2017 プログラム	
【資料 2-1-11】	内部高等学校進学説明会等一覧	
【資料 2-1-12】	総務委員会ホームページ等編集会議の設置について(学長裁定)	
【資料 2-1-13】	留学生の皆さんへ	
【資料 2-1-14】	日本語学校主催説明会参加状況	
【資料 2-1-15】	外国人学生のための進学説明会	
【資料 2-1-16】	外国人留学生対象会場形式進学相談会	
【資料 2-1-17】	28･29 年度オープン・キャンパス参加者数	
【資料 2-1-18】	平成 29 年度私立大学等経常費補助金　学校別交付額一覧 （該当部分）	
【資料 2-1-19】	履修案内 2018 冒頭「教育方針」	資料 F-5 に同じ
【資料 2-1-20】	愛国学園大学学則 別表 1 教育課程	資料 F-3 に同じ
【資料 2-1-21】	将来計画を目指して	
【資料 2-1-22】	学校訪問小委員会報告	
【資料 2-1-23】	新聞広告コピー　朝日・東京新聞	
【資料 2-1-24】	JR 線車内広告	
【資料 2-1-25】	オープンキャンパス・ファイル	
【資料 2-1-26】	愛国学園大学外国人留学生規程（第 10 条） 愛国学園大学外国人留学生授業料減免の取扱いに関する内規	
【資料 2-1-27】	愛国学園大学修学奨励会会則	
【資料 2-1-28】	愛国学園大学修学奨励会奨学金給付規程 愛国学園大学修学奨励会報奨金支給規程	
【資料 2-1-29】	30 年度愛国学園大学修学奨励会収支予算書 29 年度愛国学園大学修学奨励会決算報告書及び事業報告書	

2 松蔭大学

Ⅰ　再評価結果

【判定】

再評価の結果、松蔭大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているとは認められない。

Ⅱ　総評

平成 28(2016)年度の認証評価において、基準項目 2-1「学生の受入れ」については、大学全体の収容定員に対する在籍学生数に大幅な未充足の状況が続いており、抜本的な改善が必要であり、基準項目を満たしていないとし、基準 2「学修と教授」を満たしていないとした。また、基準項目 3-3「大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ」については、学校教育法及び関連規則等の改正に対応した学内規則の見直し・整備をしていないなど大学運営に係る重要な法令が遵守されておらず、また大学の意思決定に係る権限と責任の明確性及び機能性が確保されていないことから基準項目を満たしていないとし、基準 3「経営・管理と財務」を満たしていないとした。

しかしながら、この基準を満たしていないと判断した要因となる事項については 1 年以内に改善が可能であると判断したので､再評価の結果を待って最終的に判定することとし、大学の総合的な判断を保留とした。

平成 30(2018)年度に基準 2 の基準項目 2-1 及び基準 3 の基準項目 3-3 について、平成 28(2016)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、基準 2 の指摘事項については、平成 29(2017)年度に開設したコミュニケーション文化学部子ども学科以外の 9 学科全てにおいて収容定員充足率が著しく低く、かつ大学全体の収容定員充足率についても 0.5 倍未満となっており、依然として厳しい状態が続いており改善されているとは認めらない。基準 3 の指摘事項については、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に規定する教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、未だ学長によって適切に定め、周知されていないなど、改善されているとは認められない。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準２．学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしていない。

【理由】

アドミッション・ポリシーは学部・学科・研究科ごとに設定されホームページ等に明確に示されており、アドミッション・ポリシーに従い多様な入学者選抜を実施し、公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用している。

また、入試問題は当該年度の当初に学長が委嘱した作問担当者が作成し、担当の入試委員がこの点検に当たるなど適正に行っている。

平成 28(2016)年度の認証評価時に指摘された収容定員の大幅な未充足について、学科ごとに収容定員充足率は異なるが、平成 29(2017)年度に開設したコミュニケーション文化学部子ども学科以外の 9 学科全てにおいて収容定員充足率が 0.7 倍を下回っており、かつ大学全体での収容定員充足率が 0.5 倍を下回っており、改善の兆しは見られない。また、コミュニケーション文化学部子ども学科も入学定員を大幅に満たしていない状況であり、今後、更なる抜本的な改革が必要である。

【改善を要する点】

○大学全体での収容定員充足率が 0.5 倍未満となっており、改善を要する。
○平成 29(2017)年度に開設したコミュニケーション文化学部子ども学科を除く全ての学科において、収容定員充足率が 0.7 倍未満となっており、改善を要する。

基準３．経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしていない。

【理由】

大学の意思決定組織については、平成 28(2016)年 4 月から「学長室会議」を設置し、大学の主要メンバーによって諸課題を協議している。また、教授会の前に「評議会」を開催し、教授会の議題など重要事項について協議している。学長は、大学の包括的な責任者として意思決定を行い、リーダーシップを発揮している。

平成 28(2016)年度の認証評価時に指摘された大学運営において遵守すべき法令に関し、その改正に対応した学内規則等の見直し・整備がなされていなかったことについて、前回指摘した教授会に関する「改善を要する点」の一部が未だ対応されておらず、学校教育法の趣旨との整合性が保たれているとは言えない。

【改善を要する点】

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定める教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が適切に定め、周知していないので改善を要する。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 16(2004)年度
所在地　　神奈川県厚木市森の里若宮 9-1
　　神奈川県厚木市中町 4-3-1
　　東京都世田谷区北沢 1-22-18

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営文化学部	ビジネスマネジメント学科　経営法学科　金融経済学科
コミュニケーション文化学部	異文化コミュニケーション学科　生活心理学科 日本文化コミュニケーション学科　子ども学科
観光メディア文化学部	観光文化学科　メディア情報文化学科
看護学部	看護学科
経営管理研究科	経営管理専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
7 月 19 日	第 1 回評価員会議開催
7 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
8 月 31 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9 月 25 日	ヒアリングの実施
	第 2 回評価員会議開催
平成 31(2019)年　2 月 5 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書（付：電子媒体）
・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人松蔭学園　寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	松蔭大学　SHOIN　UNIVERSITY　GUIDE BOOK	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	松蔭大学学則　松蔭大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 31 年度（2019 年度）入学試験要項（文系学部・看護学部）・松蔭大学	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生生活の手引き（文系学部）、学生生活ガイド（看護学部）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人松蔭学園　平成 30 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人　松蔭学園　平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	松蔭大学　SHOIN　UNIVERSITY　GUIDE BOOK P74・P77・P78	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	松蔭大学　規則集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人松蔭学園　理事、監事、評議員の名簿、評議委員会開催状況	
【資料 F-11】	自己点検評価書（再評価）の作成に関わる担当者一覧（基準項目ごとの責任者及び担当者がわかるもの）	
	松蔭大学　自己点検評価書（再評価）作成における体制一覧	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	松蔭大学学則　松蔭大学大学院学則	資料 F-3
【資料 2-1-2】	HP 掲載アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-3】	松蔭大学学則　松蔭大学大学院学則	資料 F-3
【資料 2-1-4】	入試委員会議事録・（秋学期日程）	
【資料 2-1-5】	平成 31 年度（2019 年度）入学試験要項（文系学部・看護学部）松蔭大学	資料 F-4
【資料 2-1-6】	HP 新規項目の追加	

【資料 2-1-7】	平成 29 年度　高校訪問（文系 3 学部・子ども学科・看護学部・職員）	
【資料 2-1-8】	出張講義・出前授業	
【資料 2-1-9】	平成 30 年度募集　オープンキャンパス参加状況・チラシ	
【資料 2-1-10】	平成 30 年度募集　進学相談会	
【資料 2-1-11】	2018　松蔭大学説明会出席者・タイムスケジュール	
【資料 2-1-12】	保育士養成奨励制度（神奈川県・横浜市・川崎市・厚木市・東京都）	
【資料 2-1-13】	松蔭大学　SHOIN UNIVERSITY GUIDEBOOK	資料 F-2
【資料 2-1-14】	学生相談室　平成 29 年度「欠席の多い学生」「退学予定者」の対策についての報告	
【資料 2-1-15】	平成 29 年度生　内定企業名等一覧表	
【資料 2-1-16】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年）	表 2-1
【資料 2-1-17】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	表 2-2
【資料 2-1-18】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年）	表 2-1
【資料 2-1-19】	定例教授会議事録要旨（平成 30 年 5 月 17 日）・収容定員変更	
【資料 2-1-20】	松蔭大学学生募集の入学者増員計画資料	
【資料 2-1-21】	大学中期 5 ヶ年計画による抜本的重点政策	
【資料 2-1-22】	入学実績のある神奈川、東京エリアの高等学校の分布状況	
【資料 2-1-23】	平成 29 年度入学試験作問・担当者一覧	
【資料 2-1-24】	看護学部入試委員会　過去 4 年間の入学・在籍・留年・退学者数（平成 30 年 4 月 1 日現在）	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	別冊 規則集 松蔭大学「学則」	資料　F-9
【資料 3-3-2】	別冊 規則集 松蔭大学「教授会規則」	資料　F-9
【資料 3-3-3】	別冊 規則集 松蔭大学「事務組織及び事務分掌規則」	資料　F-9

3 筑紫女学園大学

Ⅰ　再評価結果

【判定】

再評価の結果、筑紫女学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

平成 28(2016)年度の認証評価において、基準項目 3-1「経営の規律と誠実性」、基準項目 3-2「理事会の機能」、基準項目 3-3「大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ」及び基準項目 3-4「コミュニケーションとガバナンス」については、学校教育法及び関連規則等の改正に対応した学内規則の見直し・整備をしていないなど大学運営に係る重要な法令が遵守されておらず、また、大学の意思決定に係る権限と責任の明確性及び機能性が確保されていないことから基準項目を満たしていないとし、基準 3「経営・管理と財務」を満たしていないとした。

しかしながら、この基準を満たしていないと判断した要因となる事項については 1 年以内に改善が可能であると判断したので､再評価の結果を待って最終的に判定することとし、大学の総合的な判断を保留とした。

平成 30(2018)年度に基準 3 の基準項目 3-1、3-2、3-3、3-4 について、平成 28(2016)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準３．経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3－1　経営の規律と誠実性

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

組織倫理に関する諸規則を整備し、それに基づく運営が行われている。「学園中期計画（筑女プラン 2017）」を定め、大学の使命・目的を実現するための継続的な努力がなされている。

「危機管理規則」を制定し危機管理体制を整備している。省エネルギーに取組み、環境への配慮を行うとともに、人権及びハラスメントに対しては規則を整備し、研修会を開催するなど意識の向上に努めている。教育情報及び財務などの経営情報は、大学のホームページ等に適切に公表されている。

評議員会に対する決算及び事業の実績の報告並びに意見聴取が会計年度終了後 2 か月以内に行われていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 28(2016)年度の決算及び事業の実績について、平成 29(2017)年 5 月 26 日開催の評議員会において私立学校法の定めの通り報告及び意見聴取が行われ、改善されたことが確認できた。

学長の職務等に関する学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に対応した学内規則が適切に定められていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 3 月に関係法令の改正に対応した学内規則等の見直し・整備が行われ、改善されたことが確認できた。

寄附行為の役員の任期に関する条項について、併設短期大学の廃止に伴う変更がなされていないことが、認証評価時に確認された。その後、文部科学省に対し寄附行為の変更認可申請を行い、平成 30(2018)年 2 月 5 日付で寄附行為の変更が認可され、改善されたことが確認できた。

3－2　理事会の機能

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為において、理事会は法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督すると定め、法人の業務決定機関として位置付けている。

日常的な業務の意思決定を行うため、常勤の理事によって構成される常任理事会を設置し、一定の権限を委任して迅速な意思決定が行える体制を整備している。

理事会において決算及び事業の実績が会計年度終了後 2 か月以内に作成されていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 28(2016)年度の決算及び事業の実績について、平成 29(2017)年 5 月 26 日開催の理事会において審議・決定され、改善されたことが確認できた。

理事会における理事及び評議員の選任について、寄附行為の定めの通りに運用されてい

ないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 3 月 6 日開催の理事会において寄附行為の定めの通り理事及び評議員の選任が行われ、改善されたことが確認できた。

「学長選任規程」に定める学長辞任の承認が理事会の審議・決定を経ずに行われていたことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 3 月 15 日開催の理事会において当該学長の平成 28(2016)年 7 月 31 日付辞任の承認について審議・決定され、改善されたことが確認できた。

「管理運営規則」に定める学長代行の指名が理事会の審議・決定を経ずに行われていたことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 3 月 15 日開催の理事会において平成 28(2016)年 8 月 1 日付就任として当該学長代行の指名が審議・決定され、改善されたことが確認できた。

3－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の教学運営全般の基本的重要事項を審議する機関として大学執行部会議、教育研究に関する事項の審議機関として教授会及び研究科委員会が設置されている。

学長がリーダーシップを発揮するため、学長を補佐する職として副学長及び事務長を置いている。

教授会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項について学長が適切に定めていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 3 月に「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規」を制定し、改善されたことが確認できた。

学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 3 月に学生の懲戒手続きを定めた「学生懲戒規程」を制定し、改善されたことが確認できた。

学長辞任後、後任の学長が「学長選任規程」に従い速やかに選任されていないことが、認証評価時に確認された。その後、「学長選任規程」を廃止、新たに制定した「学長選任規則」及び寄附行為にのっとり、平成 29(2017)年 6 月 19 日に開催された理事会において学長が選任され、改善されたことが確認できた。

3－4　コミュニケーションとガバナンス

3-4-①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人及び大学の各管理運営機関と各部門間の連携については、常任理事会、大学執行部会議及び学園事務局会議を定期的に開催することによりコミュニケーションを図り、意思決定の円滑化を目指している。

理事長及び学長がリーダーシップを発揮できる体制は各会議体を通じて整備され、教職員の提案をくみ上げる仕組みが整っている。

法令に定める決算等についての評議員会への報告・意見聴取、寄附行為に基づく理事・評議員の選任及び法令改正に対応した学内規則の整備等、法人の業務執行の状況を点検していないなど、監事の職務が適切に執行されていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 30(2018)年 6 月 1 日付けの組織改編において監査支援室を設置し、監事の補佐体制を整備したほか、監事 2 人による監事会の開催や監事監査計画に基づく監事監査の実施など、監事の職務が適切に執行されていることが確認できた。

寄附行為にのっとり評議員の欠員補充ができていないことが､認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 5 月 26 日開催の理事会において欠員の選任が行われ、改善されたことが確認できた。

理事会及び評議員会の議事録が適時・適切に作成されていないことが、認証評価時に確認された。その後、理事会及び評議員会の議事録の作成については、概ね改善されていることが確認できた。

寄附行為にのっとり理事会議事録の署名押印が適切になされていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 4 月 24 日開催の理事会以降、寄附行為の規定に従い運用され、改善されたことが確認できた。

Ⅳ　大学の概況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 63(1988)年度
所在地　　福岡県太宰府市石坂 2-12-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	日本語・日本文学科　英語学科　アジア文化学科　英語メディア学科※
人間科学部	人間科学科
現代社会学部	現代社会学科

人間科学研究科	人間科学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 30(2018)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 10 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 5 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9 月 27 日	ヒアリングの実施
	第 2 回評価員会議開催
平成 31(2019)年　2 月 5 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書（付：電子媒体）
・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル 該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人筑紫女学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	筑紫女学園大学　大学案内 2018 筑紫女学園大学　大学院案内 2018	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	筑紫女学園大学学則、筑紫女学園大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要項	
	平成 30 年度　筑紫女学園大学入学試験要項（推薦入試、一般入試、大学入試センター利用入試、センタープラス型入試）、平成 30 年度　筑紫女学園大学入学試験要項（特別入学試験、編入学試験）、平成 30 年度　筑紫女学園大学大学院入学試験要項（一般入試、社会人入試、外国人留学生入試、学内進学入試）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 29 年度　筑紫女学園大学　学生便覧、 平成 29 年度　筑紫女学園大学大学院　学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年度　事業計画	

【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度　事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ（ホームページ）、Campus Map	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	平成 30 年 5 月 1 日時点の学内諸規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人筑紫女学園役員 理事会の開催日時、議題一覧、理事・監事個別の出席、意思表示書提出（委任）状況又は欠席の状況	
【資料 F-11】	自己点検評価書（再評価）の作成に関わる担当者一覧（基準項目ごとの責任者及び担当者がわかるもの）	
	自己点検評価書（再評価）作成における体制一覧	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	筑女プラン 2017　ポータルサイト「建学の精神/校訓/使命/将来ビジョン/行動規範」	
【資料 3-1-2】	筑女プラン 2017　ポータルサイト「大学の使命/到達目標/平成 28 年度事業計画書」	
【資料 3-1-3】	学校法人筑紫女学園就業規則	
【資料 3-1-4】	学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則	
【資料 3-1-5】	学校法人筑紫女学園教職員倫理綱領	
【資料 3-1-6】	学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 3-1-7】	学校法人筑紫女学園個人情報保護規程	
【資料 3-1-8】	学校法人筑紫女学園公益通報に関する規程	
【資料 3-1-9】	筑紫女学園大学研究倫理規範	
【資料 3-1-10】	『学園中期計画（筑女プラン 2017）ガイドブック』	
【資料 3-1-11】	筑紫女学園改革指針	
【資料 3-1-12】	学校法人筑紫女学園危機管理規則	
【資料 3-1-13】	筑紫女学園大学危機対策本部規程	
【資料 3-1-14】	学校法人筑紫女学園法人本部事務局危機対策本部規程	
【資料 3-1-15】	太宰府キャンパス衛生委員会規程	
【資料 3-1-16】	筑紫女学園大学消防計画	
【資料 3-1-17】	防災・防火管理体制有資格者及び受講計画	
【資料 3-1-18】	筑紫女学園大学人権委員会内規	
【資料 3-1-19】	『白色白光』	
【資料 3-1-20】	平成 29 年度人権講演会案内	
【資料 3-1-21】	学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程	資料 3-1-6 と同じ
【資料 3-1-22】	『ハラスメント防止に関するリーフレット』	
【資料 3-1-23】	平成 29 年度教職員研修会	
【資料 3-1-24】	筑紫女学園大学ホームページ（情報公表）	
【資料 3-1-25】	学校法人筑紫女学園財務情報の公開に関する規則	
【資料 3-1-26】	『筑紫女学園報』No.93 (p.17 ~ p.18)	
【資料 3-1-27】	『進路選択支援ガイド』(p.15 ~ p.18)	
【資料 3-1-28】	平成 29(2017)年 5 月 26 日第 1 回評議員会議事録	
【資料 3-1-29】	筑紫女学園大学教授会規程	

【資料 3-1-30】	筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程	
【資料 3-1-31】	教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規	
【資料 3-1-32】	研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規	
【資料 3-1-33】	筑紫女学園大学学生懲戒規程	
【資料 3-1-34】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1
【資料 3-1-35】	学校法人筑紫女学園危機管理規則	資料 3-1-12 と同じ
【資料 3-1-36】	筑紫女学園大学危機対策本部規程	資料 3-1-13 と同じ
【資料 3-1-37】	学校法人筑紫女学園法人本部事務局危機対策本部規程	資料 3-1-14 と同じ
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1
【資料 3-2-2】	「意思表示書」	
【資料 3-2-3】	学校法人筑紫女学園役員	資料 F-10
【資料 3-2-4】	学校法人筑紫女学園常任理事会規則	
【資料 3-2-5】	平成29(2017)年3月15日理事会議事録及び添付資料２	
【資料 3-2-6】	筑紫女学園大学学長選任規則	
【資料 3-2-7】	筑紫女学園大学学長候補者選考委員会設置規程	
【資料 3-2-8】	筑紫女学園大学学長候補者選考委員会設置規程施行細則	
【資料 3-2-9】	平成 29(2017)年 5 月 26 日第 1 回評議員会議事録	資料 3-1-28 と同じ
【資料 3-2-10】	平成 29(2017)年 3 月 6 日理事会議事録	
【資料 3-2-11】	平成 29(2017)年 3 月 15 日理事会議事録	資料 3-2-5 と同じ
【資料 3-2-12】	平成 29(2017)年 3 月 15 日理事会議事録	資料 3-2-5 と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	筑紫女学園大学執行部会議規程	
【資料 3-3-2】	筑紫女学園大学学則　第 41 条	資料 F-3
【資料 3-3-3】	筑紫女学園大学教授会規程	資料 3-1-29 と同じ
【資料 3-3-4】	筑紫女学園大学大学院学則　第 37 条	資料 F-3
【資料 3-3-5】	筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程	資料 3-1-30 と同じ
【資料 3-3-6】	筑紫女学園大学執行部会議規程	資料 3-3-1 と同じ
【資料 3-3-7】	筑紫女学園大学教授会規程	資料 3-1-29 と同じ
【資料 3-3-8】	筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程	資料 3-1-30 と同じ
【資料 3-3-9】	教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規	資料 3-1-31 と同じ
【資料 3-3-10】	研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規	資料 3-1-32 と同じ
【資料 3-3-11】	学校法人筑紫女学園管理運営規則	
【資料 3-3-12】	筑紫女学園大学副学長の権限及び職務に関する規程	
【資料 3-3-13】	学長から副学長に対する校務をつかさどる命令について（平成 29(2017)年 10 月 1 日学長裁定）	
【資料 3-3-14】	学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則	資料 3-1-4 と同じ
【資料 3-3-15】	筑紫女学園大学学生懲戒規程	資料 3-1-33 と同じ
【資料 3-3-16】	筑紫女学園大学学長選任規則	資料 3-2-6 と同じ
【資料 3-3-17】	筑紫女学園大学学長候補者選考委員会設置規程	資料 3-2-7 と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人筑紫女学園常任理事会規則	資料 3-2-4 と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人筑紫女学園事務局会議規程	
【資料 3-4-3】	筑紫女学園大学執行部会議規程	資料 3-3-1 と同じ
【資料 3-4-4】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1

【資料 3-4-5】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1
【資料 3-4-6】	学校法人筑紫女学園役員	資料 F-10
【資料 3-4-7】	監事会議出張命令書	
【資料 3-4-8】	監事研修会出張命令書	
【資料 3-4-9】	監事監査報告書	
【資料 3-4-10】	業務監査記録	
【資料 3-4-11】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1
【資料 3-4-12】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1
【資料 3-4-13】	学校法人筑紫女学園常任理事会規則	資料 3-2-4 と同じ
【資料 3-4-14】	筑紫女学園大学執行部会議規程	資料 3-3-1 と同じ
【資料 3-4-15】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1
【資料 3-4-16】	学校法人筑紫女学園常任理事会規則	資料 3-2-4 と同じ
【資料 3-4-17】	筑紫女学園大学執行部会議規程	資料 3-3-1 と同じ
【資料 3-4-18】	筑紫女学園大学教授会規程	資料 3-1-29 と同じ
【資料 3-4-19】	プロジェクト報告書	
【資料 3-4-20】	平成 29(2017)年度に開催された全ての理事会の議事録	
【資料 3-4-21】	平成 29(2017)年度に開催された全ての評議員会の議事録	
【資料 3-4-22】	平成 29(2017)年度に開催された全ての理事会の議事録	資料 3-4-20 と同じ
【資料 3-4-23】	平成 29(2017)年度に開催された全ての評議員会の議事録	資料 3-4-21 と同じ
【資料 3-4-24】	平成 29(2017)年 12 月 13 日開催常任理事会議事録及び添付資料 7	

平成 30 年度 大学機関別認証評価

評価結果報告書

平成 31 年 3 月
発行　公益財団法人日本高等教育評価機構
〒102-0073
東京都千代田区九段北 4-2-11
第 2 星光ビル 2 階
TEL　03-5211-5131　FAX　03-5211-5132
URL　http://www.jihee.or.jp/